
十日町市立地適正化計画

令和7年3月

十日町市

目次

1 立地適正化計画について	1
1-1 立地適正化計画とは	1
1-2 立地適正化計画の位置づけ	2
1-3 立地適正化計画区域の設定	5
1-4 立地適正化計画の計画期間	5
2 十日町市の現況および課題	6
2-1 都市の概況	6
(1) 位置	6
(2) 自然（気象）	7
(3) 都市計画区域・用途地域	8
2-2 都市の現況	10
(1) 人口等	10
(2) 土地利用	16
(3) 公共交通	26
(4) 都市機能	30
(5) 地価等	38
(6) 災害	41
(7) 財政	45
(8) 都市構造のレーダーチャート	47
(9) 十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査結果のポイント	49
2-3 上位・関連計画	51
(1) 第二次十日町市総合計画後期基本計画（令和3年3月）	51
(2) 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン（平成29年3月、新潟県）	54
(3) 十日町都市計画区域マスタープラン（平成29年3月、新潟県） 川西都市計画区域マスタープラン（平成29年3月、新潟県）	56
(4) 十日町市都市計画マスタープラン（令和7年3月）	59
2-4 課題の整理	63
3 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針	65
3-1 まちづくりの方針	65
3-2 誘導方針	65

目 次

4 誘導区域	66
4-1 誘導区域とは	66
4-2 目指すべき都市骨格構造	67
4-3 都市機能誘導区域・居住誘導区域	68
(1) 都市機能誘導区域	68
(2) 居住誘導区域	68
4-4 誘導区域外のまちづくりの方向性	70
5 誘導施設	72
5-1 誘導施設とは	72
5-2 誘導施設の方向性	73
5-3 各種都市施設の立地状況	74
5-4 誘導施設の設定	75
6 防災指針	78
6-1 防災指針とは	78
(1) 防災指針とは	78
(2) 防災指針で検討する内容	79
(3) 基本的な考え方	80
6-2 ハザード情報の整理	81
(1) 土砂災害警戒区域等	81
(2) 浸水想定区域(想定最大規模)	82
(3) 浸水想定区域(計画規模)	83
(4) 雪崩危険区域	84
(5) ハザード情報を踏まえた誘導区域の考え方	85
6-3 重ね合わせ分析の視点	86
6-4 土砂災害警戒区域等	87
(1) 土砂災害警戒区域等と人口密度	87
(2) 土砂災害警戒区域等と老年人口密度	88
(3) 土砂災害警戒区域等と1階木造住宅分布状況	89
(4) 土砂災害警戒区域等と避難所分布状況	90
(5) 土砂災害警戒区域等と避難路	91
(6) 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況	92
6-5 雪崩危険区域	93
(1) 雪崩危険区域と人口密度	93
(2) 雪崩危険区域と老年人口密度	94
(3) 雪崩危険区域と1階木造住宅分布状況	95
(4) 雪崩危険区域と避難所分布状況	96
(5) 雪崩危険区域と避難路	97
(6) 雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況	98

6-6 その他	99
(1) 大規模盛土造成地の有無の確認	99
6-7 防災・減災に向けた課題	100
6-8 取組方針の検討	101
6-9 取組スケジュールと目標値	102

7 誘導施策 104

7-1 誘導施策の設定	104
7-2 低未利用土地利用等における指針・取組	109
(1) 低未利用土地利用等指針	109
(2) 低未利用土地利用等の取組	109

8 目標値・効果 110

8-1 目標値等の設定に関する基本的な考え方	110
8-2 目標値の設定・期待される効果	110

9 届出制度 113

9-1 居住誘導区域外に関する届出制度	113
9-2 誘導施設に関する届出制度	114

10 計画の効果的な推進 115

10-1 計画の進捗管理	115
--------------	-----

11 参考資料 参考 1

11-1 用語集	参考 1
11-2 都市の現況関連	参考 6
(1) 人口等	参考 6
(2) 土地利用	参考 16
(3) 公共交通	参考 17
(4) 都市機能	参考 21
(5) 災害	参考 29
(6) 財政	参考 30
(7) 十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査の結果概要	参考 32
11-3 防災指針関連	参考 42
(1) 浸水想定区域	参考 42
11-4 目標値・効果関連	参考 47
(1) 目標値の評価方法	参考 47
11-5 策定経緯	参考 48

1 立地適正化計画について

1-1 立地適正化計画とは

わが国では、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されるため、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面および経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法が一部改正され(平成26年8月施行)、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によって、都市部だけでなく農山村地域に暮らす誰もがこれらの生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画です。

本市においても、人口減少が続くとともに、少子高齢化が進行しており、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

こうした背景を踏まえ、本市では、最上位計画である「第二次十日町市総合計画後期基本計画」で掲げた目指すまちの姿・基本方針などに即するとともに、「十日町市都市計画マスタープラン」、「十日町市中心市街地活性化基本計画」等と調和したまちづくりを推進し、本市ならではの持続可能な都市構造を構築していきます。

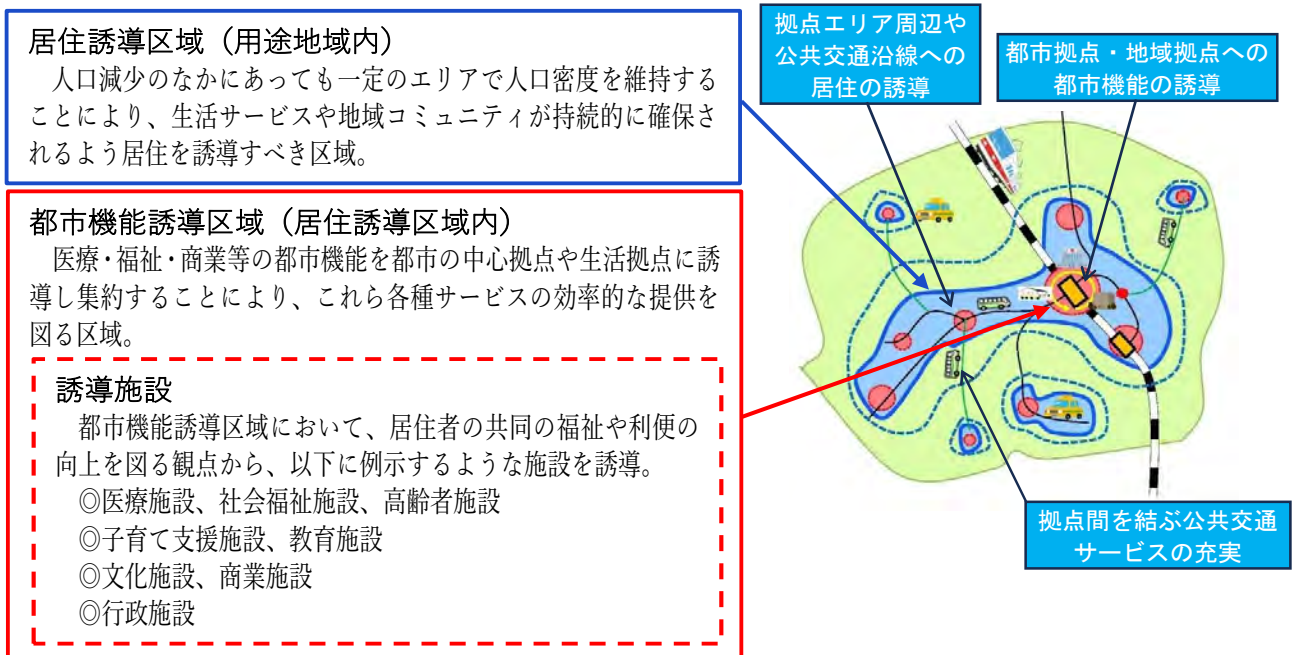


図 立地適正化計画のイメージ

1. 立地適正化計画について

1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープラン等に即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本計画については、以下のとおり「第二次十日町市総合計画後期基本計画」、「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即し、また、「十日町市都市計画マスタープラン」等と調和を保つとともに、各分野の計画と連携した計画として位置づけます。

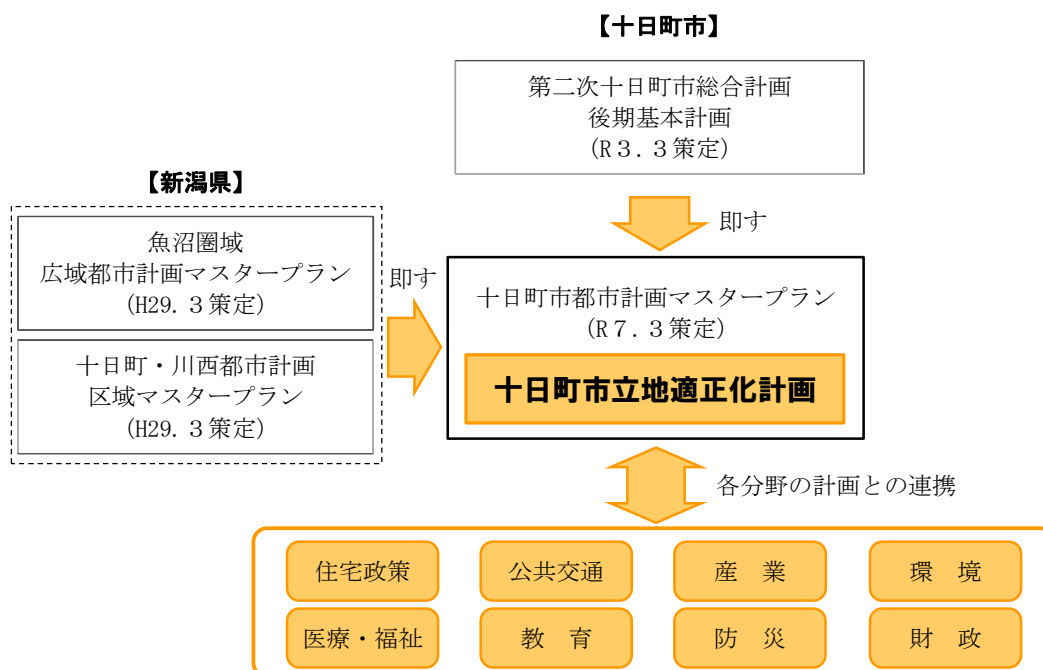


図 十日町市 立地適正化計画の位置づけ

1. 立地適正化計画について

なお、本計画に関連して上位・関連計画に示された、まちづくりの方向性などを以下に整理します。

●今後のまちづくりの方向性

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」では、本計画に関わる基本方針として“活力ある元気なまちづくり”を掲げており、まちなかのみならず、山や里などの各地域も重視したまちづくりを目指しています。

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

- (1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち
- (2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち
- (3) 力強い産業と雇用を育むまち
- (4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち
- (5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

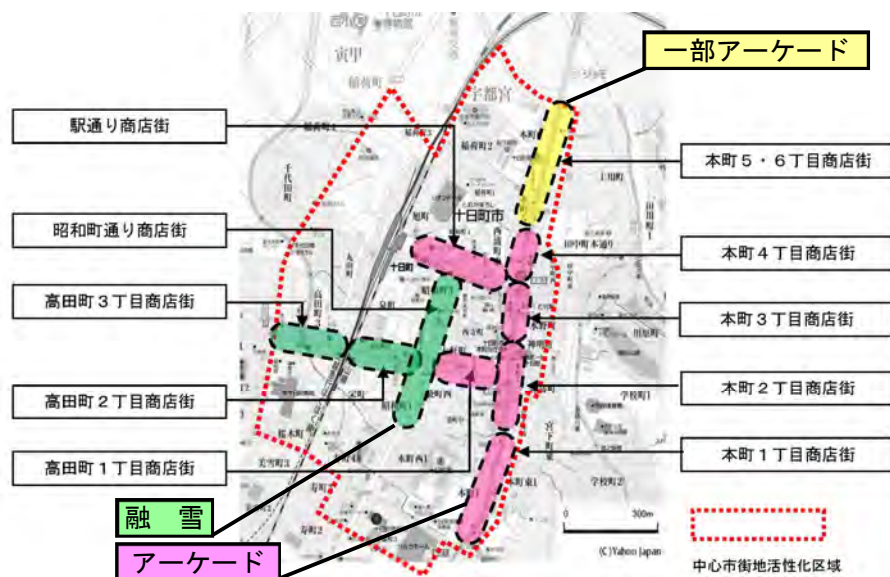


中心市街地活性化の推進、棚田地域・中山間地域等の
地域資源を生かした魅力あるまちづくりを推進

●これまでの中心市街地での取組

総合計画において、今後のまちづくりの方向性が示されるなか、中心市街地では、これまでに賑わい・交流の創出に向けて、商店街の整備が実施されています。

- 中心市街地の商店街では、老朽化したアーケードのリニューアルと道路拡幅による歩道設置に併せた融雪歩道の整備を実施し、快適な歩行空間が確保。
- 全国でも有数な豪雪地域であっても、冬期間でも来街者の利便性と安全が確保。



資料：十日町市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日 第5回変更、十日町市）をもとに作成

図 中心市街地商店街の位置と施設状況

1. 立地適正化計画について

また、中心市街地では、中心市街地活性化計画などにに基づき、これまでに賑わいや交流の創出に寄与する各種施設が整備されています。

- 越後妻有交流館
- 市民活動センター 十じろう
- 市民交流センター 分じろう
- 越後妻有文化ホール・中央公民館 段十ろう

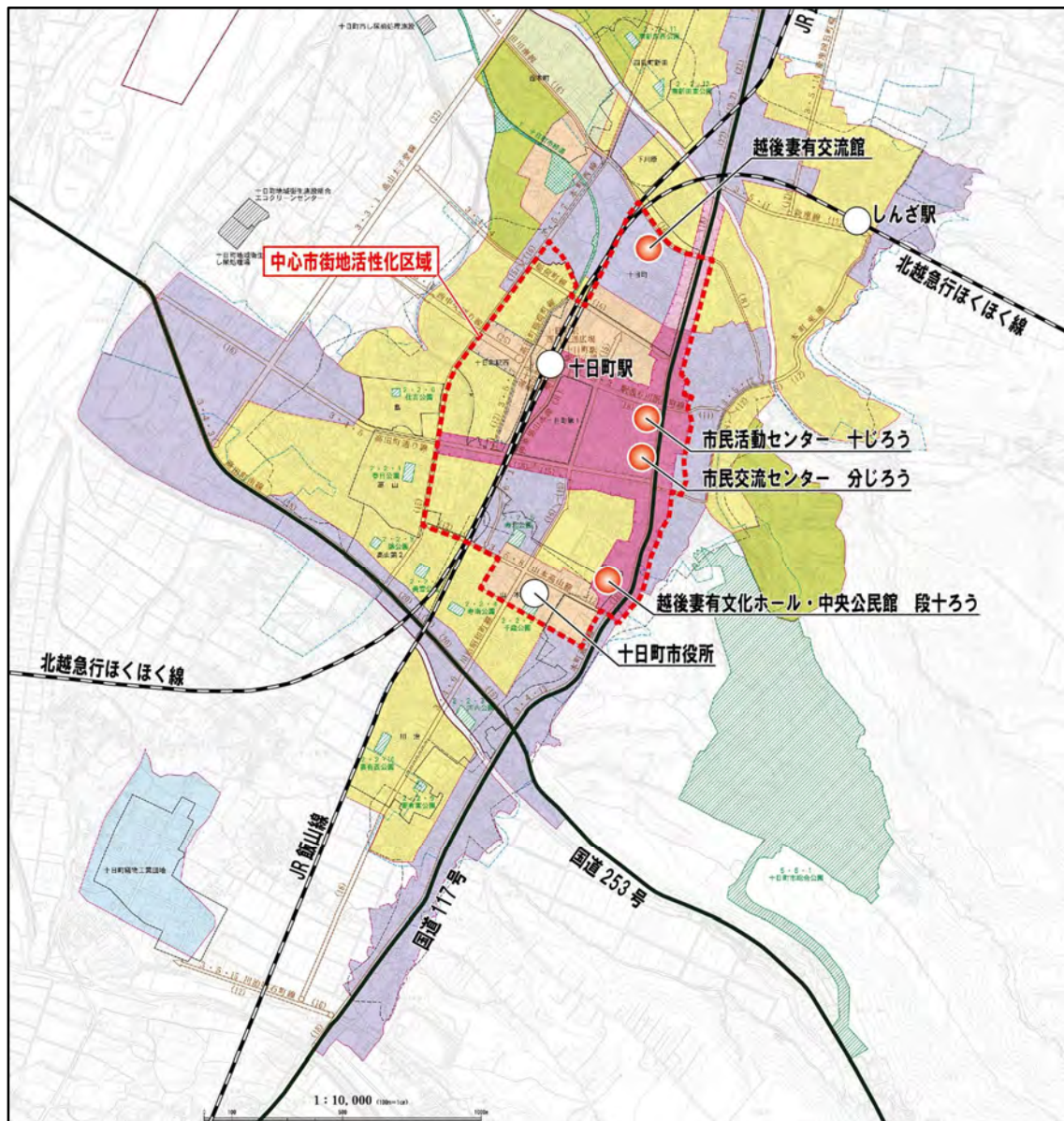


図 中心市街地の交流施設

1. 立地適正化計画について

1-3 立地適正化計画区域の設定

都市計画運用指針では、立地適正化計画の区域について「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。」としています。（第12版都市計画運用指針、令和6年3月、国土交通省）

このことから、本市では、都市計画区域全体（19,545ha）を立地適正化計画区域とします。

なお、本計画は、都市計画区域を対象としますが、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成により、都市計画区域外での生活利便性の確保にも留意した計画とします。

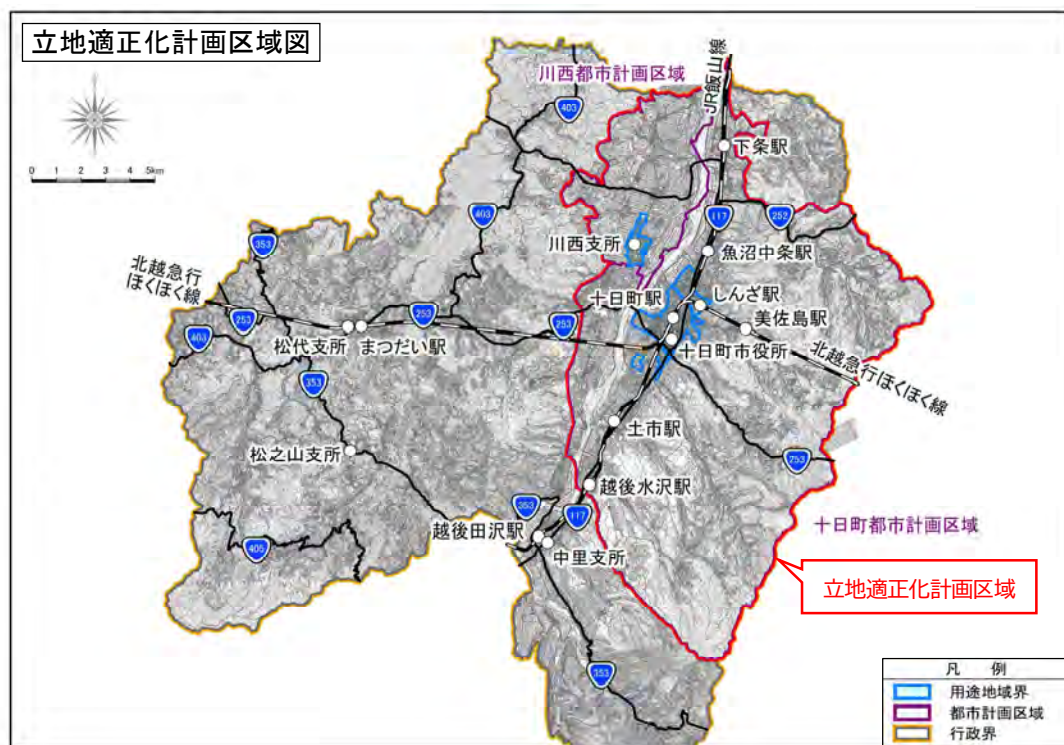


図 十日町市 立地適正化計画区域

1-4 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針では、立地適正化計画について、「一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」としています。

都市計画運用指針の考え方を踏まえ、十日町市立地適正化計画の計画期間は、おおむね20年後の2045年（令和27年）を目標年次とし、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行うものとします。

2. 十日町市の現況および課題

2 十日町市の現況および課題

2-1 都市の概況

(1) 位置

本市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県と接しています。

東京からは約 200 k m、新潟市からは約 100 k mの地点にあります。

市域は、東西は 31.4 k m、南北は 41.1 k mの広がりを持ち、面積は 590.39 k m²となっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なっており、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田などにより美しい農山村の景観を呈しています。

最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高 2,000m級の山岳地帯となっています。

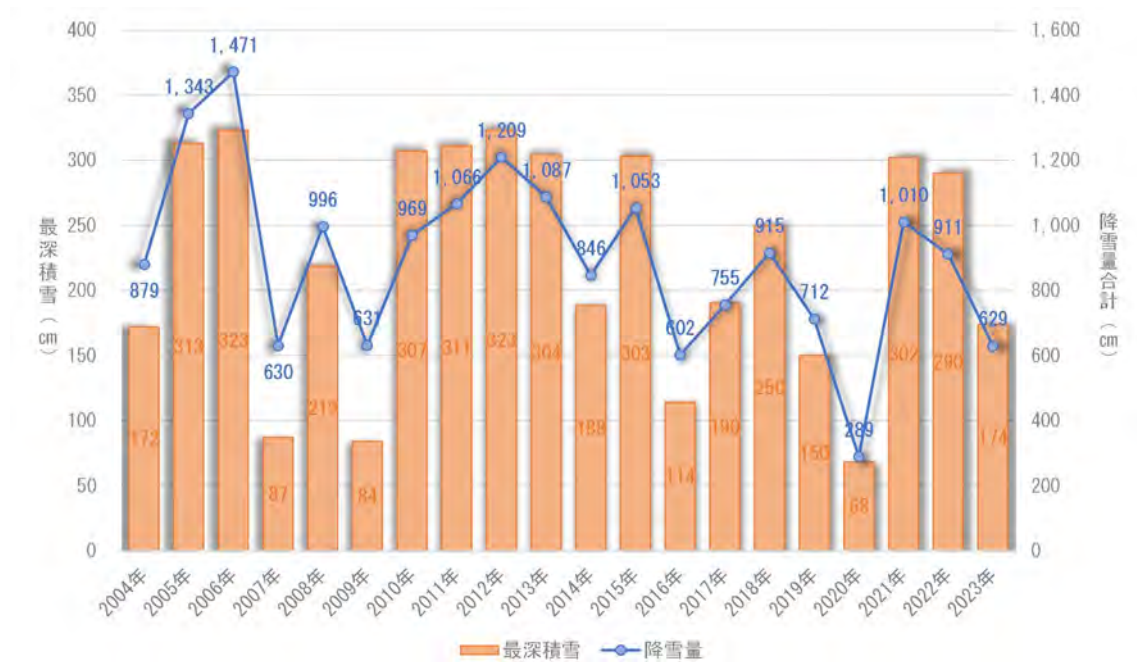


図 十日町市の位置

2. 十日町市の現況および課題

(2) 自然（気象）

本市の2004年から2023年までの降雪量および最深積雪の推移を見ると、各年にばらつきが見られるものの、降雪量・最深積雪が2006年で1,471 cm・323 cm、2005年で1,343 cm・313 cm、2012年で1,209 cm・323 cmと、多い年では降雪量が1,000 cm、最深積雪が300 cmを超えており、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯にも指定された日本有数の豪雪地域であることがわかります。



※各年 8/1～翌年の 7/31 を対象とした数値

※2021 年は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの）

資料：気象庁

図 降雪量と最深積雪の推移

2. 十日町市の現況および課題

(3) 都市計画区域・用途地域

本市の都市計画区域面積は 19,545ha（十日町都市計画区域：16,895 ha、川西都市計画区域：2,650 ha）です。また、用途地域面積は 640ha（十日町都市計画区域：530ha、川西都市計画区域：110ha）であり、住居系 4 地域、商業系 2 地域、工業系 2 地域が指定されています。

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（十日町都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	16,895	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	57	10.8	60	150
第2種中高層住居専用地域	10	1.9	60	150
第1種住居地域	200	37.8	60	200
第2種住居地域	22	4.2	60	200
	7.6	1.4	60	300
準住居地域	—	—	—	—
（住居系計）	297	56.0	—	—
近隣商業地域	4.0	0.8	80	200
商業地域	34	6.4	80	400
（商業系計）	38	7.2	—	—
準工業地域	174	32.8	60	200
工業地域	21	4.0	60	200
工業専用地域	—	—	—	—
（工業系計）	195	36.8	—	—
用途地域	530	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（川西都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	2,650	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	27	24.5	60	200
第2種中高層住居専用地域	31	28.2	60	200
第1種住居地域	5.0	4.5	60	200
第2種住居地域	27	24.5	60	200
準住居地域	—	—	—	—
（住居系計）	90	81.7	—	—
近隣商業地域	11	10.0	80	200
商業地域	—	—	—	—
（商業系計）	11	10.0	—	—
準工業地域	9.1	8.3	60	200
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
（工業系計）	9	8.3	—	—
用途地域	110	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

2. 十日町市の現況および課題

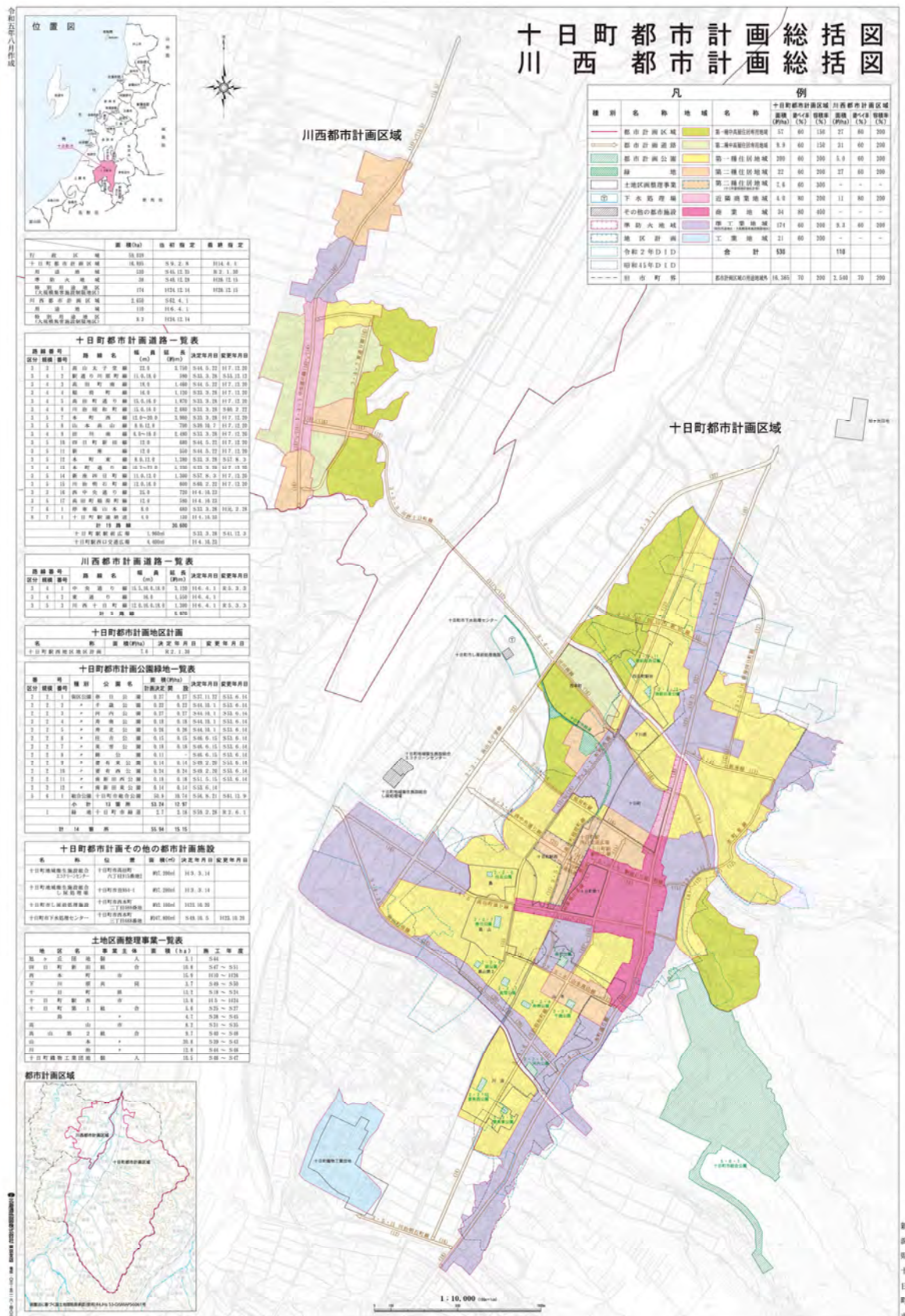


図 都市計画総括図

2. 十日町市の現況および課題

2-2 都市の現況

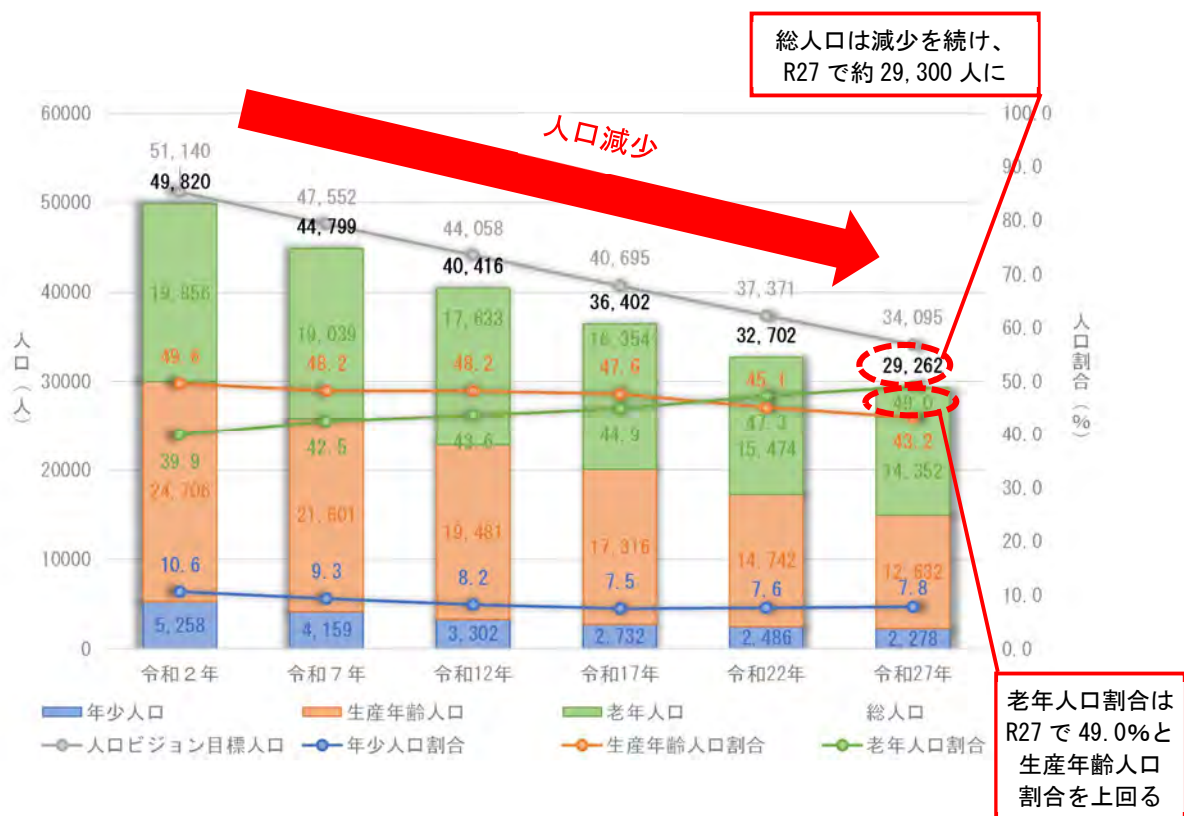
(1) 人口等

1) 将来推計人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）の将来推計人口（令和5年公表（令和2年国勢調査ベース））によれば、本市の人口は、令和27年に29,262人（令和2年比で41.3%減）まで減少することが見込まれています。

また、年齢3区分別人口では、令和2年に年少人口（0～14歳）割合10.6%、生産年齢人口（15～64歳）割合49.6%、老年人口（65歳以上）割合39.9%であったのが、令和27年には年少人口割合7.8%、生産年齢人口割合43.2%、老年人口割合49.0%と、今後も少子高齢化が進行し、令和27年には人口の約1/2が65歳以上の高齢者となり、老年人口割合が生産年齢人口割合を上回ることが推計されています。

一方、第2期十日町市人口ビジョンでは、子育て支援や結婚支援の充実、移住・定住の促進などに取り組むことにより、本市の目標人口を、令和27年に34,095人（令和2年比で33.3%減）と設定しています。

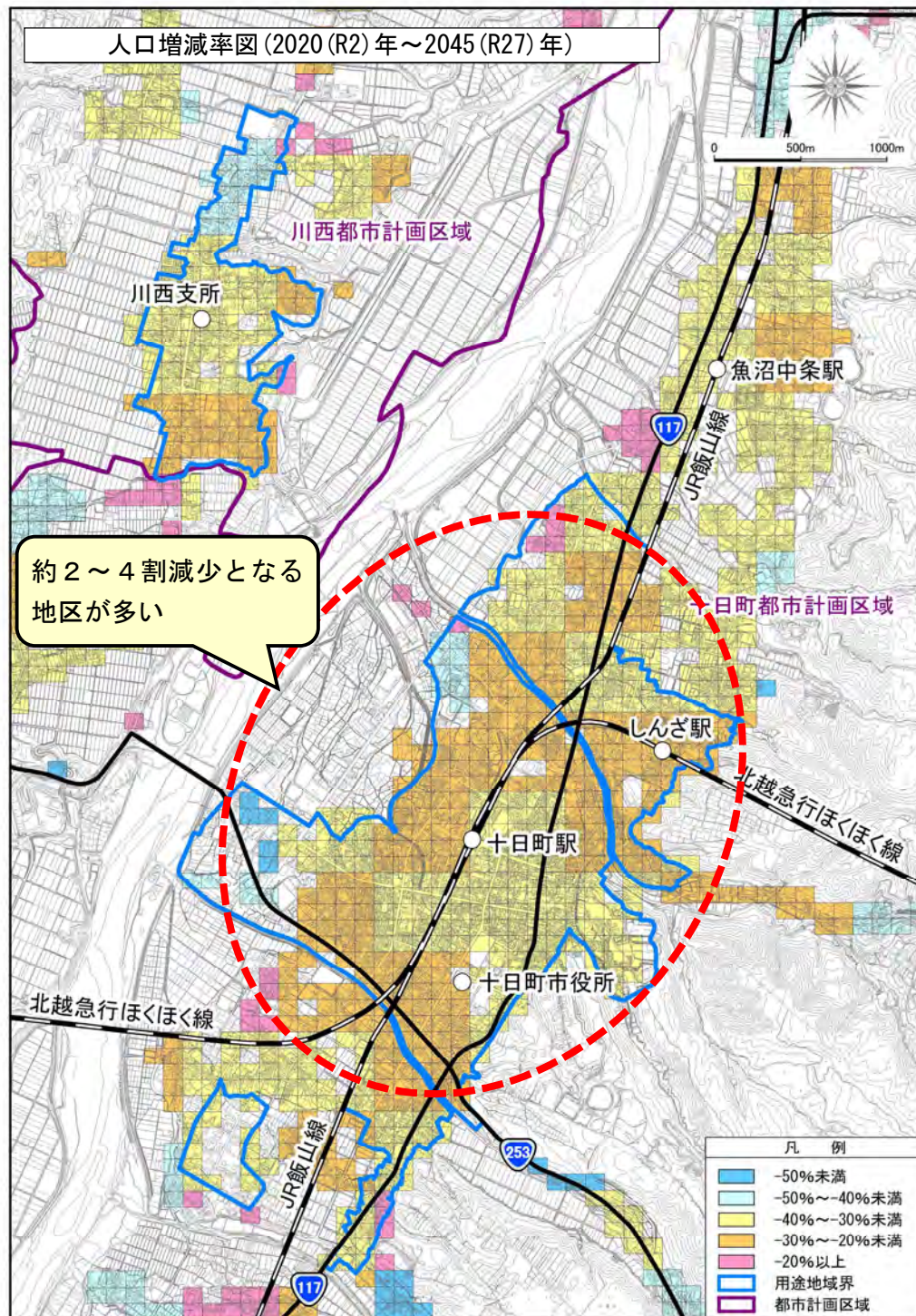


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）、第2期十日町市人口ビジョン（令和元年12月）

図 将来推計人口・人口割合の推移

2. 十日町市の現況および課題

また、2020（R2）年～2045（R27）年における人口増減率を見ると、用途地域内では約2～4割減少となる地区が多くなると予測されています。

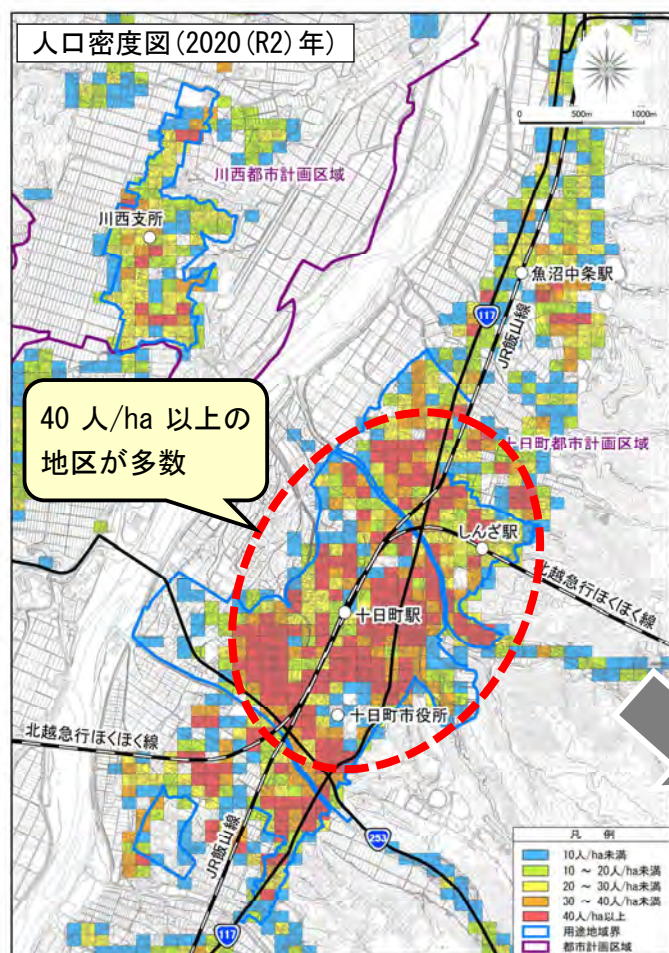


資料：国土数値情報

図 人口増減率（2020（R2）年～2045（R27）年総人口）

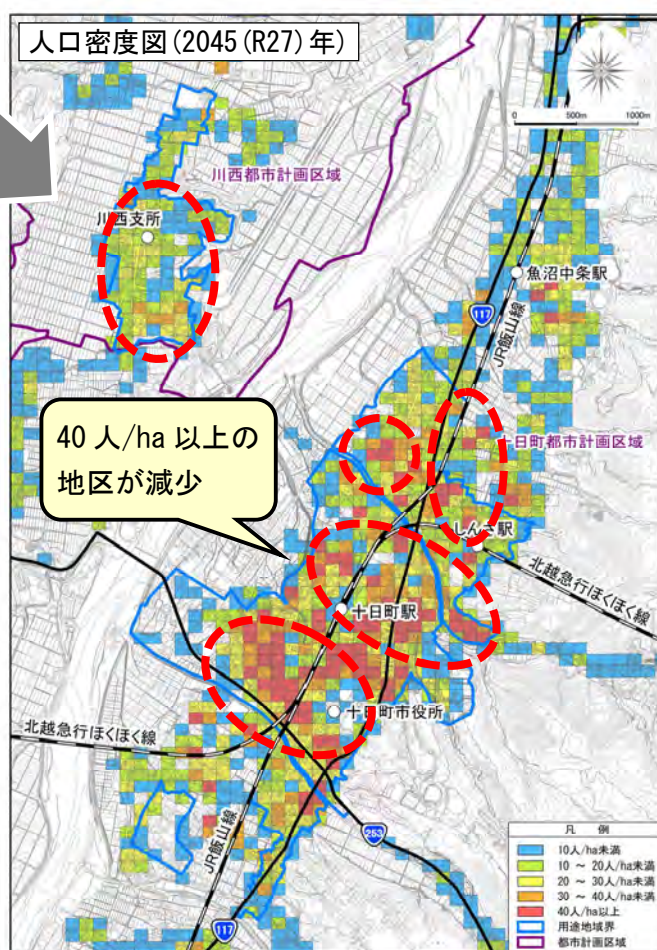
2. 十日町市の現況および課題

2020（R2）年と2045（R27）年の人口密度を比較すると、40人/ha以上の地区が、令和2年から令和27年にかけて減少することが予測されています。



資料：国土数値情報

図 2020（R2）年人口密度（総人口）



資料：国土数値情報

図 2045（R27）年人口密度（総人口）

2. 十日町市の現況および課題

2) 各区域・地域における面積・人口の割合

各区域・地域における面積・人口割合について、県平均との比較では、本市の用途地域内の人口比率は 37.2%と、県平均の 47.4%よりも低く、用途地域外にも多くの市民が居住していることがうかがえます。

一方、本市の用途地域内の人口密度は 28.3 人/ha と、県平均の 26.4 人/ha よりも高く、用途地域の範囲は比較的にコンパクトであることがうかがえます。

表 各区域・地域における面積・人口の割合

区分	行政区域		都市計画区域				用途地域				
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積率 (%)	人口率 (%)	面積 (ha)	人口 (人)	面積率 (%)	人口比率 (%)	人口密度 (人/ha)
十日町市	59,039	48,769	19,545	38,863	33.1	79.7	640	18,117	1.1	37.2	28.3
県平均	657,113	681,997	216,380	630,877	32.9	92.5	12,242	323,268	1.9	47.4	26.4

※県内非線引き都市を対象に比較

※町・村や線引き都市計画区域が混在する都市は対象外

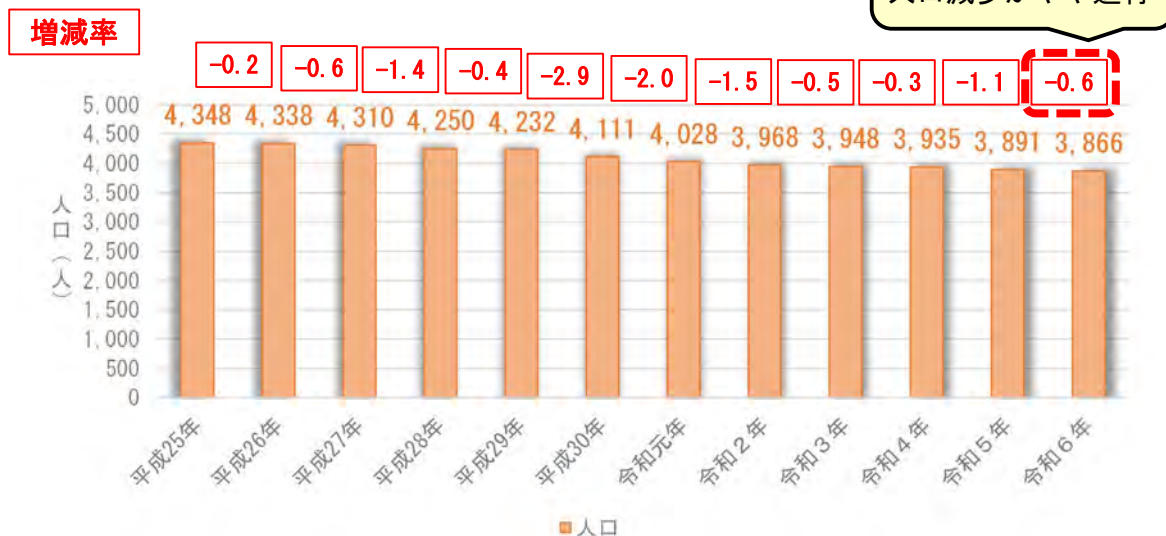
資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）

2. 十日町市の現況および課題

3) 中心市街地における人口・通行量の推移

中心市街地において、これまでに賑わい・交流の創出に向けた取組などが進められてきた結果、近年は中心市街地の人口減少は緩和の傾向にありましたが、直近年では人口減少がやや進行しています。

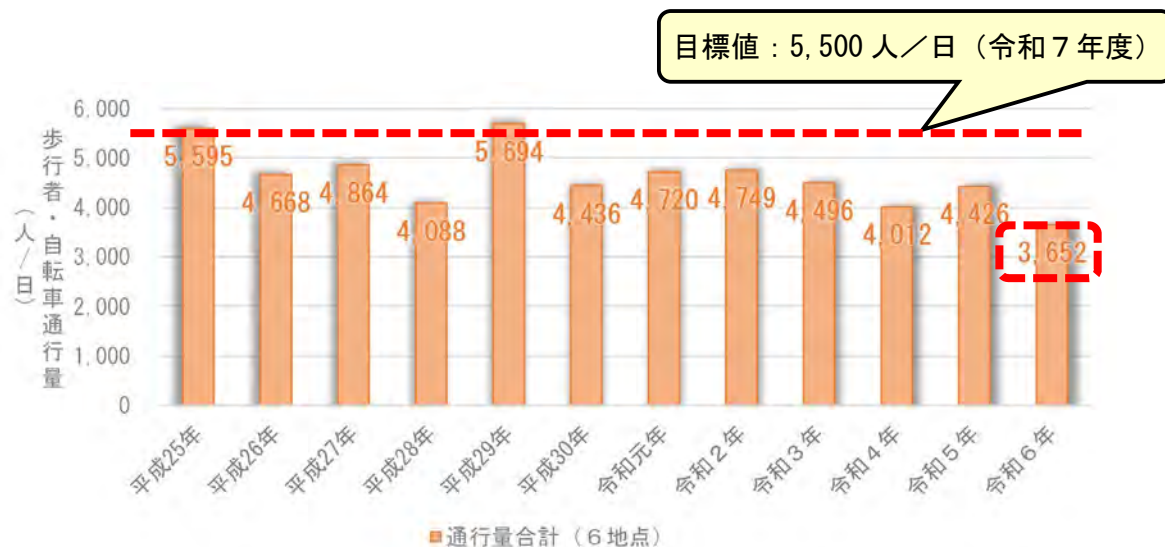
歩行者・自転車通行量（平日）は、「第二次十日町市総合計画後期基本計画」において、5,500 人／日（令和 7 年度）を目標値としており、令和 6 年は 3,652 人／日となっています。



※各年 3/31 時点の数値

資料：十日町市住民基本台帳（行政区別人口及び世帯数）

図 中心市街地の人口の推移

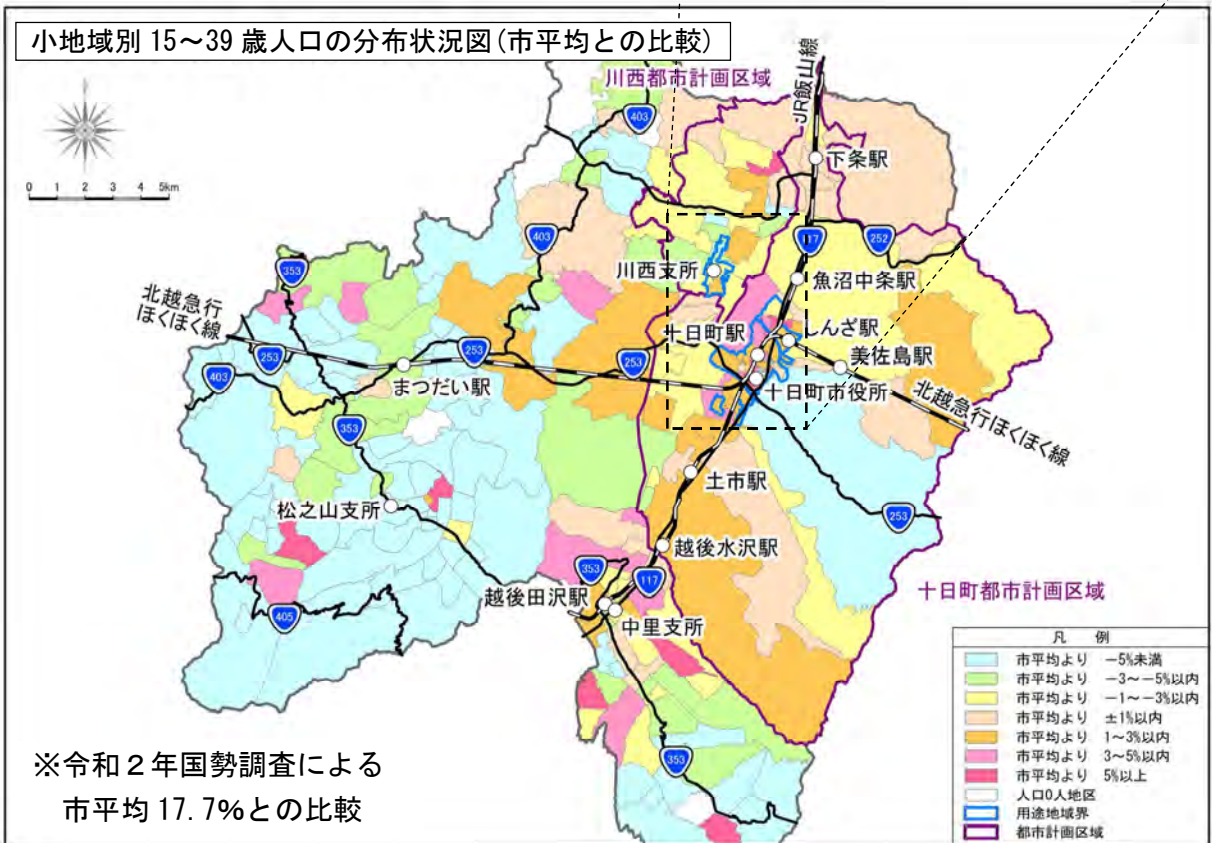


資料：十日町市中心市街地歩行者通行量調査

図 中心市街地の歩行者・自転車通行量の推移（平日）

2. 十日町市の現況および課題

若い世代（15～39歳人口）の分布状況を見ると、郊外部でもスポット的に高い地区が見られますが、十日町地区の用途地域内に高い地区が集中しており、若い世代に対する中心市街地の求心力の高さがうかがえます。



資料：国勢調査

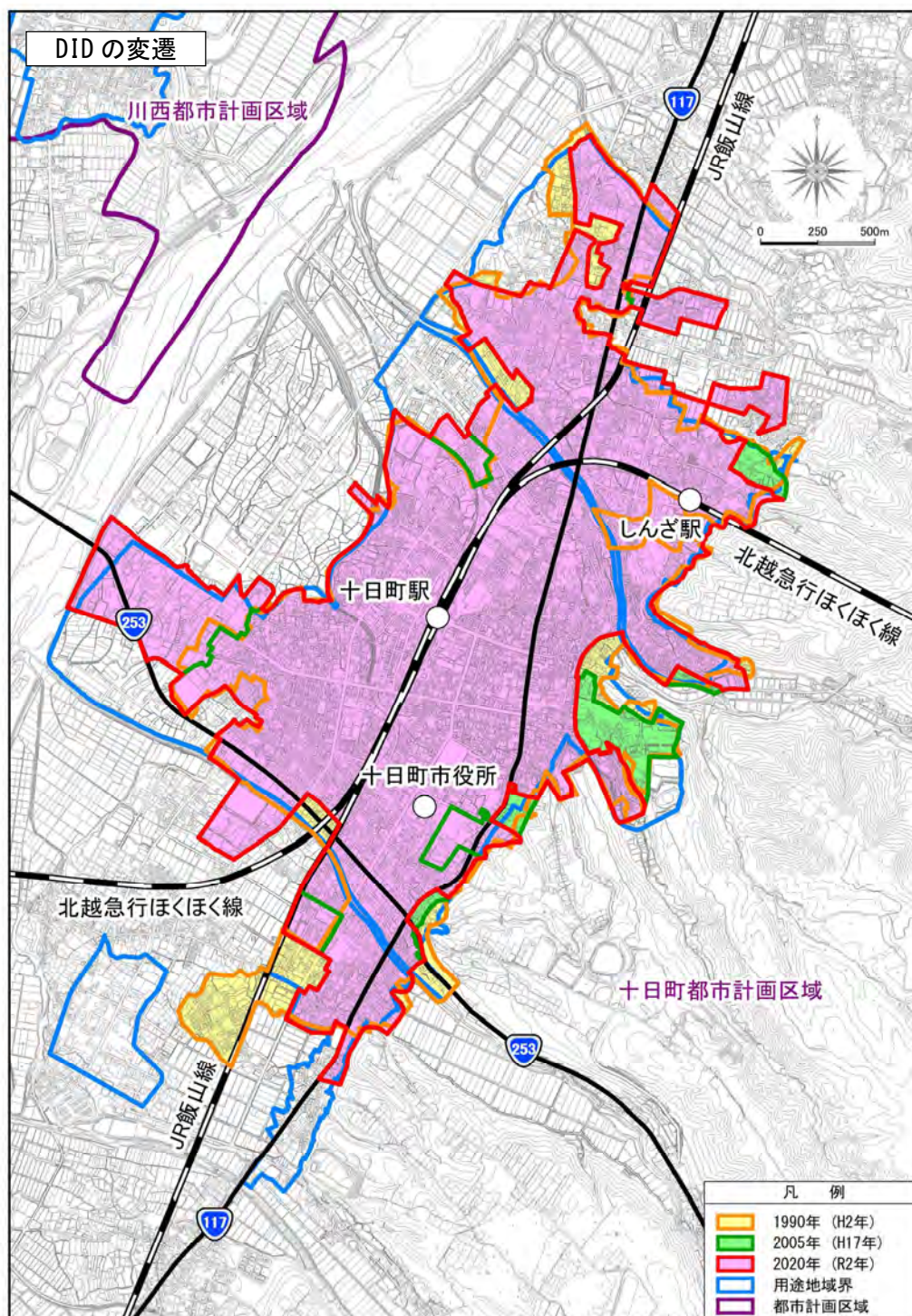
図 15～39 歳人口の分布状況

2. 十日町市の現況および課題

(2) 土地利用

1) 人口集中地区(DID)の変遷

人口集中地区(DID)は、十日町駅や十日町市役所周辺に広がっており、平成2年から令和2年にかけて、大きな変化は見られません。



資料：国勢調査（統計GIS）

図 人口集中地区(DID)の変遷

2. 十日町市の現況および課題

2) 土地利用の変遷

昭和 51 年度から令和 3 年度にかけて、十日町の用途地域周辺における土地利用の変遷を見ると、用途地域内一帯や用途地域外の道路沿道に建物用地が拡大していることがうかがえます。

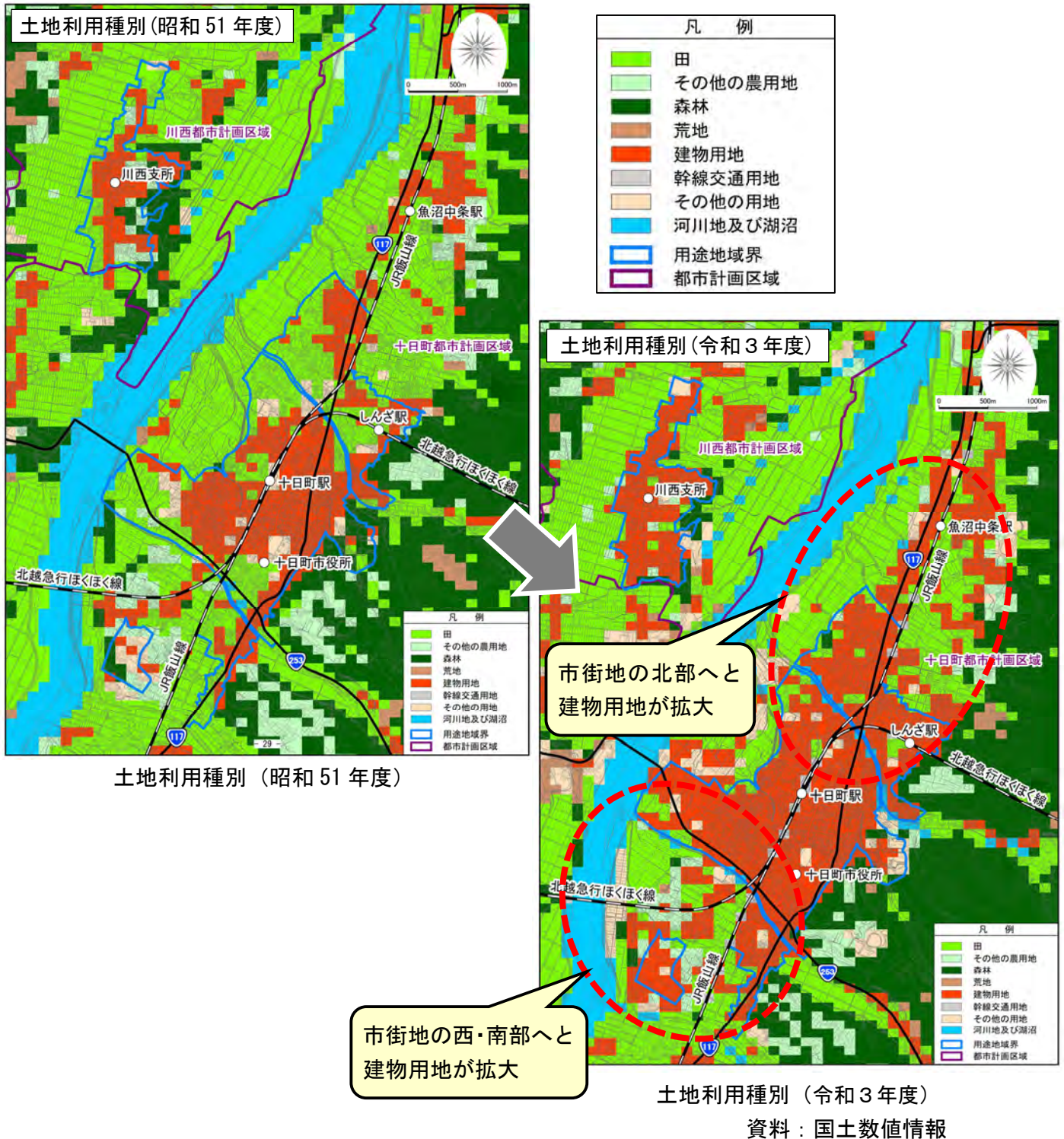


図 土地利用の変遷

2. 十日町市の現況および課題

3) 土地利用の現況

用途地域内における地区別・土地利用別の面積を見ると、十日町都市計画区域では、自然的土地利用が 110.5ha（区域全体の 20.8%）、都市的土地利用が 419.5ha（区域全体の 79.2%）であり、用途別では、住宅用地が 154.4ha と最も多く、次いで、道路用地が 84.2ha、公共公益用地が 49.0ha と続いています。

また、川西都市計画区域では、自然的土地利用が 39.0ha（区域全体の 35.5%）、都市的土地利用が 71.0ha（区域全体の 64.5%）であり、用途別では、住宅用地が 33.8ha と最も多く、次いで、農地（畑）が 23.0ha、道路用地が 14.4ha と続いています。

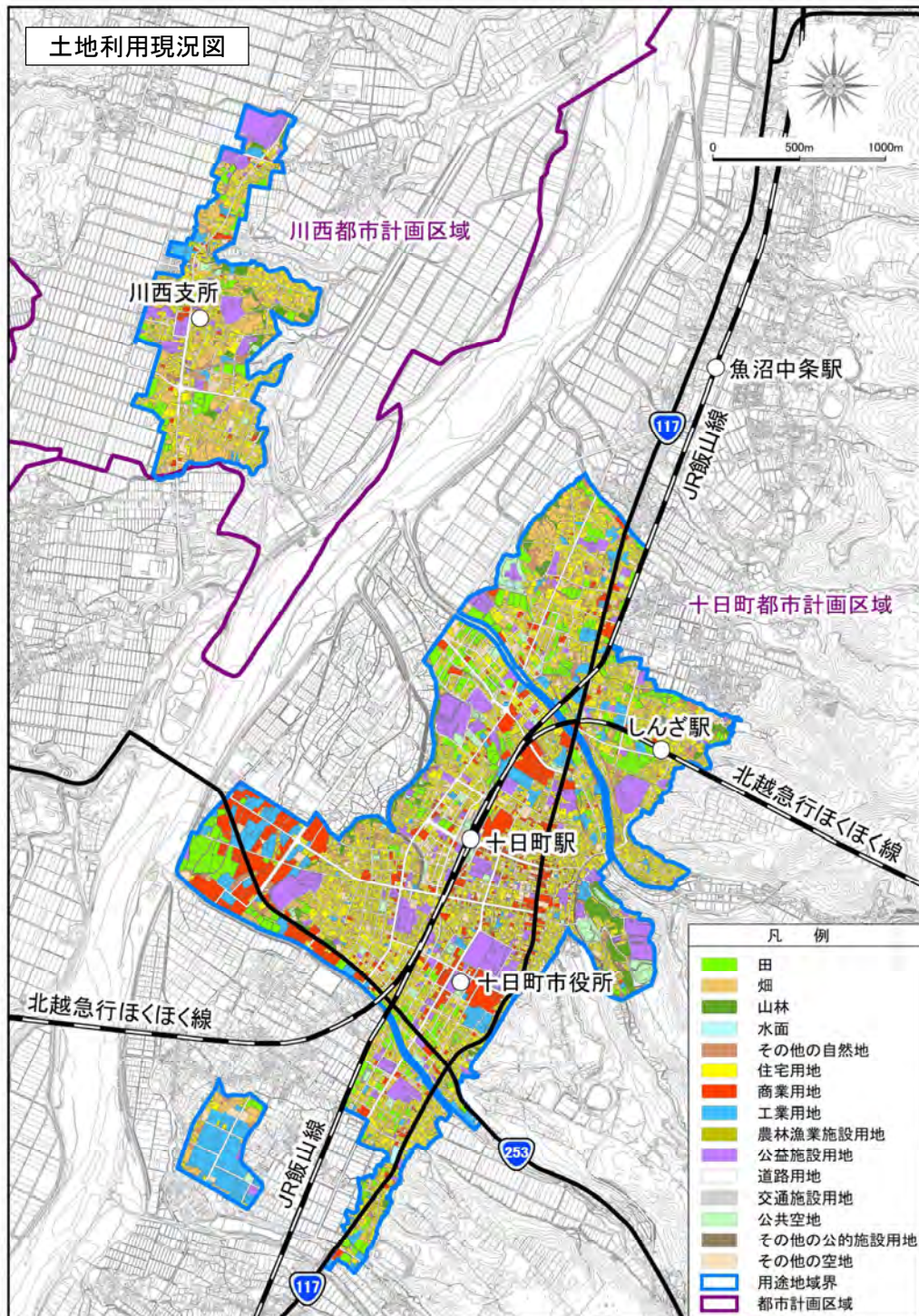
表 用途地域内における地区別・土地利用別の面積

地区名	自然的土地利用						都市的土地利用											用途別 面積 合計
	農地		山林	水面	他の自然 地	小計	宅地			公共公益 用地	道路 用地	交通 施設	公共 空地	他の公 的施設 用地	他の 空地	小計		
	田	畑					住宅 用地	工業 用地	商業 用地									
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
一	49.4	58.8	16.6	4.1	20.6	149.5	188.2	50.4	41.7	61.3	98.6	6.0	13.6	0.0	30.7	490.5	640.0	
十日町 都市計画 区域	42.0	35.8	11.8	3.4	17.5	110.5	154.4	48.4	38.5	49.0	84.2	6.0	12.4	0.0	26.6	419.5	530.0	
川西 都市計画 区域	7.4	23.0	4.8	0.7	3.1	39.0	33.8	2.0	3.2	12.3	14.4	0.0	1.2	0.0	4.1	71.0	110.0	

資料：十日町市（土地利用現況調査（令和3年））

2. 十日町市の現況および課題

用途地域内における土地利用の現況を見ると、十日町駅や十日町市役所周辺、国道 117 号沿道（十日町駅～十日町市役所間）に商業用地が集積しています。また、十日町の用途地域西部の一部エリアにも商業用地が集積しており、この一帯については、用途地域外への商業用地の拡大が見られます。



資料：十日町市（土地利用現況調査（令和 3 年））

図 土地利用現況

2. 十日町市の現況および課題

4) 用途地域内における未利用地

用途地域内における未利用地の現況を見ると、用途地域面積に占める未利用地面積は、十日町都市計画区域（用途地域面積 530ha）で 104.4ha（19.7%）、川西都市計画区域（用途地域面積 110ha）で 34.5ha（31.4%）となっています。

中心市街地部分には農地はほぼなく、空地が点在しており、比較的規模の大きな農地は、田川以北や川西に存在しています。

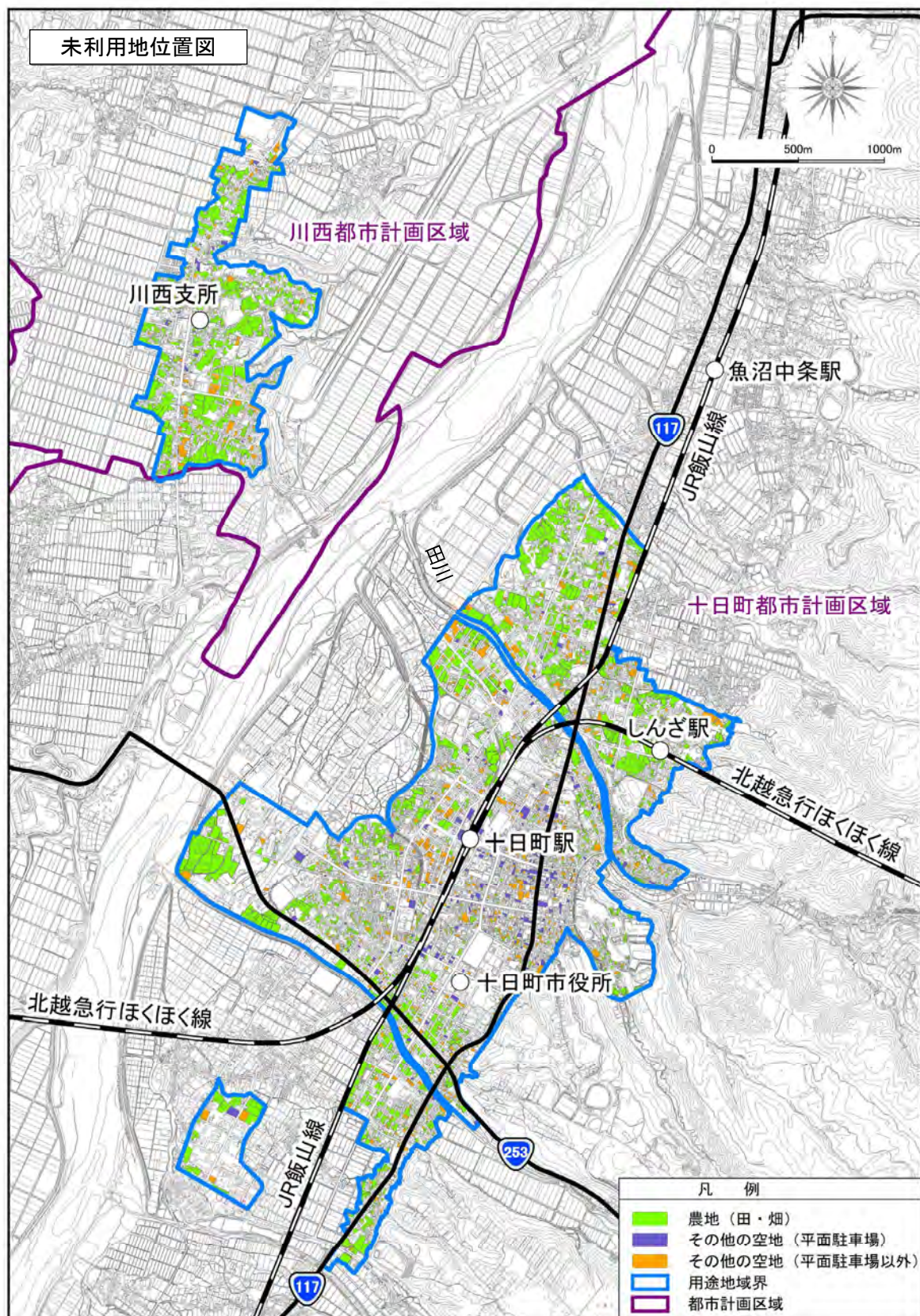
表 用途地域内における未利用地の面積

区 分	農地 (田・畑) (ha)	その他の空地 (平面駐車場) (ha)	その他の空地 (平面駐車場以外) (ha)	合計 (ha)
十日町 都市計画区域	77.8	7.8	18.8	104.4
川西 都市計画区域	30.4	0.6	3.5	34.5

資料：十日町市（土地利用現況調査（令和3年））

※本項目の農地の取り扱いについて、用途地域は市街化の傾向が著しい区域に指定するものであり、用途地域内の農地は宅地への転用が原則許可となることから、宅地化が可能な土地として捉え、農地についても未利用地として計上

2. 十日町市の現況および課題

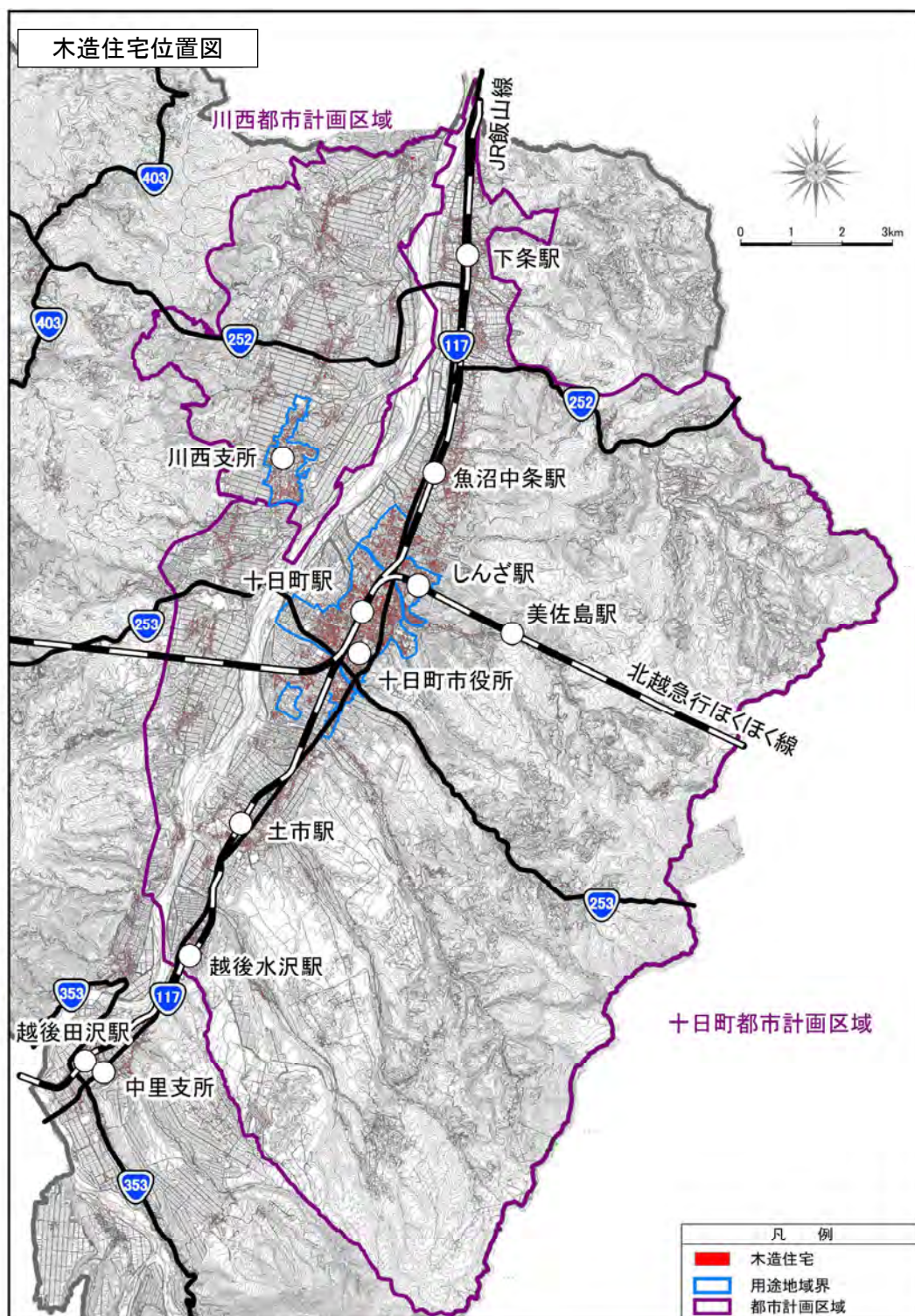


資料：十日町市（土地利用現況調査（令和3年））
図 未利用地位置

2. 十日町市の現況および課題

5) 木造住宅の立地状況

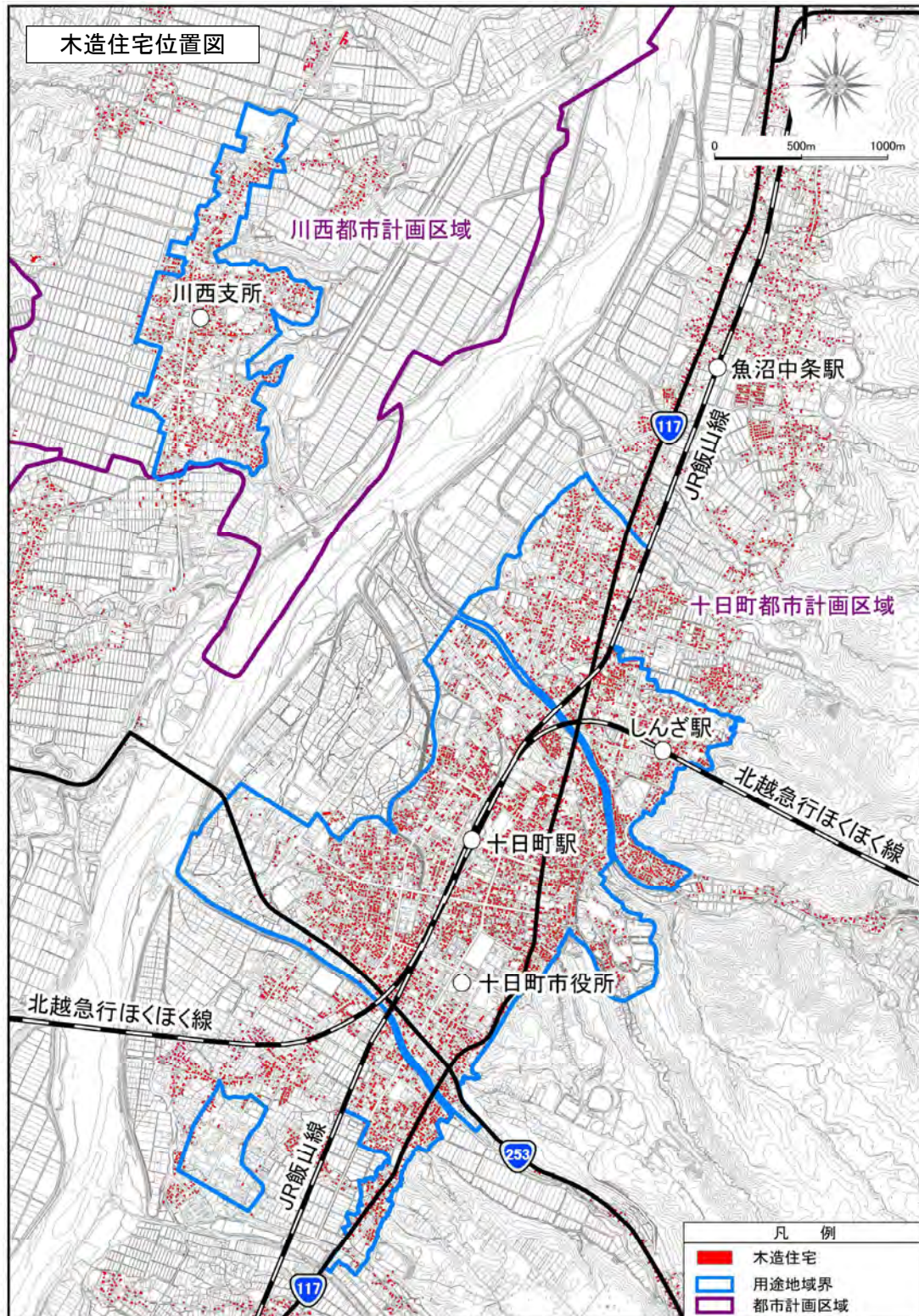
都市計画区域内においては、中心市街地、国道 117 号沿線及び川西支所周辺に木造住宅が集積して立地しています。



資料：GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成
図 木造住宅位置（都市計画区域周辺）

2. 十日町市の現況および課題

用途地域周辺における木造住宅の立地状況については、中心市街地が形成された十日町駅周辺に集積して見られるほか、用途地域内の一円や用途地域周辺の幹線道路沿道などに連続して立地しています。



資料：GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成
図 木造住宅位置（用途地域周辺）

2. 十日町市の現況および課題

6) 空家の状況

令和2年4月現在、住宅数 17,212 戸のうち報告空家数は 810 戸(空家率:4.7%)となっています。

地域別では、十日町地域が 419 戸と最も多く、報告空家数の半数以上を占めており、その他の地域では、川西地域が 134 戸、松代地域が 130 戸、中里地域が 85 戸、松之山地域が 42 戸となっています。

また、空家率では、松代地域が 9.0%と最も高くなっています。

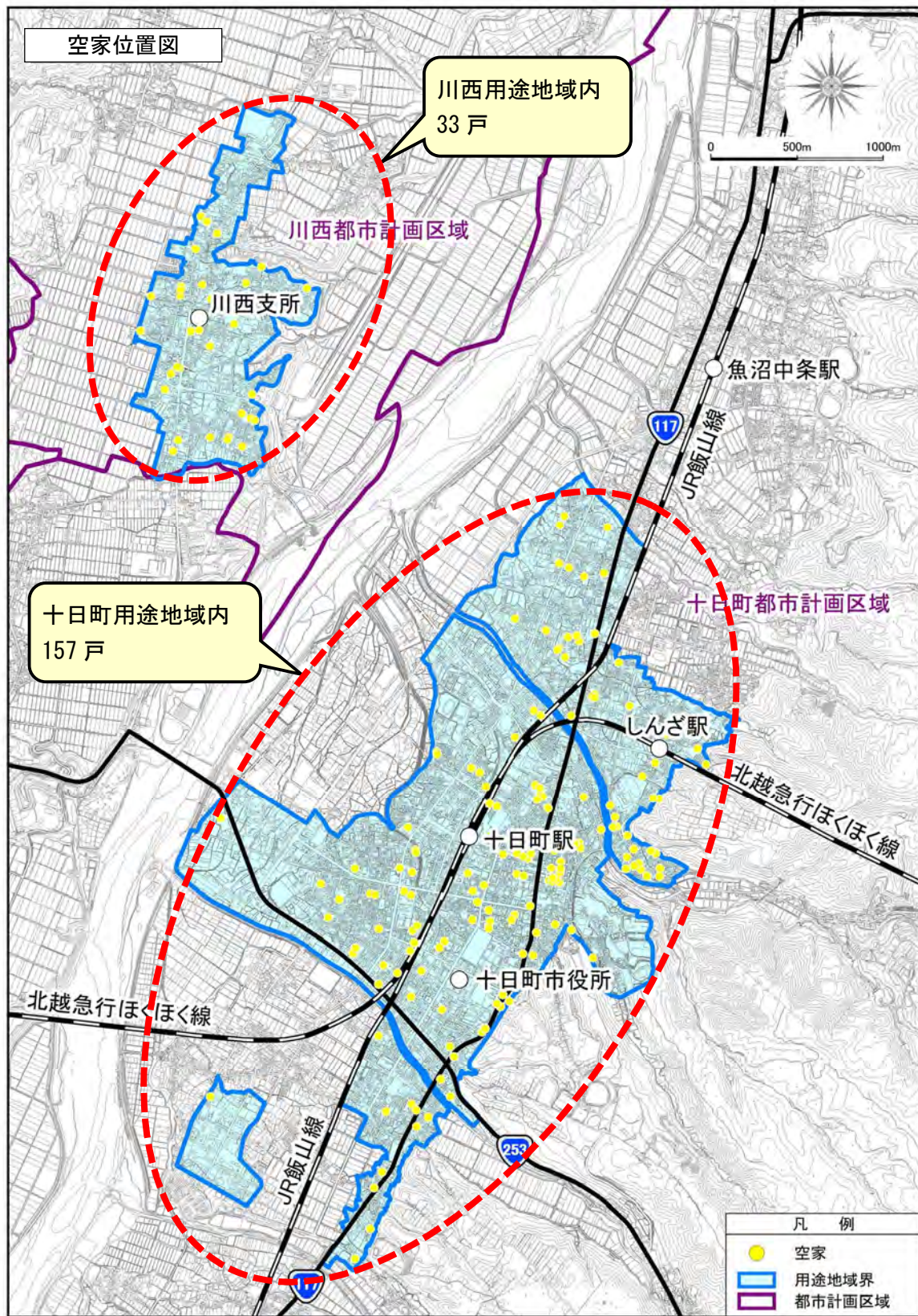


※空家率は、各地域の住宅数に占める空家数の割合

資料：十日町市空家等対策計画(令和2年11月)

図 空家の状況

2. 十日町市の現況および課題



資料：十日町市空家等対策計画（令和2年11月）

図 空家位置

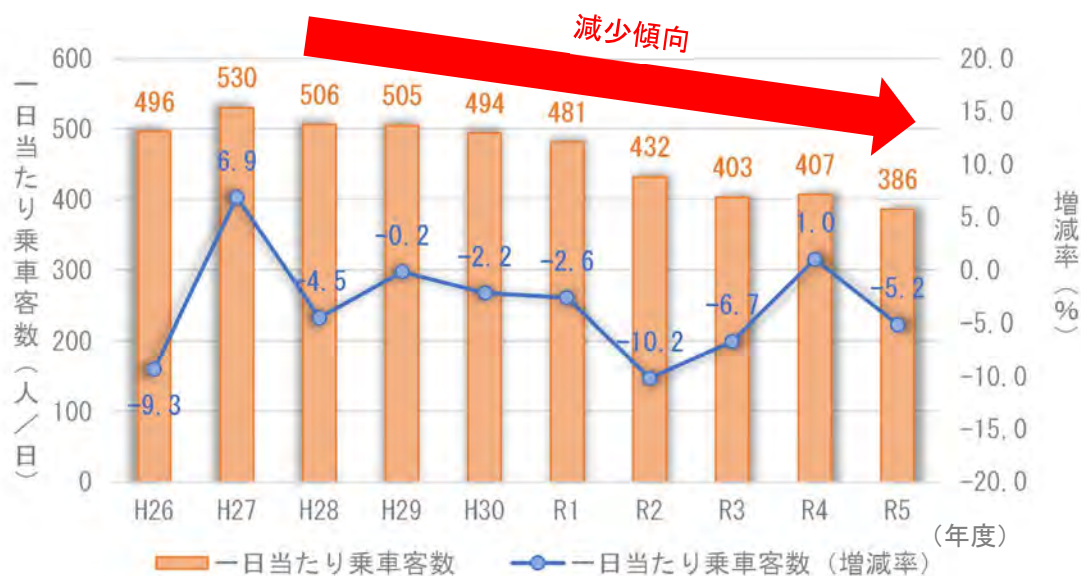
2. 十日町市の現況および課題

(3) 公共交通

1) 鉄道の乗車客数・乗車客数割合の推移

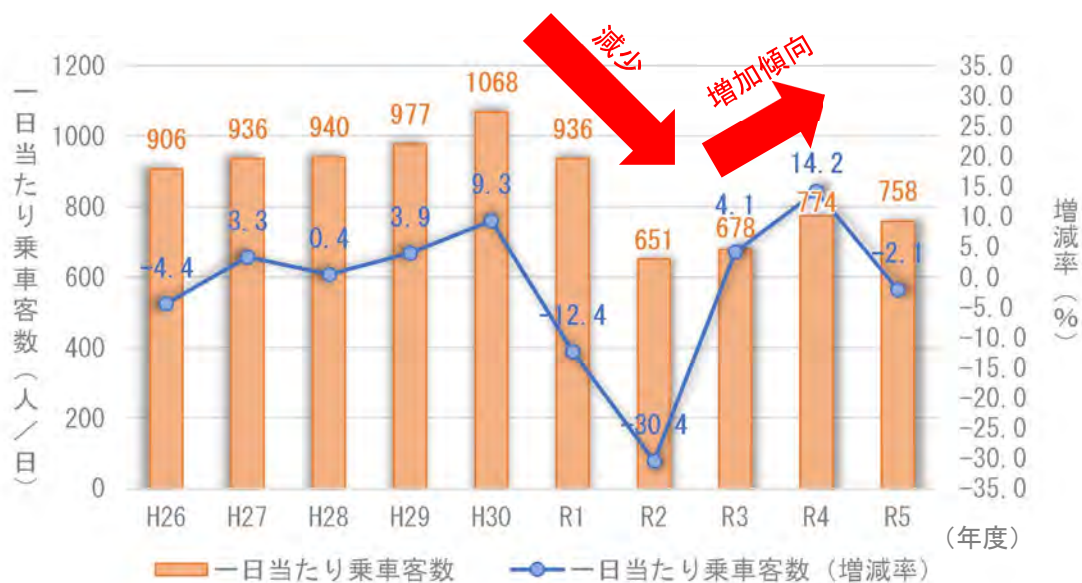
J R 飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数は減少傾向を示しており、令和5年度では386人／日となっています。

一方、ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数は、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度にかけて減少傾向を示していましたが、現在は回復傾向にあり、令和5年度では758人／日となっています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 JR飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数・増減率の推移



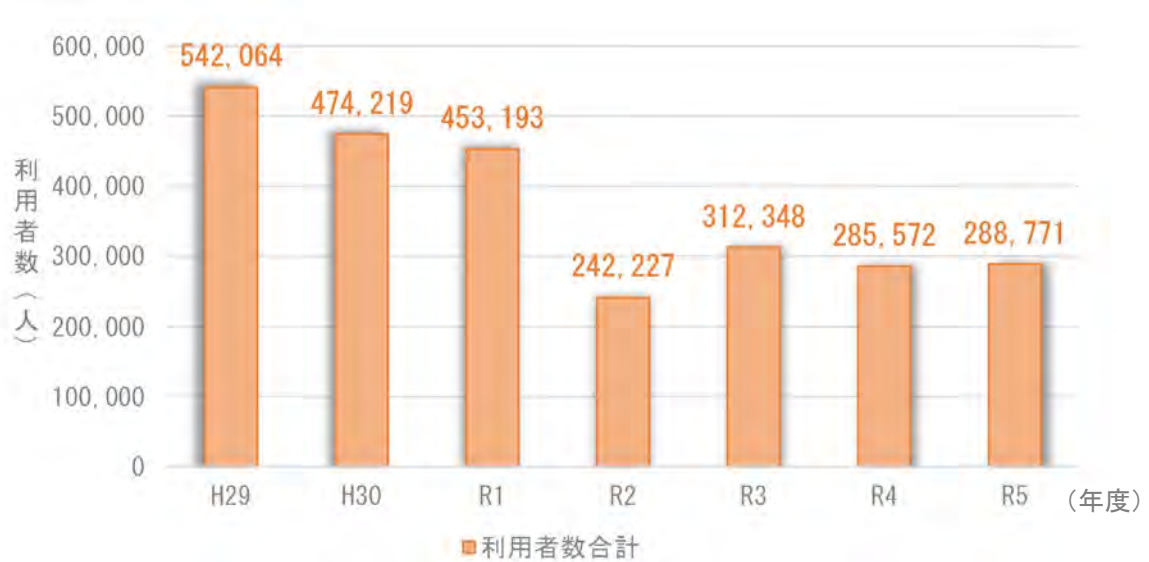
資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数・増減率の推移

2. 十日町市の現況および課題

2) 路線バスの利用者数の推移

令和5年度の路線バス利用者数は、約28万9千人であり、平成29年度と比較すると約25万3千人（約47%）減少しています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 路線バスの利用者数の推移

2. 十日町市の現況および課題

3) 市営バス・予約型乗合タクシーの利用者数の推移

市営バス・予約型乗合タクシーの利用者数は、平成 29 年度まで減少し、その後、増加傾向に転じています。

一方、中山間地域の市営バスについては、松代地域の「桐山線」・「南部線」、松之山地域の「中立山線」・「松之山東山線」などでは、利用者が大きく減少しています。（※路線ごとの推移については、参考資料に掲載しています。）



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 市営バスの利用者数の推移



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

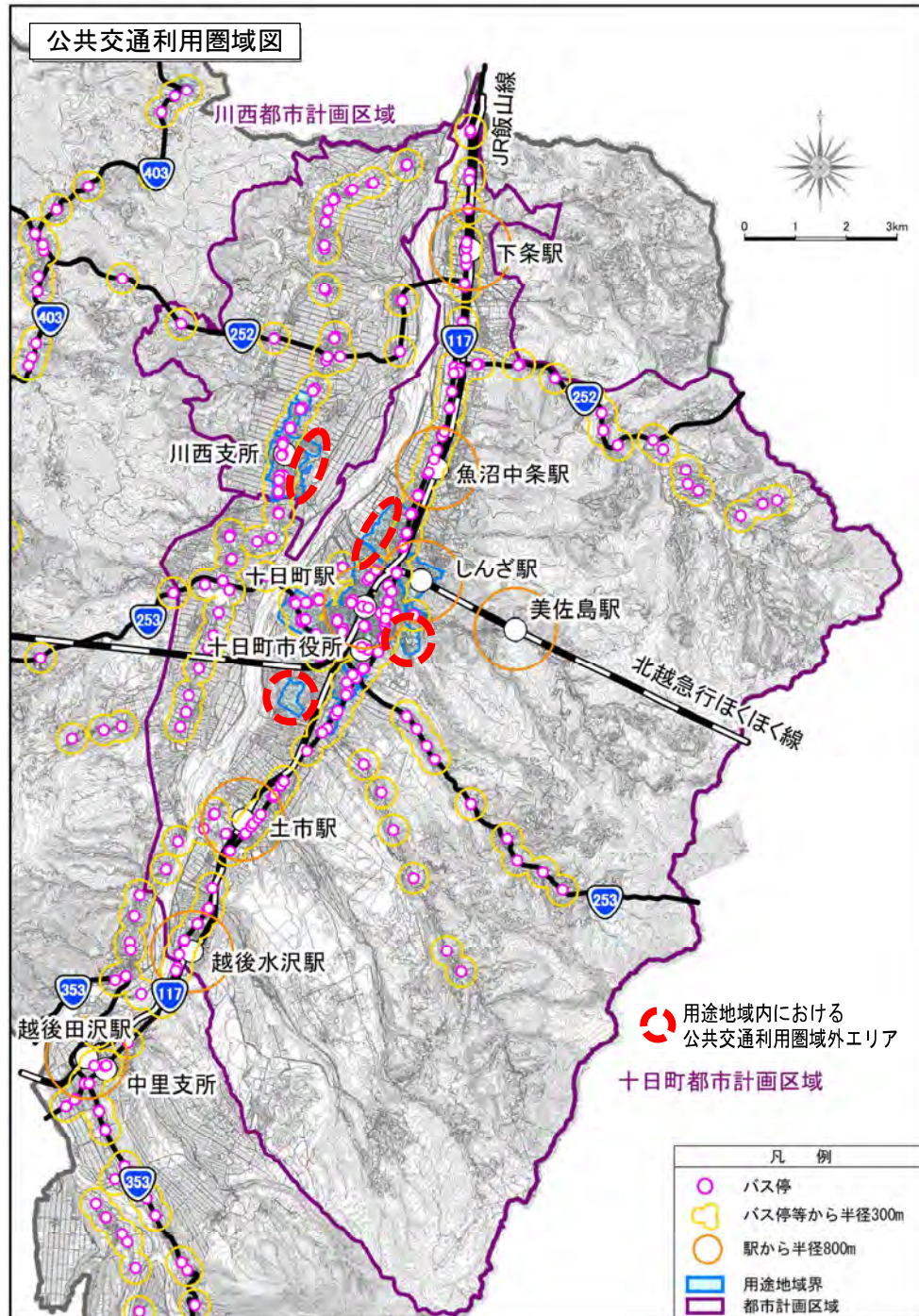
図 予約型乗合タクシーの利用者数の推移

2. 十日町市の現況および課題

4) 公共交通利用圏域（徒歩圏）

バス停から半径 300m、駅から半径 800mの徒歩圏域を見ると、都市計画区域内では、鉄道や幹線道路などに沿って公共交通利用圏域が点在して分布しています。

また、用途地域内でも、十日町市街地や川西の用途地域の境界付近などに公共交通利用圏域外の地区が存在しています。



※バス停からの徒歩圏半径 300m、駅からの徒歩圏半径 800mは、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課）」より設定。

資料：GIS バス停位置情報に基づき作成
図 公共交通利用圏域

2. 十日町市の現況および課題

(4) 都市機能

都市計画区域内における、市民の日常生活や文化・交流活動を支える、各種都市施設の立地状況を整理します。

表 都市施設一覧

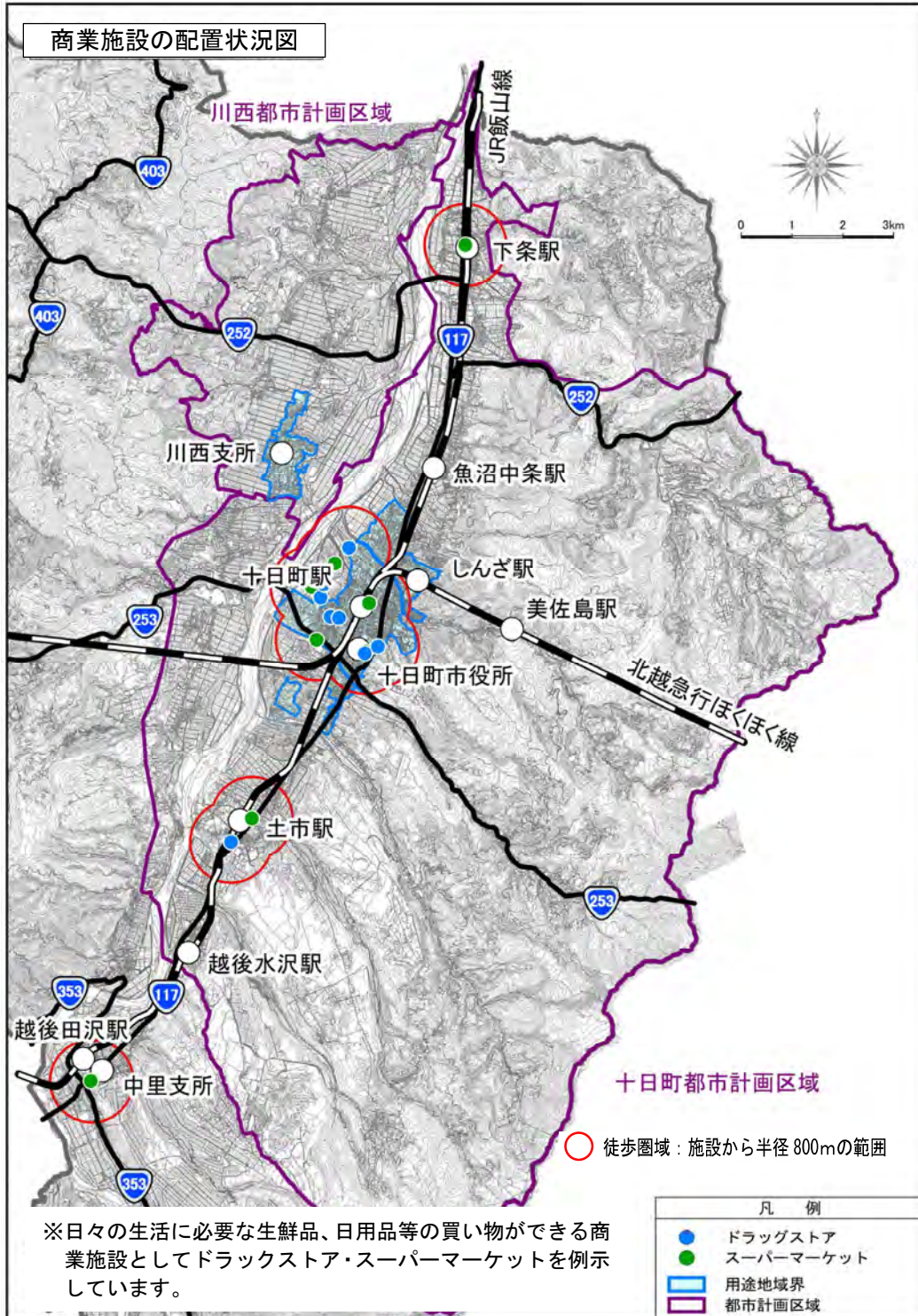
都市機能	分 類
商業施設	ドラッグストア、スーパーマーケット
医療施設	病院、診療所、その他医療施設
子育て支援施設	認定こども園・保育所、児童センター、子育て支援センター
教育施設	小学校、中学校、高等学校、専門学校等
福祉施設	地域包括支援センター、高齢事業施設、障がい事業施設
金融機関	銀行、J A・郵便局
文化・交流施設	公民館・コミュニティセンター、図書館、博物館・美術館、体育館、その他交流機能

2. 十日町市の現況および課題

1) 商業施設の配置状況

商業施設の大半は、十日町駅や十日町市役所周辺に集積して立地しています。

商業施設は、十日町都市計画区域の用途地域に集積しており、徒歩圏域は用途地域を概ね包含しています。

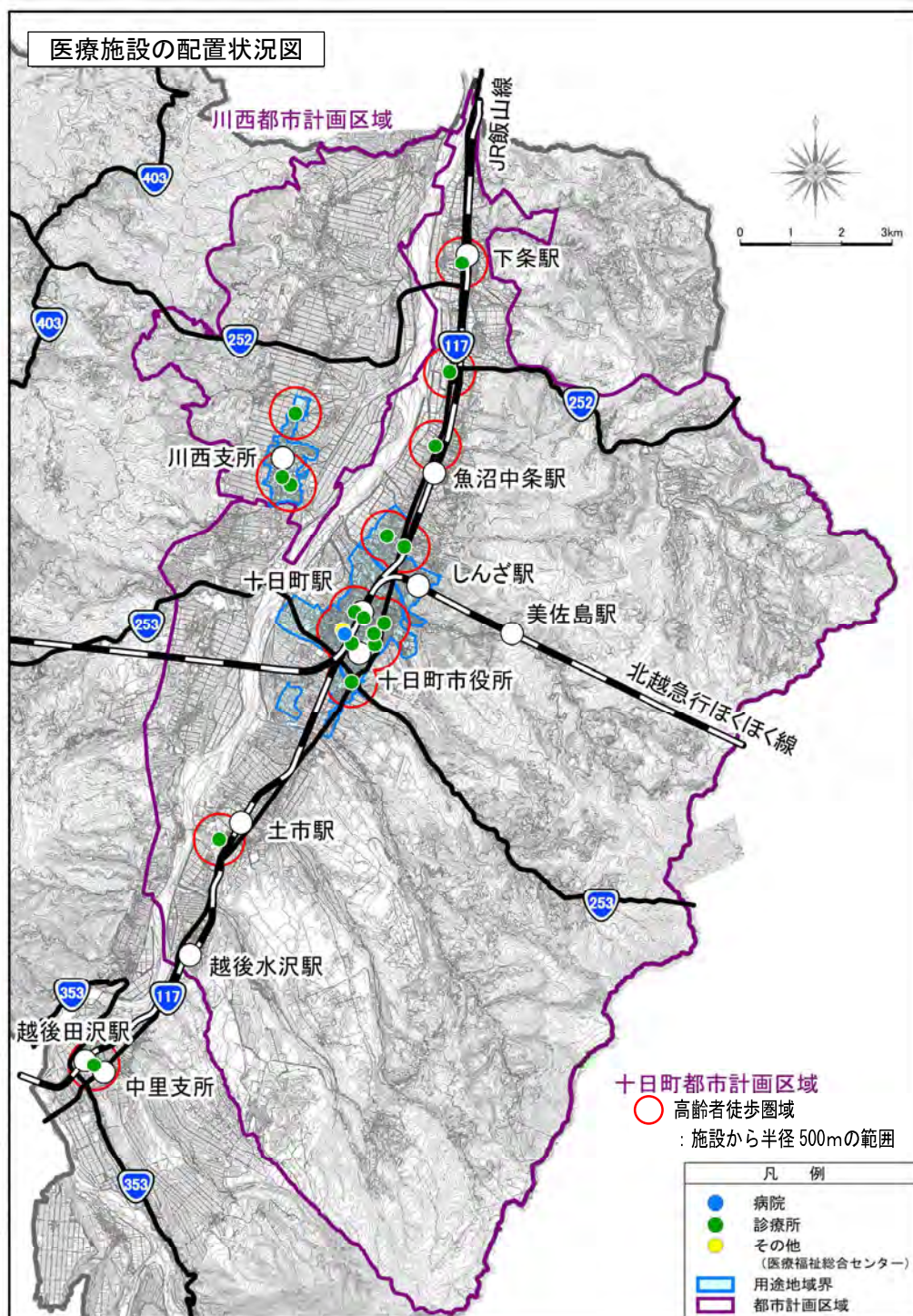


資料：Mapion 電話帳等の情報をもとに作成
図 商業施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

2) 医療施設の配置状況

医療施設の大半は、十日町都市計画区域の用途地域に立地しており、特に十日町駅や十日町市役所周辺に集積して立地しています。



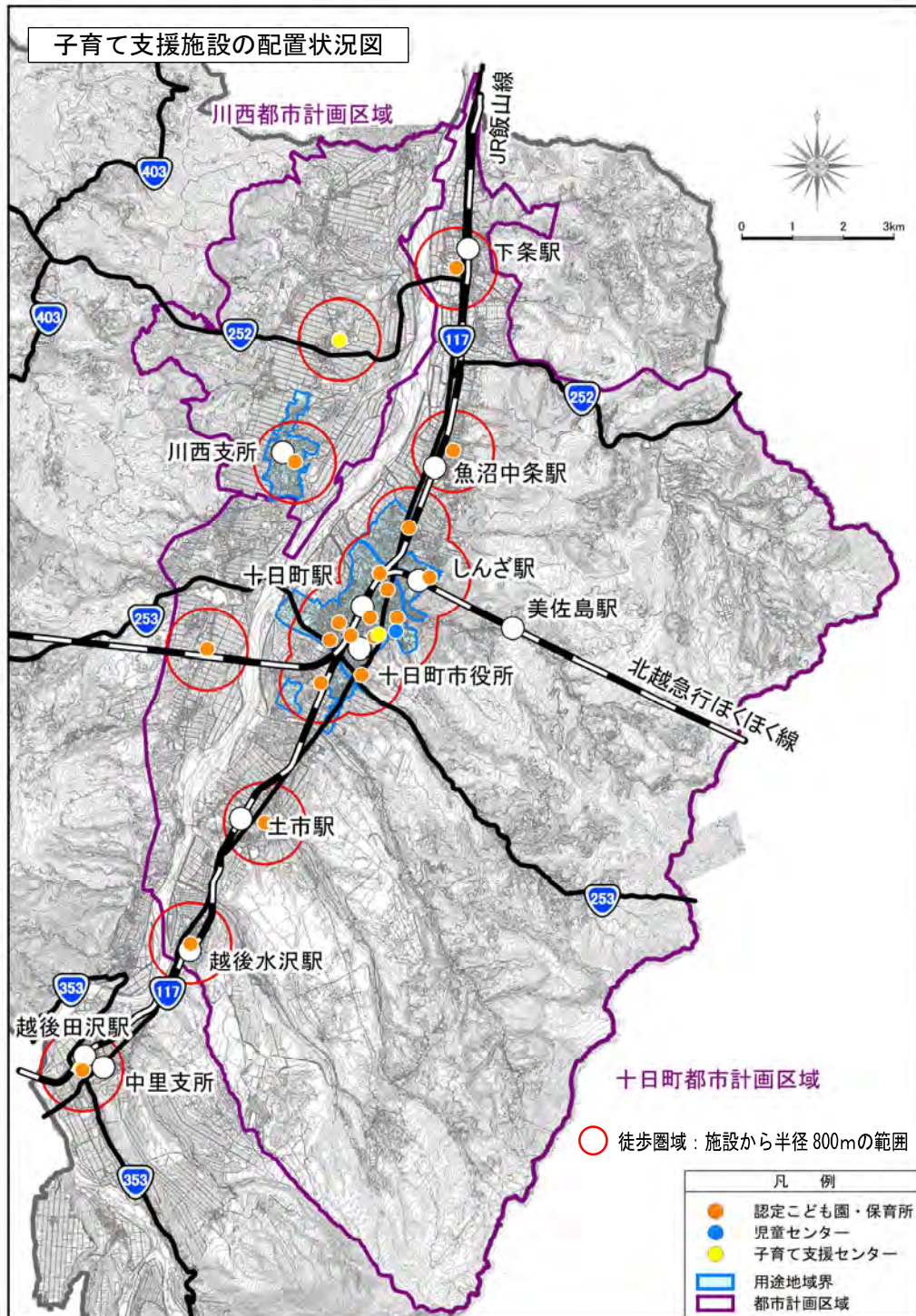
資料：十日町市ホームページ（十日町市内医療機関）に基づき作成
図 医療施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

3) 子育て支援施設の配置状況

子育て支援施設の大半は、十日町都市計画区域の用途地域内に集積して立地し、徒歩圏域は用途地域を概ね包含しています。

認定こども園・保育所は、各所に分散して立地しています。



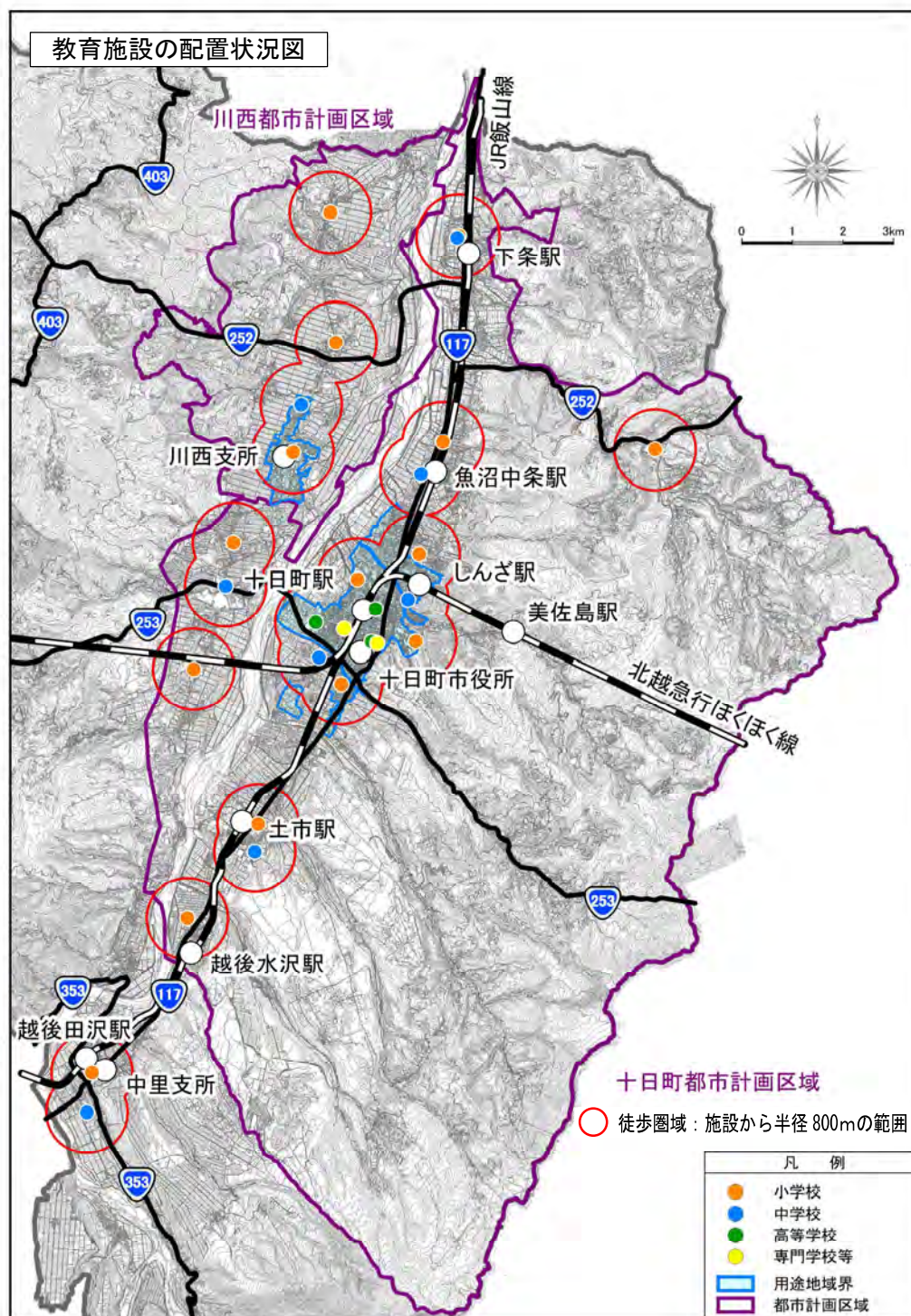
資料：十日町市ホームページ（市内認定こども園・保育園一覧）等に基づき作成
図 子育て支援施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

4) 教育施設の配置状況

小学校や中学校は、都市計画区域内に分散して立地しています。

高等学校や専門学校等は、十日町都市計画区域の用途地域内に立地しています。

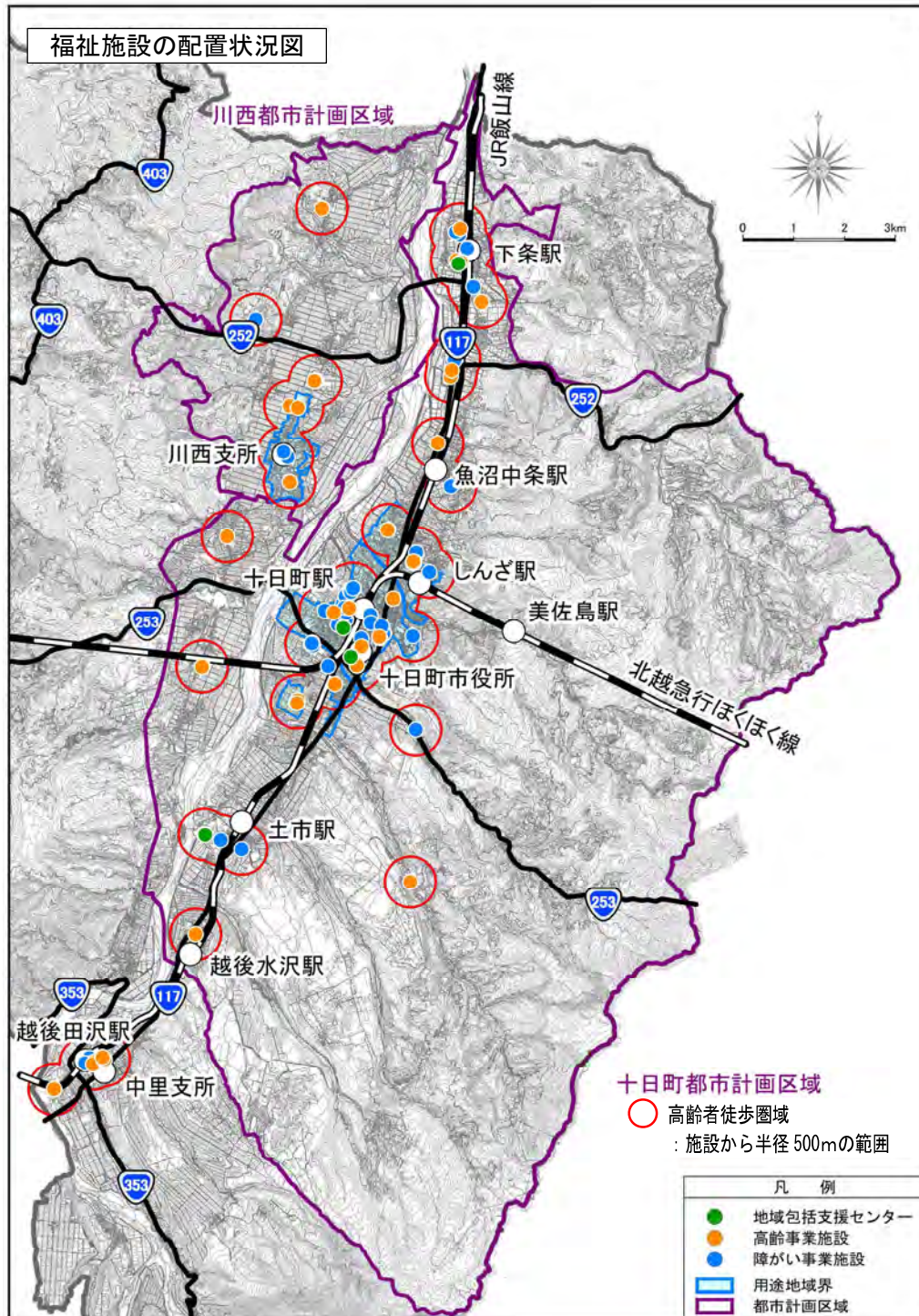


資料：十日町市ホームページ（小学校・中学校・特別支援学校一覧）等に基づき作成
図 教育施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

5) 福祉施設の配置状況

福祉施設は、都市計画区域内に分散して立地しています。



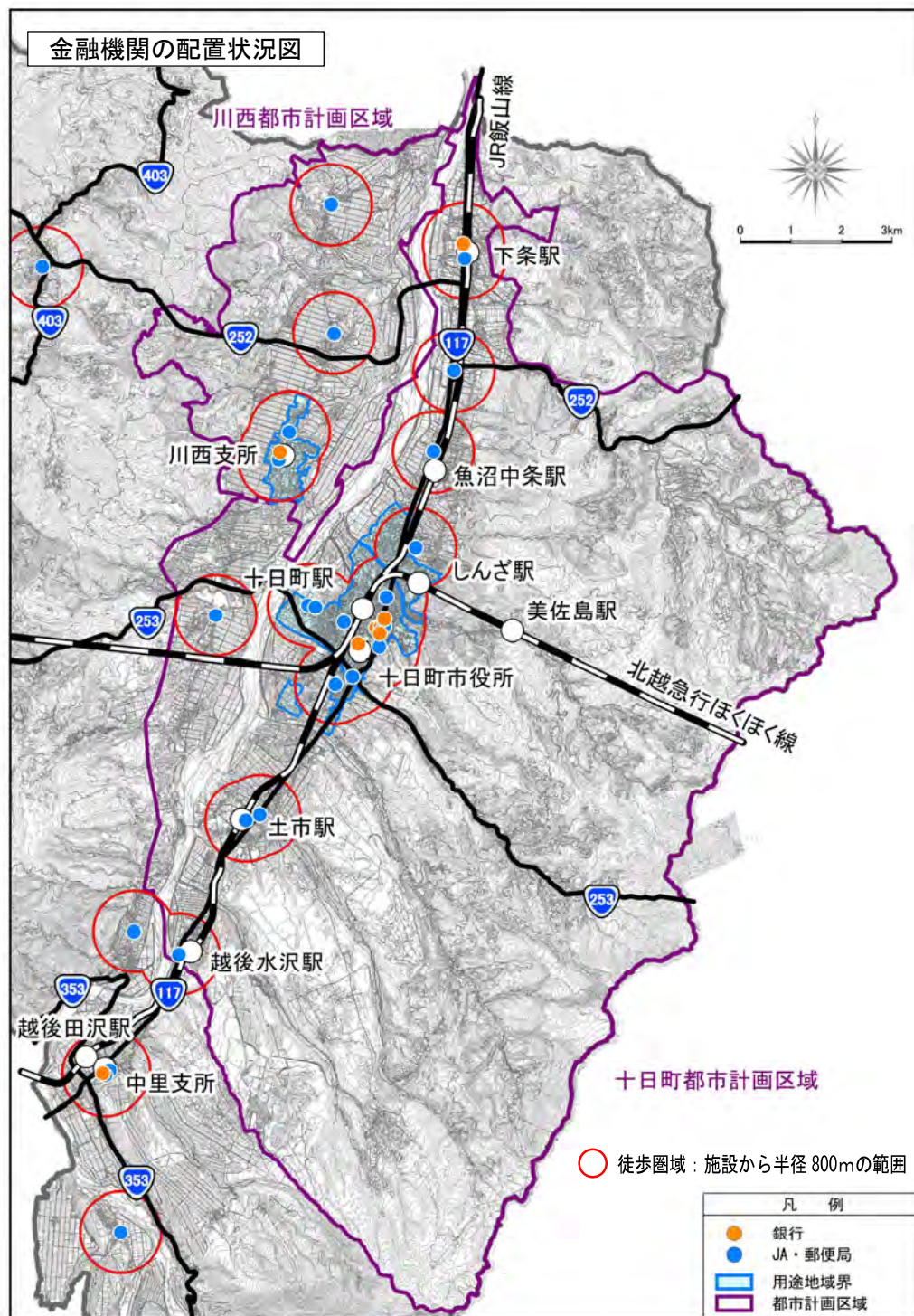
資料：十日町市障がい福祉サービス事業所（令和4年4月福祉課作成）等に基づき作成
図 福祉施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

6) 金融機関の配置状況

銀行の大半は、十日町都市計画区域の用途地域内に集積して立地しています。

J A・郵便局は、都市計画区域内に分散して立地しています。



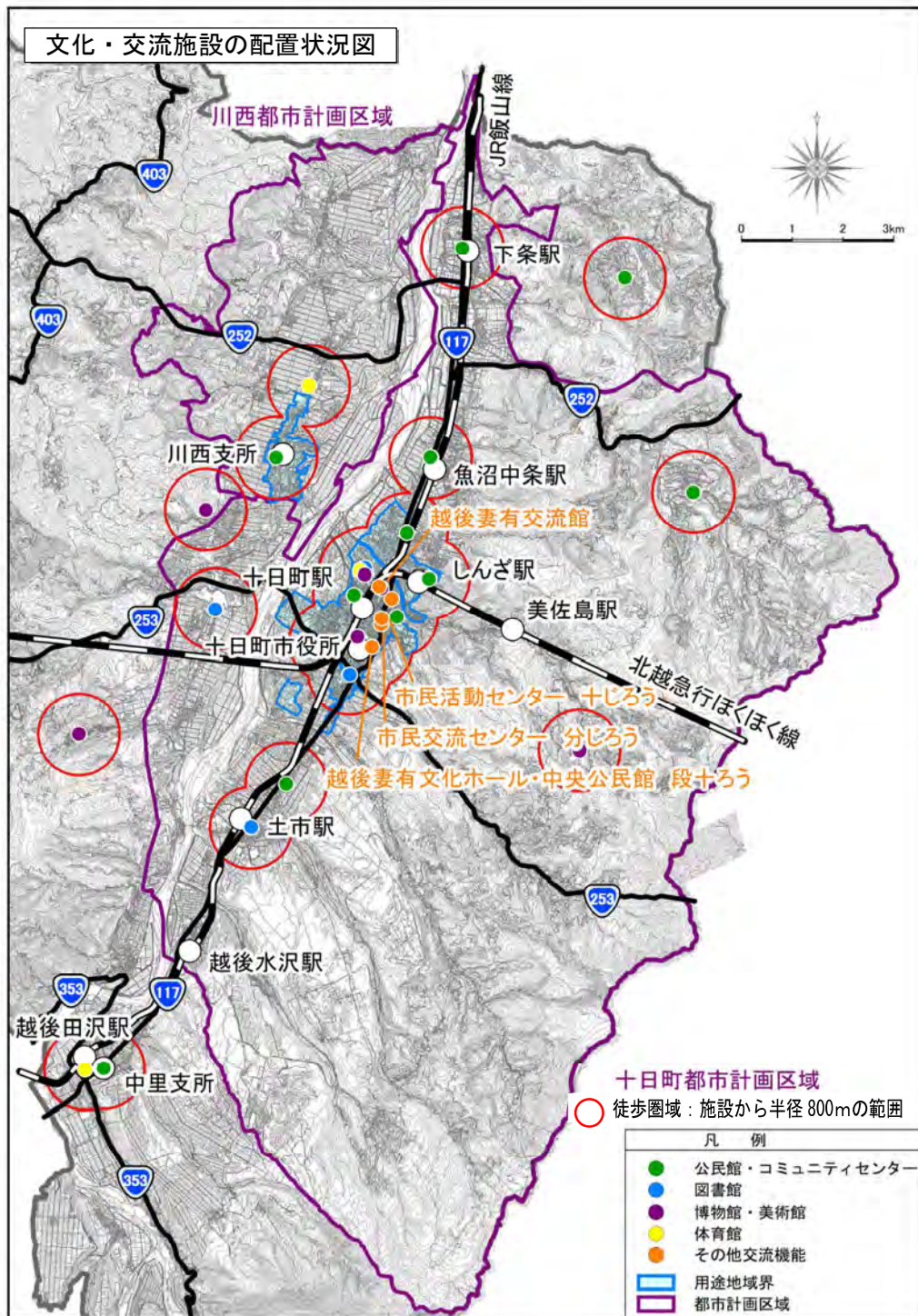
資料：Mapion 電話帳の情報をもとに作成
図 金融機関の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

7) 文化・交流施設の配置状況

公民館・コミュニティセンター、図書館、体育館、博物館・美術館は、各所に分散して立地しています。

その他交流機能、十日町都市計画区域の用途地域内に集積して立地しています。



資料：Mapion 電話帳の情報、十日町市観光協会ホームページをもとに作成
図 文化・交流施設の配置状況

2. 十日町市の現況および課題

(5) 地価等

1) 地価の動向

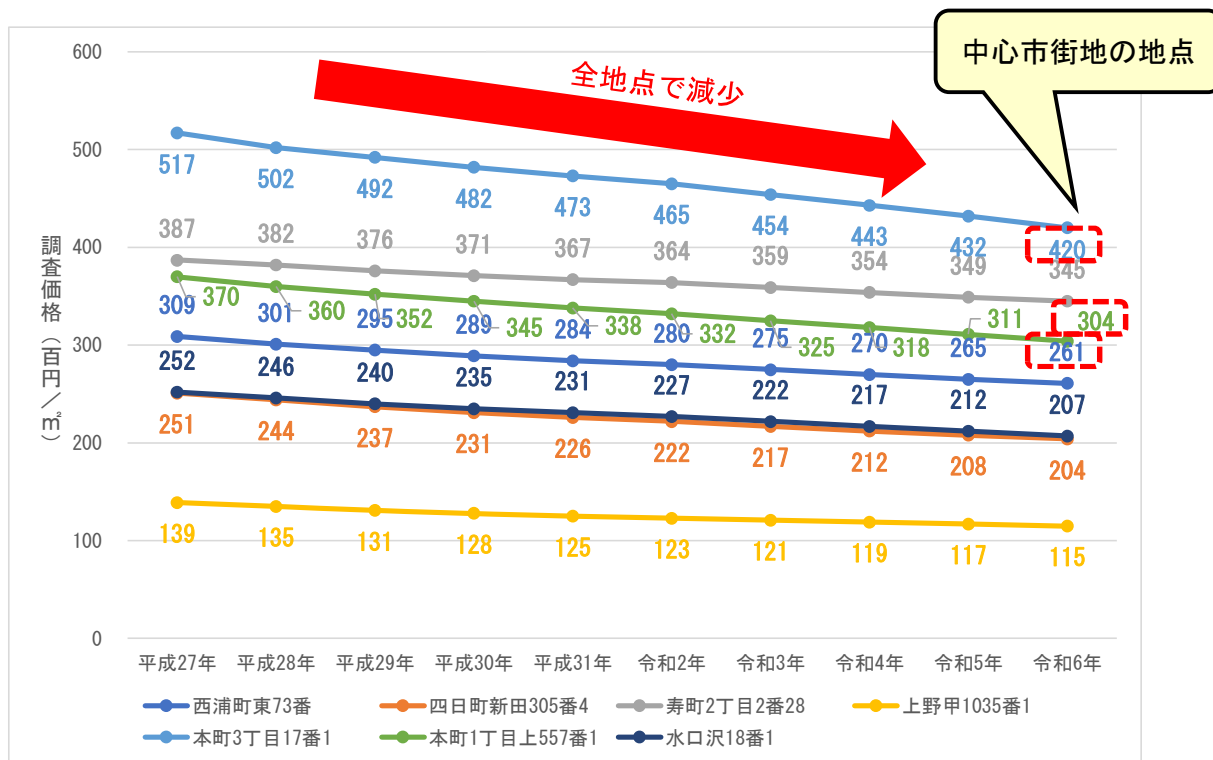
平成 27 年から令和 6 年の増減率を見ると、すべての調査地点で減少しており、中心市街地の増減率（H27→R6）は、本町 3 丁目の調査地点で-18.8%、本町 1 丁目の調査地点で-17.8%、西浦町東の調査地点で-15.5%となっています。

表 地価の動向

単位：円/㎡

調査地点	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	H27→R6 増減率
西浦町東 73 番	30,900	30,100	29,500	28,900	28,400	28,000	27,500	27,000	26,500	26,100	-15.5%
四日町新田 305 番 4	25,100	24,400	23,700	23,100	22,600	22,200	21,700	21,200	20,800	20,400	-18.7%
寿町 2 丁目 2 番 28	38,700	38,200	37,600	37,100	36,700	36,400	35,900	35,400	34,900	34,500	-10.9%
上野甲 1035 番 1	13,900	13,500	13,100	12,800	12,500	12,300	12,100	11,900	11,700	11,500	-17.3%
本町 3 丁目 17 番 1	51,700	50,200	49,200	48,200	47,300	46,500	45,400	44,300	43,200	42,000	-18.8%
本町 1 丁目上 557 番 1	37,000	36,000	35,200	34,500	33,800	33,200	32,500	31,800	31,100	30,400	-17.8%
水口沢 18 番 1	25,200	24,600	24,000	23,500	23,100	22,700	22,200	21,700	21,200	20,700	-17.9%

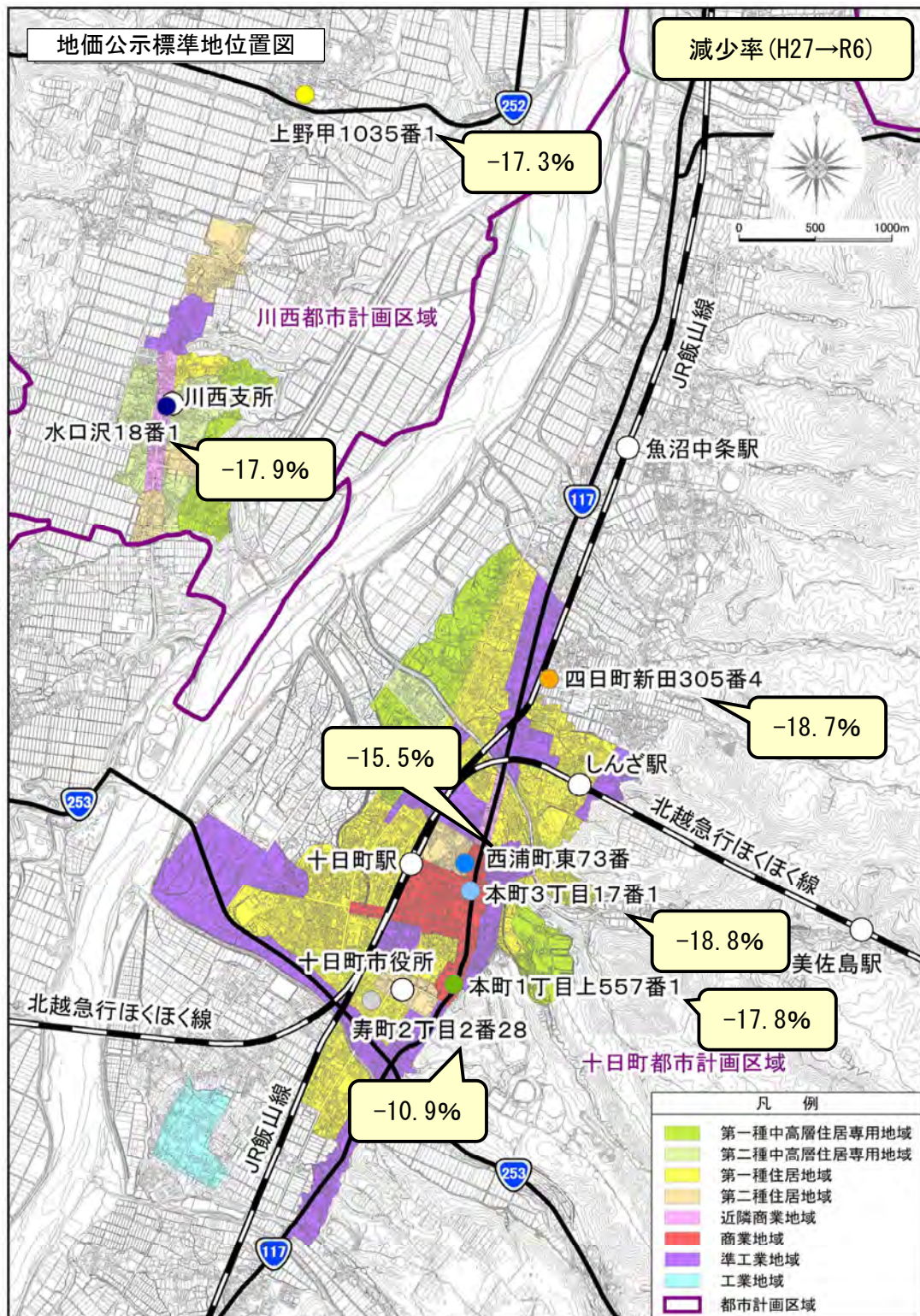
資料：国土数値情報（地価公示）



資料：国土数値情報（地価公示）

図 地価の動向

2. 十日町市の現況および課題



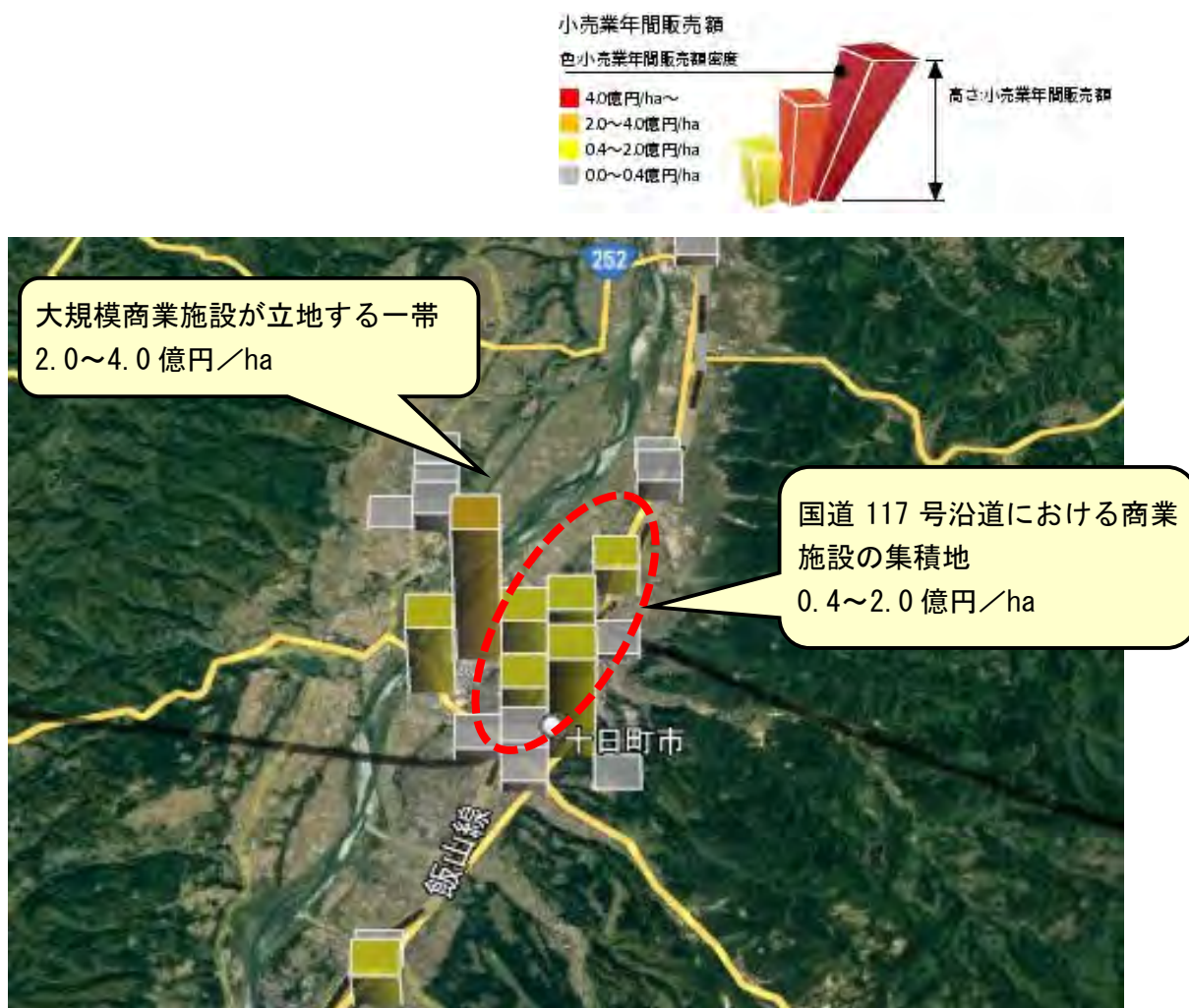
資料：国土数値情報（地価公示）

図 地価公示標準地位置

2. 十日町市の現況および課題

2) 小売業年間販売額の分布

都市構造可視化計画における小売業年間販売額を見ると、国道 117 号沿道における商業施設の集積地の販売額（0.4～2.0 億円／ha）より、十日町地域の大規模商業施設が立地する一帯の販売額（2.0～4.0 億円／ha）が上回っています。



資料：都市構造可視化計画（販売額分布（2014 年））

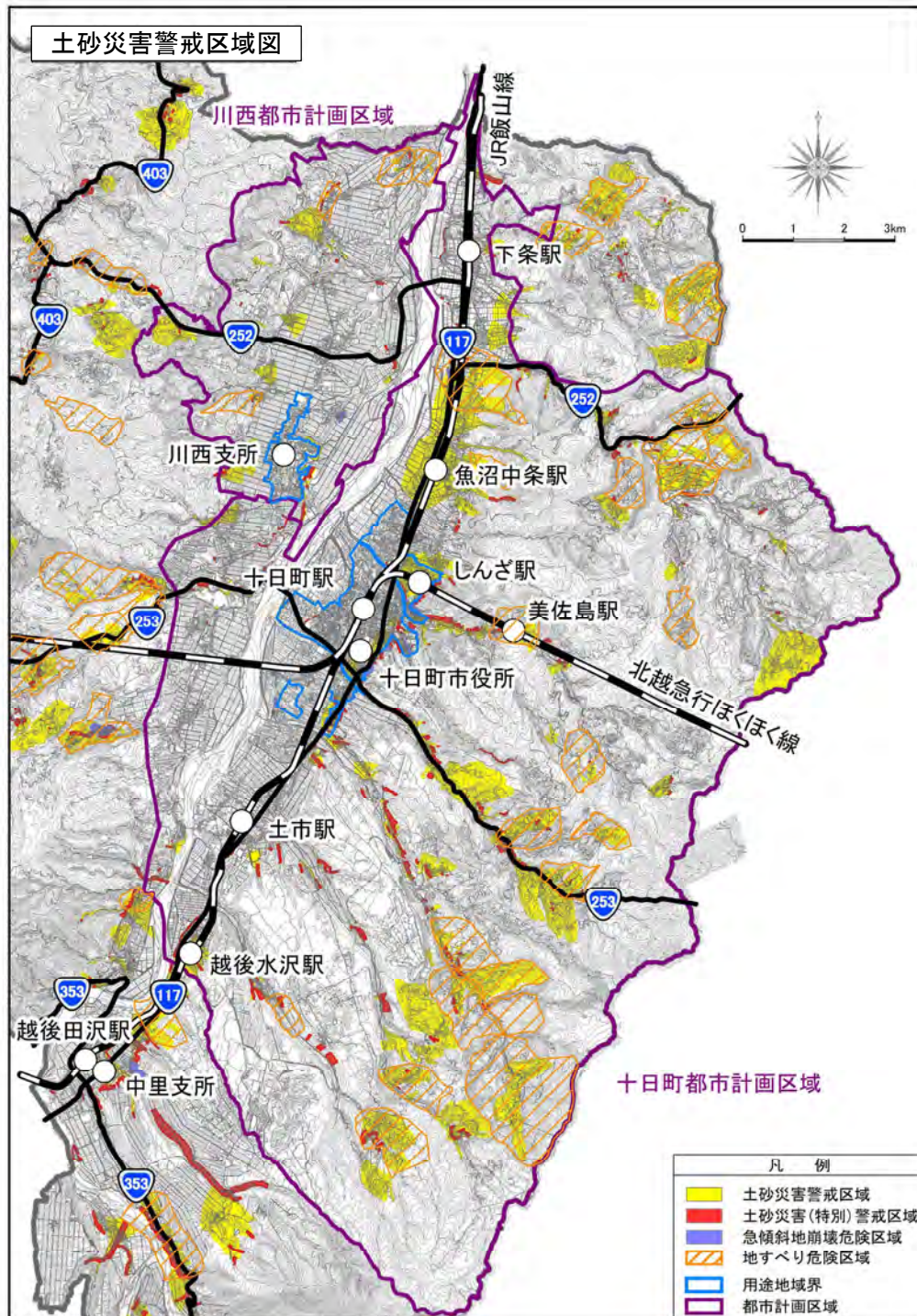
図 小売業年間販売額の分布

2. 十日町市の現況および課題

(6) 災害

1) 土砂災害警戒区域

本市においては、市域の広範囲に、土砂災害警戒区域や地すべり危険区域が指定されています。



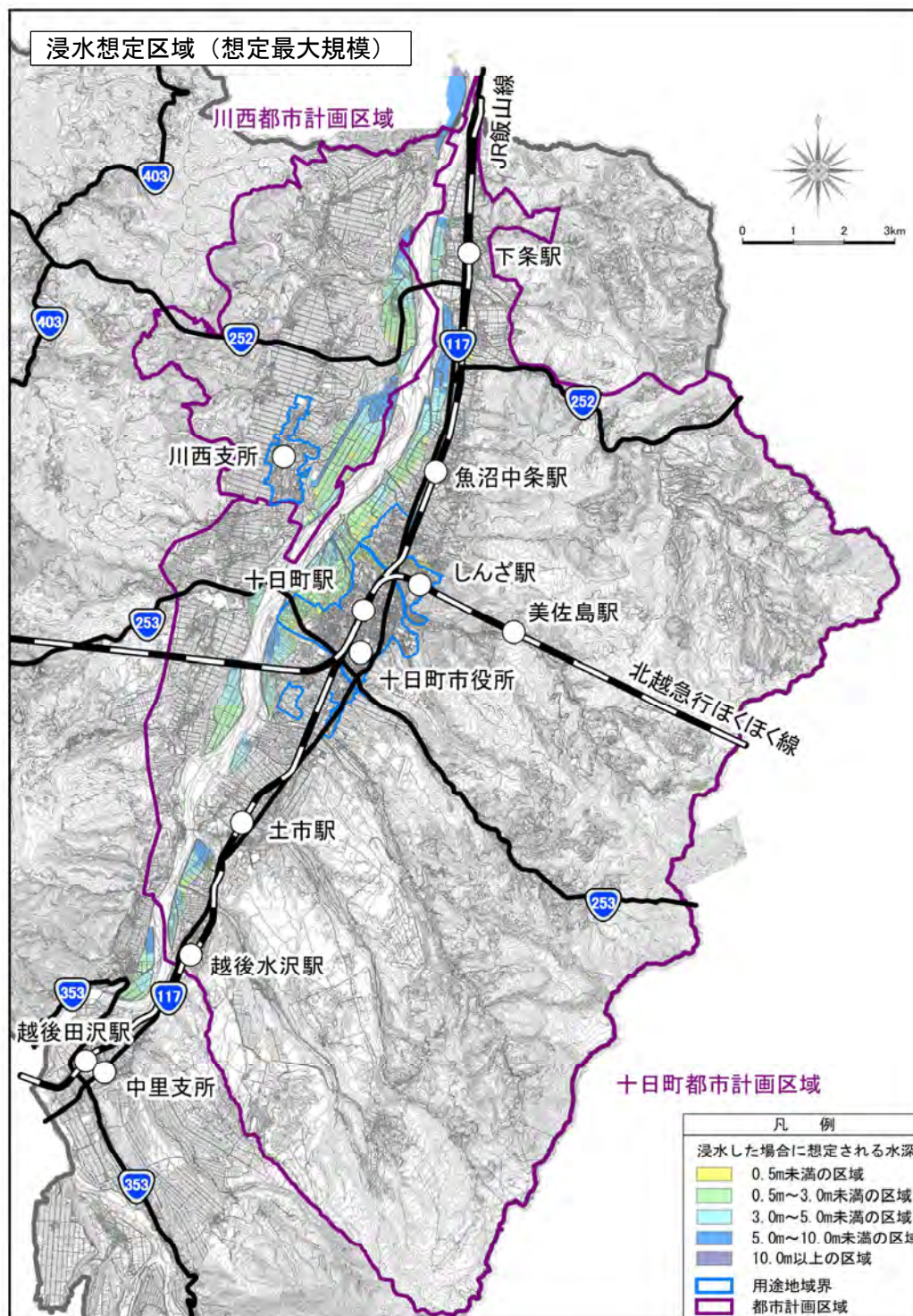
資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 土砂災害警戒区域（都市計画区域内及び周辺）

2. 十日町市の現況および課題

2) 浸水想定区域（想定最大規模）

本市においては、信濃川沿いの広範囲に浸水想定区域が指定されており、最深で浸水深 5.0m 以上の浸水想定区域に指定された地区も見られます。



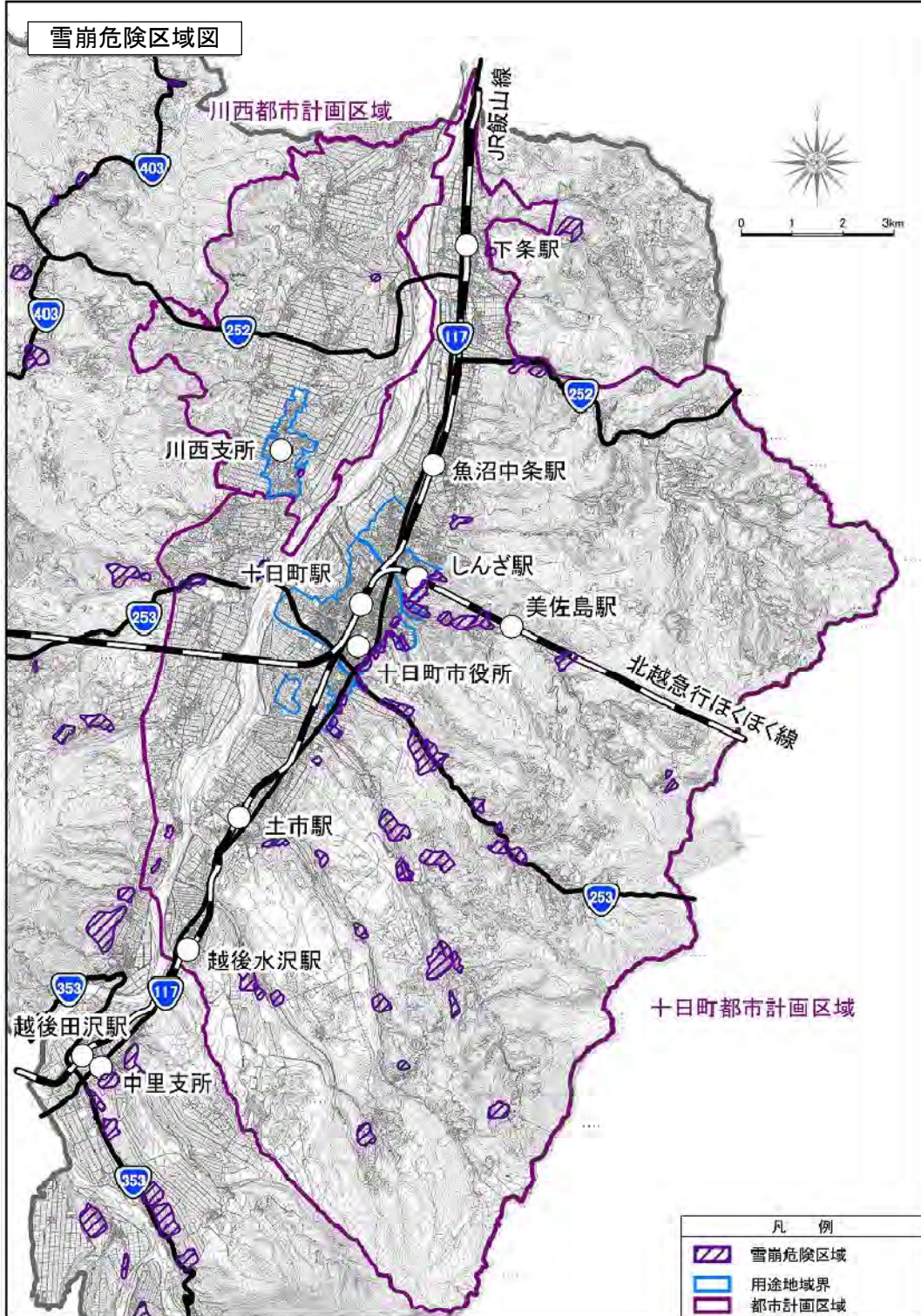
資料：GIS 浸水ハザードマップ情報に基づき作成

図 浸水想定区域（想定最大規模）（都市計画区域内及び周辺）

2. 十日町市の現況および課題

3) 雪崩危険区域

本市においては、山間部の谷間、川筋付近などに点在して、雪崩危険区域が指定されているとともに、中心市街地東側の山裾などにも、指定された地区が見られます。



資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 雪崩危険区域（都市計画区域内及び周辺）

2. 十日町市の現況および課題

4) 降雪深累計平均

令和5年度から過去10年間における降雪深累計平均を見ると、市街地にある観測所（十日町市下水処理センター）が747.4 cmと最も少ない値となっています。



資料：積雪観測記録（十日町市）

図 降雪深累計平均（令和5年度から過去10年間）

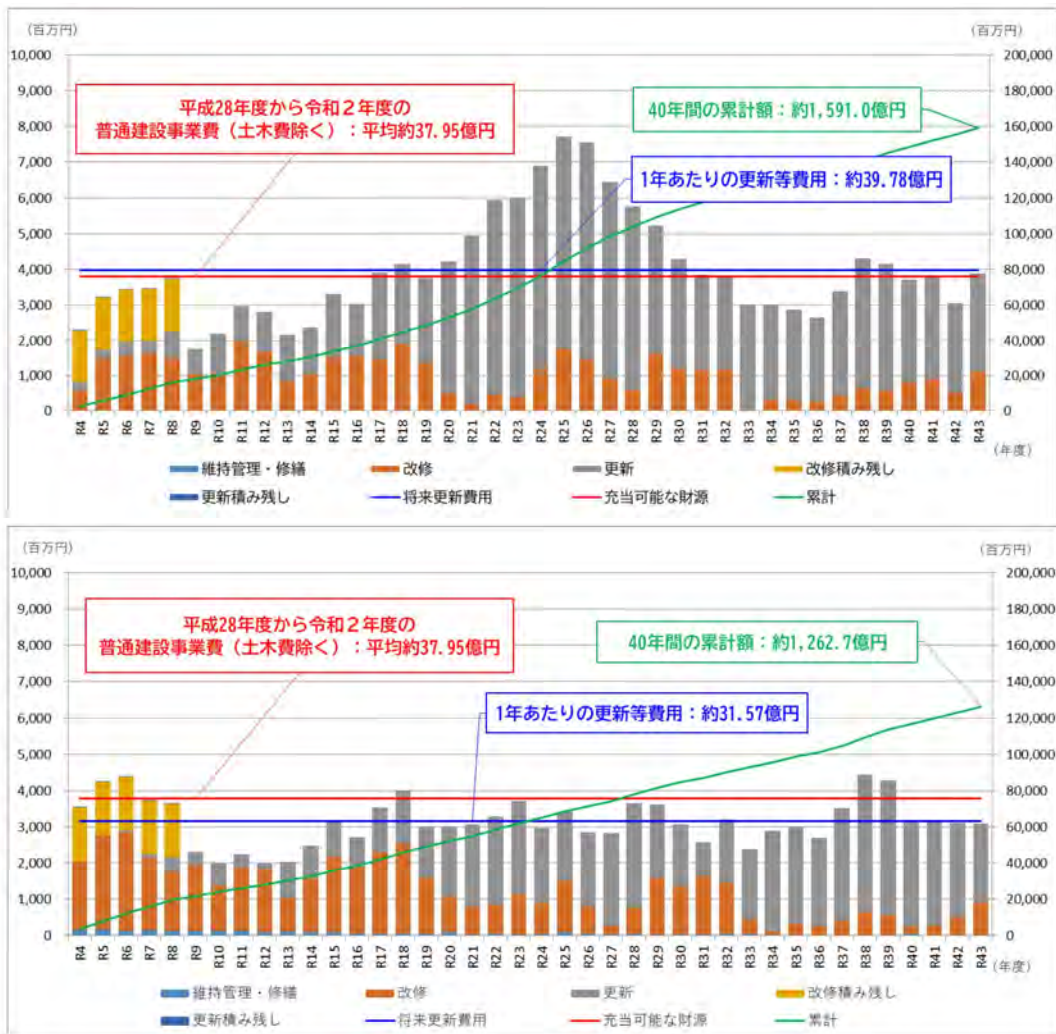
2. 十日町市の現況および課題

(7) 財政

1) 将来の更新費用の見通し

令和2年度末時点で本市が保有する公共施設を、耐用年数経過時点で建替えた場合（従来型）の更新等費用の見込み額は、令和4年度から令和43年度までの40年間で約1,591.0億円となります。1年あたりの更新等費用は約39.78億円です。平成28年度から令和2年度の本市の普通建設事業費（土木費を除く）は年平均で約37.95億円であり、1年あたりの更新等費用が約1.83億円超過しています。令和20年度から令和30年度にかけて、老朽化した施設の建替えが集中しており、一時的に多くの普通建設事業費が必要となる見込みです。

一方、令和2年度末時点で本市が保有する公共施設を長寿命化し、建築後80年まで使用するとした場合（個別施設計画反映型）の更新等費用の見込み額は、令和4年度から令和43年度までの40年間で約1,262.7億円となります。1年あたりの更新等費用は約31.57億円です。従来型の場合と比較すると、40年間で約328.3億円の縮減になります。



資料：十日町市公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

図 公共施設の将来の更新等費用の推計（上：従来型、下：個別施設計画反映型）

2. 十日町市の現況および課題

2) 将来負担比率

将来負担比率について、隣接市町と比較すると、本市の将来負担比率が 101.9%と最も高くなっています。

表 将来負担率

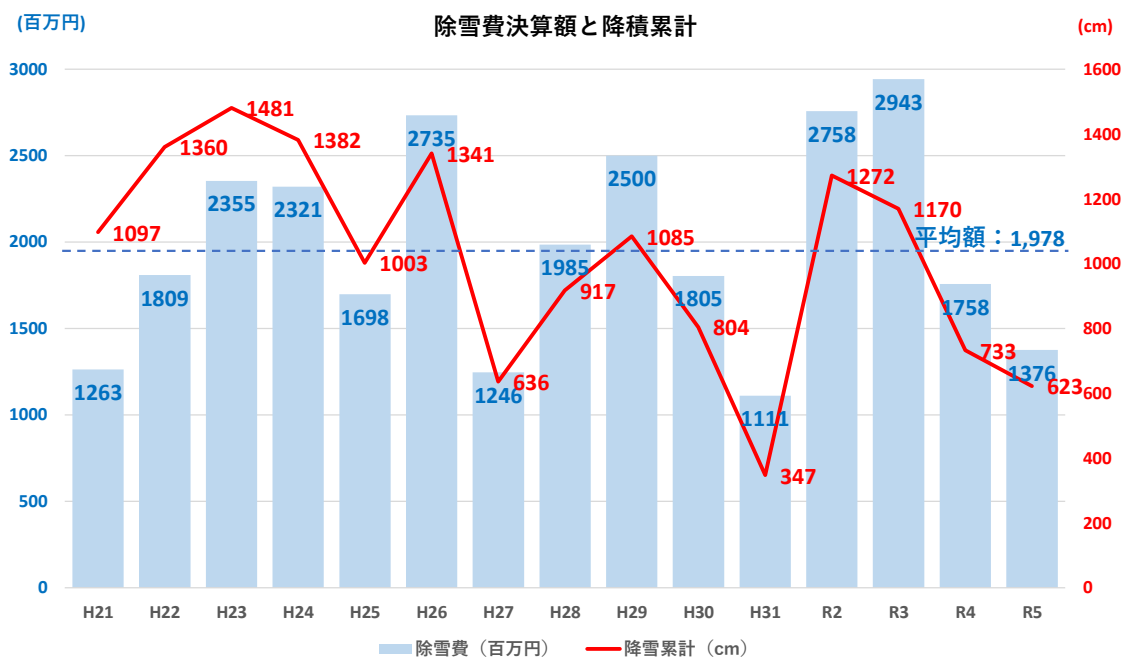
市町名	将来負担比率
長岡市	66.6
柏崎市	13.7
小千谷市	20.8
十日町市	101.9
上越市	61.4
魚沼市	10.6
南魚沼市	4.1
湯沢町	30.3
津南町	27.8

資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（令和4年度）（総務省）

※将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの

3) 除雪費決算額の推移

除雪費決算額については、降雪累計の増減に伴い増減しており、将来負担率が高い本市では、除雪費増加による財政への圧迫が懸念されます。



資料：降雪累計記録等（十日町市）

図 除雪費決算額と降雪累計

2. 十日町市の現況および課題

(8) 都市構造のレーダーチャート

1) 分析の概要

国土交通省が提供している「都市モニタリングシート」を用いて、本市における都市構造の現状について、人口 10 万人以下の同規模類似都市の平均値を偏差値として分析しました。

2) 分析結果

分析の結果は、以下の図・表のとおりです。

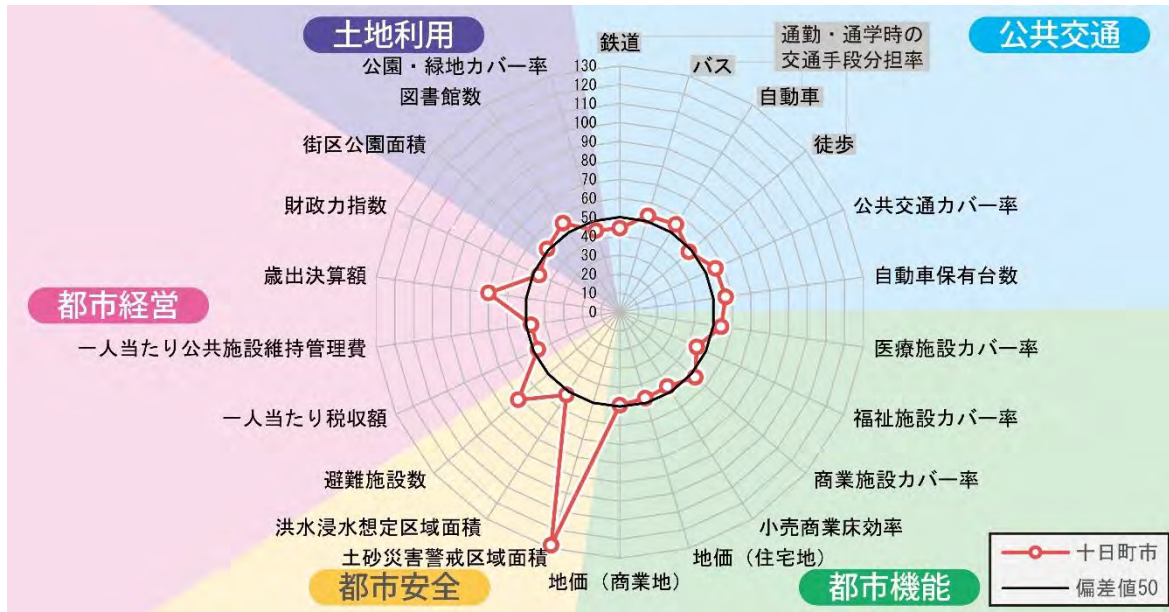


図 都市構造のレーダーチャート（同規模類型都市と比較）

表 都市構造のレーダーチャートに基づく分析の概要

■ 公共交通
構成指標：通勤・通学時の交通手段分担率、公共交通カバー率（鉄道駅から半径 800m・バス停留所から半径 300m以内の人口カバー率）、自動車保有台数
・通勤・通学での鉄道利用は低い傾向にある一方で、バス利用は高くなっています。 ・公共交通カバー率は比較的高くなっています。 ⇒市民の日常的な移動を支えるバス交通は一定の利用があるとともに、公共交通カバー率が高いことから、市民にとって公共交通の“利用のしやすさ”はある程度確保されていますが、鉄道利用の需要が低いことがうかがえます。
■ 都市機能
構成指標：医療・福祉・商業施設の人口カバー率、小売商業床効率（面積当たりの売り上げ高）、地価（住宅地、商業地）
・医療施設カバー率が比較的高い一方で、福祉施設カバー率は低くなっています。 ・商業施設カバー率が比較的高い一方で、小売商業床効率は比較的低くなっています。 ⇒小売商業床効率が低いことから、比較的規模の大きい店舗等での購買動向が強いことがうかがえます。

2. 十日町市の現況および課題

■都市安全
構成指標：土砂災害警戒区域面積、洪水浸水想定区域面積、避難施設数
・行政区域内に山間部を多く抱えることから、土砂災害警戒区域面積が突出して多く、また、避難施設数も多くなっています。 ⇒本市は市域全体に集落等が形成されていることから、土砂災害警戒区域内にも多くの市民が居住していることが想定されます。
■都市経営
構成指標：一人当たり税収額、一人当たり公共施設維持管理費、歳出決算額、財政力指数
・一人当たり税収額が比較的低い一方で、歳出決算額が突出して高くなっています。 ⇒財政力指数も比較的低い傾向にあり、計画的な財政運営に向けた検討が必要です。
■土地利用
構成指標：街区公園面積、図書館数、公園・緑地の人口カバー率
・図書館数が比較的高い一方で、公園・緑地カバー率は低くなっています。 ⇒十日町駅周辺等の市街地では、比較的公園等が配置されていますが、本市は市域全域に集落等が形成されていることから、身近な公園・緑地等が存在しない地域があることがうかがえます。

2. 十日町市の現況および課題

(9) 十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査結果のポイント

令和4年度に実施した「十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の結果を踏まえ、特筆すべき事項、また、各計画に反映を検討すべき事項を以下に示します。(下記事項の数値・グラフ等の詳細については、参考資料の「十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査の結果概要」を参照。)

1) 生活環境の満足度・重要度

- 優先的に改善すべき項目(低満足度、高重要度)に該当している、「道路の整備」、「子育て支援施設の整備」、「道路除雪等の雪対策の整備」、「買い物の便利さ」、「医療・福祉施設の整備」、「公共交通機関の便利さ」に関する対策を重点的に取り組むことが必要。
- 「道路除雪等の雪対策の整備」に関する満足度・不満度がともに高い。地域別にみると松之山地域の満足度が最も高く、十日町地域の満足度が最も低い。中心市街地の雪対策の強化に向けた検討が必要。
- 「公共交通機関(鉄道・バスなど)の便利さ」の満足度が最も低くなっており、一方で重要度は全体の5位と上位に位置付けられている。このことから公共交通の利便性向上の取組が求められる。

2) 将来の十日町市について

- 20代、30代の若い世代は子育て環境の充実を重要視している。子育て環境に寄与するまちづくりが必要。
- 20代を除く全ての年代で「医療・福祉環境が充実したまち」の回答が多い。医療・福祉環境の充実を重要視している。医療・福祉環境に寄与するまちづくりが必要。

3) 商業地の活性化に向けた取組

- 「空き地・空き店舗の活用」や「既存商店街への活性化支援」の回答が多く、郊外型・ロードサイド型の大規模な商業機能の充実よりも、既存商業地の活性化に対する取組が求められている。

4) コンパクトなまちづくりに必要な取組

- 20代、30代の若い世代は「子育て環境の向上」が高く、また全ての年代において「医療・福祉環境の向上」が高い。このことから2) 将来の十日町市について望むことと、コンパクトなまちづくりに必要な取組については同様な結果となり、子育て環境および医療・福祉環境に寄与するまちづくりが必要。
- 20代では「中心市街地、商店街の活性化」が高く、中心市街地の賑わい創出に関心が高いことがうかがえる。

2. 十日町市の現況および課題

5) 現在の中心市街地（十日町駅周辺など）の賑わい

- 中心市街地やその周辺の地域に居住する市民が、賑わいが少ない・不満を持っているという傾向が強い。一方で、川西・中里・松代・松之山地域に居住する市民は、中心市街地の賑わいについて、特に感じることはなく、普通であるとの回答が最も多かった。更なる中心市街地の活性化の取組が必要。

6) 現在の場所での定住意向・住み続けたい理由

- 高山地区等のまちなかでは“通勤・通学・買い物が便利だから”、その他の地域では“家・土地・農地を持っているから”との回答が多かった。今後これらの傾向を参考に各計画を検討していくことが必要。

7) 今後の中心市街地（十日町駅周辺など）に必要な都市機能

- 中心市街地の機能については、中心市街地以外に居住する住民は、大型ショッピングセンター・デパートを求める傾向が強い。一方、中心市街地に実際に居住する住民は、日用品や飲食店といった、日常的に利用する施設を求める傾向が強い。

2. 十日町市の現況および課題

2-3 上位・関連計画

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」、「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」をはじめ、本計画と関連性の高い上位・関連計画の概要を整理します。

(1) 第二次十日町市総合計画後期基本計画（令和3年3月）

■ 目指すまちの姿

私たちは、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの財産の価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいけるまちを未来に手渡していかなければなりません。

そのためには、現在の市民のみならず、未来の市民や他のまちで暮らしている人からも十日町市が住みたいまちとして選ばれることが重要です。さらに、国内外の人たちが、十日町市を魅力的な観光地として選んだり、十日町市の産品を求めたりするなど、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていきます。

選ばれて 住み継がれるまち とおかまち

■ 基本方針 — 3つの方針 —

○ 人にやさしいまちづくり

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、創造性ある将来を切り拓いてもらうために、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりを推進します。

○ 活力ある元気なまちづくり

十日町市のさまざまな魅力を磨き上げ、広く内外と連携を図り、山も里もまちなかも元気な十日町市を目指します。

まちの活力向上のために、観光や交流、生涯学習、文化芸術活動などにより市内へ切れ目なく人の流れをつくり出すとともに、農林業や商工業の振興による雇用の創出を図ります。

○ 安全・安心なまちづくり

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や克雪対策の充実を図るとともに、医療・救急体制や道路、上下水道などの公共インフラを整備します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

2. 十日町市の現況および課題

■ 土地の利用方針

○ 市街地

- ・十日町地域の人口集積地を市街地と位置付けます。
- ・十日町市街地は市域の中心地域として商業、工業、医療、文化、交流など各種都市機能の充実と良好な居住環境形成に向けて計画的な土地利用を図ります。特に十日町駅を中心とする中心市街地においては、中心市街地活性化事業で整備した交流施設や居住施設を今後も最大限活用しながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・将来人口がさらに減少していくことを踏まえ、拡散的な市街化を抑制し、既存市街地内の低・未利用地を活用するなどして、将来人口に見合ったコンパクトな市街地の形成に努めます。

○ 市街地周辺地域

- ・信濃川沿いの市街地周辺地域では、各地域拠点での買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図るとともに、周辺農業と調和した良好な集落環境の維持を図ります。
- ・稲作を中心とした生産性の高い農用地の確保に努めながら、農業や文化、景観を生かしたグリーンツーリズムの推進など、集落の活性化を図ります。

○ 東部中山間地域

- ・安全・安心な食料生産と生産性の高い営農活動ができる環境を維持するため、優良農地の保全を図ります。
- ・十日町市の重要な観光拠点として、清津峡をはじめとした自然景観資源や当間高原リゾートを核とした観光レクリエーション機能の維持充実を図ります。

○ 西部中山間地域

- ・松代および松之山地域の中心地については、地域の拠点として買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図ります。
- ・全国的に有名な棚田群や温泉地、美人林等の自然景観などを生かしながら、農業体験や滞在型観光などによる都市交流を進めるとともに、地域活性化や農地・森林の多面的機能の維持につながる土地利用を図ります。

2. 十日町市の現況および課題

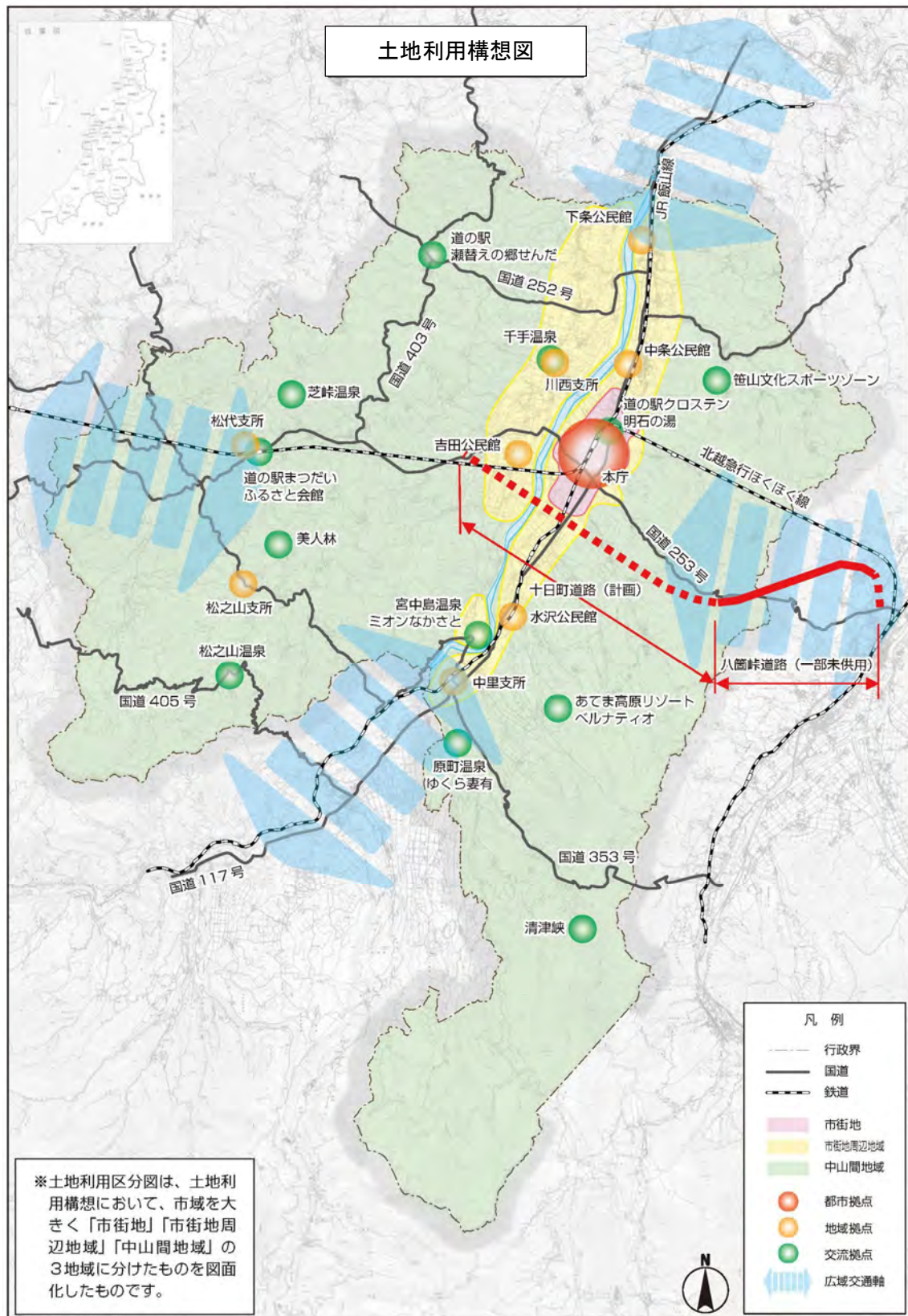


図 十日町市土地利用構想

2. 十日町市の現況および課題

(2) 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月 新潟県）

■ 圏域の目標

豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域

○ 地域文化や雪とともに持続的に発展する圏域の形成

人口減と高齢化が進む中でも、圏域内の都市拠点や基幹的集落地の生活サービス機能や魅力を維持しながら、拠点と地区及び集落とのネットワークを強化することにより、自立した圏域を目指す。さらに、都市として持続可能な機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指すとともに、隣接する都市圏との結びつきを強化する。

○ 広域ネットワークの強化による多様な交流の支援

首都圏に近い立地条件と整備が進む地域高規格道路を含む広域交通ネットワークを活用しながら、各都市拠点や観光拠点など、相互の連携の強化を図り、他圏域や県外との多様な交流と定住の促進、地域経済の活性化を目指す。

○ 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用

森林・里山の自然資源や田園・河川などの身近な自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、豪雪地であるという特徴や地域の歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、多様な交流が広がる資源として活用することを目指す。

○ 豪雪をはじめとする自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

全国有数の豪雪地として雪による災害や地震、土砂災害、水害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

2. 十日町市の現況および課題

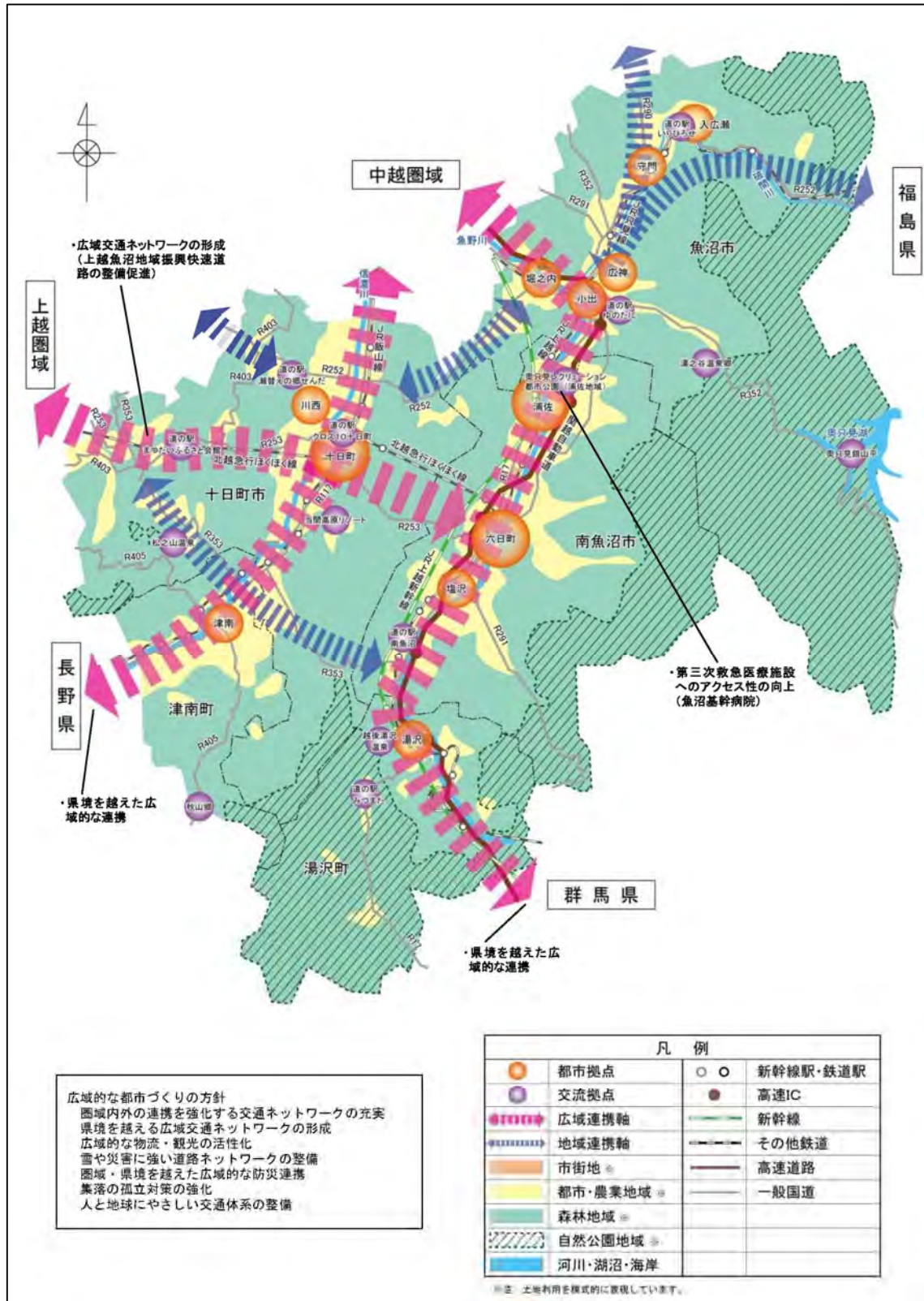


図 魚沼圏域 圏域方針（都市構造）

2. 十日町市の現況および課題

(3) 十日町都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月 新潟県） 川西都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月 新潟県）

■ 当該都市計画区域の都市づくりの目標

○ 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進

今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。また、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、圏域内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

○ 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用

森林・里山の自然資源や田園・河川などの身近な自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、豪雪地であるという特徴や地域の歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、自ら地域を誇り、また多様な交流が広がる資源として活用することを目指す。

○ 豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

豪雪地としての雪害をはじめ、土砂災害、水害、地震など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

■ 市街地の土地利用の方針

○ 基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

2. 十日町市の現況および課題

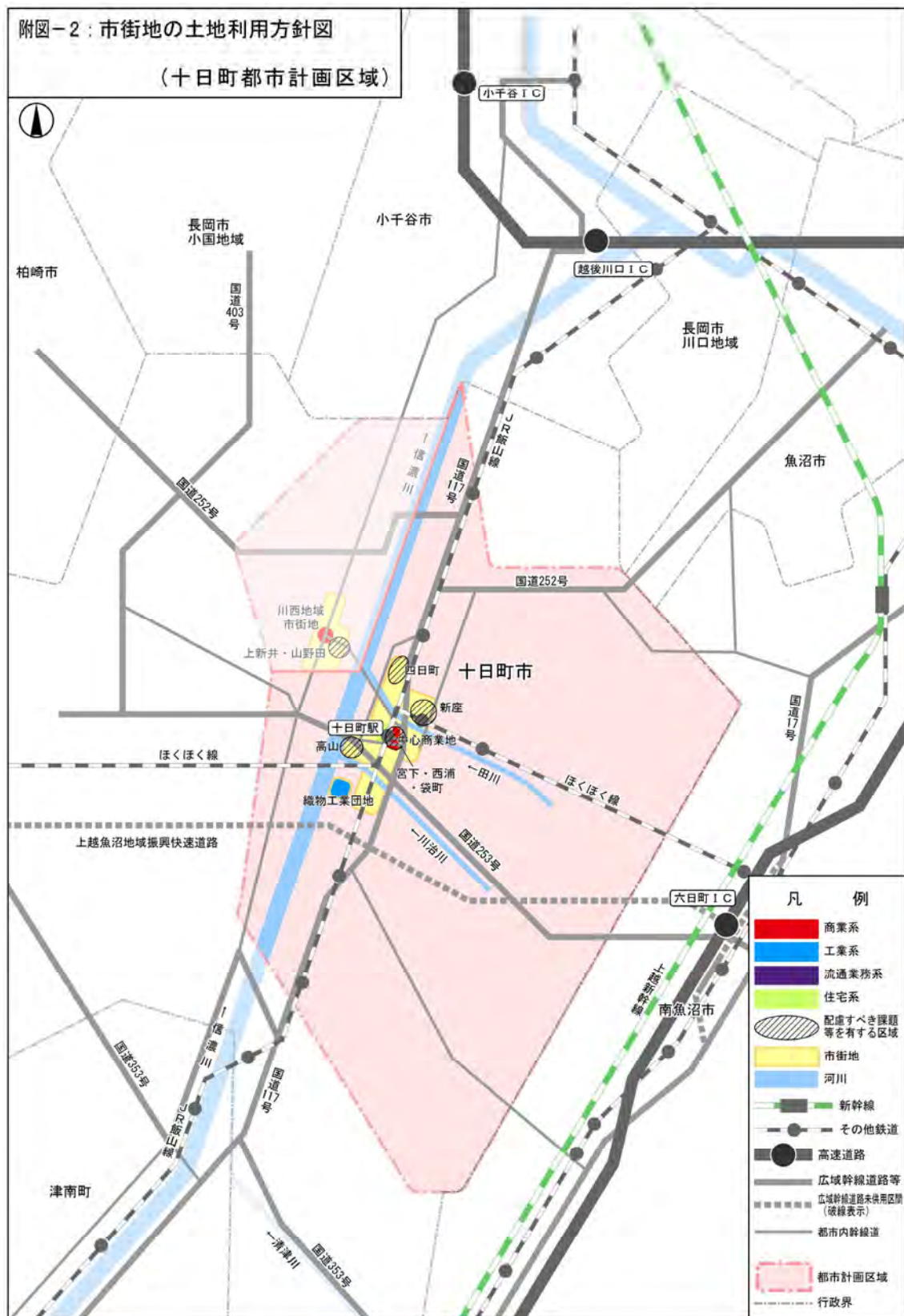


図 市街地の土地利用方針（十日町都市計画区域）

2. 十日町市の現況および課題

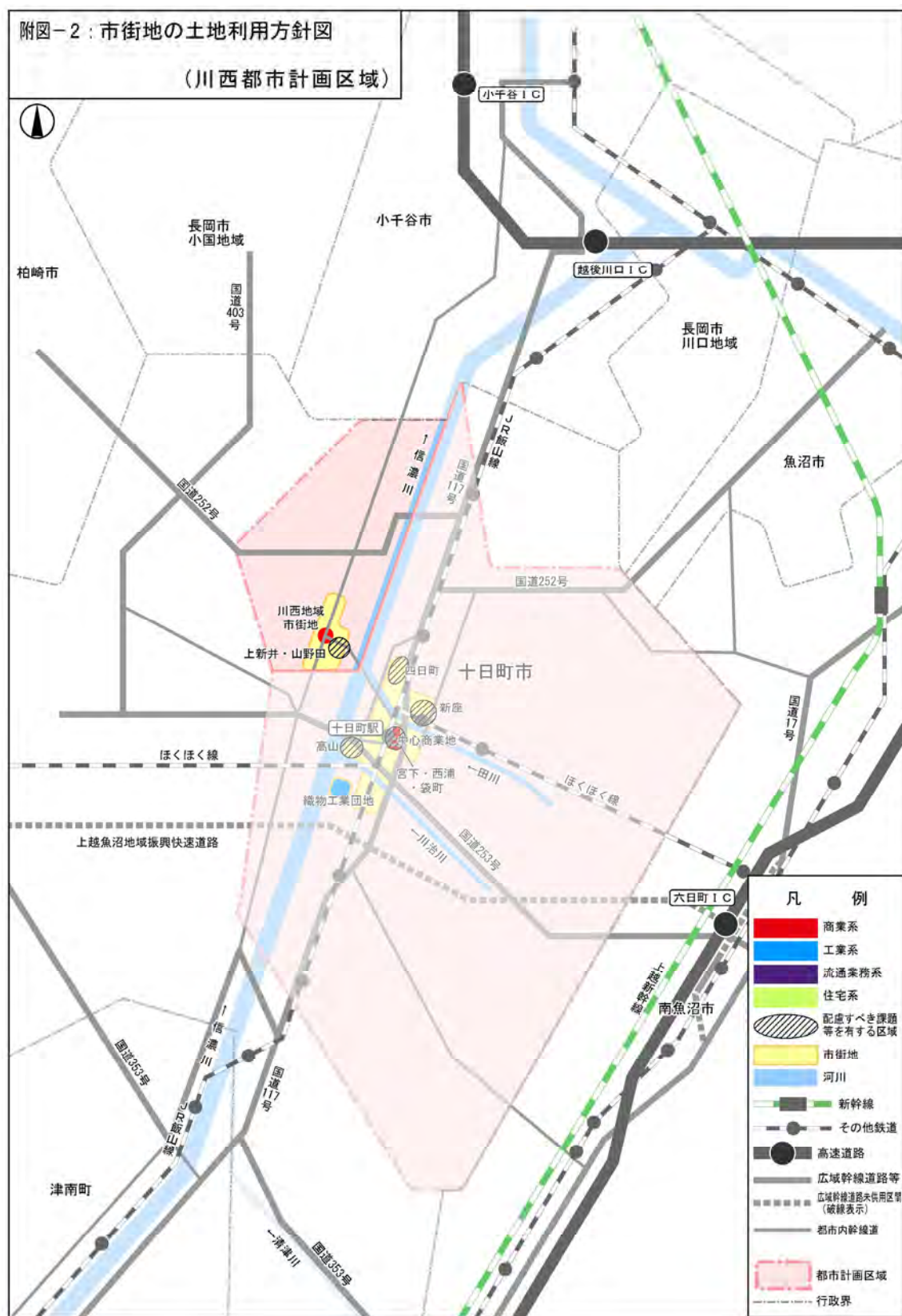


図 市街地の土地利用方針（川西都市計画区域）

2. 十日町市の現況および課題

(4) 十日町市都市計画マスタープラン（令和7年3月）

■ 都市の将来像

地域の魅力を磨き上げ、選ばれるまち、安全・安心に住み続けられるまち

本市のかけがえのない自然や雪国文化の香りを大切に守りながら、人（人財）、自然、伝統・文化、産業など、地域の魅力を磨き上げるにより、“住みたいまち”“働きたいまち”“訪れたいまち”として多様な人々に選ばれるとともに、本市に暮らす人々が安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

■ 都市づくりの目標

○ ふるさとの自然を守り、育て、環境に配慮した持続可能な都市づくり

大河信濃川や清津峡、棚田、ブナ林に代表される緑豊かな森林など、本市は、四季折々に様々な表情を見せる美しい自然環境に囲まれています。

この豊かな自然環境を大切にするとともに、ごみの排出抑制・再利用・再資源化の徹底により、環境負荷の少ない循環型社会や脱炭素社会の構築を図り、持続可能な都市づくりを推進します。

また、これらの自然環境を景観づくりに活用し、美しく個性豊かで魅力的な景観形成により、うるおい豊かな都市空間を創出します。

○ 市民が愛着や誇りを持てる、魅力と個性ある雪国文化を創造する都市づくり

本市において、長い冬を象徴する雪は、多彩な四季と恵みをもたらすとともに、独自の文化や風土を育んできました。

このような豊かな自然や文化がもたらす恩恵を再認識するとともに、雪や着物、アートを軸にした、魅力と個性ある雪国文化を創造し、心豊かな質の高い暮らしが実現でき、愛着や誇りの持てる都市づくりを推進します。

○ 誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり

近年、各地では頻発・激甚化する自然災害が発生していることから、防災は、安心して暮らせる都市づくりに欠かせない最も重要な課題であり、あらゆる災害に対する防災・減災対策の強化を図る必要があります。特に本市は、近年、地震や豪雨による災害に見舞われるとともに、全国有数の豪雪地であるため、雪害への対応が常に求められています。このため、治山・治水事業の促進、密集市街地の改善、雪害対策の充実など、災害に強い都市づくりを推進します。

また、防犯面でも重要となる空地空家の適切な管理および活用に向けた取組を推進します。

2. 十日町市の現況および課題

○ 地域資源を生かしながら誰もが快適に住み続けられるコンパクトな都市づくり

市民が豊かで利便性が高く快適な生活を享受するためには、生活や経済活動を支える都市基盤施設の整備・充実が求められます。

特に過疎化と少子高齢化による人口減少が進行している本市においては、ネットワーク型コンパクトシティの形成と、移住・定住対策による人口増加や交流人口の増加を図る必要があります。

このため、市民が安全・安心、かつ、快適に住み続けることができ、また、子育て世代など若い世代をはじめ多様な人々から選ばれ、移住・定住者の増加につながるよう、地域資源を生かした魅力ある都市づくりを推進します。

○ 活力ある産業を育て、賑わいと交流を創出し、成長・発展する都市づくり

都市活力の維持・向上のためには、デジタル化の急速な進展など、社会経済情勢の変化に対応した産業の振興・育成が必要です。また、本市においては、きもの産業等が低迷している状況にあり、既存産業の活性化と新たな産業の創造が求められます。

このため、地域の魅力的な資源を生かした観光業の活性化を図りつつ、中心市街地においては、賑わいと交流の創出を図ります。

農業・商工業などの各分野においては、相互連携を強化し、新規産業誘致や多様な雇用の場の確保、先端技術の導入の検討等により、成長と発展を続ける都市づくりを推進します。

■ 将来の都市構造

○ 都市形成ゾーン

① 中山間地域

- ・豊かな自然環境の保全に努めるとともに、多様な地域資源を生かした関係人口の拡大・深化など、地域活性化につながる土地利用を図ります。

② 田園地域

- ・農業を担う人への農地の集積・集約化を図り、農地の保全に努めます。

③ 市街地

- ・賑わいの創出および農地との調和を図るとともに、生活環境の維持等に必要な機能の充実・強化に努め、メリハリのある市街地の形成を図ります。

2. 十日町市の現況および課題

○ 拠点

① 都市拠点

- ・十日町中心部（立地適正化計画に定める都市機能誘導区域）を都市拠点とし、都市機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進します。

② 地域拠点

- ・各地域の拠点となっている各支所、公民館、コミュニティセンター周辺などを地域拠点とし、日常生活に必要な機能等を維持・集約し、地域の都市的な生活を支える拠点として機能の拡充を図ります。

③ 広域交通拠点

- ・上越魚沼地域振興快速道路十日町 I C（仮）周辺については、交通アクセスに恵まれた広域交通の新たな結節点となることから、交通アクセスを生かした物流機能などを担う広域交通拠点の形成を図ります。

○ 都市軸

① 広域連携軸

- ・広域的な連携を担う、北越急行ほくほく線および J R 飯山線を「広域連携軸（鉄道）」、上越魚沼地域振興快速道路および国道 117 号を「広域連携軸（道路）」と位置づけ、それぞれの交通網による周辺都市との交流を促進するため、交通基盤整備を図ります。

② 交通軸

- ・地域間を連絡する幹線道路を交通軸と位置づけ、地域間連携を強化するため、冬期の交通機能確保も含めた交通基盤整備を図ります。

③ 河川水辺軸

- ・信濃川や清津川、渋海川などの河川については良好な自然環境の保全や親水空間の確保および豊かな水資源を確保するための取組を進めます。

2. 十日町市の現況および課題

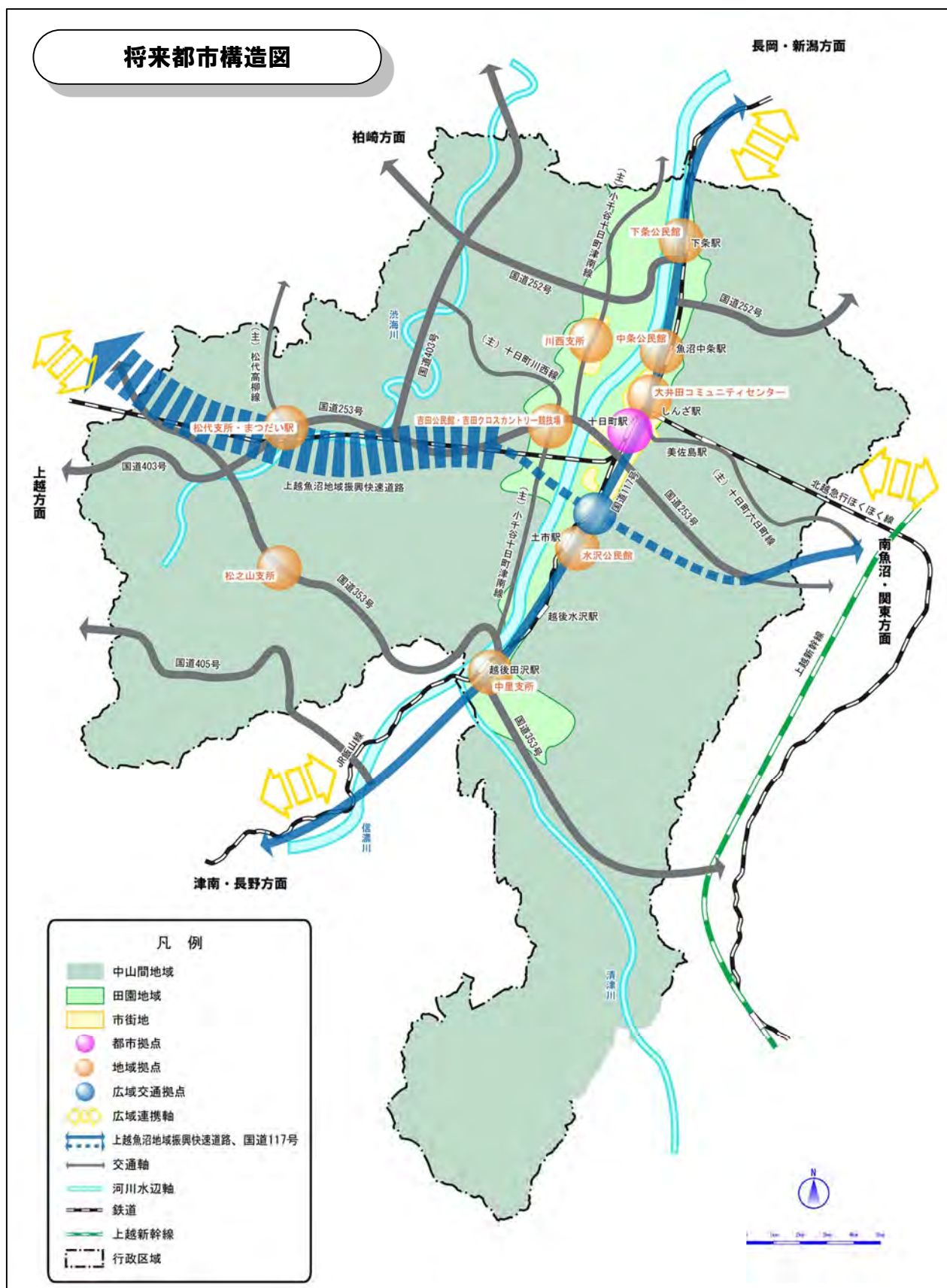


図 将来都市構造

2. 十日町市の現況および課題

2-4 課題の整理

本市における主な都市の現況から、本市が抱える主な課題を整理するとともに、上位・関連計画による将来像などとの整合性を鑑みながら、立地適正化計画での優先的な課題を整理します。

(1) 十日町市における主な都市の現況

① 用途地域内人口比率が低く、用途地域外にも多くの市民が居住

- ・用途地域内人口比率は、県平均に比べ本市は低く、用途地域外にも多くの市民が居住しています。

② 中心市街地活性化に向けた取組効果の発現が不十分

- ・中心市街地の人口減少は緩やかに減少しており、歩行者等交通量は依然として低水準のままとなっています。
- ・一方で、若い世代（15～39 歳人口）は、比較的中心市街地に居住していることがうかがえます。
- ・市民意向調査では、若い世代が中心市街地の賑わい創出に関心を持っていることや、中心市街地やその周辺の地域に居住する市民が、賑わいが少ない・不満を持っているという傾向が強く、更なる中心市街地の活性化の取組が求められます。

③ 中心市街地における商業的な魅力の低下

- ・小売業年間販売額では、国道 117 号沿道における商業施設の集積地の販売額より、十日町地域の大規模商業施設が立地する一帯の販売額が上回っています。
- ・市民意向調査では、郊外型・ロードサイド型の大規模な商業機能の充実よりも、既存商業地の活性化に対する取組が求められています。

④ 子育て環境、医療・福祉環境の充実への期待

- ・市民意向調査では、若い世代が子育て環境の充実を重要視しており、子育て環境に寄与するまちづくりが求められます。
- ・市民意向調査では、多くの世代が医療・福祉環境の充実を重要視しており、医療・福祉環境に寄与するまちづくりが求められます。

⑤ 公共交通（鉄道、路線バス、市営バス）の利用者は減少傾向

- ・JR 飯山線十日町駅の日当たり乗車客数は、減少傾向を示しています。ほくほく線十日町駅の日当たり乗車客数は、令和 2 年度にかけて減少傾向を示していましたが、現在は回復傾向にあります。
- ・令和 5 年度の路線バスの利用者数は、平成 29 年度と比較すると約 47% 減少しています。
- ・市営バス、予約型乗合タクシーの利用者数は、近年、増加傾向を示しているものの、中山間地域の市営バスについては、利用者が大きく減少しています。
- ・市民意向調査では、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」の満足が低い一方で、重要度は高くなっており、公共交通の利便性向上の取組が求められます。

⑥ 用途地域では一部、土砂災害や水害などの災害リスクの恐れ

- ・都市計画区域内では、広範囲に土砂災害警戒区域、雪崩危険区域などの指定があり、十日町の用途地域内でも、中心市街地東側などの一部に区域指定された地区が見られます。
- ・また、信濃川沿いや田川に沿って、浸水想定区域に指定された地区が見られます。
- ・市民意向調査では、「道路除雪等の雪対策の整備」について、十日町地域の満足度が最も低くなっており、中心市街地の雪対策の強化に向けた検討が求められます。

⑦ 隣接市町と比較し、将来負担比率が最も高く、財政逼迫が懸念

- ・将来負担比率は、隣接市町と比較し、本市が最も高くなっています。
- ・除雪費増加による財政への圧迫が懸念されます。

2. 十日町市の現況および課題

(2) 十日町市が抱える主な課題

- 用途地域外の居住環境も考慮したまちづくりが必要。
- 中心市街地の更なる活性化に向けた継続的な取組が必要。
- 子育て環境や医療・福祉環境に寄与するまちづくりが必要。
- 利便性向上・効率性の高い公共交通の運行が必要。
- 災害の危険性が低い地域および災害対策を検討する地域への居住誘導が必要。
- 財政負担を軽減する効率的な都市経営が必要。

(3) 上位・関連計画による将来像など

●第二次十日町市総合計画後期基本計画

目指すまちの姿：選ばれて 住み継がれるまち とおかまち

●魚沼圏域広域都市計画マスタープラン

圏域の目標：豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域

●十日町都市計画区域マスタープラン・川西都市計画区域マスタープラン

当該都市計画区域の都市づくりの目標：

- ・都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- ・自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- ・豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

●十日町市都市計画マスタープラン

都市の将来像：

地域の魅力を磨き上げ、選ばれるまち、安全・安心に住み続けられるまち

など

(4) 立地適正化計画での優先的な課題

本市は、平成 17 年の市町村合併により広大な市域を有しており、中心部のみならず、郊外部や中山間にも多くの市民が暮らしています。

そのため、本市のまちづくりは、市域全体の土地利用、都市基盤、施設、市民生活、子育てや医療・福祉環境、雪対策などの現状を踏まえ、取り組むことが欠かせません。

一方、都市の顔となる中心市街地においては、賑わい・交流の創出に向けた商店街や各種施設の整備が進められているものの、未だ歩行者交通量が低水準であることや、また、商業地の集客力が分散するなど、地域の活性化につながっていない状況が見られるため、更なる活性化に向けた継続的な取組が求められます。

また、郊外部や中山間においても、人口減少や高齢化などが進み、居住環境の悪化や地域コミュニティの存続、雪害・災害発生時の被害の拡大などの不安要素を抱えており、各地域の特性を生かしつつ、そこで暮らす住民の生活を維持していくことも求められます。

このようなことから、今後、限られた財源のなかで、これらの本市が抱える問題を解決するため、上位・関連計画の将来像などを踏まえ、**中心市街地・郊外部・中山間における各地域特性を生かしながら、今後の人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能でメリハリのあるまちづくりを推進していくことが必要**です。

3. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

3 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

本計画では、本市が抱える優先的な課題を解決し、誰もが暮らしやすいコンパクトな市街地を形成するため、以下のとおり、まちづくりの方針、誘導方針を掲げます。

3-1 まちづくりの方針

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

～ 好循環・連携型の都市構造の実現 ～

中心市街地・郊外部(中心部周辺、用途地域外等)・中山間における各地域特性を生かした機能の明確化・メリハリのある都市構造の維持と、地域間を連絡する公共交通の充実・強化により、市域全体での住環境を維持しながら、中心部におけるコンパクトで利便性の高い市街地づくりを目指します。

また、中心市街地では、今後の本市を担う若い世代(子育て世代中心)の更なる定住移住を促進し、賑わい創出・活性化を加速するとともに、冬期でも安全な歩行環境の確保を図ります。

3-2 誘導方針

誘導方針1 中心部の更なる賑わいの創出・活性化

- ◎十日町駅周辺における都市機能の維持・集積により、中心部の更なる賑わいを創出します。
- ◎若い世代(子育て世代中心)を中心とした施策展開による定住促進を図り、人口密度の維持を図ります。

誘導方針2 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成

- ◎特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期においても住みやすい居住環境の維持を図ります。
- ◎中心市街地における生活利便性や冬期も含めた歩行環境などの向上により、快適で暮らしやすい居住環境の形成を図ります。
- ◎雪や災害に対する防災対策について、ソフト・ハードの両面から取組を進め、安全性の高い暮らしの確保を図ります。

誘導方針3 メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

- ◎中心市街地と郊外部・中山間などの地域間を連絡する公共交通の利便性の向上を図ります。
- ◎地域や年代などに関わらず、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進します。

4. 誘導区域

4 誘導区域

4-1 誘導区域とは

本計画では、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定します。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

また、都市機能誘導区域では、区域内における生活利便性の向上に資する「誘導施設」を設定します。

一方、「居住誘導区域」とは、人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

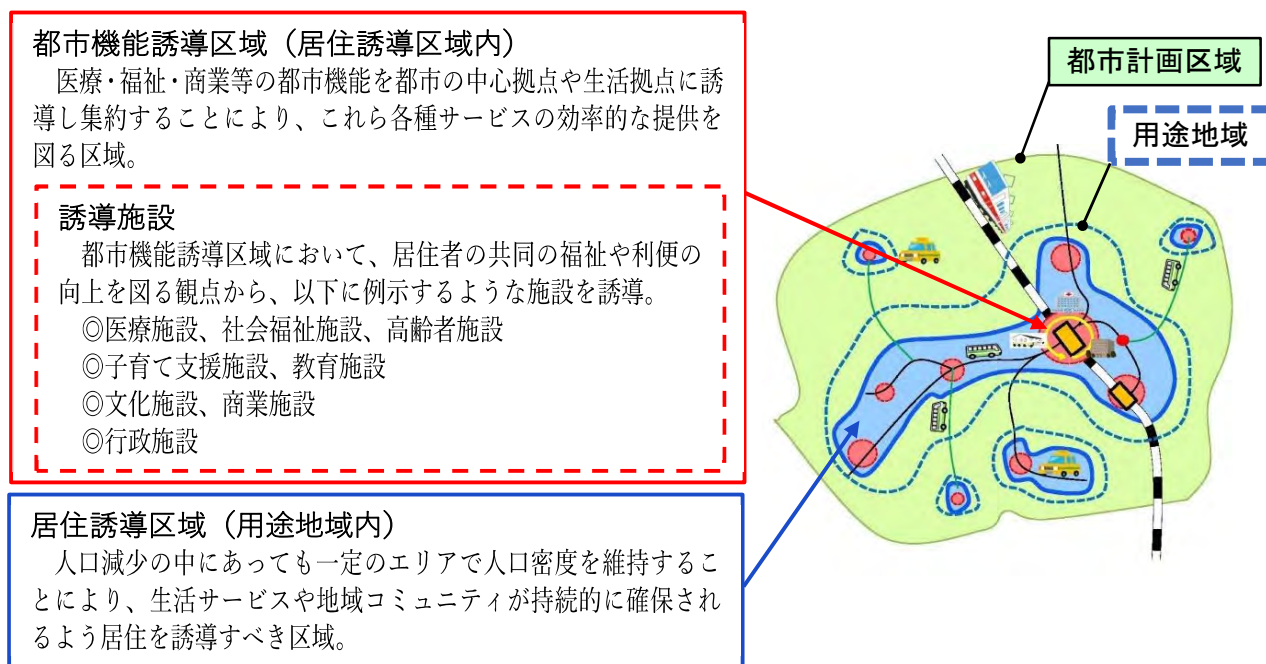


図 立地適正化計画のイメージ

4-2 目指すべき都市骨格構造

誘導区域の検討にあたり、本市が目指すべき都市骨格構造を以下に示します。

本市では、まちづくりの方針を踏まえ、コンパクトで利便性の高い中心市街地の形成と、中心市街地と郊外部・中山間を連絡する公共交通の充実・強化などによる市域全体での住環境の維持などに向けた都市骨格構造の構築を目指します。

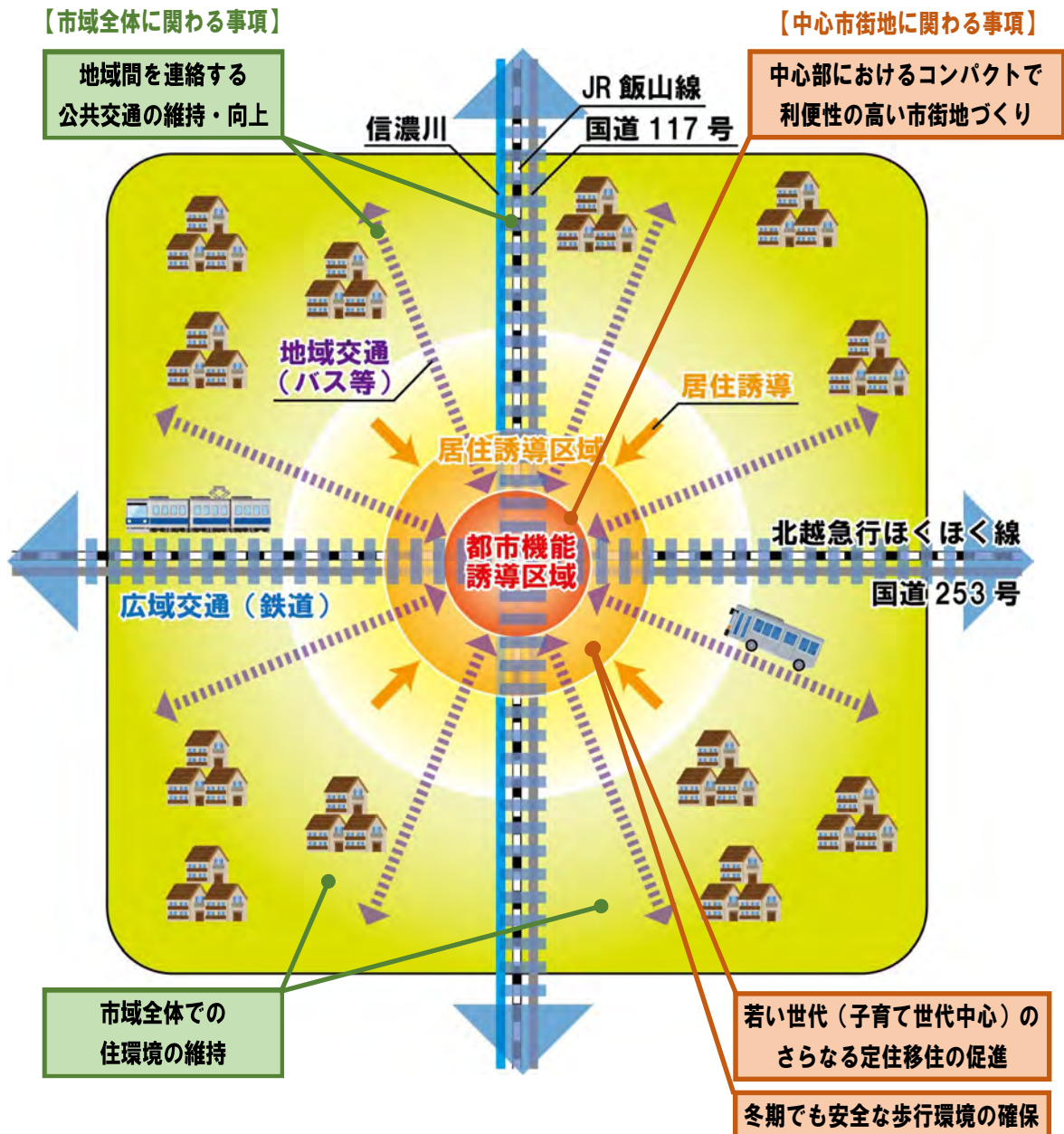


図 目指すべき都市骨格構造

4. 誘導区域

4-3 都市機能誘導区域・居住誘導区域

目指すべき都市構造を実現するため、魅力的な都市機能の維持・集積を図る「都市機能誘導区域」と、誰もが快適で安全・安心に暮らせる「居住誘導区域」を、以下の考え方にに基づき、設定します。

(1) 都市機能誘導区域（面積：119ha、用途地域のうち 18.6%）

【区域設定の考え方】

① 中心市街地活性化基本計画の区域を基本

- 本市では、中心市街地活性化基本計画などに基づき、中心市街地における商店街の整備や、賑わいや交流に寄与する各種施設（都市機能）の整備など、中心市街地の魅力向上につながる取組を重点的に実施してきています。
- このように、これまでの中心市街地における取組を踏まえながら、中心部の更なる活性化に向けた魅力的な都市機能の維持・集積を図るため、都市機能誘導区域については、中心市街地活性化基本計画の区域を基本としつつ、各種都市施設の立地状況を勘案した範囲とします。

(2) 居住誘導区域（面積：251ha、用途地域のうち 39.2%）

【区域設定の考え方】

① 都市機能誘導区域の周辺を基本

- 都市機能誘導区域内には、行政、医療、教育・文化等の都市機能が集積しており、高齢者や子育て世代をはじめ、市民にとって生活利便性の高い区域です。
- そのため、居住誘導区域は、都市機能誘導区域の周辺を基本とし、自家用車以外でも都市機能誘導区域内の各種施設を利用できる、歩いて暮らせるまちづくりを想定した限定的な範囲とします。

② 公共交通利用圏内に概ね包含された範囲

- 居住誘導区域内はもとより、広域的な市内各所への移動および市外への移動が容易で利便性が高い、公共交通利用圏内（十日町駅から半径 800m、バス停から半径 300m）に概ね包含された範囲とします。

③ 区域の境界は、原則、道路等の地形・地物の境界を基本とし、危険な区域は除外

- 区域の境界は、原則、道路等の地形・地物の境界を基本としますが、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、雪崩危険区域は原則、除外します。
- ただし、誘導区域の一部は土砂災害警戒区域のイエローゾーン、雪崩危険区域に指定されている区域を含みますが、防災指針において対策等を検討することにより、誘導区域に含めるものとします。

4. 誘導区域

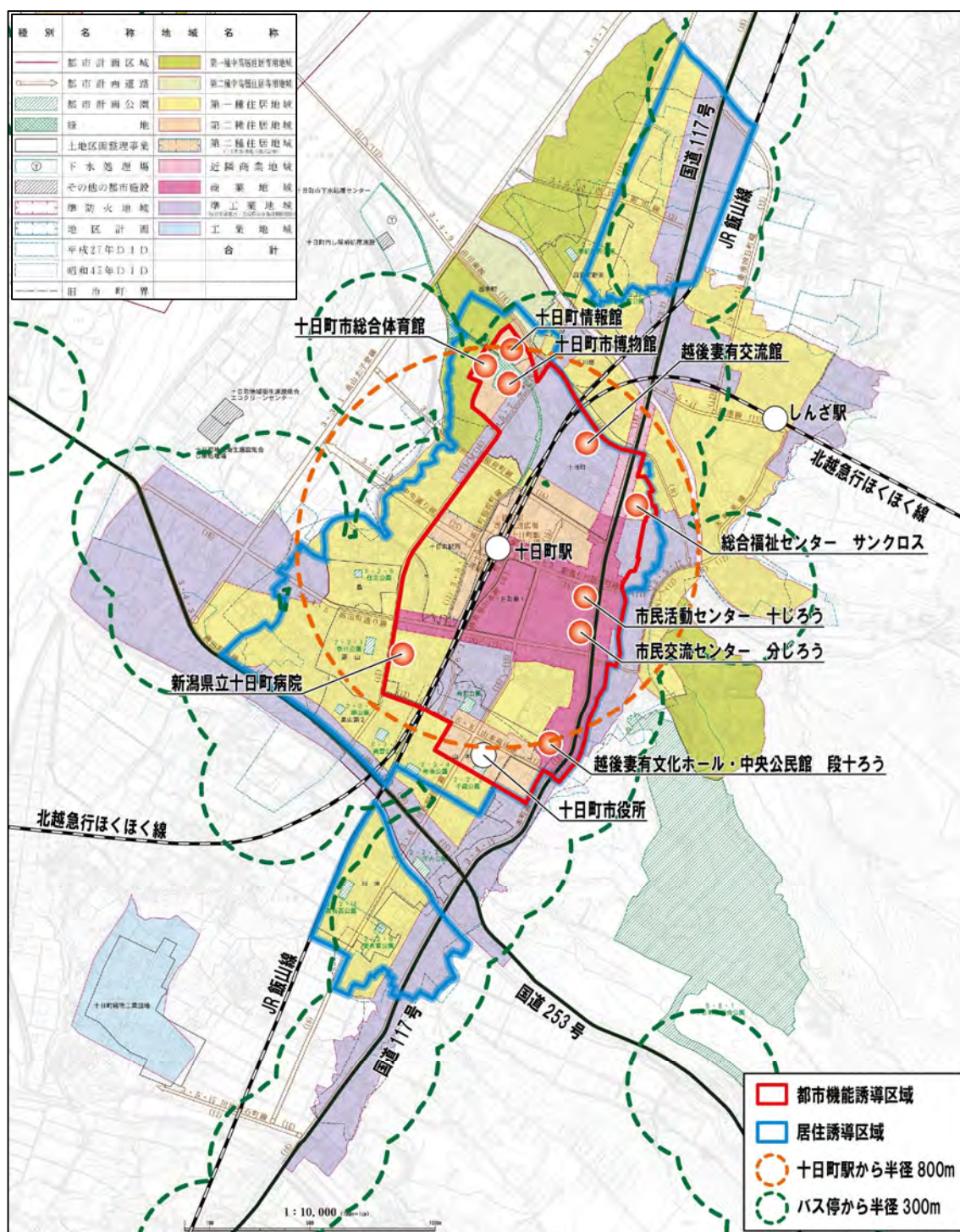


図 都市機能誘導区域・居住誘導区域

4. 誘導区域

4-4 誘導区域外のまちづくりの方向性

本市では、「まちづくりの方針」で示したように、中心市街地に限らず、郊外部や中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持していくことを目指しています。

そのため、誘導区域外については、市域全体を対象とした、本市のまちづくりの総合的な指針となる「十日町市都市計画マスタープラン」において地域拠点を位置付け、各地域拠点について“地域整備の方針”等を整理します。これに基づいたまちづくりを推進するとともに、公共交通の利便性の向上などを図りながら、住環境の維持・保全を図っていきます。（都市計画マスタープランにおける将来都市構造図（再掲）の概要は下図のとおり）

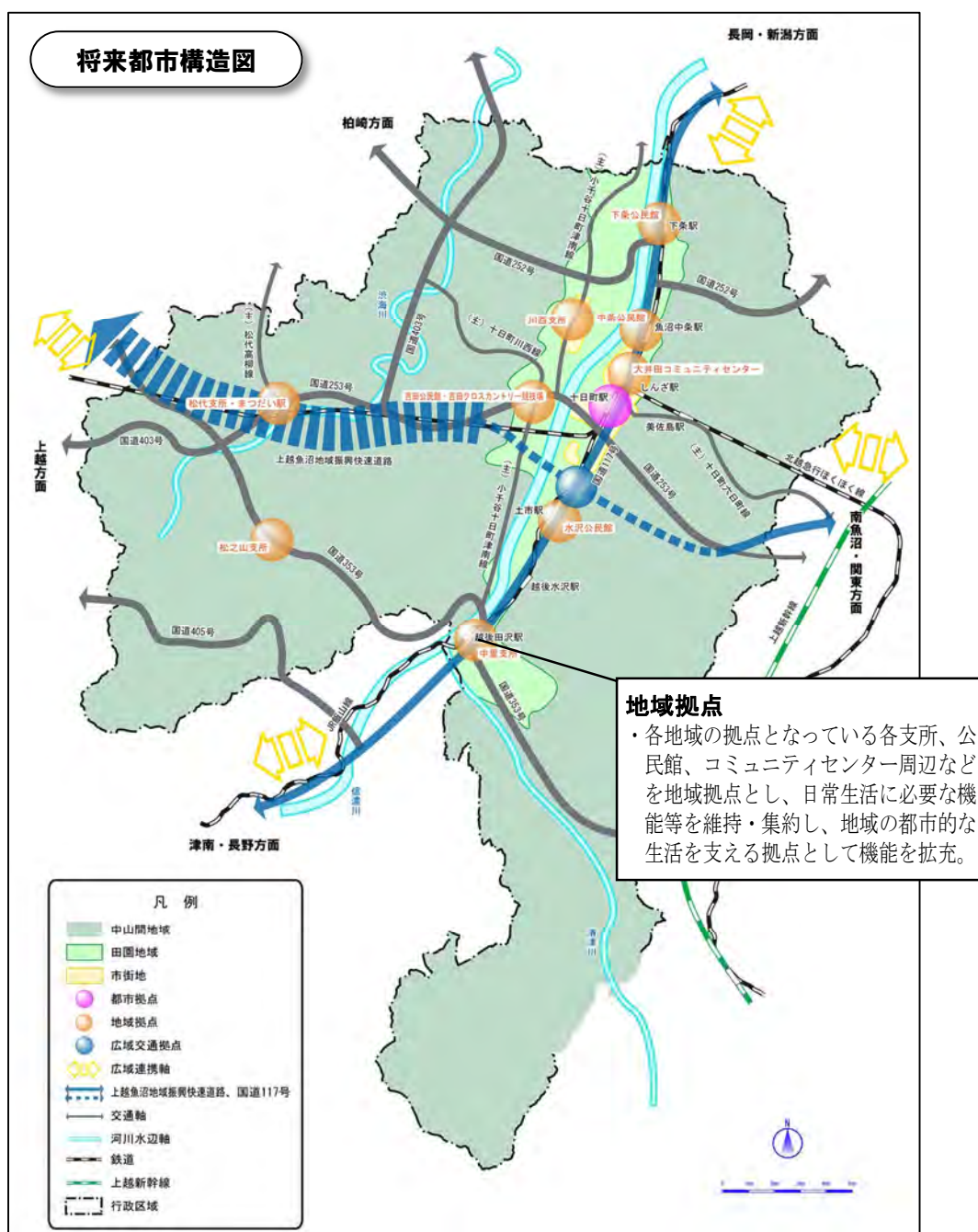


図 十日町市都市計画マスタープランにおける将来の都市構造

～地域拠点のイメージ～

- ・ 誘導区域外においては、これまで生活してきた愛着のある地域に住み続けることができるようにするため、地域拠点に商業、子育て、教育、介護福祉などの日常的な生活に必要な都市機能の維持・確保を図ります。
- ・ さらに、地域公共交通計画との連携を図りながら、中心市街地に形成された都市拠点や周辺の地域拠点等へ行き来しやすくするため、公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

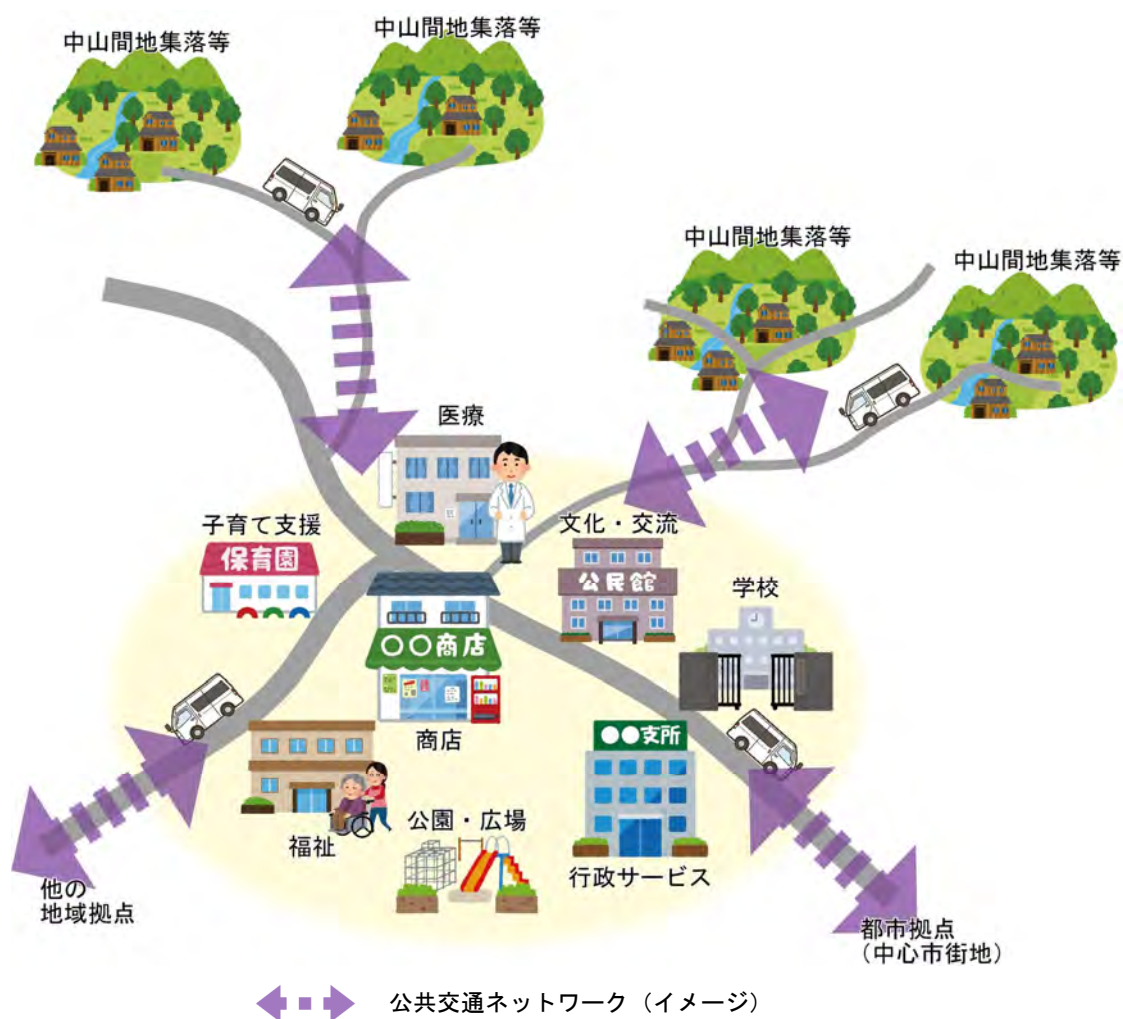


図 地域拠点のイメージ

5. 誘導施設

5 誘導施設

5-1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域内に立地を誘導する施設です。

国土交通省が公表する「立地適正化計画作成の手引き」では、誘導施設例として、以下の施設を例示しています。

表 誘導施設例

機 能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例、本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例、支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例、相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例、延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例、病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例、延床面積●m²以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例、銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例、郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例、文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例、図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和6年4月版）、国土交通省

5-2 誘導施設の方向性

現状で都市機能誘導区域内のみに立地している都市施設は、誘導施設に設定することを基本とします。

「十日町市都市計画マスタープラン」で位置づける地域拠点の拠点機能の維持に不可欠な都市施設については、各地域において市民の日常的な生活に必要な機能と捉え、誘導施設としないことを基本とします。

また、現在、都市機能誘導区域内外に立地する都市施設については、まちづくりの方針を踏まえ、以下の2つの視点に基づき、誘導施設として設定します。

【まちづくりの方針】

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり



【誘導施設の方向性（設定の視点）】

誘導施設として位置づける都市施設

- 多様な世代が利用し、まちなかにおける賑わい・交流の創出に寄与する都市施設
- 全市民を対象とした拠点的功能を有し、高齢者等をはじめとする多様な世代が公共交通でも容易にアクセス・利用できるよう、まちなかに立地・誘導を図るべき都市施設

誘導施設としない都市施設

- 中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域において、住民の日常的な生活に必要な都市施設

5. 誘導施設

5-3 各種都市施設の立地状況

誘導施設の方向性を踏まえながら、本市において、誘導施設の候補となる各種都市施設の立地状況を下表に整理します。

表 都市機能誘導区域内における施設の立地状況

機 能	分 類		誘導区域内の 既存の施設
行政機能	市役所本庁舎		○
介護福祉 機能	地域包括支援センター		△
	高齢事業施設		△
	障がい事業施設		△
子育て 機能	認定こども園・保育所		△
	児童センター		×
	子育て支援センター		△
商業機能	ドラッグストア		△
	スーパーマーケット		△
医療機能	病院（病床数 20 床以上を有する施設）		○
	診療所（病床数 19 床以下の施設）		△
	その他医療施設（医療・福祉複合施設）		○
金融機能	銀行		△
	J A・郵便局		△
教育・文化 機能	教育	小学校	×
		中学校	×
		高等学校	△
		専門学校等	○
	文化・交流	公民館・コミュニティセンター	△
		図書館	△
		博物館・美術館	△
		体育館	△
		その他交流機能	○

※「○」は誘導区域内のみに立地、「△」は誘導区域内外に立地、「×」は誘導区域外に立地（上表は都市計画区域を対象に整理）

5-4 誘導施設の設定

本市の都市機能の立地状況や特性などを踏まえるとともに、誘導施設の方向性に基
づき、以下のとおり誘導施設を設定します。

表 誘導施設とする施設

機 能	分 類		誘導施設の設定
行政機能	市役所本庁舎		全市民を対象とした総合的な行政機能を有するため、 誘導施設に設定 。
商業機能	スーパーマーケット		一定規模以上を有する施設については、広域的な集客力が高く、周辺も含めた賑わい創出の拠点となる機能もあるため、床面積 5,000～10,000 m ² 未満の施設については、 誘導施設に設定 。
医療機能	病院(病床数 20 床以上を有する施設)		地域医療の中核的役割を担い、全市民を対象とした総合的な医療機能を有するため、 誘導施設に設定 。
	その他医療施設 (医療・福祉複合施設)		全市民を対象とした専門的・複合的な医療機能を有するため、 誘導施設に設定 。
教育・文化 機能	教育	専門学校等	市外等も含め、若者の誘導・集積に資する機能を有し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定 。
	文化・ 交流	公民館・ コミュニティセンター	各地域に必要な施設であるが、多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、「十日町市公民館条例」に基づく、市全域を対象とした事業を担うものは、 誘導施設に設定 。
		図書館	各地域に必要な施設であるが、多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、「十日町情報館条例」に基づく図書館(分室を除く)は、 誘導施設に設定 。
		博物館・美術館	多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定 。
		体育館	多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定 。
		その他交流機能	全市民を対象とし、多様な活動・交流を支援する機能を複数有する施設、または、市外からの利用者が想定される各種イベント等の開催が可能であり、市の文化活動の中心拠点となる機能は、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定 。

5. 誘導施設

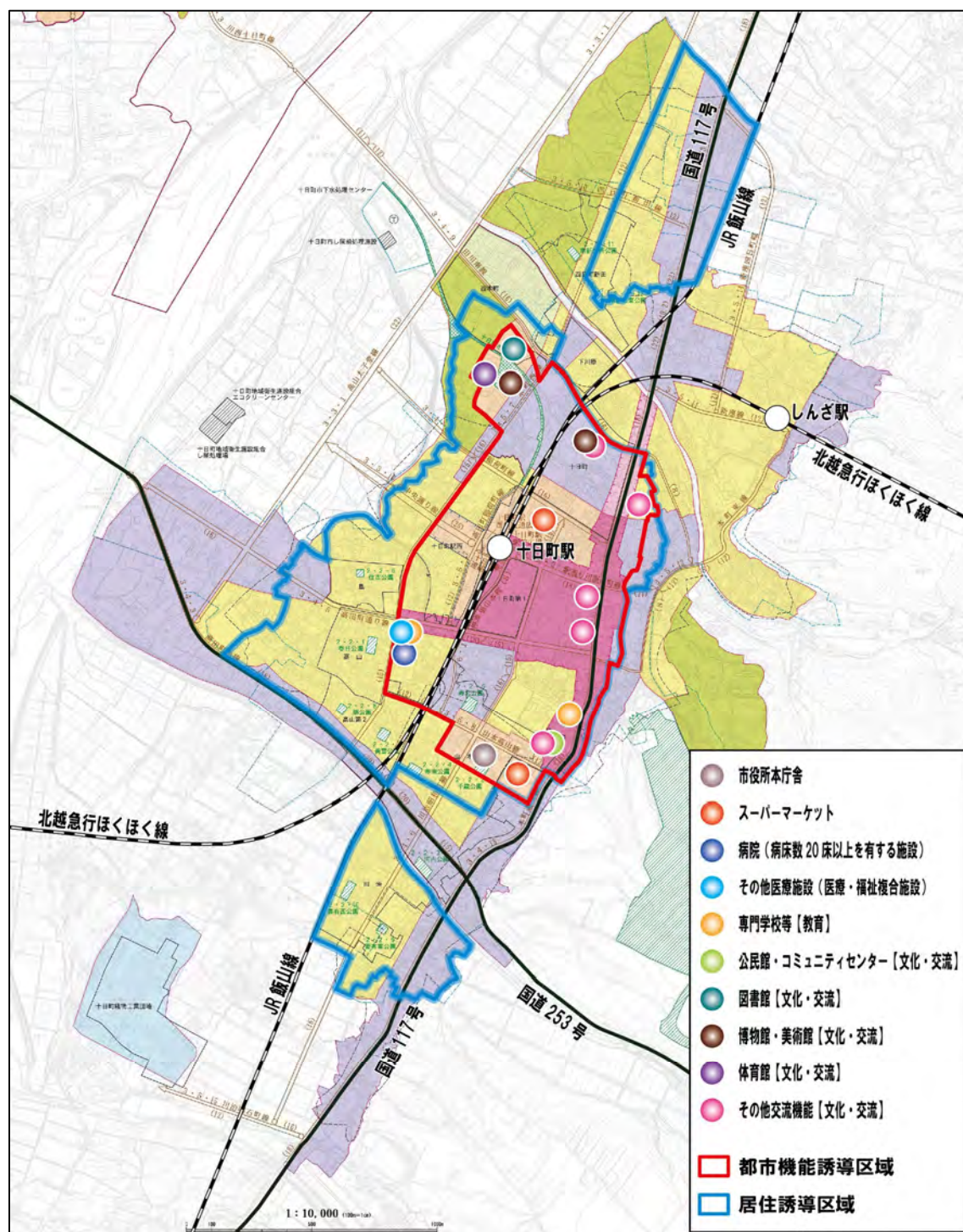


図 誘導施設の分布図

5. 誘導施設

なお、以下の施設については、各地域にも必要な施設であるため誘導施設に設定しないものとします。今回誘導施設としない施設でも、拠点的な機能を有するものは、今後、本計画の評価・見直しを行うタイミングで、本市を取り巻く状況の変化等を考慮しながら、必要に応じて、誘導施設への設定を検討します。

表 誘導施設としない施設

機 能	分 類	
介護福祉機能	地域包括支援センター	
	高齢事業施設	
	障がい事業施設	
子育て機能	認定こども園・保育所	
	児童センター	
	子育て支援センター	
商業機能	スーパーマーケット(床面積 5,000～10,000 m ² 未満以外のもの)、ドラッグストア	
医療機能	診療所	
金融機能	銀行	
	J A・郵便局	
教育・文化機能	教育	小学校
		中学校
		高等学校

6. 防災指針

6 防災指針

6-1 防災指針とは

(1) 防災指針とは

頻発・激甚化する自然災害（水災害※）に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を位置づけることになりました。

防災指針は、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくため、立地適正化計画に定めるものです。

自然災害のリスクを低減させるため、ハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていく必要があります。

※水災害：水害（洪水、津波、高潮）および土砂災害

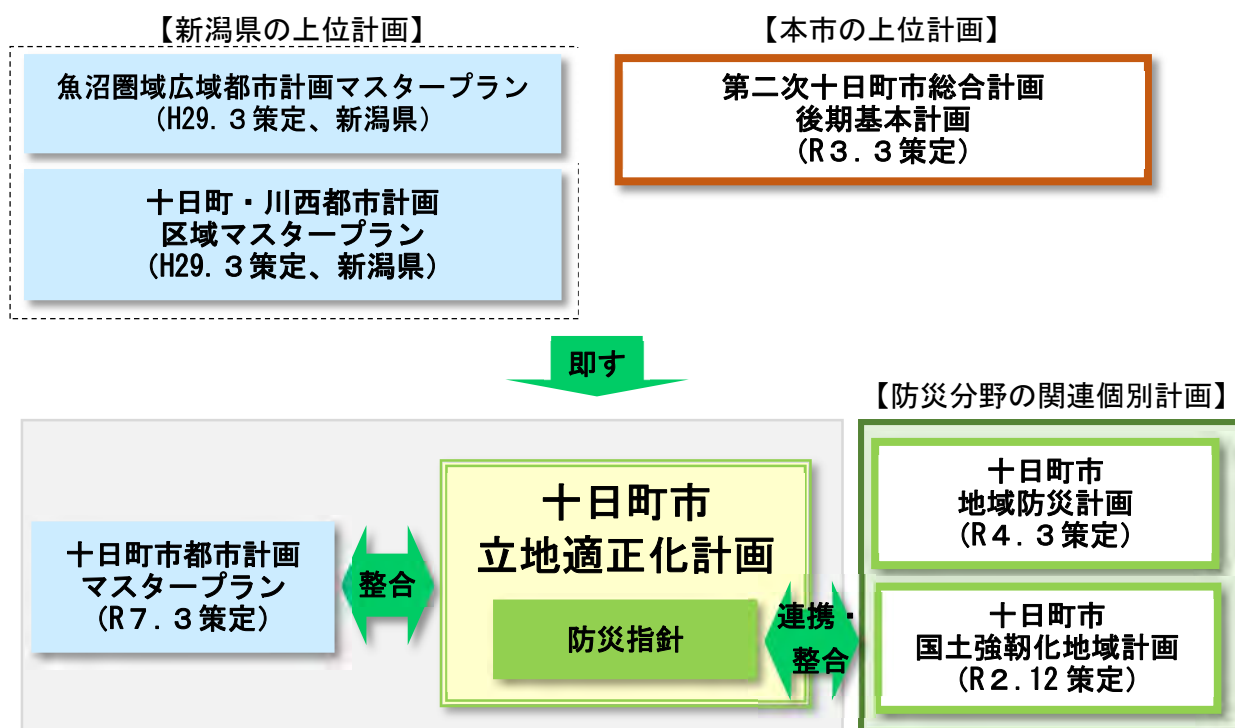
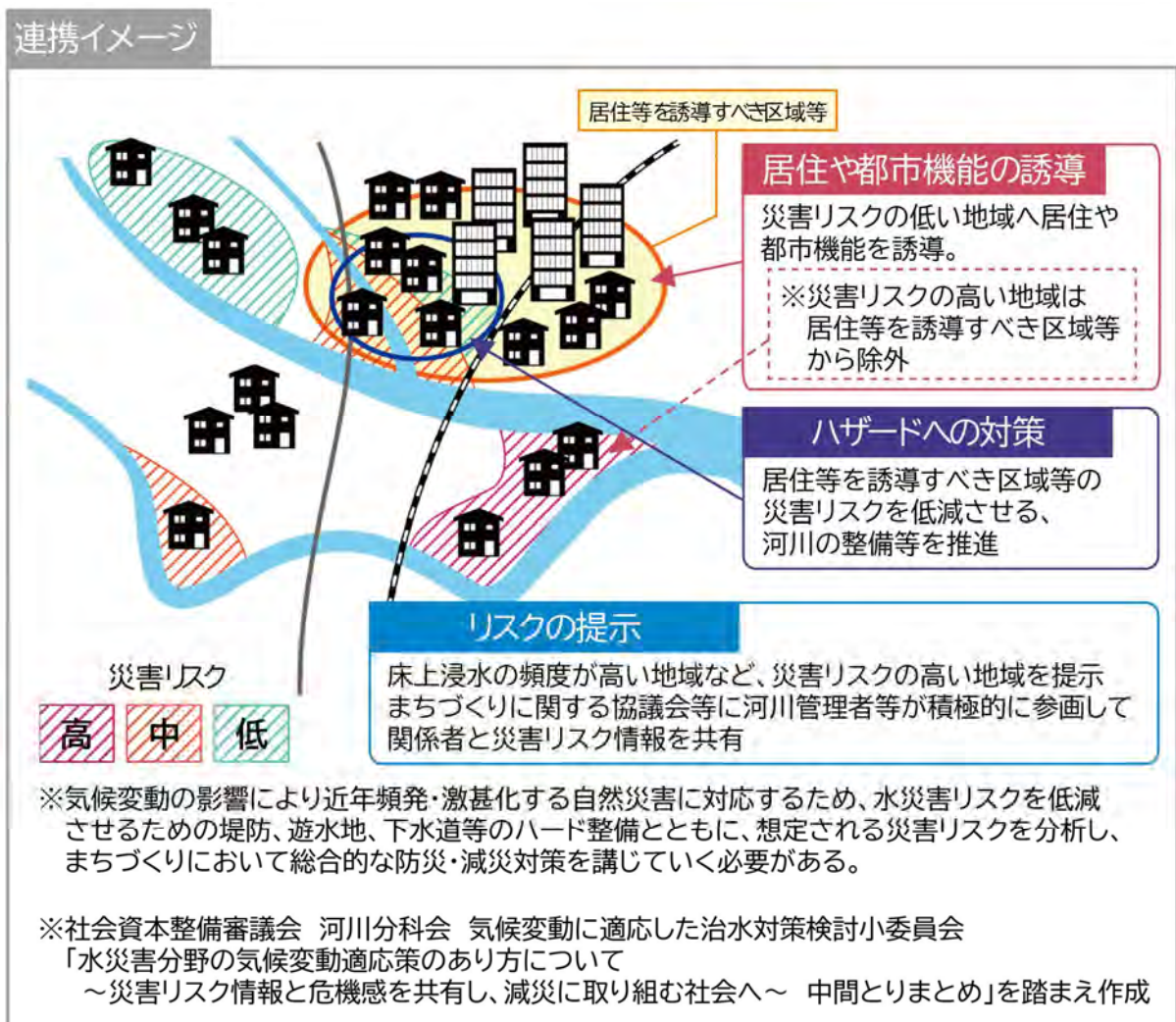


図 防災指針の位置づけ

(2) 防災指針で検討する内容

防災指針では、以下の内容について検討します。

- ①立地適正化計画の対象地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定、見直し
- ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針、地区毎の課題に対応した対策



資料：「立地適正化計画の手引き」（国土交通省都市局都市計画課 令和6年4月改訂）
をもとに作成

図 防災施策の連携イメージ

6. 防災指針

(3) 基本的な考え方

防災指針は、主として居住誘導区域内における防災・減災対策の取組方針などを検討するものであるため、ここでは今後の検討事項を見据え、用途地域周辺での災害リスクについて整理し、分析を行います。

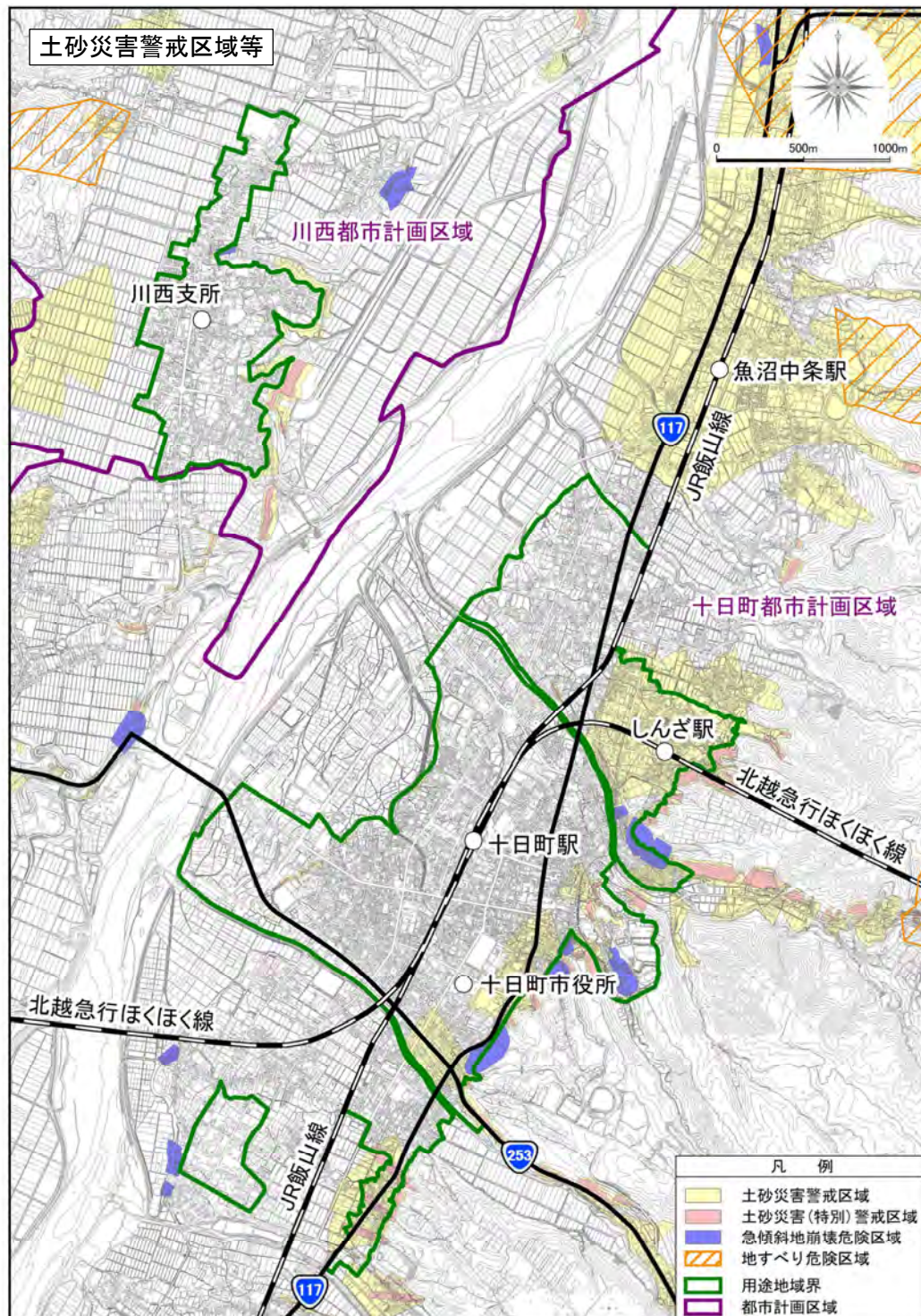
本市の用途地域周辺については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、雪崩危険区域などが指定されています。（なお、地震については、いつ・どこで発生するか予測不可能であり、用途地域周辺だけでなく、全市的に備える必要があることから、「十日町市地域防災計画」等に基づき、予防対策等に取り組むこととし、本計画の防災指針においては対象外とします。）

また、用途地域周辺以外についても、災害リスク（土砂災害、洪水浸水、雪崩）の高いエリアが存在しているため、ハザードエリアにかかる居住地については、「十日町市地域防災計画」等の各種防災関連計画に基づき、関係機関と連携したハード・ソフト両面からの防災・減災対策に努めるものとします。

6-2 ハザード情報の整理

(1) 土砂災害警戒区域等

十日町都市計画区域の用途地域内について、中心市街地の東側などには、一部、土砂災害警戒区域等に指定された地区が見られます。



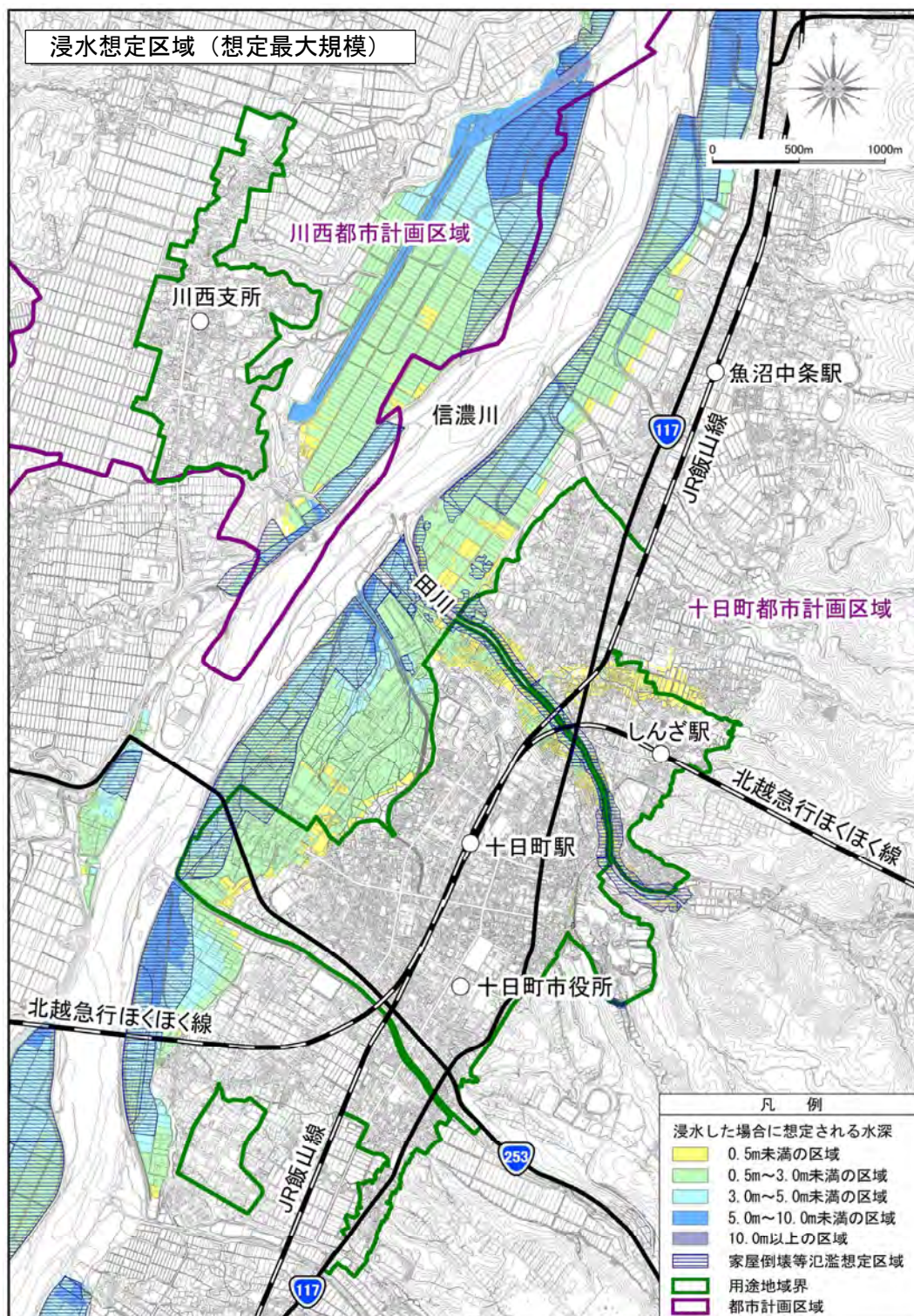
資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 土砂災害警戒区域等（用途地域周辺）

6. 防災指針

(2) 浸水想定区域（想定最大規模）

十日町都市計画区域の用途地域内について、信濃川沿いでは、最深で浸水深 3.0m～5.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られるほか、田川に沿って、最深で浸水深 0.5m～3.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られ、家屋倒壊等氾濫想定区域にも指定されています。 ※想定最大規模：1000 年に1回程度起こる降雨の規模



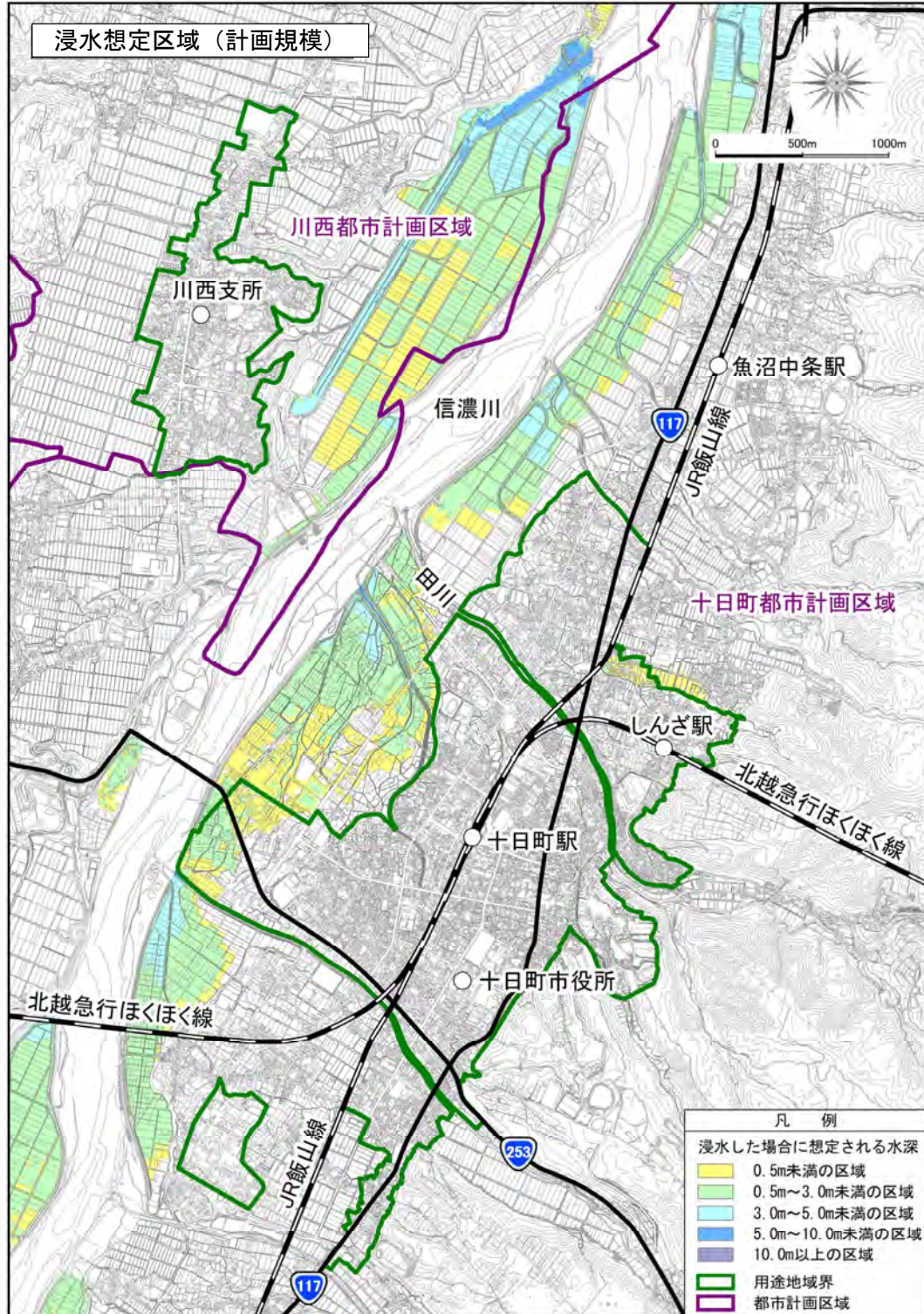
資料：GIS 浸水ハザードマップ情報に基づき作成

図 浸水想定区域（想定最大規模）（用途地域周辺）

(3) 浸水想定区域（計画規模）

十日町都市計画区域の用途地域内について、信濃川沿いでは、最深で浸水深 0.5m～3.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られます。

※計画規模：信濃川は 100 年、田川は 70 年に 1 回程度起こる降雨の規模



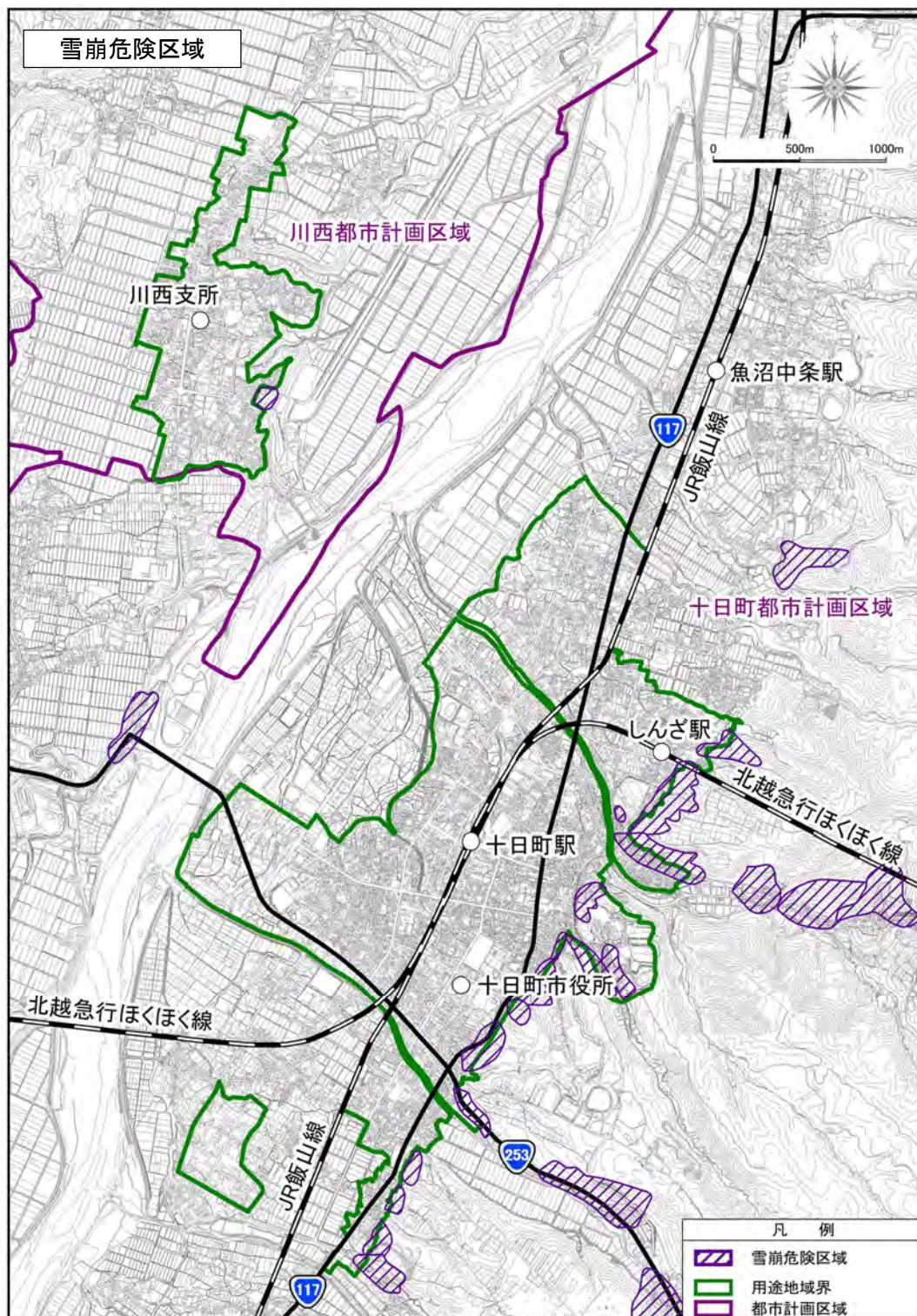
資料：GIS 浸水ハザードマップ情報に基づき作成

図 浸水想定区域（計画規模）（用途地域周辺）

6. 防災指針

(4) 雪崩危険区域

十日町都市計画区域の用途地域内について、中心市街地東側の山裾などには、一部、雪崩危険区域に指定された地区が見られます。



資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 雪崩危険区域（用途地域周辺）

(5) ハザード情報を踏まえた誘導区域の考え方

ハザード情報（土砂災害警戒区域等、浸水想定区域、雪崩危険区域）を踏まえ、これらの指定区域は誘導区域に含めないことを基本としますが、市役所周辺や国道117号沿道は本市の中心市街地であり、生活利便性の高いエリアであることから、誘導区域に含めるものとします。

また、以降では、誘導区域に含む市役所周辺等を中心とし、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせたマイクロ分析を実施し、災害リスクの詳細な検討を行います。

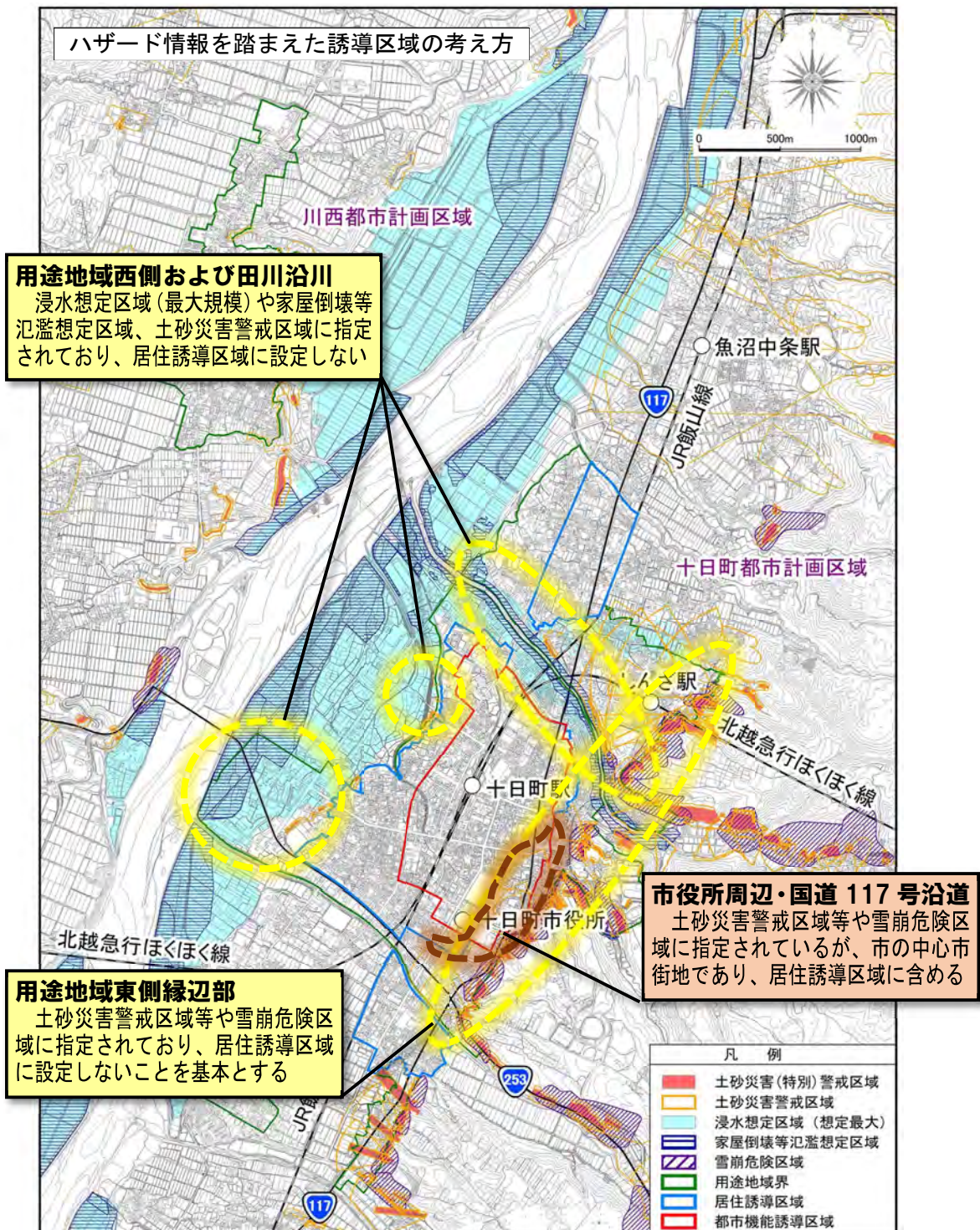


図 ハザード情報を踏まえた誘導区域の考え方

6. 防災指針

6-3 重ね合わせ分析の視点

用途地域周辺のうち、誘導区域に含む市役所周辺・国道 117 号沿道における災害リスクについては、以下のハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで災害リスクのマイクロ分析を行い、防災・減災対策に向けた課題を抽出します。

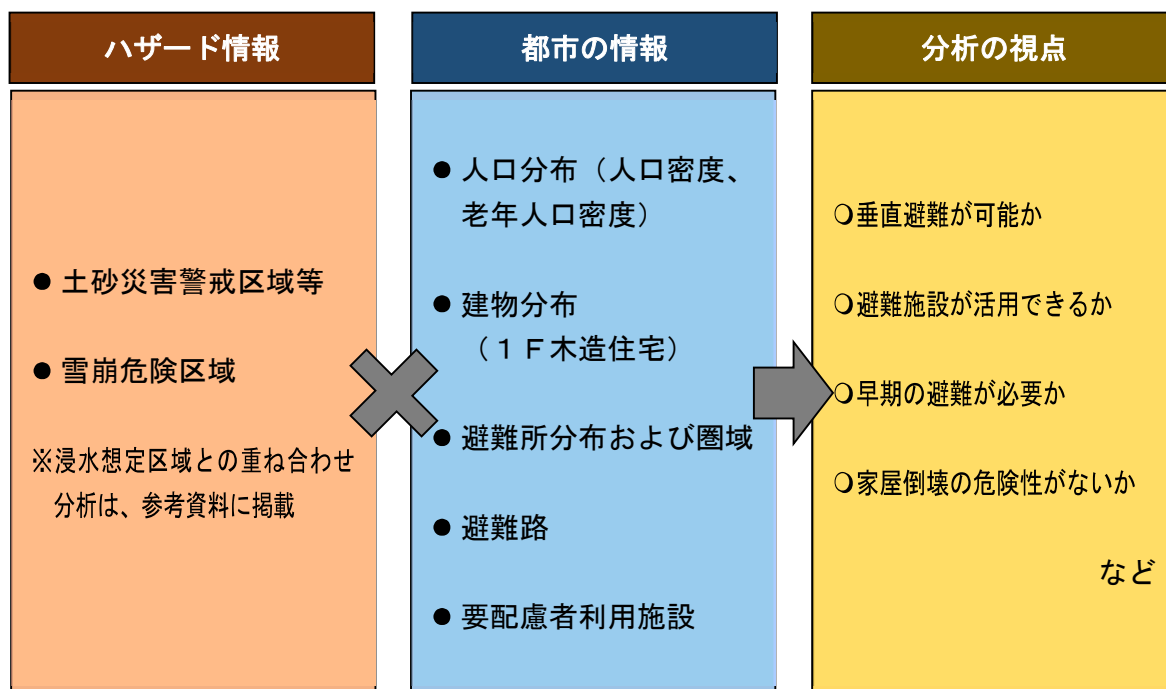
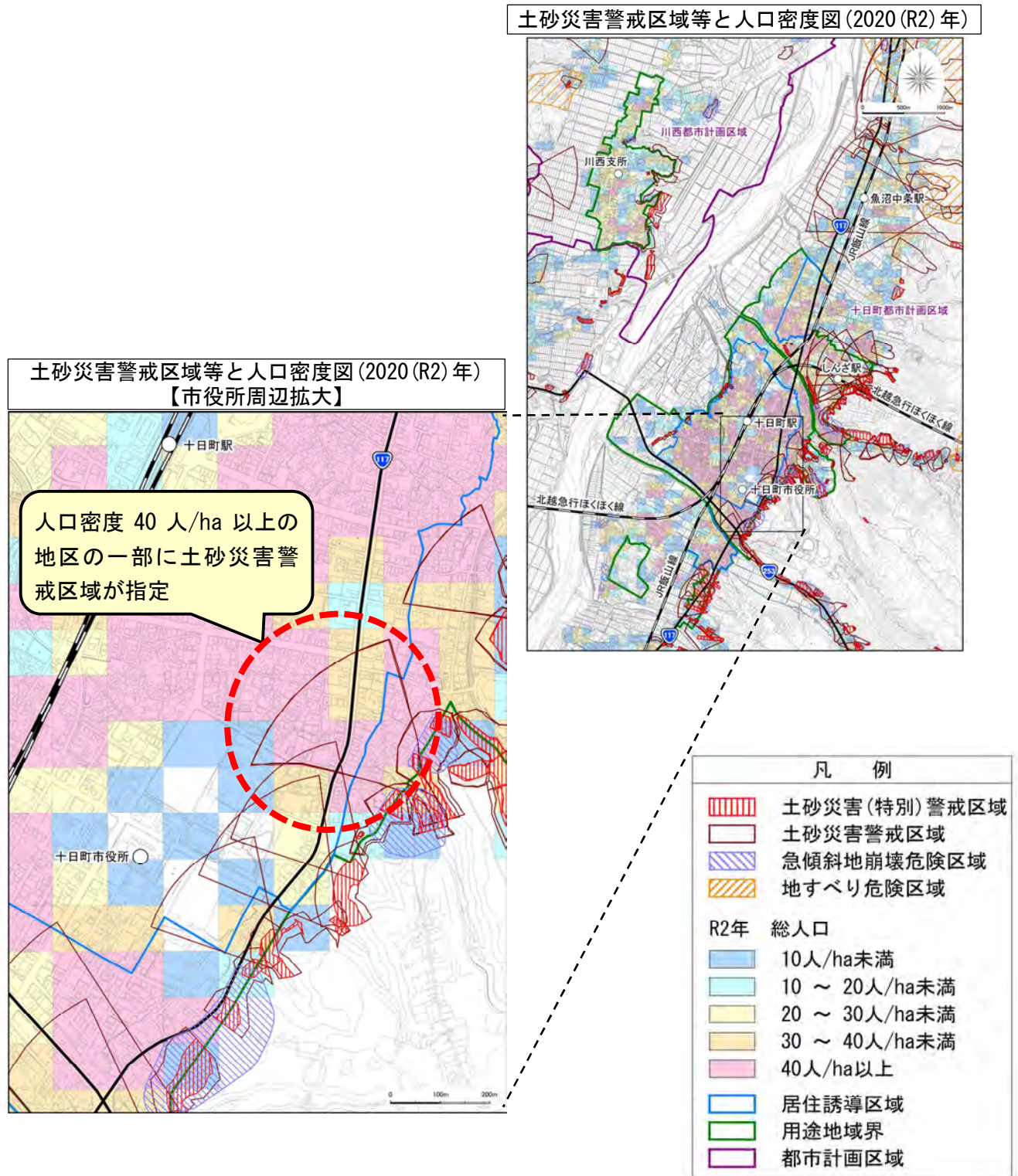


図 重ね合わせ分析のイメージ

6-4 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域と人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、人口密度 40 人/ha 以上の地区の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。



資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と人口密度

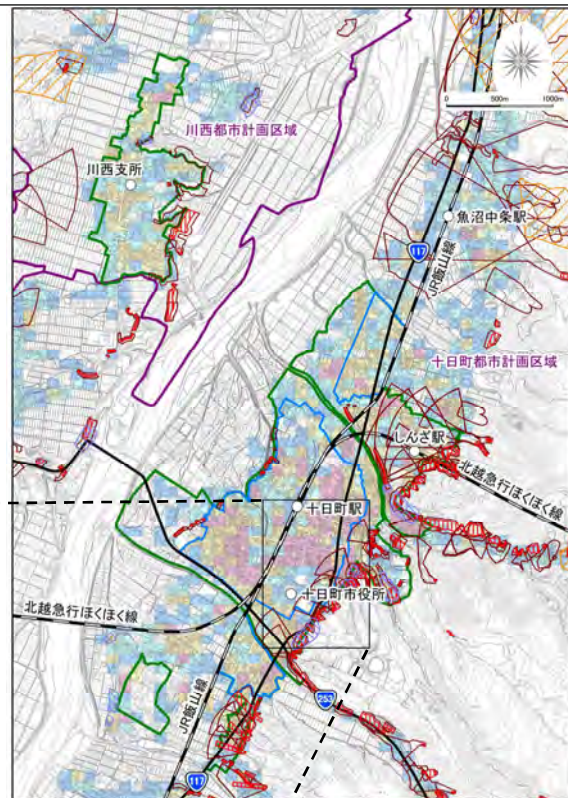
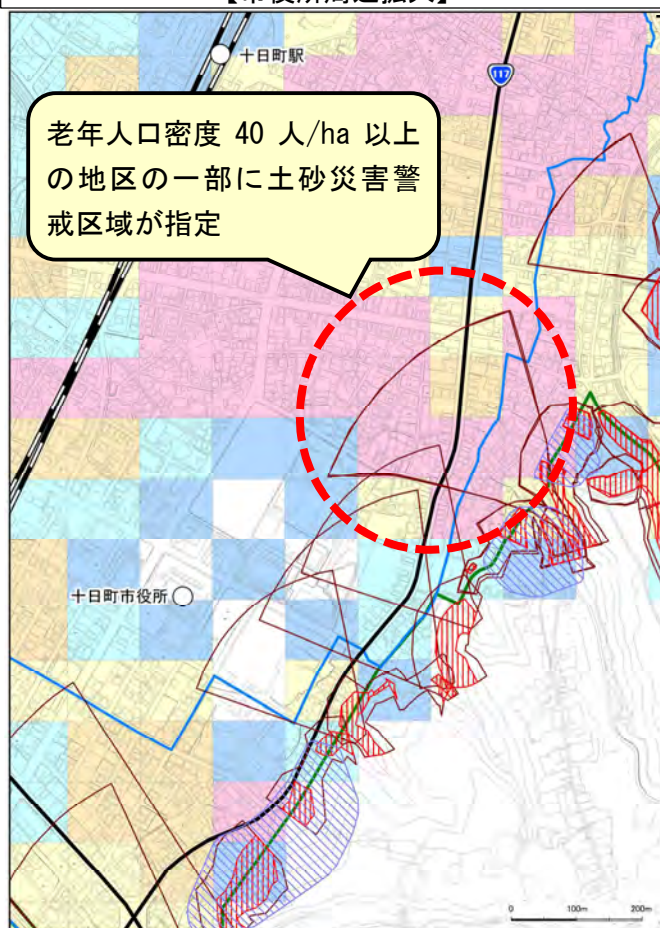
6. 防災指針

(2) 土砂災害警戒区域等と老年人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、老年人口密度 40 人/ha 以上の地区の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。

土砂災害警戒区域等と老年人口密度図 (2020 (R2) 年)

土砂災害警戒区域等と老年人口密度図 (2020 (R2) 年)
【市役所周辺拡大】

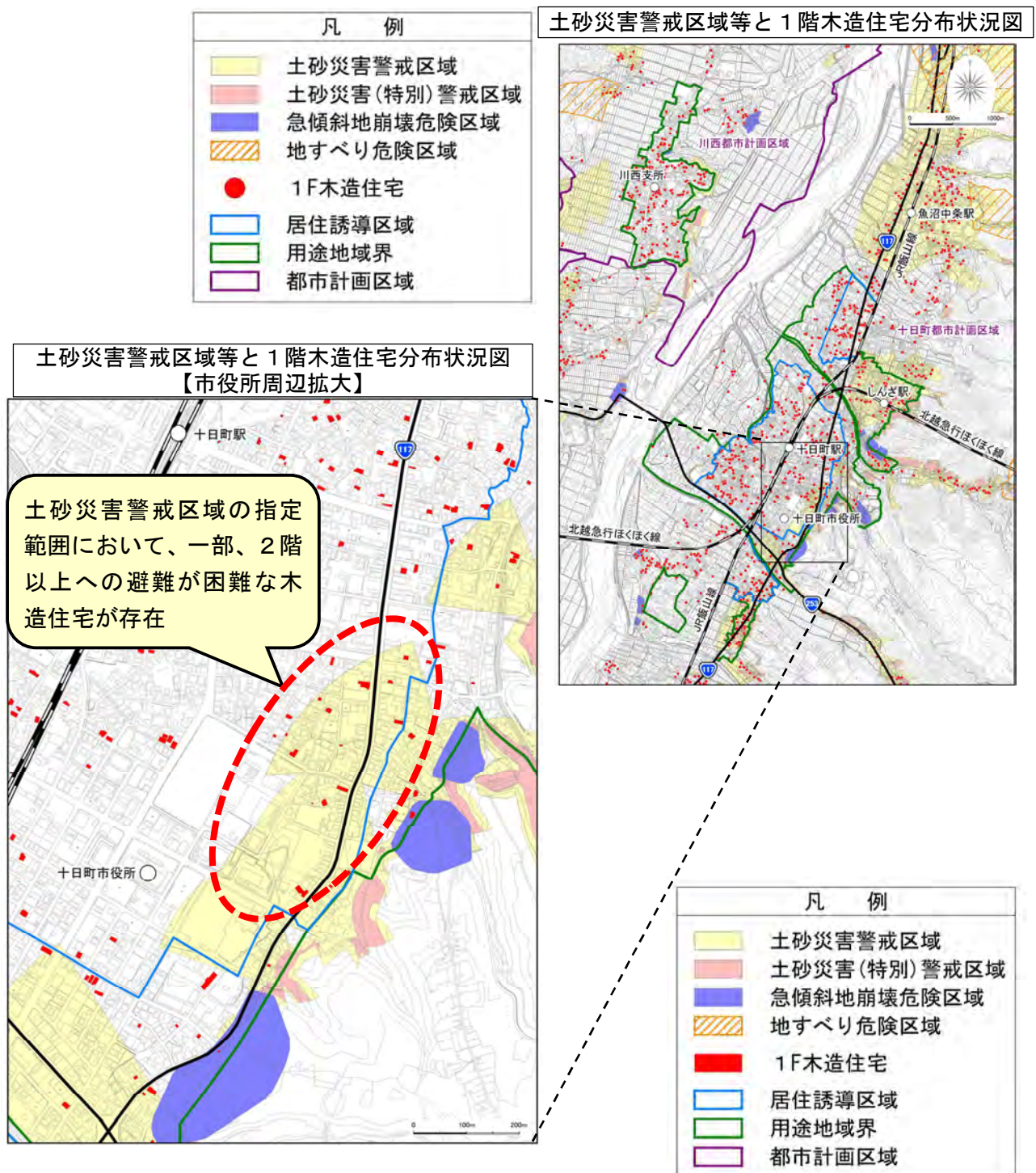


凡 例	
	土砂災害(特別)警戒区域
	土砂災害警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり危険区域
R2年 老年人口	
	10人/ha未満
	10 ～ 20人/ha未満
	20 ～ 30人/ha未満
	30 ～ 40人/ha未満
	40人/ha以上
	居住誘導区域
	用途地域界
	都市計画区域

資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と老年人口密度

(3) 土砂災害警戒区域等と1階木造住宅分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域の指定範囲において、一部、2階以上への避難（垂直避難）が困難な木造住宅が存在しています。



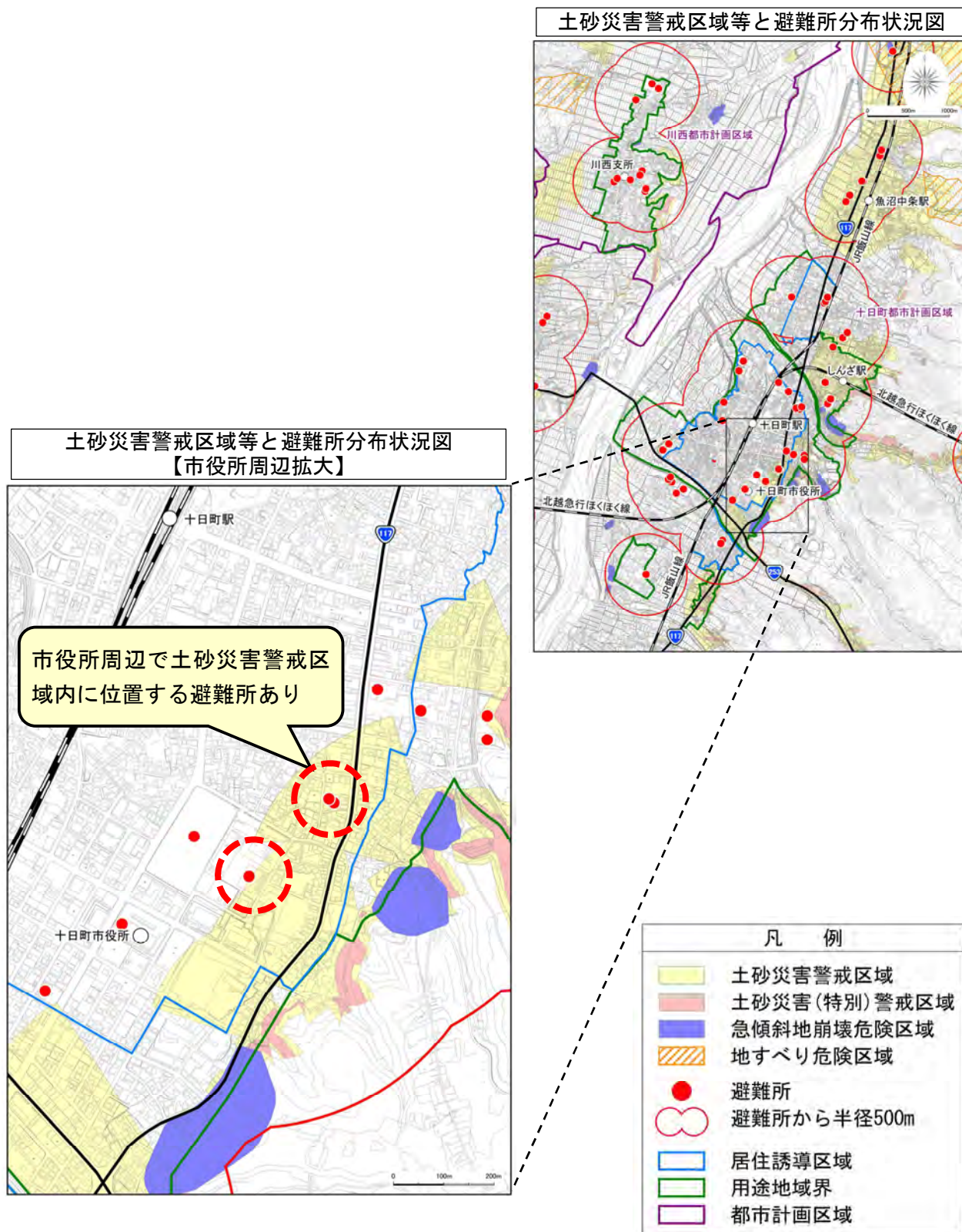
資料：GIS 災害ハザード情報、GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成

図 土砂災害警戒区域等と1階木造住宅分布状況

6. 防災指針

(4) 土砂災害警戒区域等と避難所分布状況

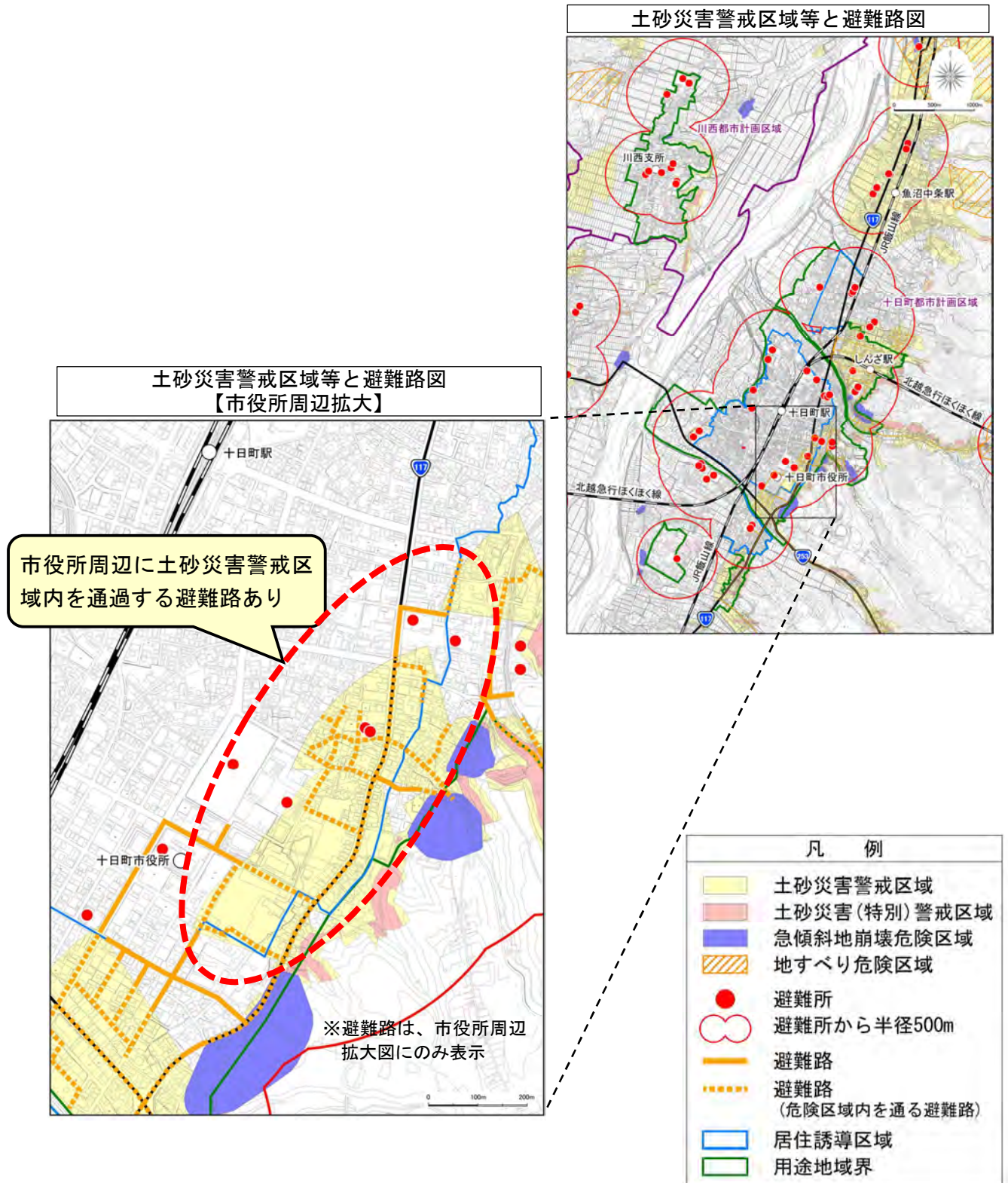
居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域内に位置する避難所が見られます。



資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と避難所分布状況

(5) 土砂災害警戒区域等と避難路

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域の指定範囲を通過する避難路が見られます。



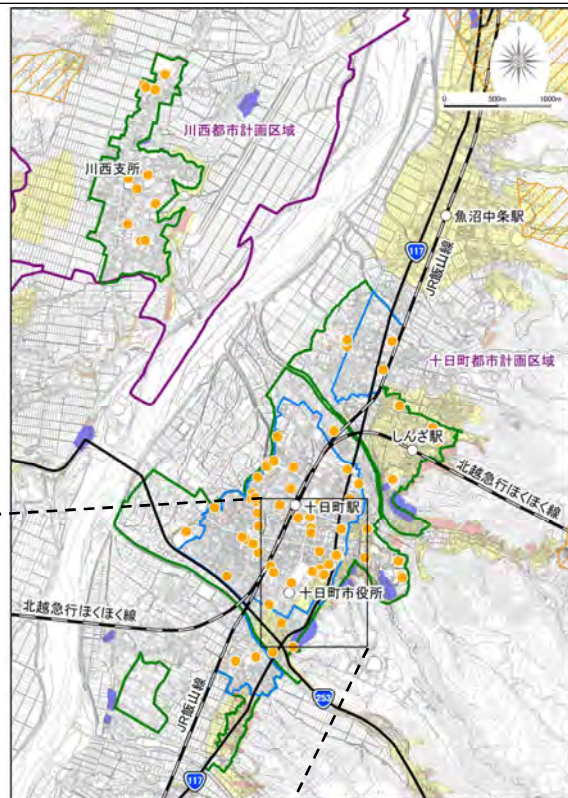
資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と避難路

6. 防災指針

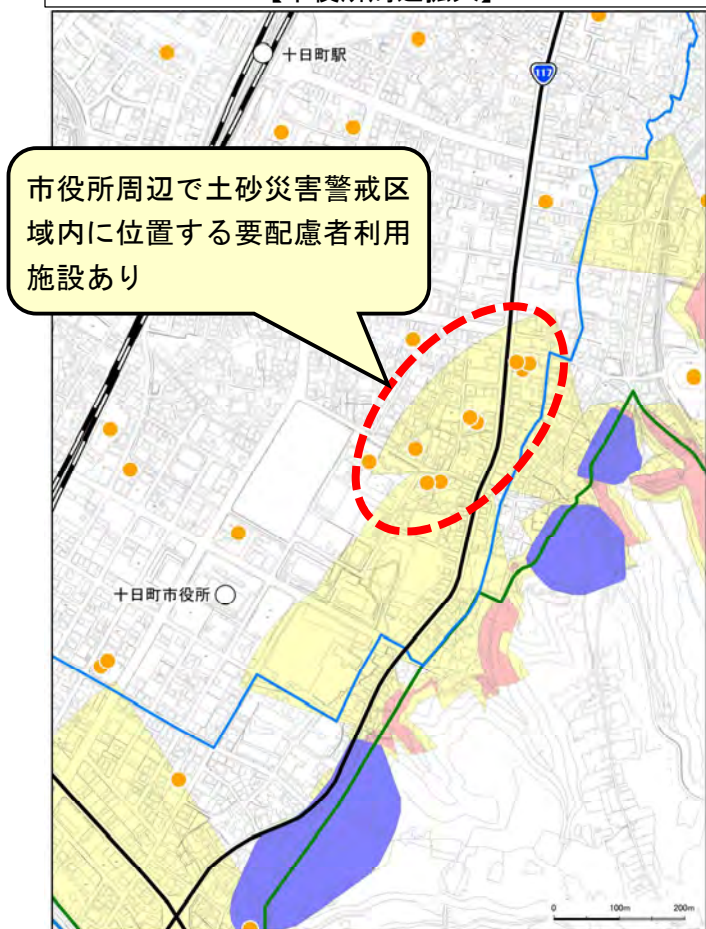
(6) 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設が見られます。

土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況図



土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況図
【市役所周辺拡大】



凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害(特別)警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり危険区域
	要配慮者利用施設
	居住誘導区域
	用途地域界
	都市計画区域

資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップ等に基づき作成

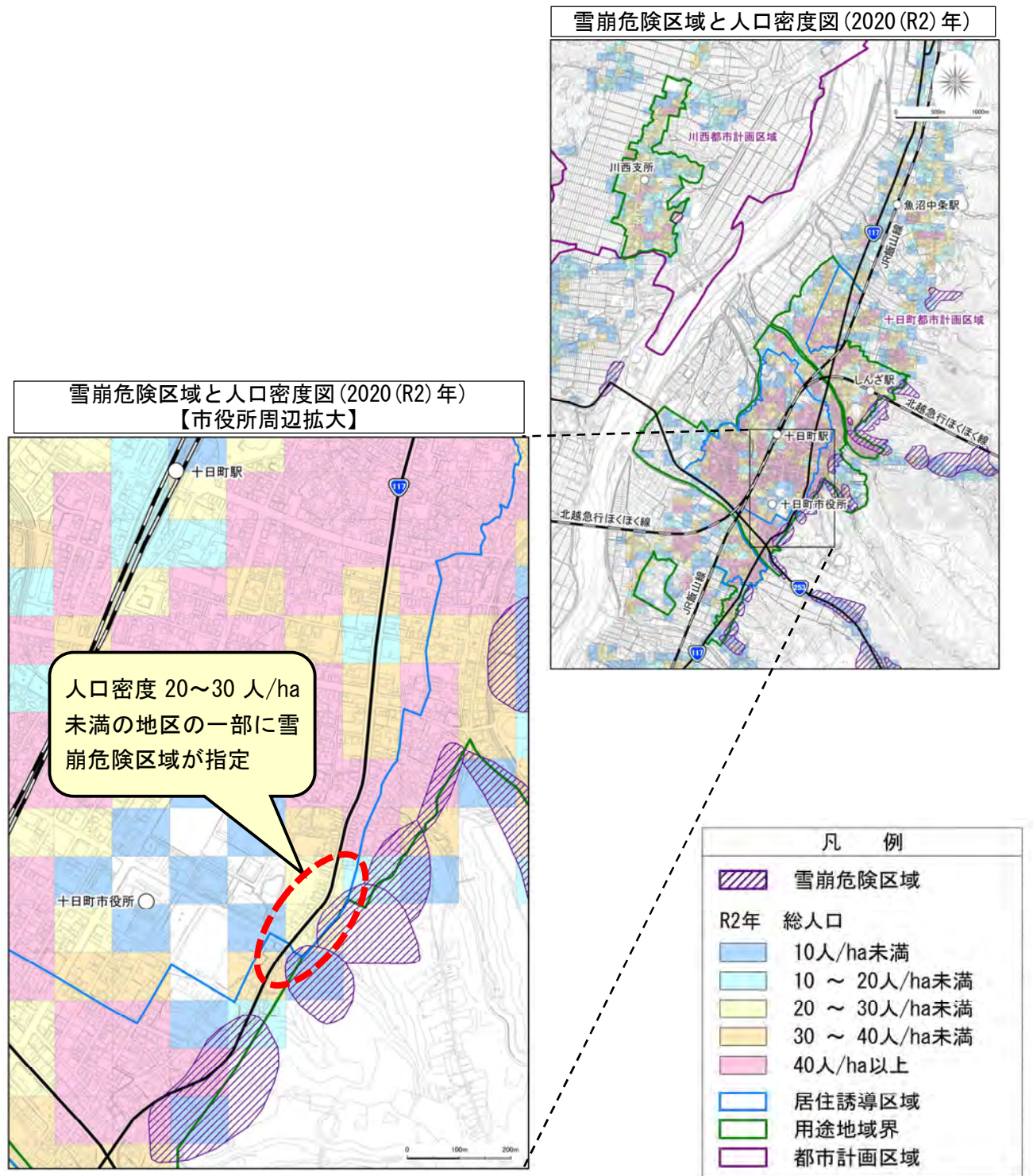
図 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

6-5 雪崩危険区域

(1) 雪崩危険区域と人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、人口密度 20～30 人/ha 未満の地区の一部に雪崩危険区域が指定されています。



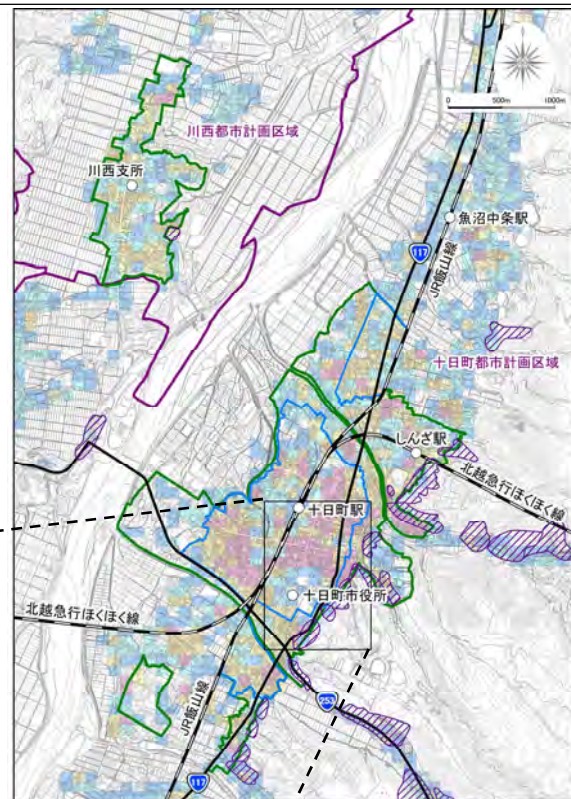
資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 雪崩危険区域と人口密度

6. 防災指針

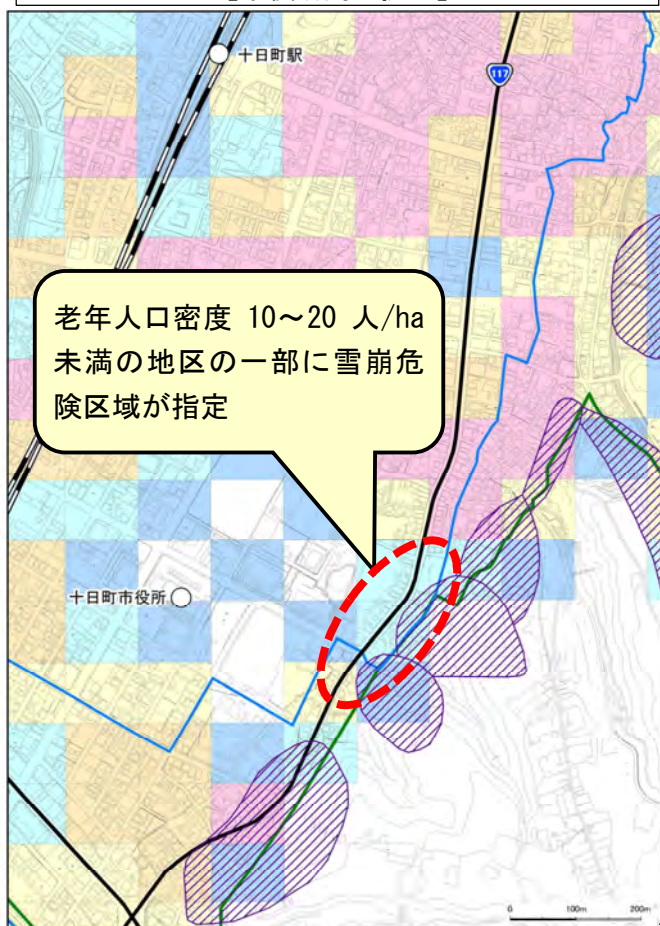
(2) 雪崩危険区域と老年人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、老年人口密度 10～20 人/ha 未満の地区の一部に雪崩危険区域が指定されています。

雪崩危険区域と老年人口密度図(2020(R2)年)



雪崩危険区域と老年人口密度図(2020(R2)年)
【市役所周辺拡大】



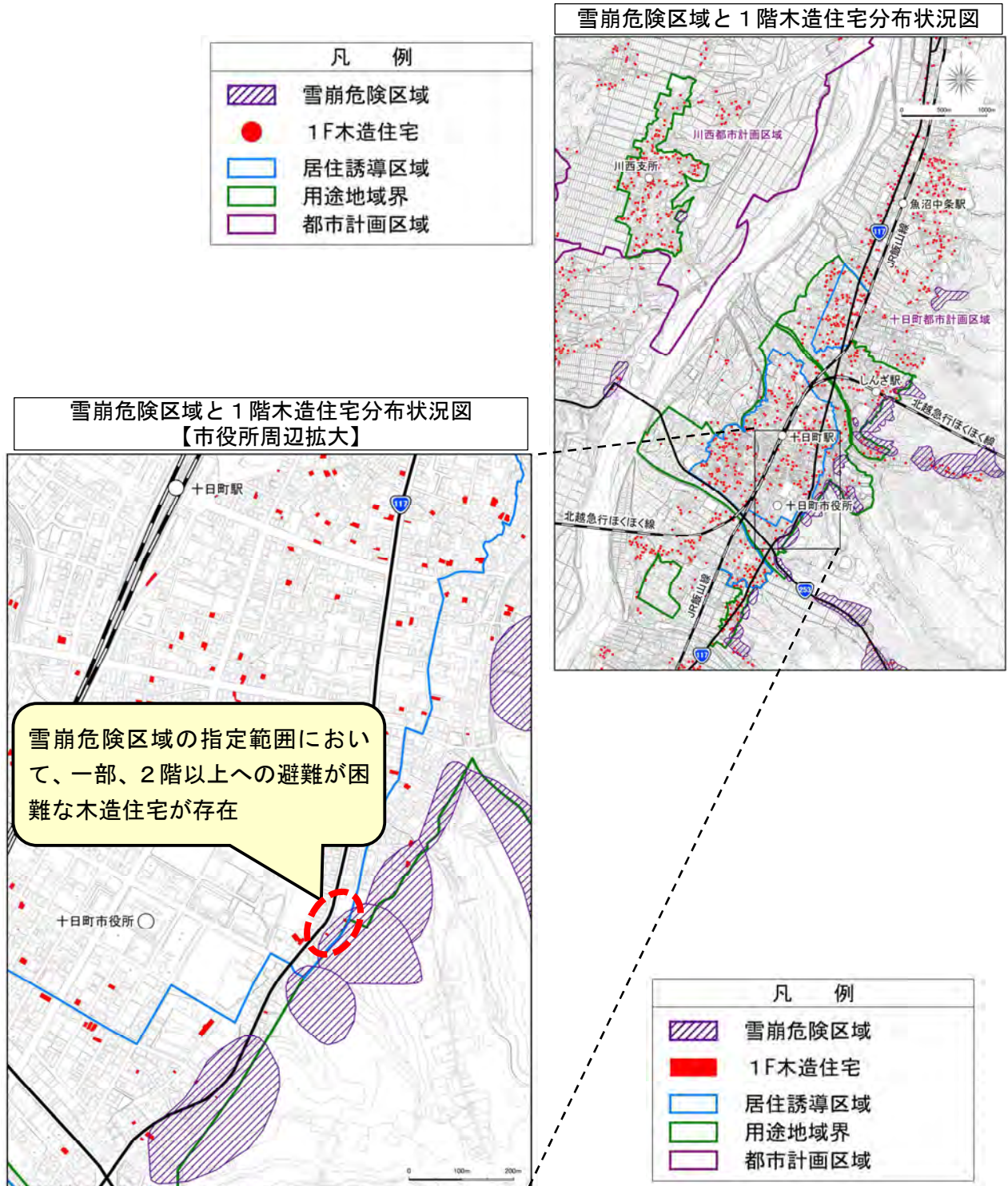
凡 例

- 雪崩危険区域
- R2年 老年人口
 - 10人/ha未満
 - 10 ~ 20人/ha未満
 - 20 ~ 30人/ha未満
 - 30 ~ 40人/ha未満
 - 40人/ha以上
- 居住誘導区域
- 用途地域界
- 都市計画区域

資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 雪崩危険区域と老年人口密度

(3) 雪崩危険区域と1階木造住宅分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、雪崩危険区域の指定範囲において、一部、2階以上への避難（垂直避難）が困難な木造住宅が存在しています。



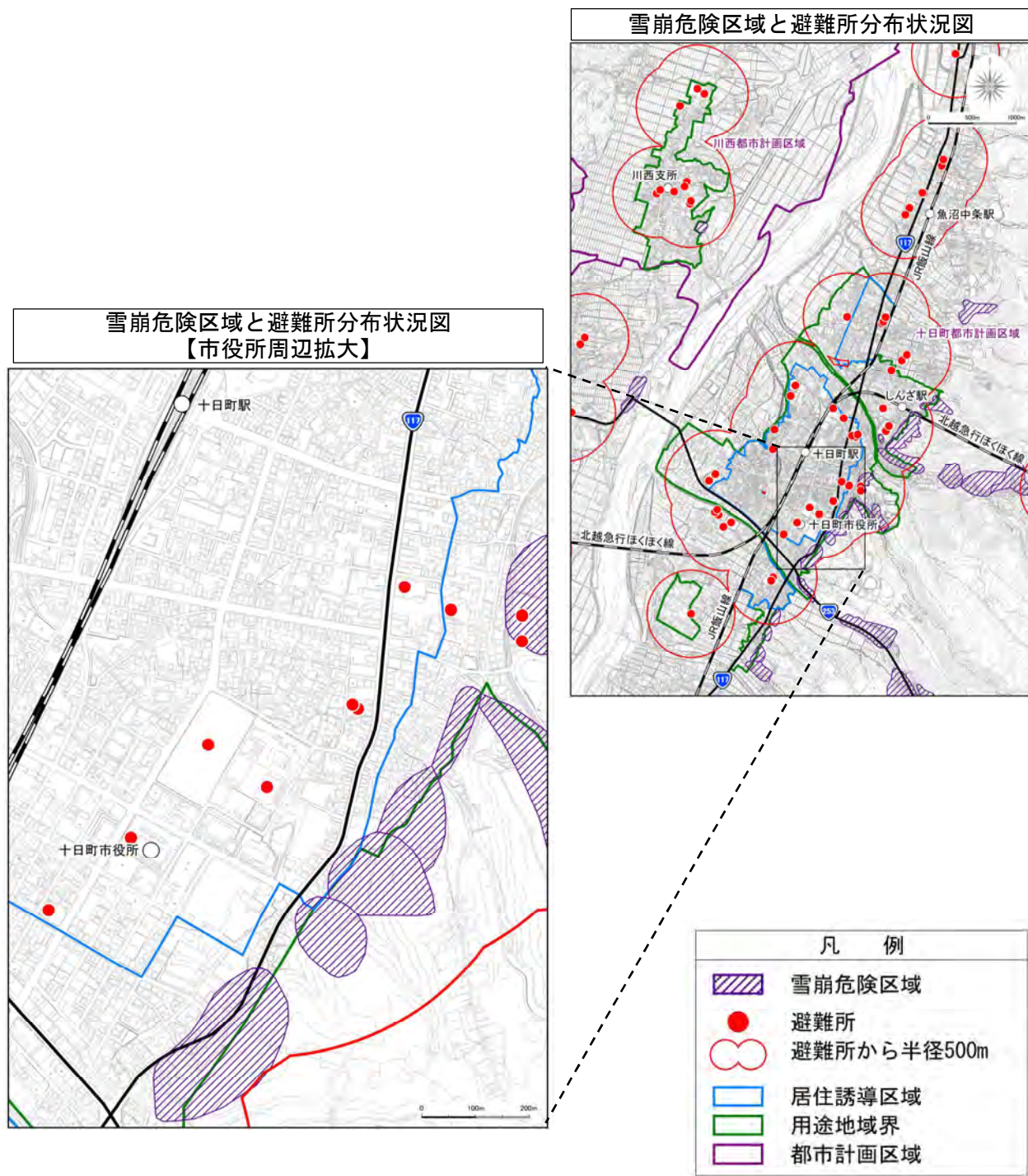
資料：GIS 災害ハザード情報、GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成

図 雪崩危険区域と1階木造住宅分布状況

6. 防災指針

(4) 雪崩危険区域と避難所分布状況

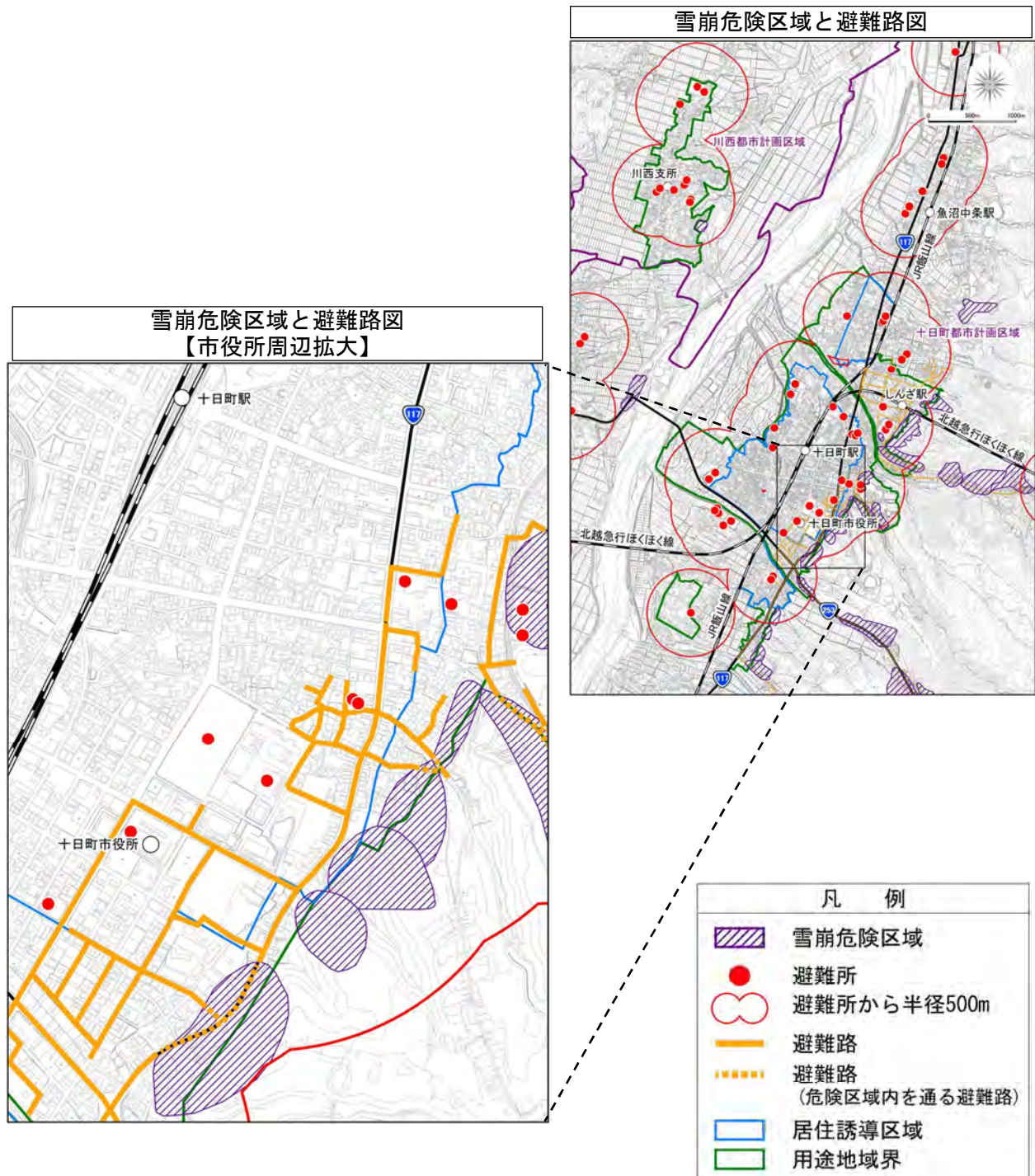
居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、避難所は立地していません。



資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 雪崩危険区域と避難所分布状況

(5) 雪崩危険区域と避難路

居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、避難路はありません。

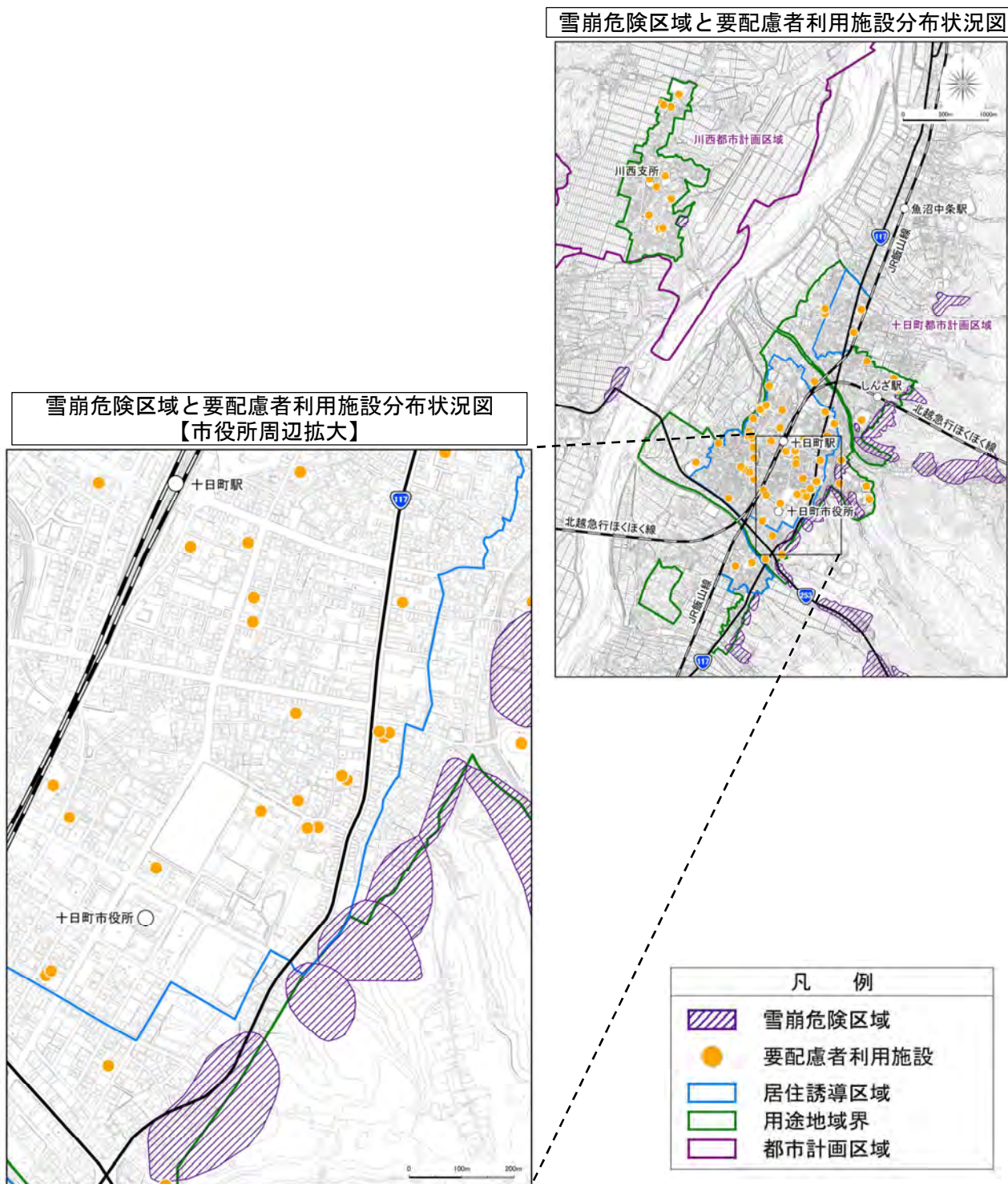


資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 雪崩危険区域と避難路

6. 防災指針

(6) 雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、要配慮者利用施設は立地していません。



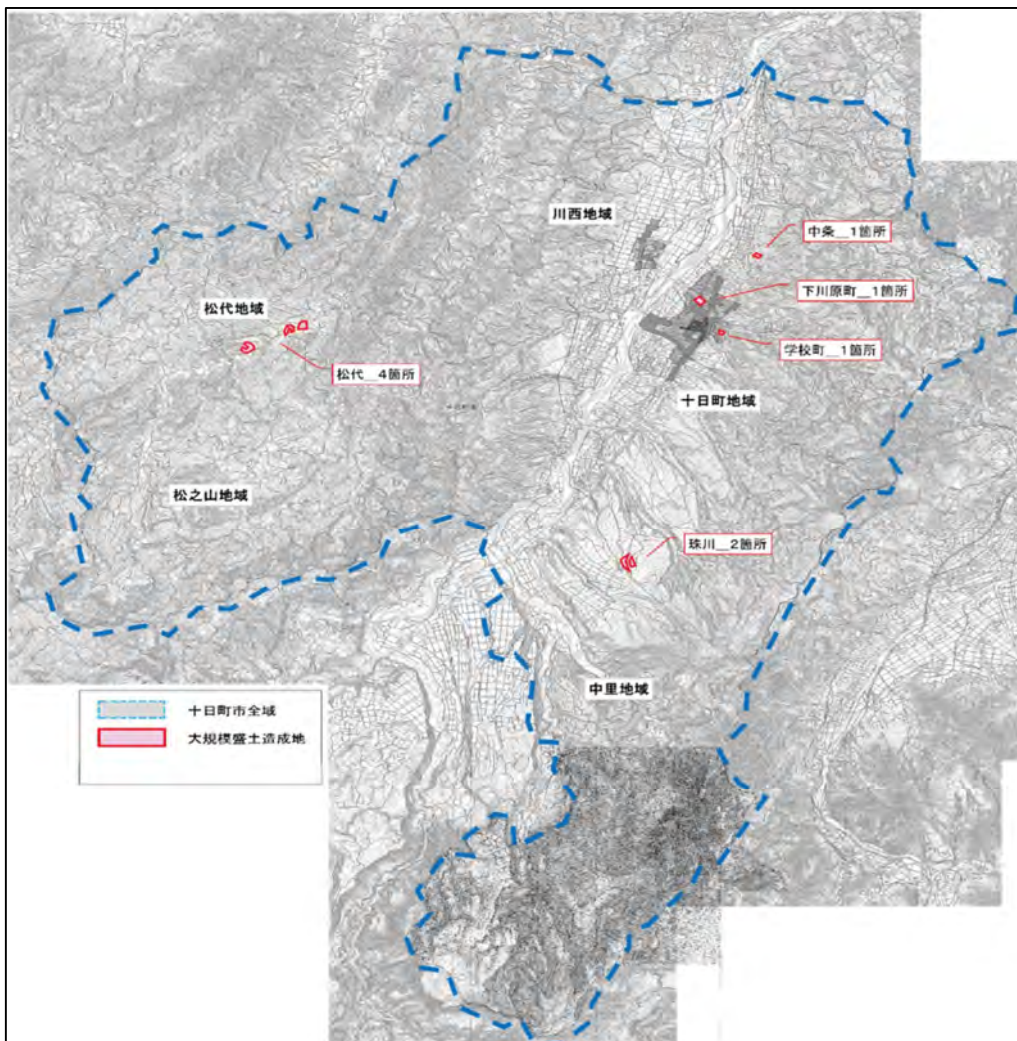
6-6 その他

(1) 大規模盛土造成地の有無の確認

平成 18 年に宅地造成等規制法が一部改正され「宅地耐震化推進事業」が創設されました。この事業は、大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による被害の防止や軽減を図るため、大規模盛土造成地等の変動予測調査および防止対策を推進する事業です。

市内には、同事業による大規模盛土造成地の変動予測調査（第一次スクリーニング）で抽出された大規模盛土造成地が計 9 箇所（松代 4 箇所、中条 1 箇所、下川原町 1 箇所、学校町 1 箇所、珠川 2 箇所）存在しており、下川原町と学校町が用途地域内に存在しています。

また、本市では、令和 2 年度に策定した「十日町市宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査）（第二次スクリーニング計画）」の優先度評価に基づき、大規模盛土造成地の安全性を確認していきます。



資料：十日町市宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査）（第二次スクリーニング）

図 参考図面（第二次スクリーニング）

6. 防災指針

6-7 防災・減災に向けた課題

用途地域周辺のうち、誘導区域に含む市役所周辺・国道 117 号沿道においては、下図のとおり災害リスクが想定されます。

これらの災害リスクに対して、防災・減災に向けた各種対策の検討が必要です。

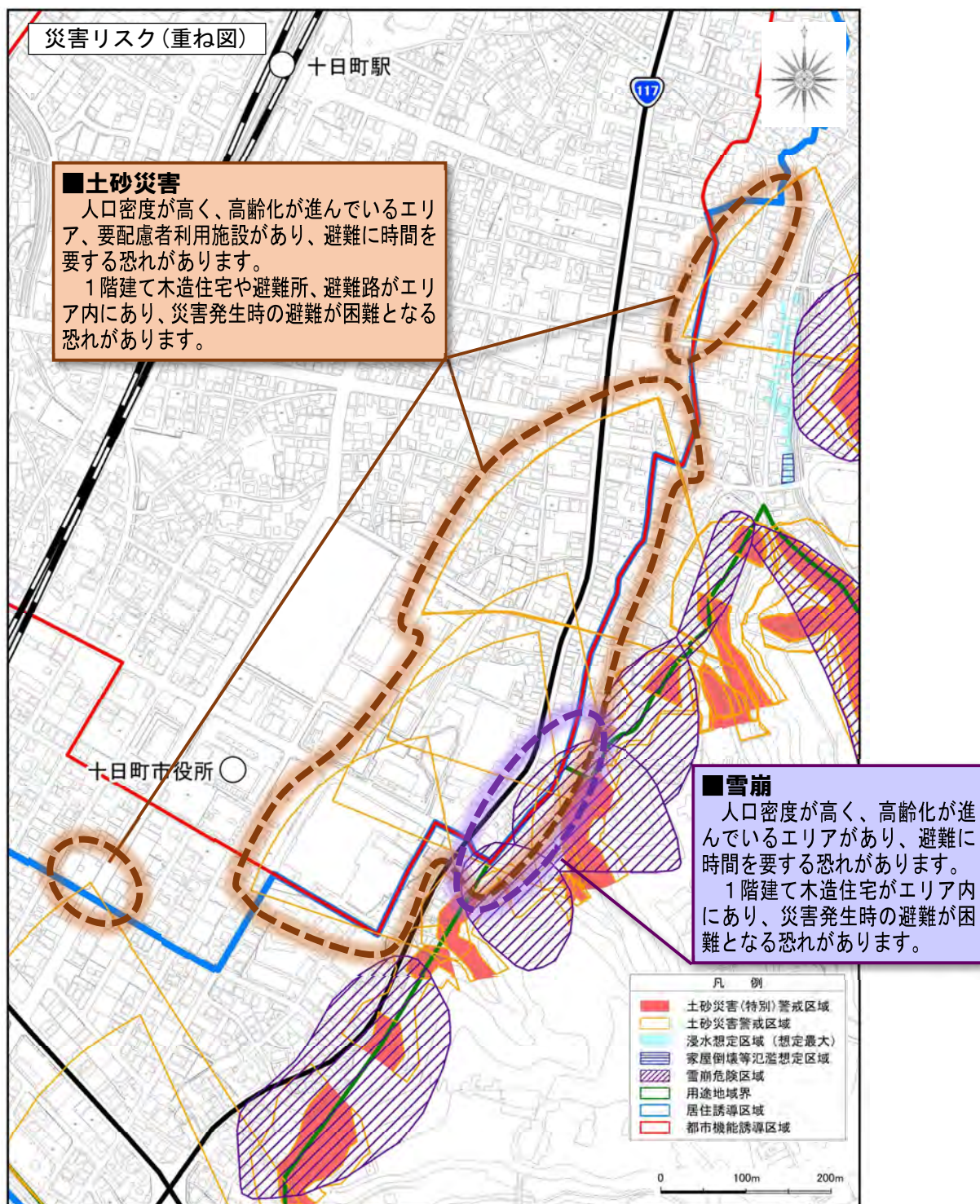


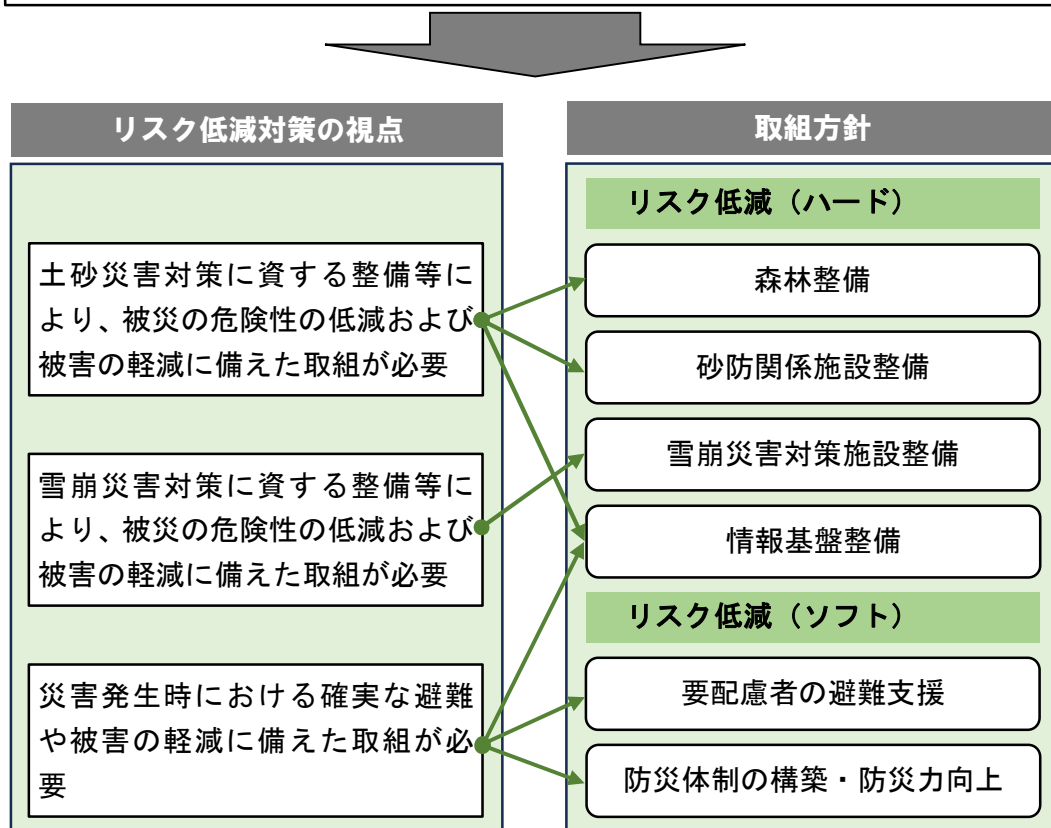
図 防災・減災に向けた課題

6-8 取組方針の検討

防災・減災に向けた課題を踏まえ、以下の地区において、災害リスクの低減を図るための取組を総合的に組み合わせた取組方針を設定します。

課題

- ・用途地域東側縁辺部（市役所東側周辺）の居住誘導区域内において、土砂災害警戒区域、雪崩危険区域が指定されており、一部、住宅等が密集している地区も含まれることから、リスクの低減に向けた取組が必要。



6. 防災指針

6-9 取組スケジュールと目標値

防災・減災対策の具体的な取組として、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な取組を設定します。

取組方針・取組			実施主体	実施時期		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク 低減 (ハード)	森林整備	荒廃地等における治山施設の整備【県】	県	●	→	→
		森林の適正管理【市】	市	●	→	→
	砂防関係施設整備	土砂災害防止事業の促進【県】【市】	県・市	●	→	
		砂防関係施設の長寿命化【県】	県	●	→	
	雪崩対策施設整備	雪崩発生予防に係る予防工、発生後の雪崩阻止・減勢・誘導に係る対策工【他】	県	●	→	
	情報基盤整備	信濃川中流圏域総合流域防災事業(土砂災害警戒区域等の調査実施)【県】	県	●	→	
		土砂災害リスク情報整備事業【県】	県	●	→	
リスク 低減 (ソフト)	要配慮者避難支援	要配慮者利用施設におけるハザードマップの周知・活用、避難体制の構築【市】	市	●	→	→
	防災体制の構築・防災力向上	避難所の機能強化、防災情報の迅速な伝達、自主防災組織との連携強化、ハザードマップの周知・活用【市】	市	●	→	→
		自主防災組織の育成支援、消防団員の加入に係る取組【県】	県・市	●	→	→
		防災教育の推進【市】	市	●	→	→
		救助活動体制の充実【市】	市	●	→	→
		二次災害の予防(土砂災害危険箇所等の調査点検、避難指示等の実施、二次的な土砂災害への対策)【市防】	市	●	→	→
		除雪体制・道路交通網の確保、道路管理者との連携強化【市】	県・市	●	→	→
		関係機関との連携強化【市】	市	●	→	→
		雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知【市防】	市	●	→	→

【県】：新潟県国土強靱化地域計画、【市】：十日町市国土強靱化地域計画、
【市防】：十日町市地域防災計画（風水害等対策編）、【他】：その他の取組

6. 防災指針

防災・減災対策の具体的な取組を踏まえ、防災指針における目標値を以下の通り設定します。

なお、災害リスクを低減するためには、ハード整備の推進だけでなく、“市民の防災意識の向上”、“地域の防災力の維持・向上”、“正確・迅速な情報伝達”が重要です。

そのため、各種取組のなかでも、上記の重要な視点に基づいた下表に示す4つの取組を積極的に推進するものとし、これに関連した指標と目標値を設定します。

また、指標と目標値については、都市防災に関する上位計画である十日町市国土強靱化地域計画との整合を図り設定します。

《 取組方針・取組を踏まえた目標値 》

取組方針・取組		指 標	対象範囲	現状値	目標値 (参考)
防災体制の構築・防災力向上	防災情報の迅速な伝達	十日町あんしんメール登録者数	市全域	12,170 件 (R5)	11,100 件
		連携活用するLINE フォロワー数	市全域	現状値なし (R5)	4,800 人／年
	自主防災組織の育成支援	自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率	居住誘導区域	38.9% (R5)	40.0%
		地域防災訓練への市民参加率	居住誘導区域	12.4% (R5)	12.0%
	消防団員の加入に係る取組	消防団員数の直近水準の維持	居住誘導区域	181 人 (R6)	維持
	防災教育の推進	市内学校での防災訓練の実施	市全域	年2回以上	継続

※【目標値(参考)】は、「十日町市国土強靱化地域計画」(令和2年12月策定)で設定しているR7目標値(対象範囲は市全域)です。「十日町あんしんメール登録者数」と「地域防災訓練への市民参加率」では既に現状値が目標値を超えていますが、目標値と目標年度については、今後「十日町市国土強靱化地域計画」の改定にあわせて変更する予定です。

7. 誘導施策

7 誘導施策

7-1 誘導施策の設定

まちづくりの方針・誘導方針の実現に向けて、以下の誘導施策を推進していきます。

誘導施策については、3つの誘導方針ごとに整理するとともに、各施策が該当する誘導区域の区分を整理します。

誘導方針1 中心部の更なる賑わいの創出・活性化

◎十日町駅周辺における都市機能の維持・集積により、中心市街地の更なる賑わいを創出します。

◎若い世代（子育て世代中心）を中心とした施策展開による定住促進を図り、人口密度の維持を図ります。

表 中心部の更なる賑わいの創出・活性化に資する誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
十日町駅周辺 における 都市機能の 維持・集積	・各商店街の連携を強化しながら、 <u>中心市街地の回遊性の向上による、人々が快適に楽しく買い物ができる空間の形成</u>	○	
	・十日町駅周辺における <u>商店街等との連携による賑わい空間の創出や、きもので歩ける街並みの景観形成</u>	○	
	・中心市街地活性化基本計画で整備した <u>拠点施設を活用した賑わい創出</u>	○	
	・駅西地区における周辺環境との調和に配慮した <u>商業施設立地の誘導</u>	○	
	・民間開発による、 <u>駅前の利便性を生かした商業やホテルなどのサービス施設の建設促進</u>	○	
	・ <u>誘導施設の立地に対する支援の検討</u>	○	

7. 誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
若い世代 (子育て世代中心) を中心とした 施策展開 による定住促進	・ <u>子育て支援に資する施設</u> （保育施設・学校教 育施設）の積極的な整備・誘致等の検討	○	○
	・ <u>若者や女性、子育て世代を対象とした地方回 帰の取組と受入体制の強化</u>	○	○
上記の施策を 補完する その他の施策	・ <u>移住・定住支援制度の拡充</u> （「仕事・住宅・ 子育て」に関する情報発信、空き家バンク制 度やシェアハウスなどの利活用など）	○	○
	・ <u>新たな賑わい創出に向けた施策の展開</u> （中心 市街地に点在する空き地・空き店舗・空き家 への民間投資の誘発など）	○	
	・ <u>中小・小規模事業者の活動支援</u> （商店街や商 業団体が行う取組の支援など）	○	
	・ <u>新規創業者などへの支援</u> （専門家による起 業・創業相談を充実、有望な起業・創業には 補助金の上乗せを行うなどの支援など）	○	
	・ <u>都市再生整備計画関連事業を活用した誘導 施設・都市基盤の整備や機能の充実・強化</u>	○	○
	・ <u>文化芸術活動の拠点としての「段十ろう」の 活用、「分じろう」・「十じろう」と連携した、 老若男女が集える空間としての活用</u>	○	

7. 誘導施策

誘導方針2 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成

◎特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期も含めた年間を通じて住みやすい居住環境の維持を図ります。

◎中心市街地における生活利便性や冬期も含めた歩行環境などの向上により、快適で暮らしやすい居住環境の形成を図ります。

◎雪や災害に対する防災対策について、ソフト・ハードの両面から取組を進め、安全性の高い暮らしの確保を図ります。

表 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成に資する誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
年間を通じて 住みやすい 居住環境の維持	・ <u>優良な住宅や宅地の供給促進</u>	○	○
	・ <u>公営住宅の整備</u>	○	○
	・ <u>住宅の耐震化の促進</u>	○	○
	・ <u>雪国でも快適で安心して暮らし続けられる施策の充実</u> (道路除排雪、消雪パイプ・流雪溝の整備・更新、克雪すまいづくりや雪おろしなどの市民による雪処理支援など)	○	○
	・ <u>道路除雪の推進</u> (除雪機械の計画的な更新やロータリー除雪車の増強など)	○	○
	・ <u>誰もが利用できる身近な公園・広場の再編と整備、公園施設の老朽化対策</u>	○	○
中心市街地 における 生活利便性や 冬期も含めた 歩行環境などの 向上	・ <u>居住誘導に対する支援の検討(都市再生整備計画関連事業の活用など)</u>	○	○
	・ <u>都市計画道路、その他幹線道路などの計画的な整備および適切な維持管理・長寿命化対策の推進</u> による市街地の円滑な交通の確保	○	○
	・ <u>既成市街地等の狭あいな幅員の生活道路における拡幅整備</u>	○	○
	・ 中心市街地において安全で快適な歩行空間の確保による <u>安心して歩ける歩行者ネットワークの構築</u>	○	○

7. 誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
安全性の高い 暮らしの確保	・ 中心市街地の <u>木造住宅密集地における地区の改善に向けた市街地開発事業の検討およびオープンスペースの確保、道路・敷地・建物の改善等による地区環境の向上</u>	○	○
	・ <u>空家の適切管理の推進</u>	○	○
	・ <u>冬期間の震災を想定した緊急避難場所・避難所の確保の検討</u>	○	○
	・ <u>道路・公園・緑地等の避難路、緊急避難場所・避難所としての防災機能の整備の検討</u>	○	○
	・ <u>市有施設や要配慮者施設等の耐震化・長寿命化</u>	○	○
	・ <u>市有施設の防災機能の整備</u>	○	○
上記の施策を 補完する その他の施策	・ <u>福祉施設の整備・充実</u> (居宅サービスの充実)	○	○
	・ <u>医療施設整備などの充実</u> (新潟県立十日町病院との連携など)	○	○
	・ <u>医療と福祉の連携拠点の整備</u> (医療福祉総合センター内に医療福祉相談窓口の設置、関係機関が連携できる支援体制の整備など)	○	○

※上表の“安全性の高い暮らしの確保”における主な施策は、防災指針において整理した防災・減災対策の取組方針・取組（P102）以外の施策を整理。

7. 誘導施策

誘導方針3 メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

◎中心市街地と郊外部・中山間などの地域間を連絡する公共交通の利便性の向上を図ります。

◎地域や年代などに関わらず、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進します。

表 公共交通の維持・確保に資する誘導施策

誘導施策の方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
地域間を連絡する公共交通の利便性の向上	・ <u>基幹系路線バスの維持・確保</u> （比較的利用者の多い基幹系路線バスの維持・確保など）	○	○
	・ <u>市営バス・予約型乗合タクシーの運行効率化</u> （市営バスのデマンド運行など）	○	○
	・ <u>持続可能な鉄道輸送への支援</u> （飯山線とほくほく線の利便性の向上と利用促進など）	○	○
	・ <u>さまざまな輸送資源の活用</u> （民間企業等が有している移動サービスの活用など）	○	○
誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備	・ <u>次世代の交通システムの導入検討</u> （新たな公共交通システムの導入など）	○	○
	・ <u>交通結節点における乗継ダイヤの調整</u> （各交通サービス間の乗継利便性の維持・向上など）	○	○
上記の施策を補完するその他の施策	・ <u>公共交通の利用促進</u> （モビリティ・マネジメントの実施、公共交通マップのデジタル化など）	○	○

7-2 低未利用土地利用等における指針・取組

誘導区域において、居住や都市機能の誘導に支障を及ぼす都市のスポンジ化問題に対応するため、空き地・空家等の低未利用土地については、地権者等に対して適正な管理や有効利用を促すことが必要であり、低未利用土地の利用および管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）を定めることとします。

（１）低未利用土地利用等指針

１）利用指針

① 都市機能誘導区域内

- ・誘導施設やその他の介護福祉施設、子育て施設、商業施設等の利用者の利便を高める施設（広場など）としての利用を推奨します。

② 居住誘導区域内

- ・既存住宅の再生および良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨します。
- ・「空き家バンク制度」の活用促進に向けて、制度の周知・徹底を図ります。

２）管理指針

① 空き地等

- ・雑草の繁茂や害虫の発生、廃棄物の放置による悪臭の発生等により、周辺住民の生活や誘導施設・住宅等の立地の誘導に著しい支障が生じている場合等において、都市再生特別措置法に基づき所有者に対し適切な管理を促します。

② 空家（※十日町市空家等対策計画 空家等対策の基本方針より）

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」（第5条）に規定された所有者管理の原則により進めても、空家等の所有者等が管理責任を全うしない場合は、行政関与の判断を慎重に行ったうえで、私有財産である空家等に対して、法に基づく代執行や条例に基づく緊急安全措置など適切な対応を進めます。
- ・管理不適切のまま放置される空家等の発生を防止し、また空家等の利活用を促進するため、所有者等への意識啓発や情報提供を行い、適切管理や利活用を促します。
- ・利用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえたうえで、集落や関係団体と連携を図りながら、空家等の情報発信や、移住者等による利用に向けた支援（「空き家バンク制度」の活用促進等）を行います。
- ・空家等が市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合には、法や条例に基づき、空家等の所有者等に対して必要な措置を講じます。

（２）低未利用土地利用等の取組

複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地として活用する方策や空き地・空家等を活用した地域住民等の発意による取組を促進していく方策、「空き家バンク制度」の周知・徹底などを、庁内横断的に検討していきます。

8. 目標値・効果

8 目標値・効果

8-1 目標値等の設定に関する基本的な考え方

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に示すためには、客観的かつ定量的に評価する必要があります、その達成状況を確認することが重要です。

そこで、本計画の「誘導方針」の実現に向けた目標値を設定し、当該目標値の達成状況等をもとに、本計画の見直し時期に合わせて評価、分析することにより、施策の必要性や妥当性を検証します。

8-2 目標値の設定・期待される効果

本計画で掲げたまちづくりの方針・誘導方針を実現するため、各誘導方針に関する評価指標を設定するとともに、各種施策の推進により期待される効果を整理します。

《 各誘導方針に関する評価指標 》

指 標	誘導方針	現状値	目標値
居住誘導区域の人口密度	誘導方針 1、2	39.4 人/ha (令和 2 年度)	25 人/ha ※ 1 (令和 27 年度)
居住誘導区域の除雪の満足度	誘導方針 2	40% ※ 2 (令和 5 年度)	43% ※ 2 (令和 11 年度)
市民の公共交通に関する満足度	誘導方針 3	19% (令和 5 年度)	25% (令和 9 年度)

※ 1 将来人口が社人研推計のとおり推移した場合 23.7 人/ha となる。（“国土数値情報”より公開されている 500mメッシュ人口より算出（社人研の令和 5 年推計値を加味））

※ 2 現状値は令和元・3・5 年、目標値は令和 7・9・11 年の 3 か年の平均値とする。

なお、上表の“居住誘導区域の除雪の満足度”の目標値については、計画を更新する際に変更します。また、“市民の公共交通に関する満足度”の目標値については、「十日町市地域公共交通計画」を更新する際に変更します。

各種施策の推進による効果

将来の居住誘導区域人口密度を 23.7 人/ha→25 人/ha に減少抑制できた場合

運輸部門の省エネ・低炭素化
(市民 1 人あたりの自動車 CO2 排出量の削減)

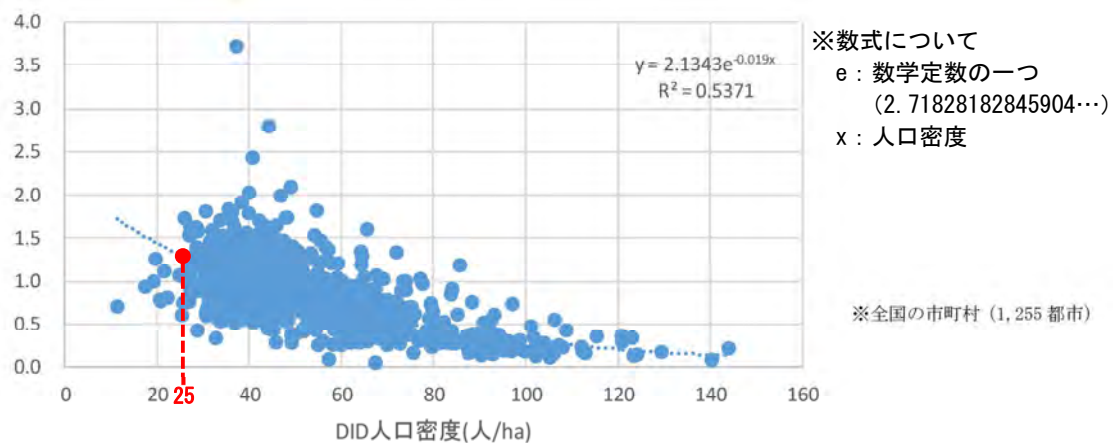
持続可能な都市経営の実現
(市民 1 人あたりに対する歳出額の削減)

8. 目標値・効果

【期待される効果①】 運輸部門の省エネ・低炭素化 (人口密度の低減抑制による自動車 CO₂ 排出量の削減)

居住誘導区域人口密度 現況値 (令和 2 年度)	同・社人研推計値 (令和 27 年度)	同・目標値 (令和 27 年度)
39.4 人/ha	23.7 人/ha	25 人/ha

■DID 人口密度と市民 1 人当たりの自動車 CO₂ 排出量 (t-CO₂/年) の相関



資料 : 「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省都市局都市計画課)

※DID と居住誘導区域の範囲がほぼ同じであるため、当関係グラフを採用した

■自動車 CO₂ 排出量削減効果の算出

項 目	現況値	社人研推計値	目標値
居住誘導区域人口 (人)	9,875	5,952	6,268
居住誘導区域面積 (ha)	250.7	250.7	250.7
居住誘導区域人口密度 (人/ha)	39.4	23.7	25.0
一人当たり自動車 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年) 算定式 : $y = 2.1343e^{-0.019x}$	1.010	1.360	1.327
自動車 CO ₂ 排出量削減効果 (t-CO ₂ /年・人)	 0.033 t-CO₂/年・人		

本市の 1 世帯当たり CO₂ 排出量 (R3)

約 4.3 t-CO₂/年・世帯

約 220 世帯分の年間排出量の削減効果

全市で期待される排出量削減効果 総量

965.6 t-CO₂/年

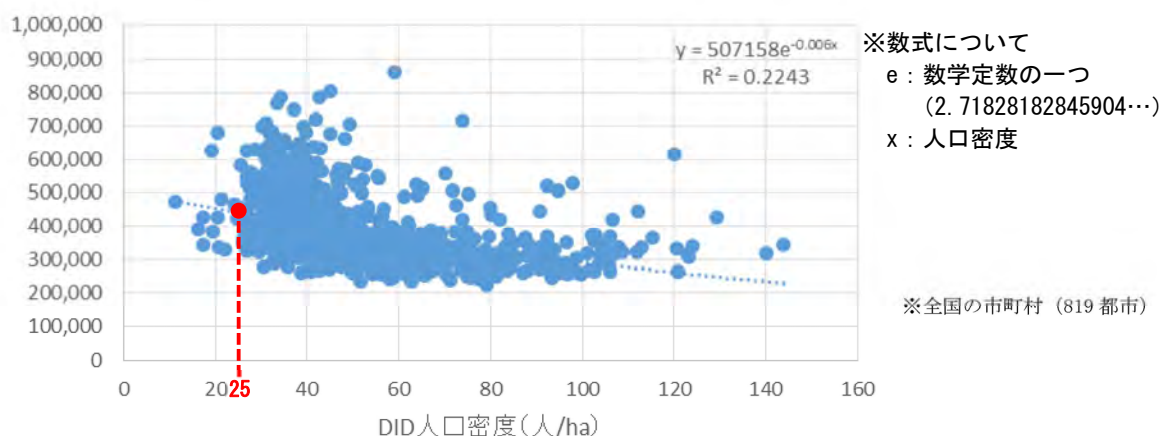
(R27 推計人口 : 29,262 人 × 0.033 t-CO₂/年・人)

8. 目標値・効果

【期待される効果②】 持続可能な都市経営の実現 (人口密度の低減抑制による歳出の削減)

居住誘導区域人口密度 現況値（令和2年度）	同・社人研推計値 （令和27年度）	同・目標値 （令和27年度）
39.4人/ha	23.7人/ha	25人/ha

■DID人口密度と市民1人当たりに対する歳出額（円）の相関



資料：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省都市局都市計画課）

※DIDと居住誘導区域の範囲がほぼ同じであるため、当関係グラフを採用した

■歳出削減効果の算出

項 目	現況値	社人研推計値	目標値
居住誘導区域人口（人）	9,875	5,952	6,268
居住誘導区域面積（ha）	250.7	250.7	250.7
居住誘導区域人口密度（人/ha）	39.4	23.7	25.0
一人当たり歳出額（円/人） 算定式： $y=507158e^{-0.006x}$	400,383	439,933	436,515
歳出削減効果（円/年・人）	3,418 円/年・人		

全市で期待される歳出削減効果 総額

100,017,516 円（約1億円）

（R27推計人口：29,262人×3,418円/年・人）

9 届出制度

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）においては、以下の行為等について届出が必要となります。

9-1 居住誘導区域外に関する届出制度

居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行う場合には、原則としてこれらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。

また、届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合の罰則（30 万円以下の罰金）が設けられています。

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

① 開発行為

- ・ **3戸以上の住宅**の建築を目的とした開発行為
- ・ **1戸又は2戸の住宅**の建築を目的とした開発行為で、その**規模が1,000㎡以上**のもの
- ・ **住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの**の建築目的で行う開発行為（例えば、**寄宿舍や有料老人ホーム等**）

開発行為の例

- 3戸の開発行為
⇒届出が必要です。



- 1,300㎡で1戸の開発行為
⇒届出が必要です。



- 800㎡で2戸の開発行為
⇒届出は必要ありません。



② 建築等行為

- ・ **3戸以上の住宅**を新築しようとする場合
- ・ **人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの**を新築しようとする場合（例えば、**寄宿舍や有料老人ホーム等**）
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

建築等行為の例

- 3戸の建築行為
⇒届出が必要です。



- 1戸の建築行為
⇒届出は必要ありません。



9. 届出制度

9-2 誘導施設に関する届出制度

都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となります。

これらの届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合の罰則（30万円以下の罰金）が設けられています。

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

① 都市機能誘導区域外

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

届出の対象例



② 都市機能誘導区域内

【誘導施設の休止・廃止に係る届出】

- ・ 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

休止・廃止の例



10 計画の効果的な推進

10-1 計画の進捗管理

本計画は、概ね20年後の2045年（令和27年）を展望する長期的な計画ですが、都市計画運用指針では、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析および評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討し、必要に応じて、立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきであるとされています。

このことから、本計画の評価にあたっては、「PDCA サイクル」の考え方に基づき、概ね5年ごとに誘導施策の実施状況の確認や、目標指標の達成状況の評価・分析を行うことにより、まちづくりの方針や誘導方針の実現を目指します。

また、進捗状況进行评估した上で、将来的な社会経済情勢や制度改正、市民ニーズの変化、上位・関連計画の見直しなど、様々な状況変化に対応しながら、長期的な計画の運用・管理を行うものとします。



図 PDCA サイクルによる計画の評価と見直し

参 考 資 料

11 参考資料

11-1 用語集

【あ行】

◆アクセス

…目的地への連絡のための交通の便や手段。

◆AI

…人工知能のことで、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピューターに行わせる技術のこと。

◆オープンスペース

…公園や広場などのゆとりある空間。開けた空間・場所。

【か行】

◆既成市街地

…本計画においては、既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続した市街地が形成されている地域のこと。

◆グリーンツーリズム

…緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

◆公共公益施設

…住民の生活のために必要なサービス施設の総称。一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等をいう。

◆豪雪地帯（特別豪雪地帯）

…「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている区域をいう。このうち、同法第 2 条第 2 項に基づき指定されている、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生じる地域を特別豪雪地帯という。

◆交流人口

…十日町市に住んではないが、観光、通勤・通学、買物などで本市に訪れる人口のこと。

11. 参考資料

◆コミュニティ

…共同体。地域社会。都市計画では、主として住民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合などに使われる。

◆コミュニティバス

…地域での必要目的に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバス。

◆コンパクトなまちづくり

…空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さい効率的な都市構造を保つ、自然・生活環境重視のまちづくり。

【さ行】

◆里山

…人里に近く、人との関わりが深い丘陵ないし低山地帯の森林。里（村落）との結びつきの強さが込められており、奥山に対する語。

◆GIS

…地理情報システム（Geographic Information System）のことで、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

◆循環型社会

…これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な開発が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会。

◆少子高齢化

…1990年（平成2年）代に特に顕著になった低出生率の持続と、1935年（昭和10年）以来、高齢人口（65歳以上）の全人口に占める割合が持続的に上昇する社会変化。なお、高齢化が進行して高齢人口の比率が約14%以上の高い水準に達し、それが持続する社会を高齢社会という。

◆上越魚沼地域振興快速道路

…北陸自動車道上越ICから関越自動車道六日町ICを経由して南魚沼市の一般国道17号六日町バイパス余川ICに至る延長約60kmの地域高規格道路。上越地域と魚沼地域を相互に連絡し、高速道路空白地域に交通網を形成するとともに両地域間の交流を目的とした路線と位置づけられている。

◆人口集中（DID）地区

…人口密度の高い調査区（人口密度が1 k m²当たり約4,000人以上）が都市内で互いに隣接して人口5,000人以上の地域を構成している調査区をいう。

◆線引き・非線引き

…線引きとは、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化を進める「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に分けること。

非線引きとは、市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。（十日町市は非線引き）

【た行】

◆脱炭素社会

…地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質的にゼロとすることを目指す社会。

◆地域高規格道路

…広域的な地域の連携・交流を促進する自動車専用道路並みの質の高い道路。

◆中山間地域

…都市や平地以外の中間および山間農業地域等をさす。山林や傾斜地が多く、生産条件は不利だが、その豊かな自然は景観や環境保全などの公益的機能を果たしており、また、暮らしに根差した伝統・文化が息づく地域でもある。

◆デマンド運行

…地域公共交通などにおいて、利用者の予約に応じて運行すること。

◆都市機能

…都市の持つ様々な働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、行政、教育等の諸活動によって担われる。

◆都市基盤

…道路、公園、上下水道などの都市を形成する都市施設の中でも根幹的なもの。

◆都市計画運用指針

…都市計画制度の運用にあたって、国の都市政策に関する原則的な考え方を示したもの。

11. 参考資料

◆都市計画区域

…都市計画法の適用を受ける土地の区域。具体的には、中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通など一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域。

◆都市計画道路

…都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定により指定される道路。

◆都市再生特別措置法

…近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化と居住環境の向上を図るため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として定められた法律。

◆都市施設

…道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

◆都市のスポンジ化

…都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。

【な行】

◆ネットワーク型コンパクトシティ

…中心市街地や各地域の拠点などに都市や生活に必要な機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通などで連携した都市のこと。

【ま行】

◆モビリティ・マネジメント

…「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

【や行】

◆優良農地

…集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

◆用途地域

…都市機能の維持・増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

◆要配慮者利用施設

…社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

【ら行】

◆レクリエーション

…仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

11. 参考資料

11-2 都市の現況関連

(1) 人口等

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 25 年の 10 万 4 千人（旧市町村の合計）をピークに減少が進み、令和 2 年では 49,820 人となっています。世帯数も同様に減少しており、令和 2 年で 18,012 世帯となっています。

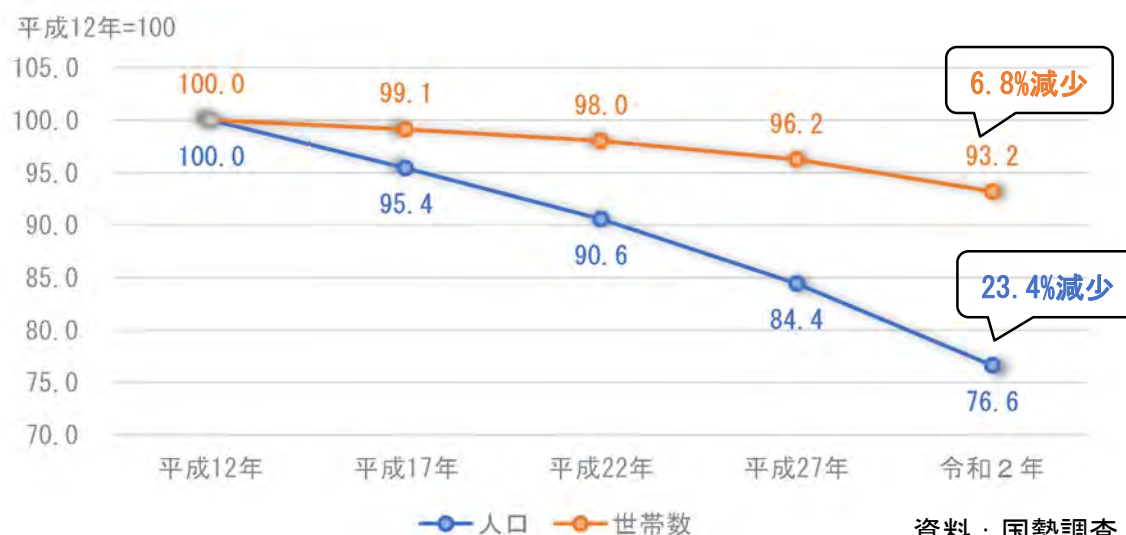
伸び率（令和 2 年／平成 12 年）を見ると、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、人口が 23.4%、世帯数が 6.8%の減少となっています。



資料：国勢調査

※平成 12 年は、合併前各市町村の数値を合計したもの

図 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

図 人口・世帯数（平成 12 年比）の推移

2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、高齢化率（65 歳以上の人口が占める割合）は、平成 12 年で 26.4%であったのが、令和 2 年で 39.9%と、1 / 3 以上が 65 歳以上の高齢者となっています。



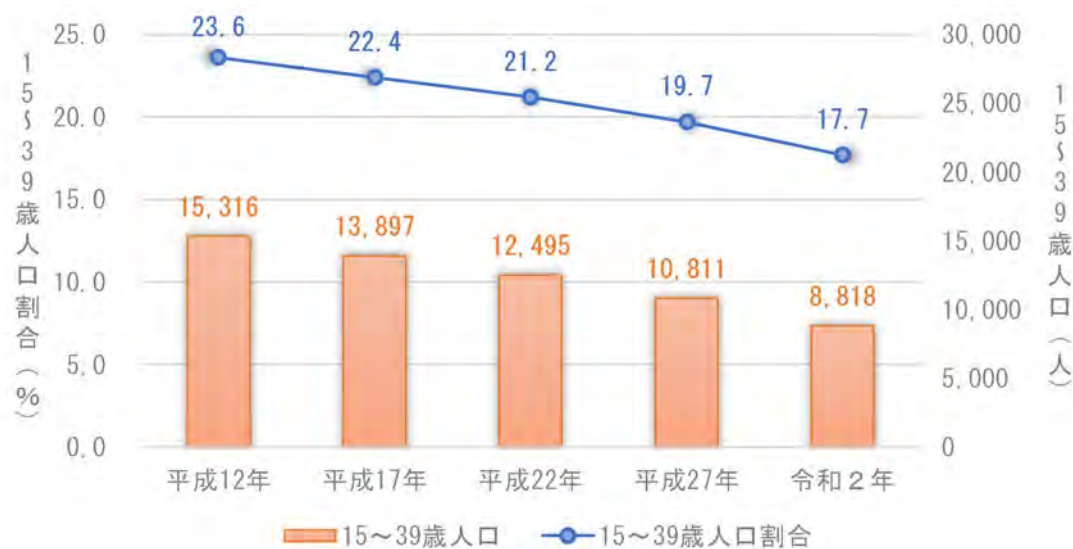
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 年齢3区分別人口・人口割合の推移

1 1. 参考資料

3) 15～39 歳人口の推移

15～39 歳人口は減少しており、平成 12 年に 15,316 人（総人口に占める割合：23.6%）であったのが、令和 2 年では 8,818 人（総人口に占める割合：17.7%）となっています。

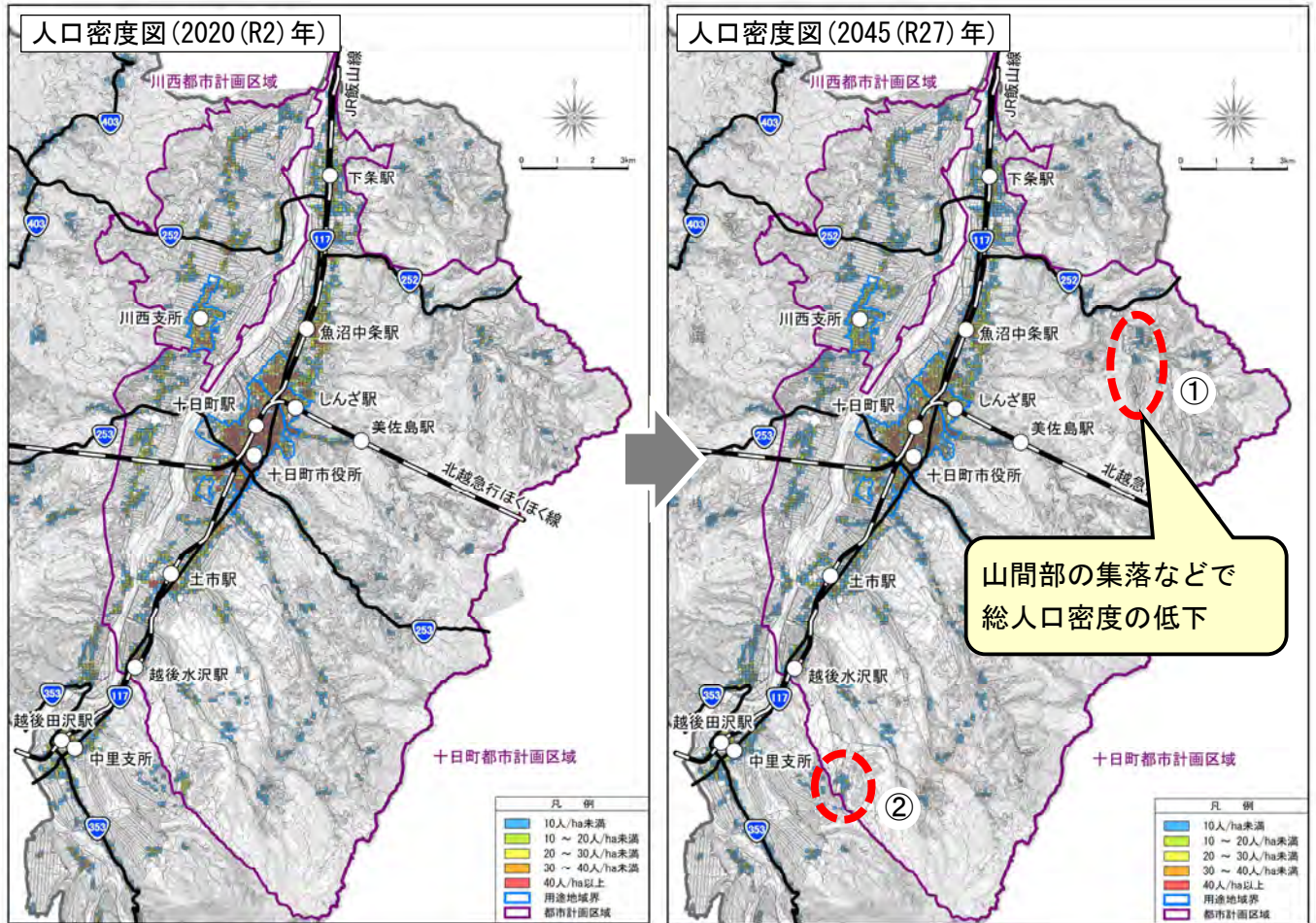


資料：国勢調査

図 15～39 歳人口の推移

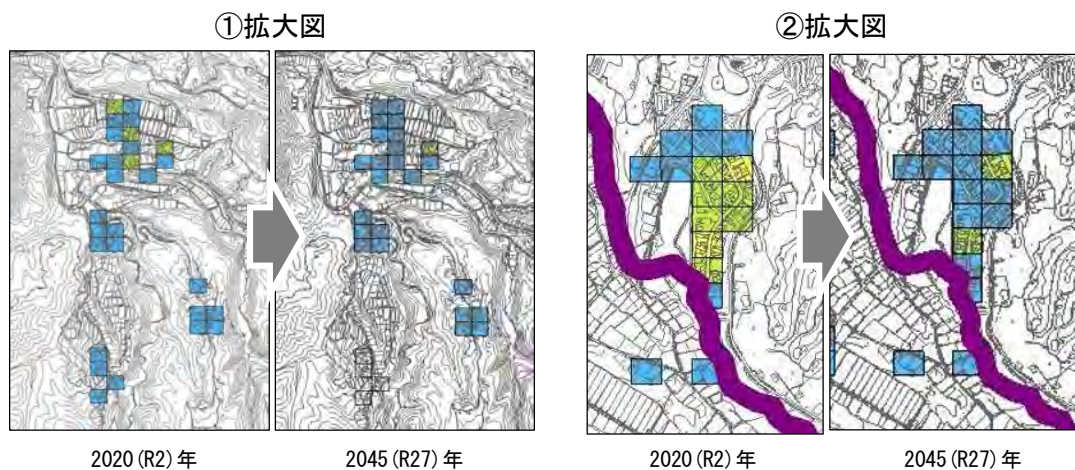
4) 人口密度

2020 (R2) 年と 2045 (R27) 年の人口密度を比較すると、山間部の集落などにおいて総人口密度の低下が予測されています。



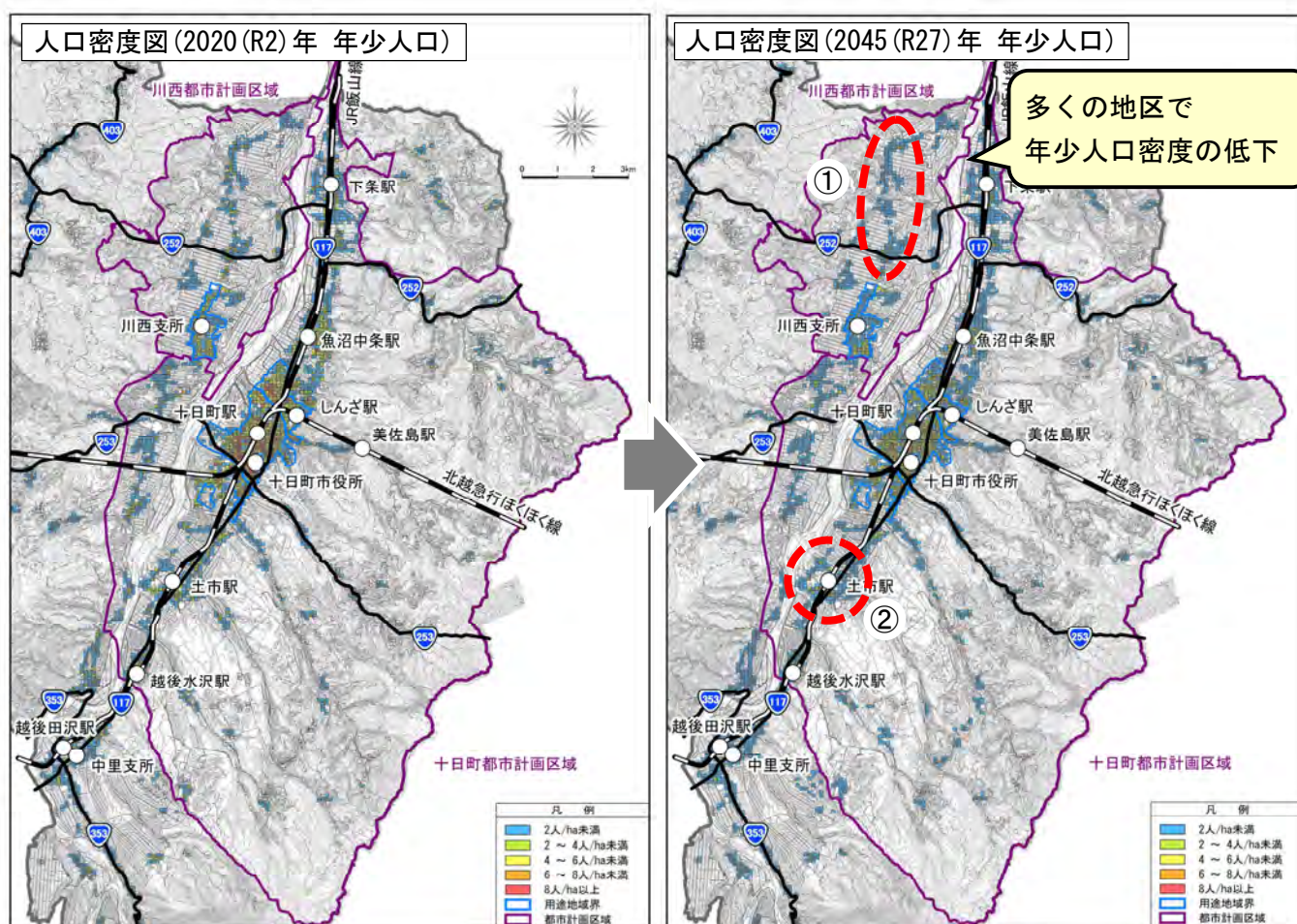
資料：国土数値情報

図 2020 (R2) 年、2045 (R27) 年人口密度 (総人口) (都市計画区域周辺)



11. 参考資料

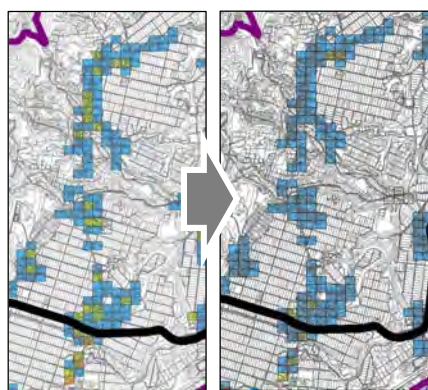
2020（R2）年と2045（R27）年の年少人口（0～14歳）密度を比較すると、多くの地区で密度の低下が予測されています。



資料：国土数値情報

図 2020（R2）年、2045（R27）年人口密度（年少人口）（都市計画区域周辺）

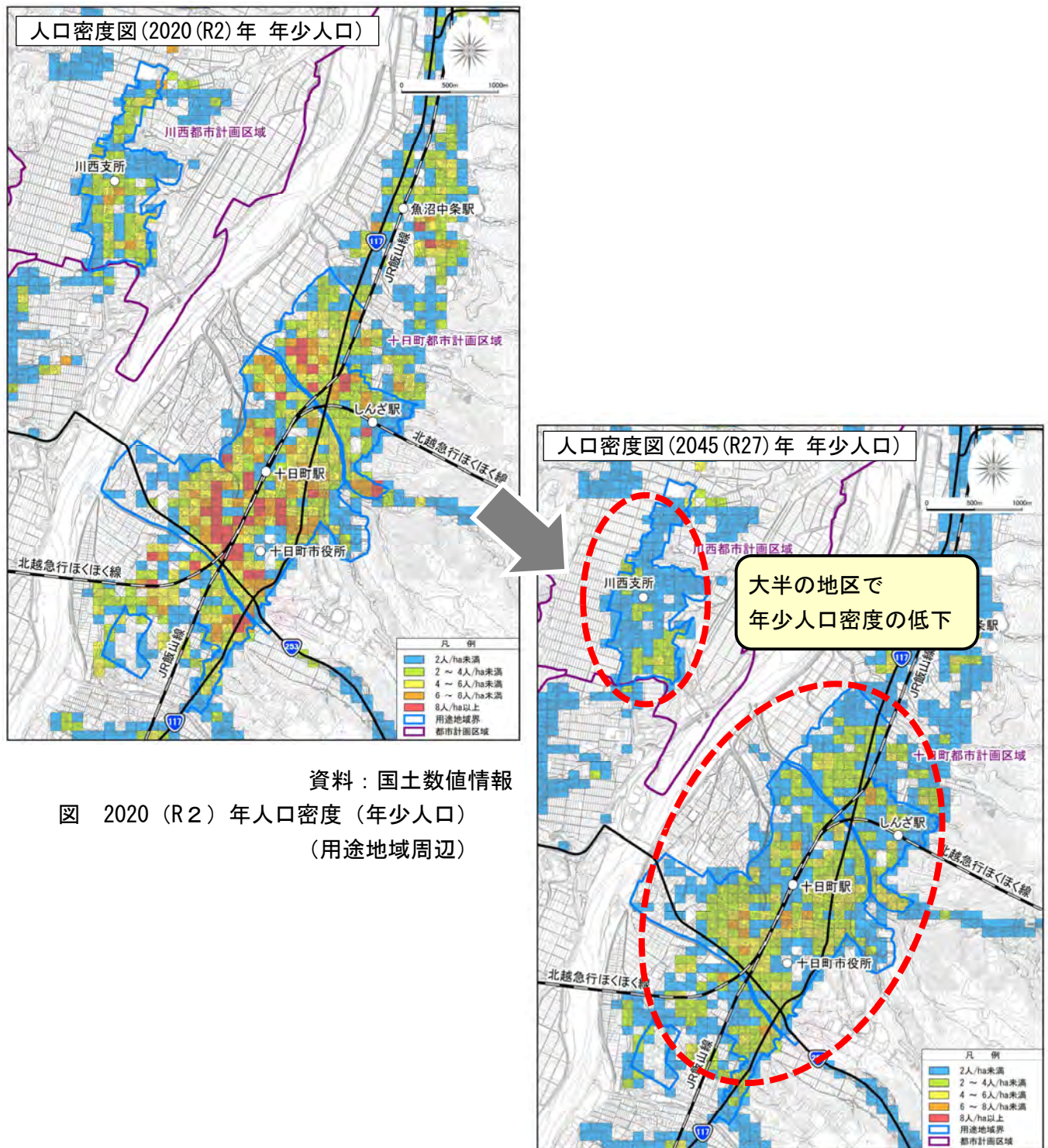
①拡大図



②拡大図



2020（R2）年と2045（R27）年の用途地域周辺の年少人口（0～14歳）密度を比較すると、大半の地区で密度の低下が予測されています。

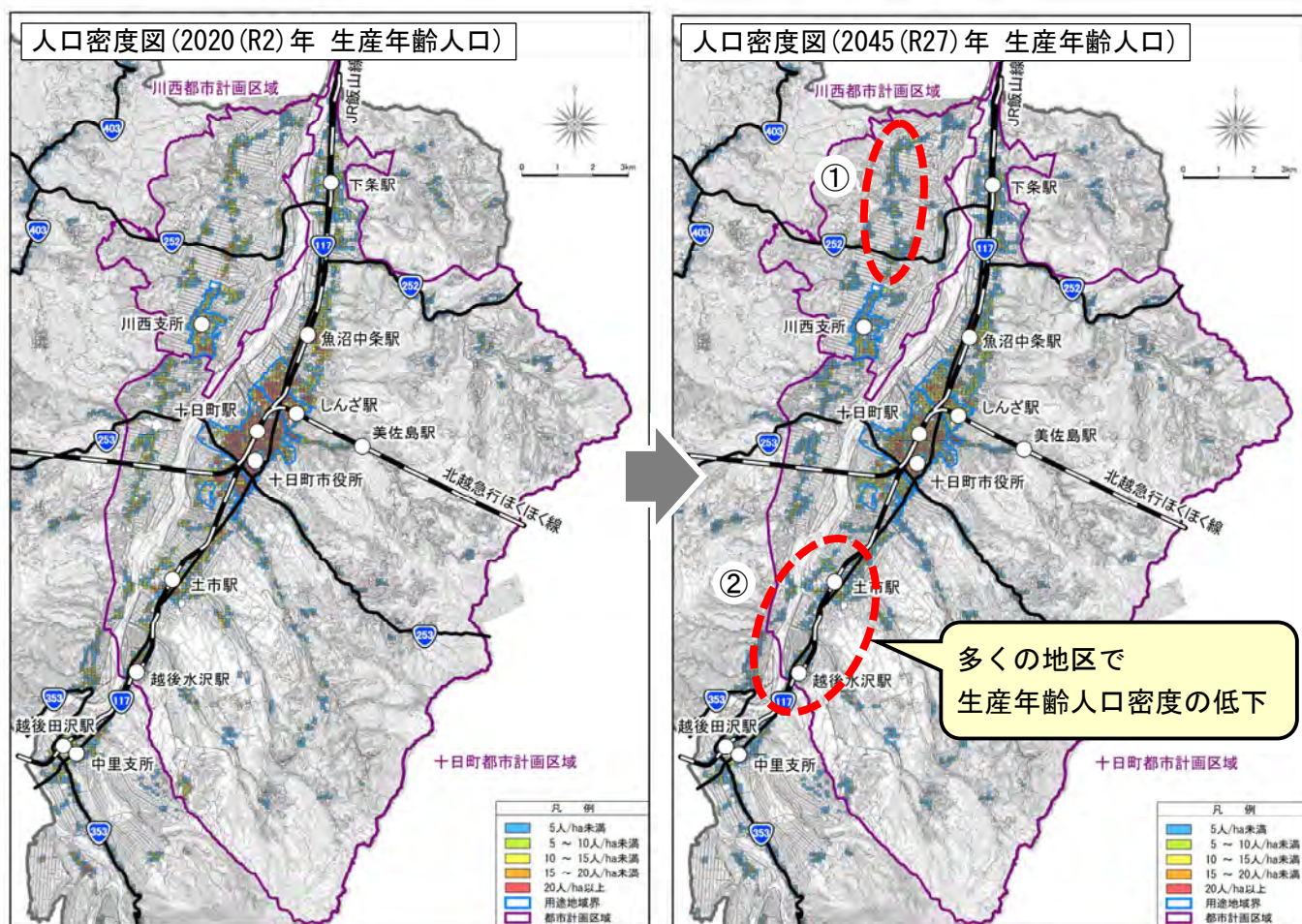


資料：国土数値情報
図 2020（R2）年人口密度（年少人口）
（用途地域周辺）

資料：国土数値情報
図 2045（R27）年人口密度（年少人口）
（用途地域周辺）

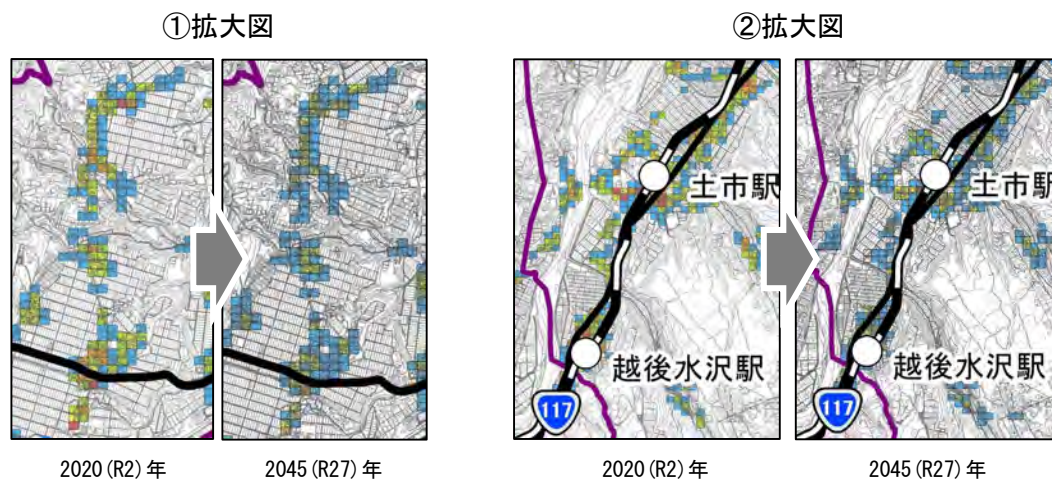
11. 参考資料

2020 (R2) 年と 2045 (R27) 年の生産年齢 (15～64 歳) 人口密度を比較すると、多くの地区で密度の低下が予測されています。

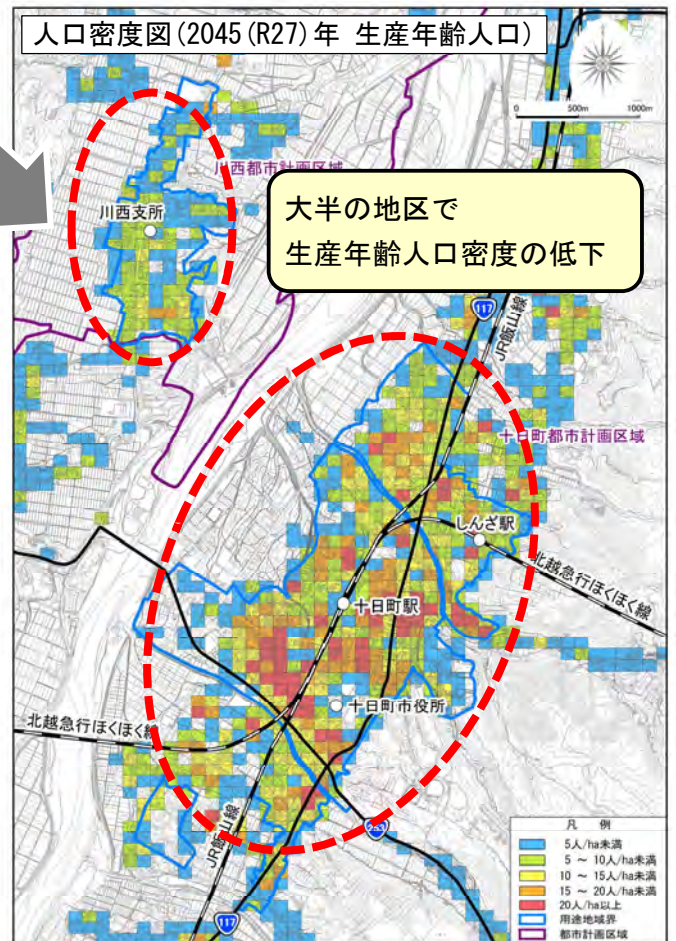
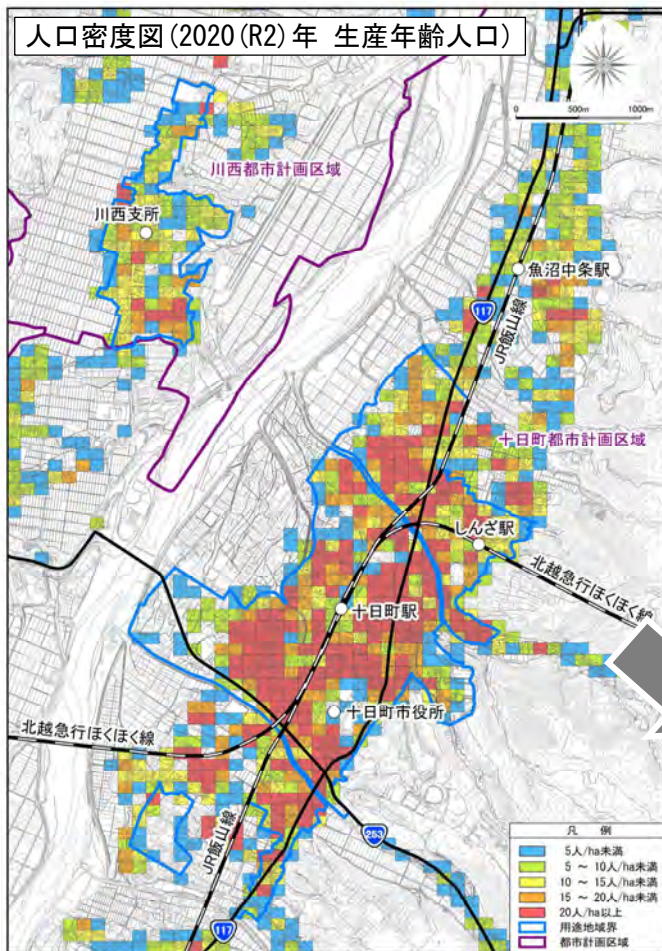


資料：国土数値情報

図 2020 (R2) 年、2045 (R27) 年人口密度 (生産年齢人口) (都市計画区域周辺)



2020（R2）年と2045（R27）年の用途地域周辺の生産年齢（15～64歳）人口密度を比較すると、大半の地区で密度の低下が予測されています。



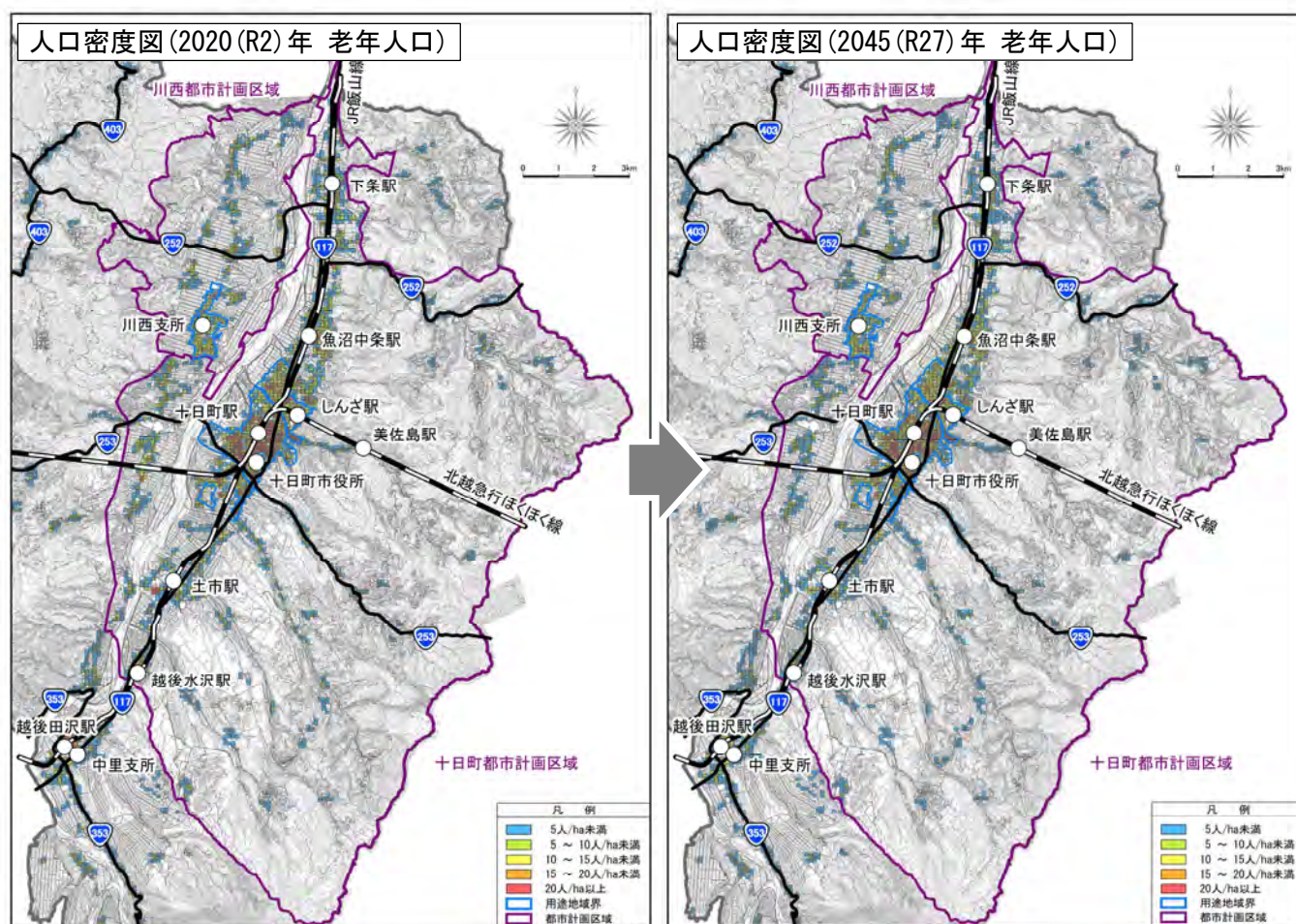
大半の地区で
生産年齢人口密度の低下

資料：国土数値情報
図 2020（R2）年人口密度
（生産年齢人口）
（用途地域周辺）

資料：国土数値情報
図 2045（R27）年人口密度
（生産年齢人口）
（用途地域周辺）

11. 参考資料

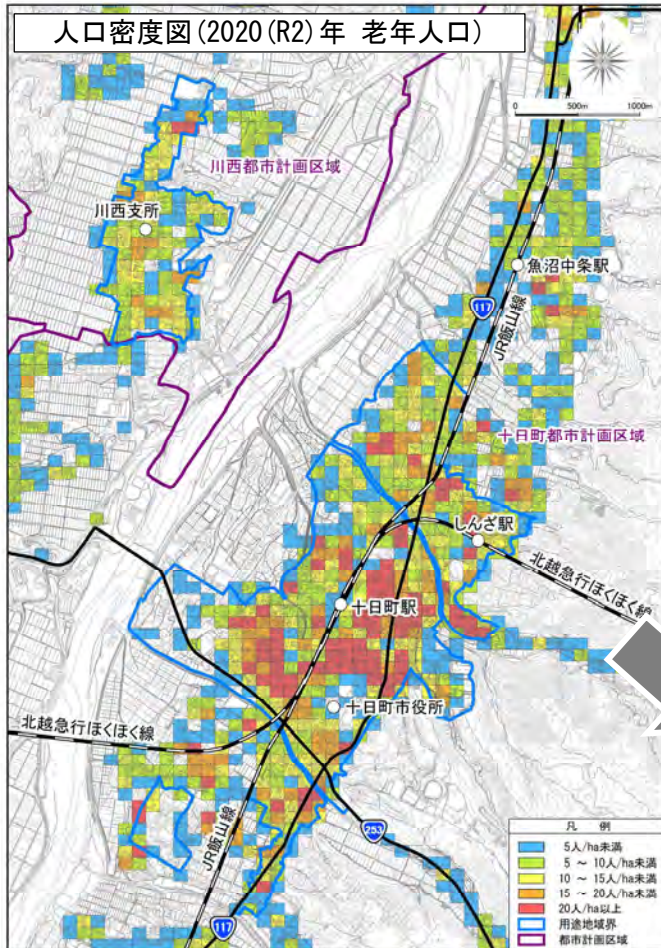
2020（R2）年と2045（R27）年の老年人口（65歳以上）密度を比較すると、年少人口および生産年齢人口に比べ、低下する地区は少ない予測となっています。



資料：国土数値情報

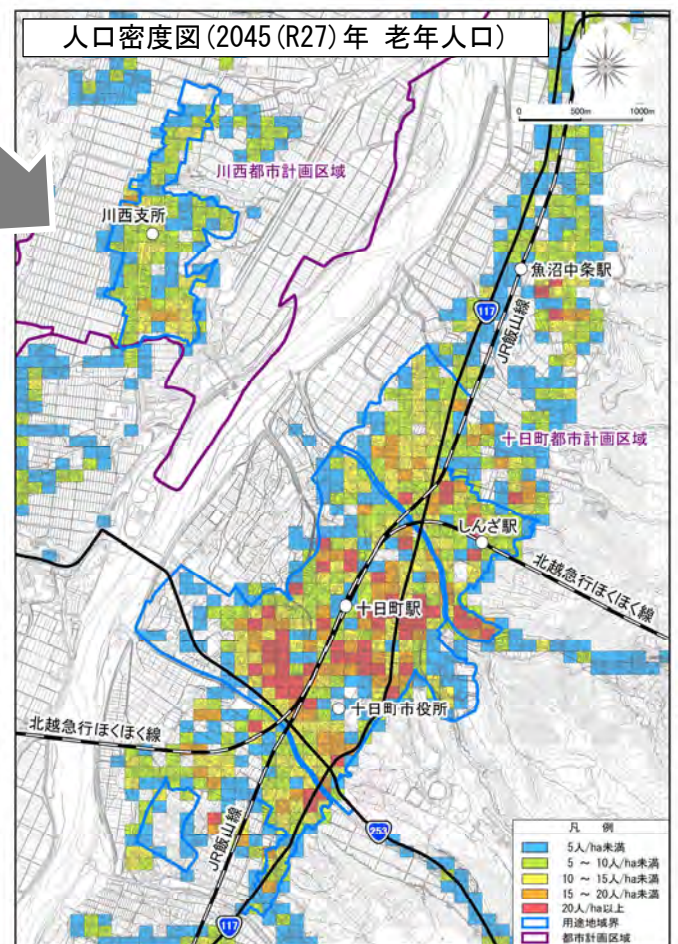
図 2020（R2）年、2045（R27）年人口密度（老年人口）（都市計画区域周辺）

2020（R2）年と2045（R27）年の用途地域周辺の老年人口（65歳以上）密度を比較すると、年少人口および生産年齢人口に比べ、低下する地区は少ない予測となっています。



資料：国土数値情報

図 2020（R2）年人口密度（老年人口）
（用途地域周辺）



資料：国土数値情報

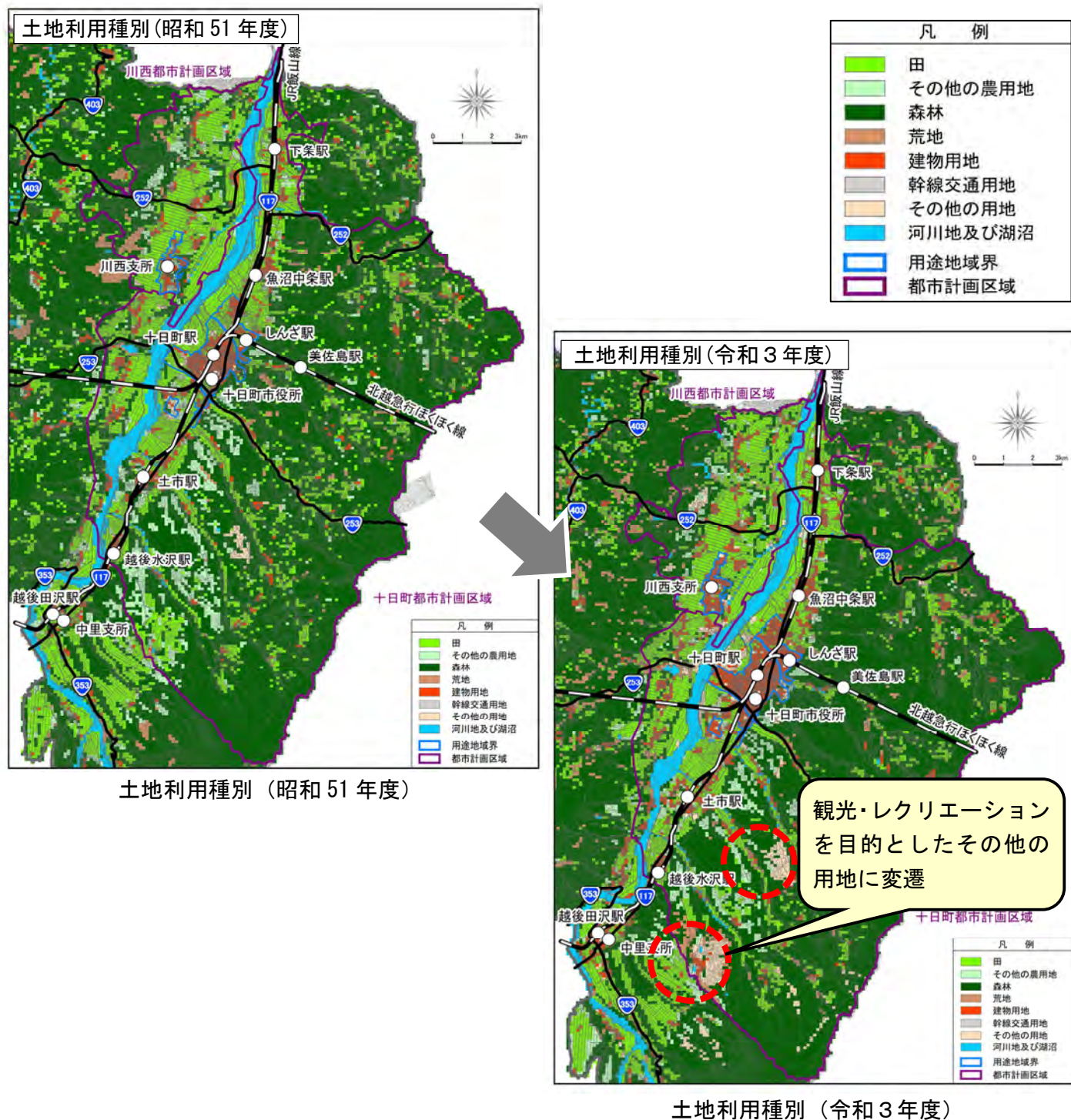
図 2045（R27）年人口密度（老年人口）
（用途地域周辺）

11. 参考資料

(2) 土地利用

1) 土地利用の変遷

昭和 51 年度から令和 3 年度にかけて、用途地域内に建物用地が拡大しているほか、都市計画区域南部の田や森林が観光・レクリエーションを目的としたその他の用地に変遷していることがうかがえます。



土地利用種別 (令和 3 年度)

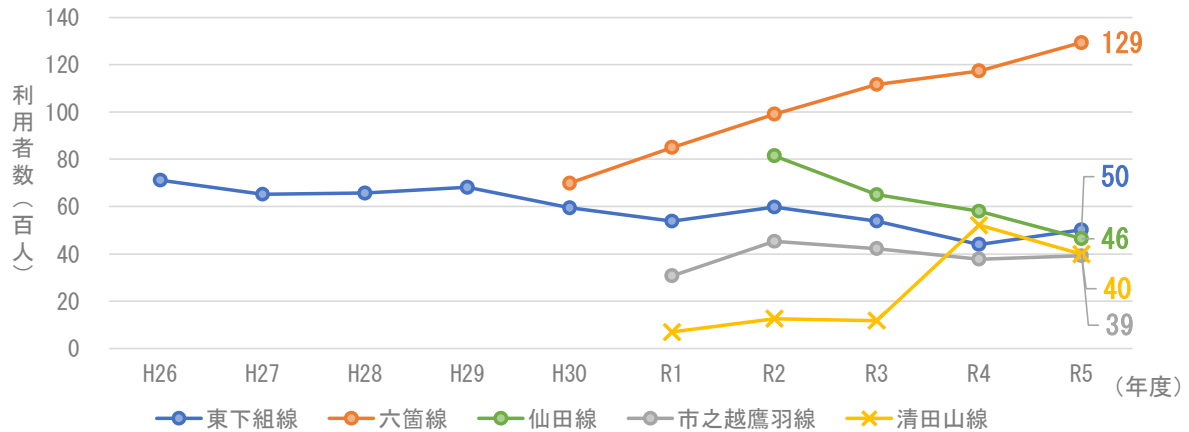
資料：国土数値情報

図 土地利用の変遷 (都市計画区域周辺)

(3) 公共交通

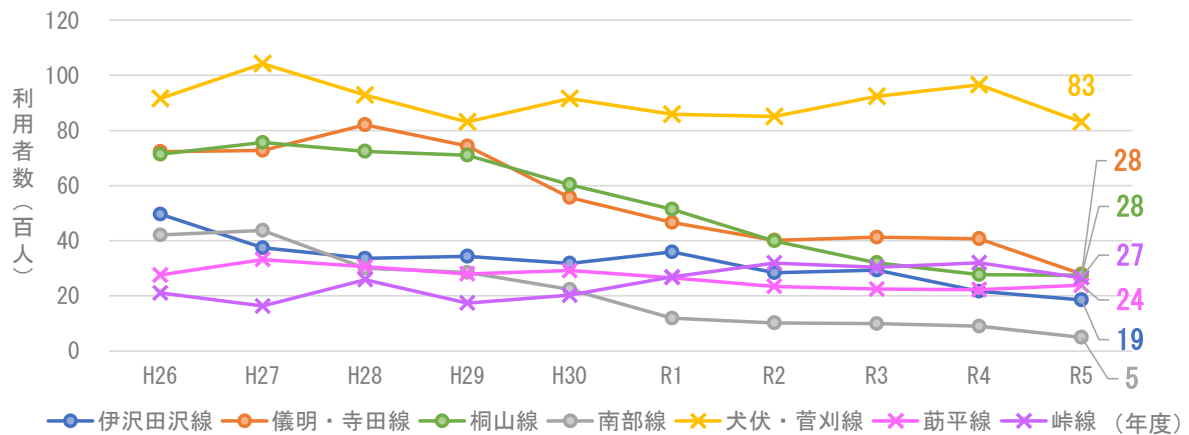
1) 市営バスの利用者数の推移(路線別)

市営バスの利用者数について、十日町地域「六箇線」や中里地域の「清田山線」は増加傾向が見られる一方で、松代地域の「南部線」、松之山地域の「松之山東山線」・「布川線」などでは、利用者が大きく減少しています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

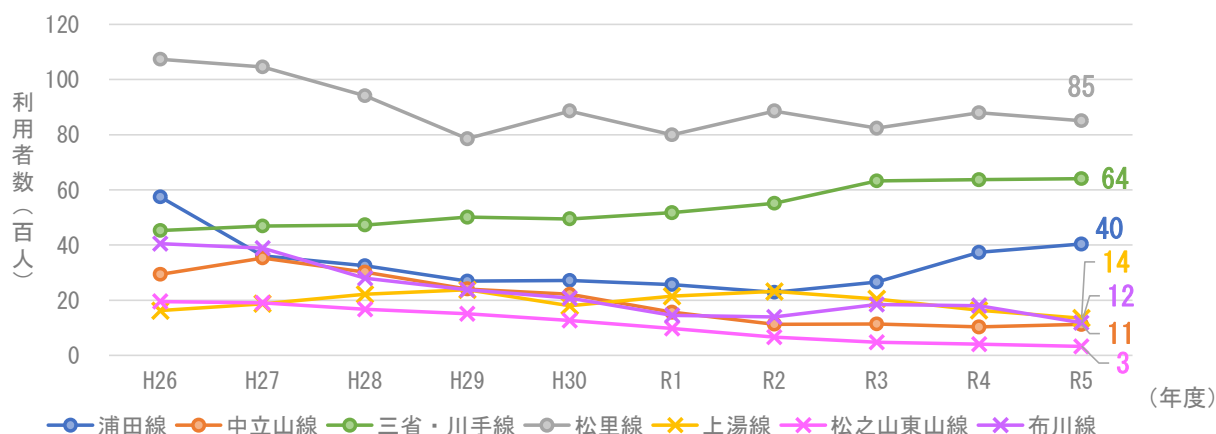
図 市営バス（十日町・川西・中里地域）の利用者数の推移



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 市営バス（松代地域）の利用者数の推移

11. 参考資料

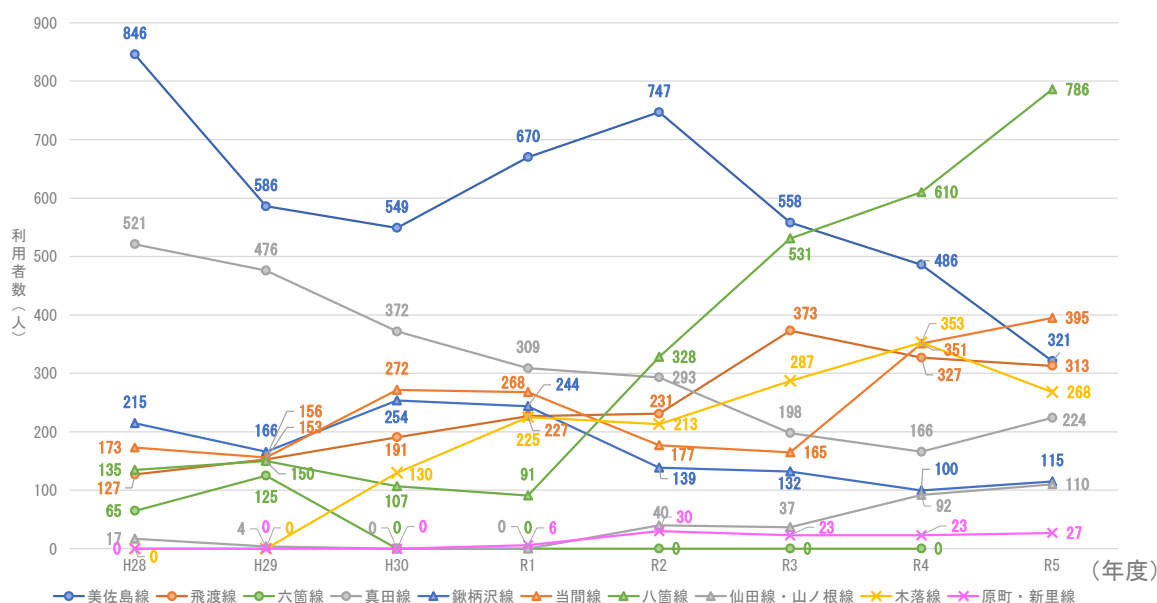


資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 市営バス（松之山地域）の利用者数の推移

2) 予約型乗合タクシーの利用者数の推移（路線別）

予約型乗合タクシーの利用者数は、令和5年度において、令和2年10月から運行区域が拡大した八箇線の利用が最も多く、同路線の利用者数は令和元年度以降大きく増加しています。



※六箇線は、平成30年3月31日で運行廃止、平成30年4月1日から市営バスの運行に切替

※真田線は、平成30年11月1日から鉢第二を対象区域に追加して運行開始

※八箇線は、令和2年10月から運行区域拡大

※仙田線・山ノ根線は、令和2年4月1日から運行区域拡大

※木落線は、平成30年5月8日から運行開始

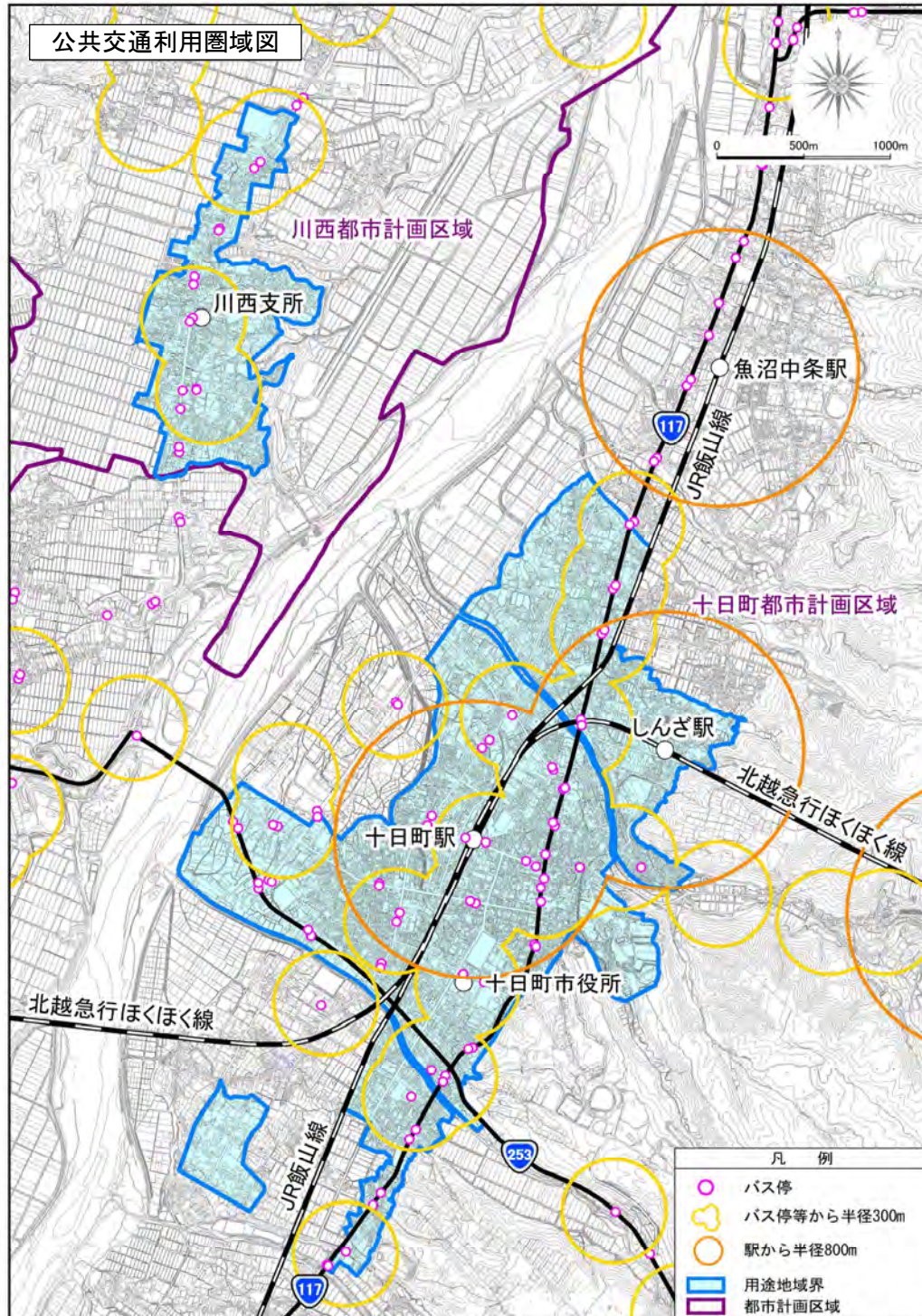
※原町・新里線は、令和元年8月1日から運行開始

資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 予約型乗合タクシーの利用者数の推移

3) 公共交通利用圏域（徒歩圏）

用途地域内であっても、十日町市街地の北部や西部、川西の縁辺部などに公共交通利用圏域外の地区が存在しています。



資料：GIS バス停位置情報に基づき作成
図 公共交通利用圏域（用途地域周辺）

11. 参考資料

4) 通勤・通学動態

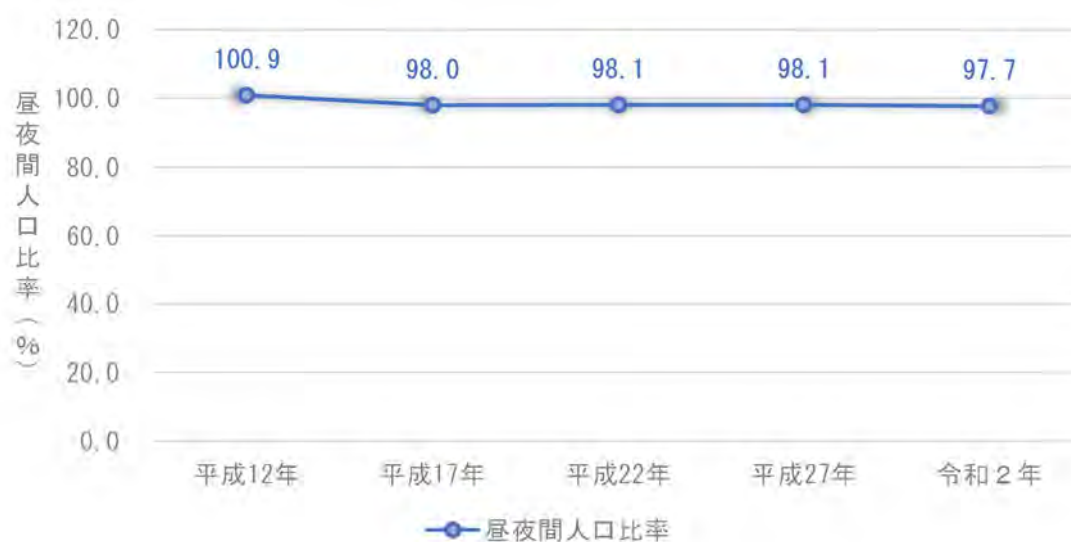
本市の昼夜間人口比率について、平成 17 年以降は 100%を下回っていることから、市外での通勤・通学等がやや多いことがうかがえます。

表 夜間および昼間人口、流入超過人口、昼夜間人口比率の推移

単位：人、%

年 次	常住地人口 (夜間人口)	昼間人口	流入超過 人口	昼夜間 人口比率
平成 12 年	42,997	43,391	394	100.9
平成 17 年	62,034	60,803	-1,231	98.0
平成 22 年	58,911	57,800	-1,111	98.1
平成 27 年	54,917	53,871	-1,046	98.1
令和 2 年	49,820	48,692	-1,128	97.7

資料：国勢調査



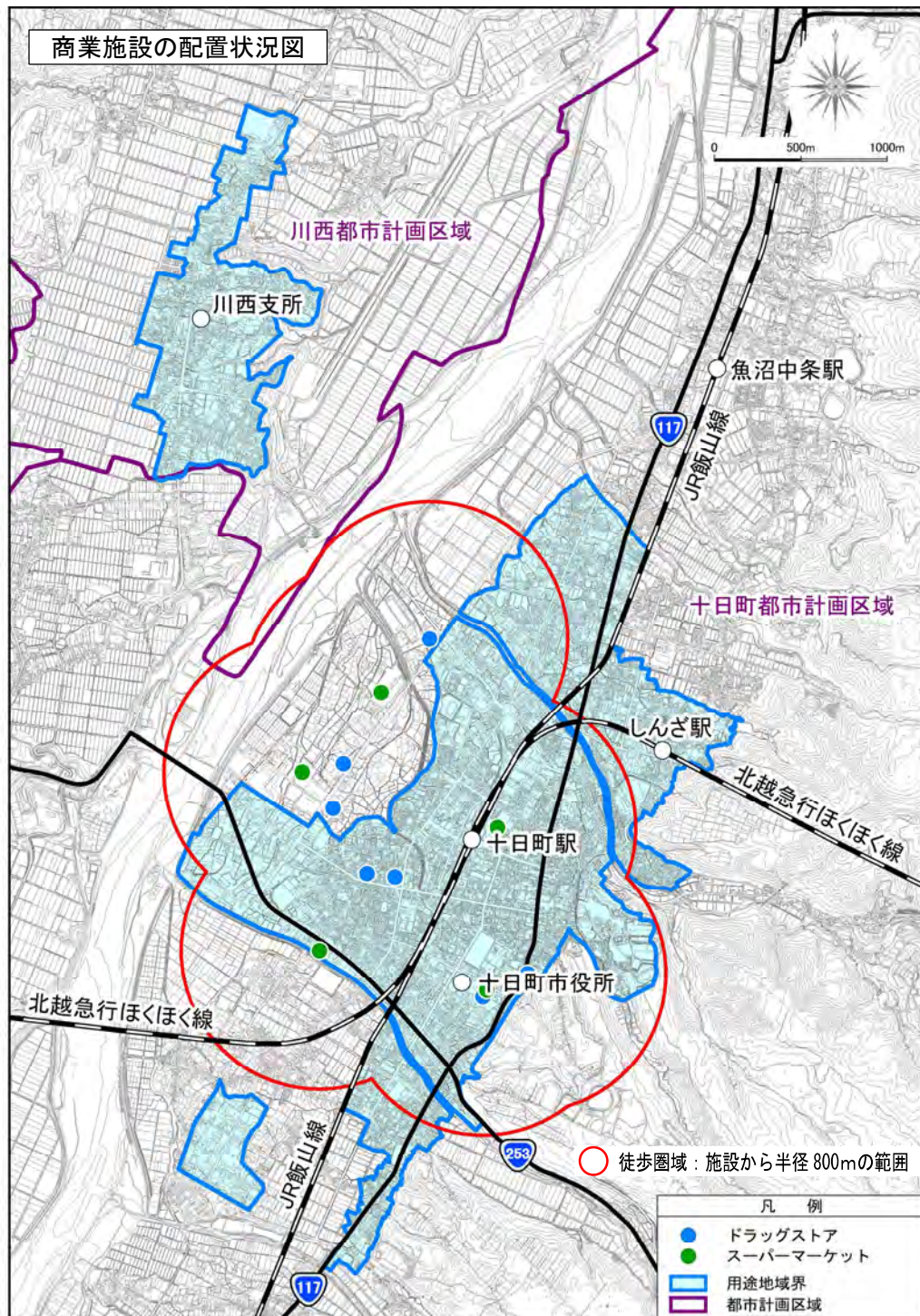
資料：国勢調査

図 昼夜間人口比率の推移

(4) 都市機能

1) 商業施設の配置状況

十日町都市計画区域の用途地域内および周辺には、ドラッグストア、スーパーマーケットなど、様々な商業施設が立地しています。一方、川西の用途地域内には、商業施設の立地は見られません。

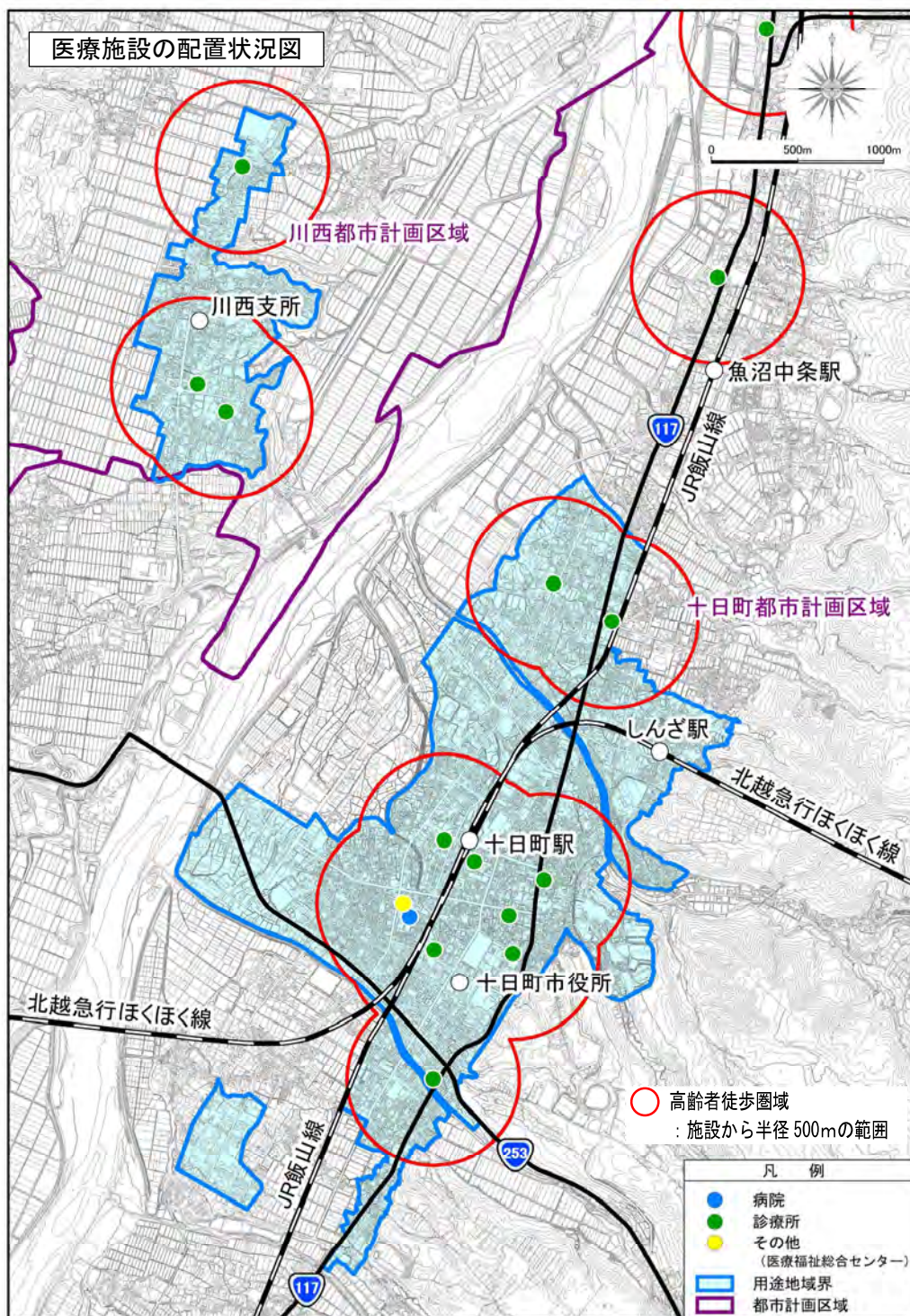


資料：Mapion 電話帳等の情報をもとに作成
図 商業施設の配置状況（用途地域周辺）

11. 参考資料

2) 医療施設の配置状況

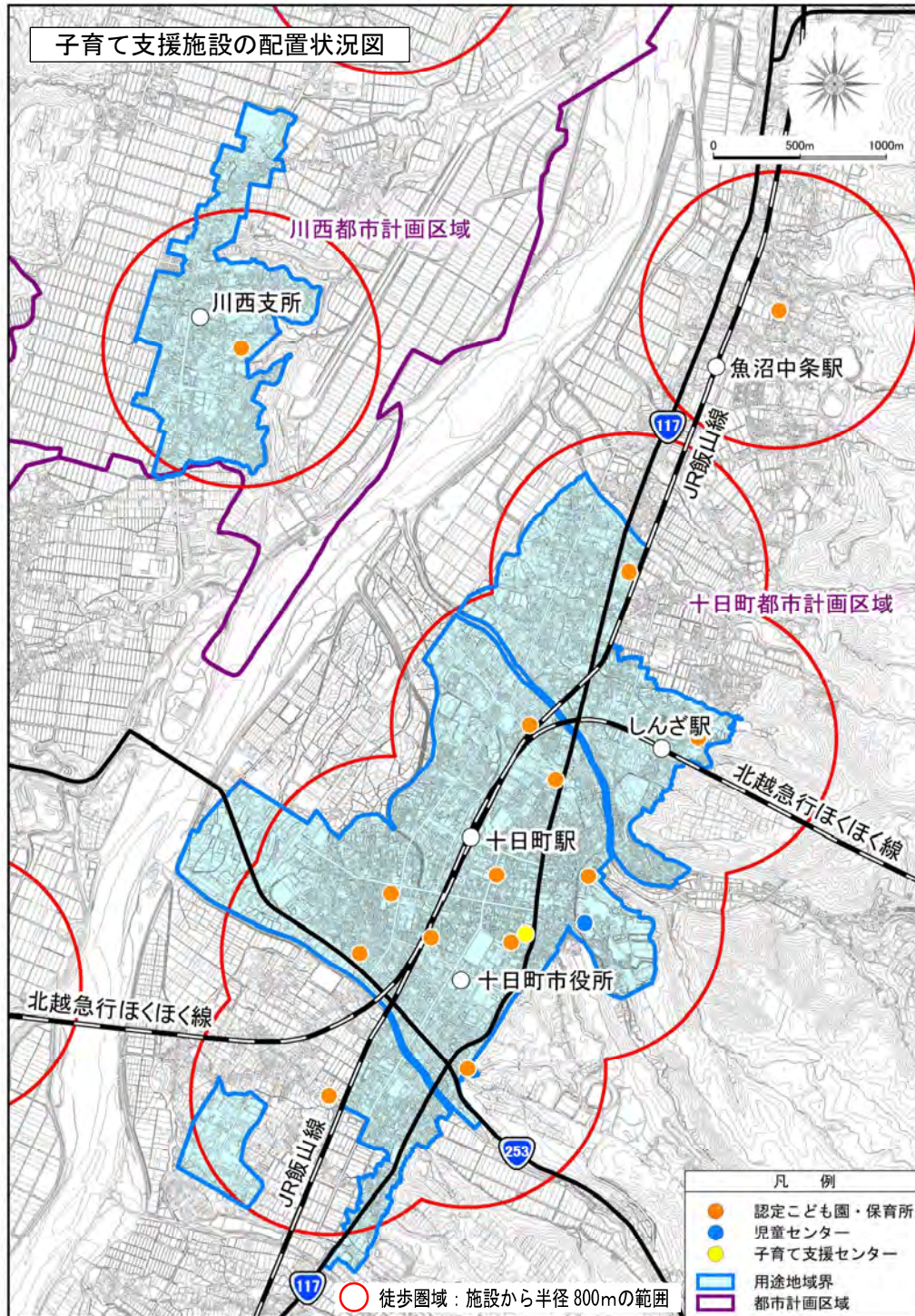
十日町都市計画区域の用途地域内には、病院のほか、その他（医療福祉総合センター）や、複数の診療所が立地しています。また、川西の用途地域内には、複数の診療所が立地しています。



資料：十日町市ホームページ（十日町市内医療機関）に基づき作成
図 医療施設の配置状況（用途地域周辺）

3) 子育て支援施設の配置状況

十日町都市計画区域の用途地域内には、認定こども園・保育所、児童センター、子育て支援センターなど、様々な子育て支援施設が立地しています。また、川西の用途地域内には、認定こども園・保育所が立地しています。

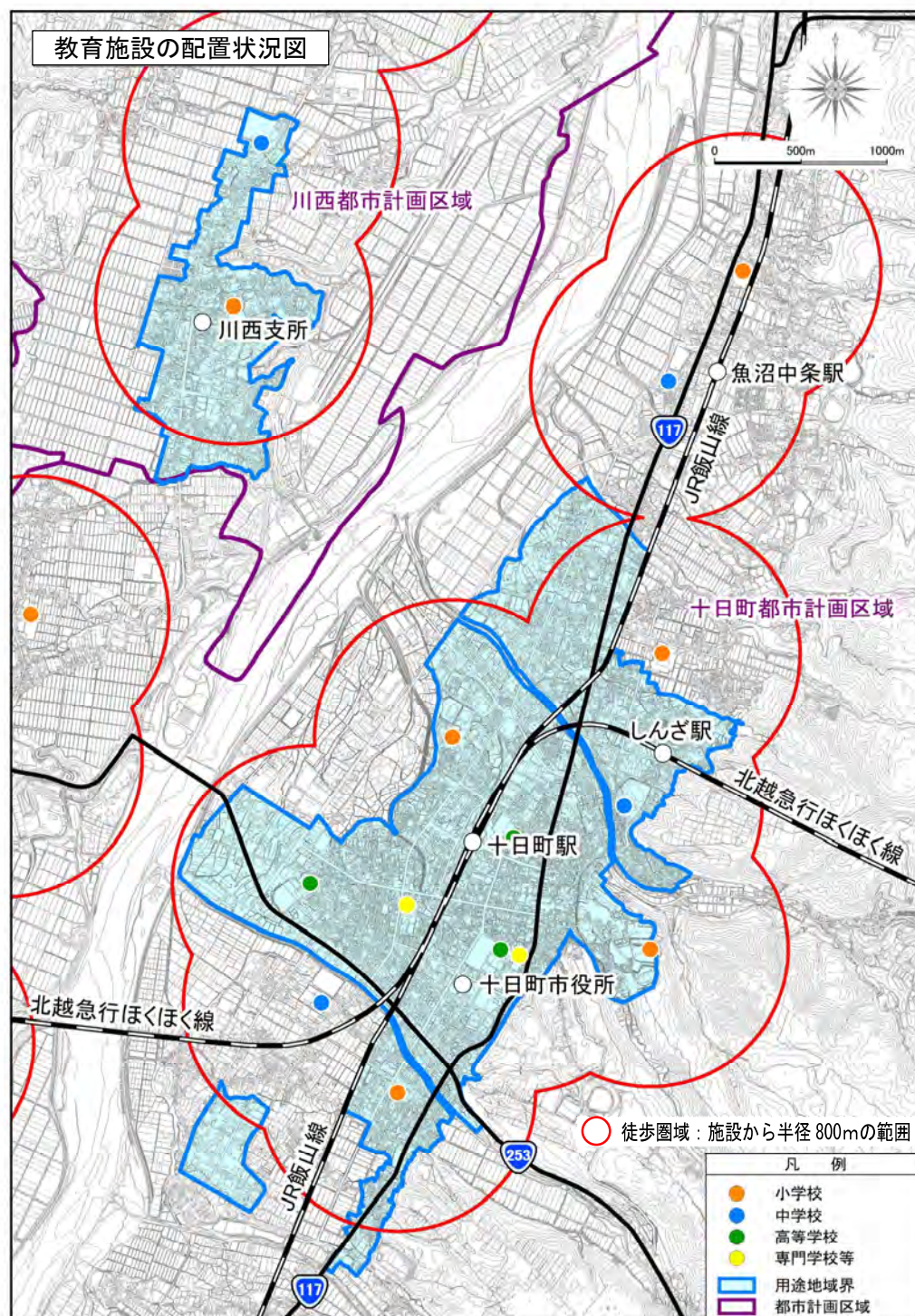


資料：十日町市ホームページ（市内認定こども園・保育園一覧）等に基づき作成
図 子育て支援施設の配置状況（用途地域周辺）

11. 参考資料

4) 教育施設の配置状況

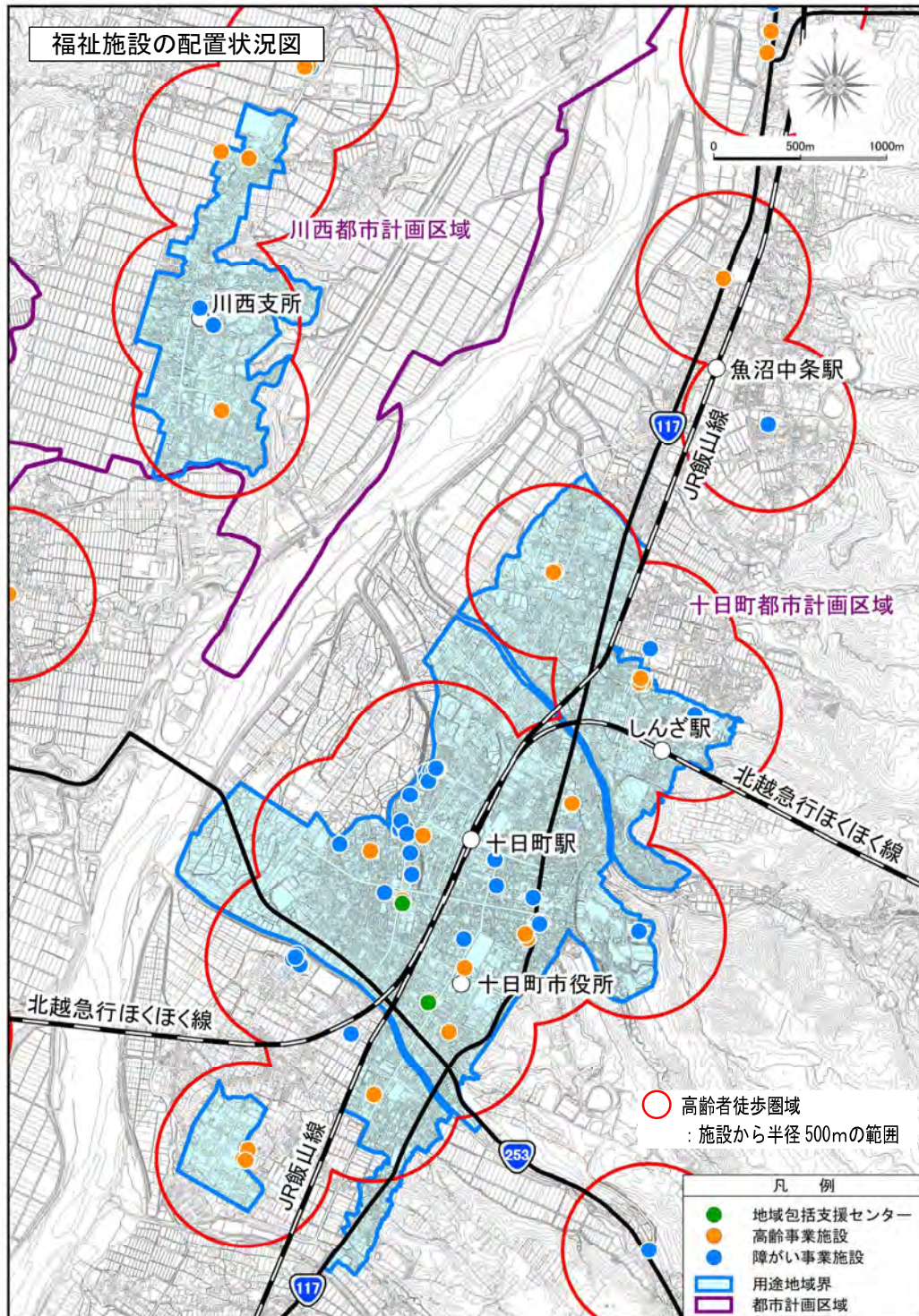
十日町都市計画区域の用途地域内には、小学校、中学校、高等学校、専門学校など、様々な教育施設が立地しています。また、川西の用途地域内には、小学校や中学校が立地しています。



資料：十日町市ホームページ（小学校・中学校・特別支援学校一覧）等に基づき作成
図 教育施設の配置状況（用途地域周辺）

5) 福祉施設の配置状況

十日町都市計画区域の用途地域内には、地域包括支援センター、高齢事業施設、障がい事業施設など、様々な福祉施設が立地しています。また、川西の用途地域内には、高齢事業施設、障がい事業施設が立地しています。

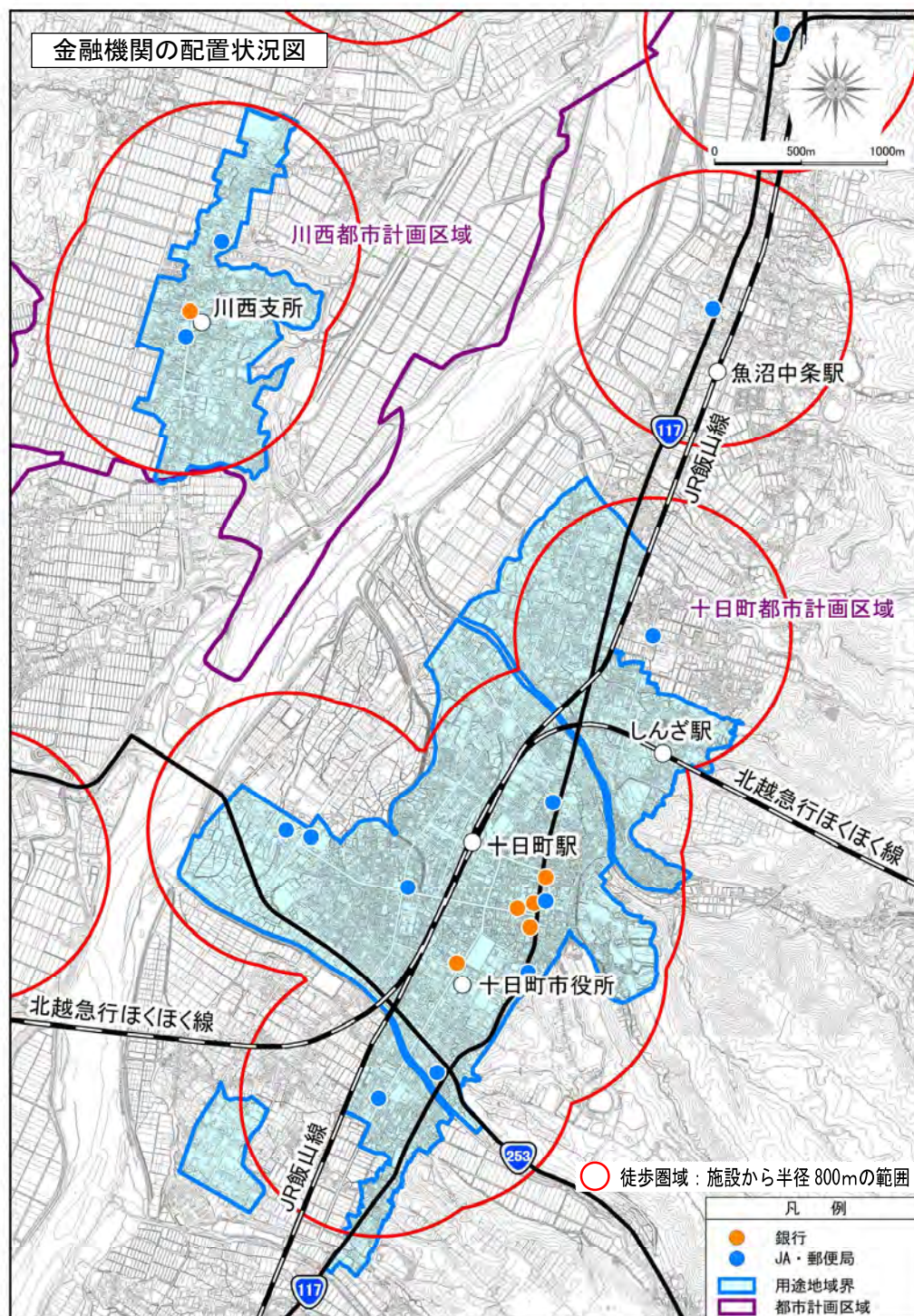


資料：十日町市障がい福祉サービス事業所（令和4年4月福祉課作成）等に基づき作成
図 福祉施設の配置状況（用途地域周辺）

11. 参考資料

6) 金融機関の配置状況

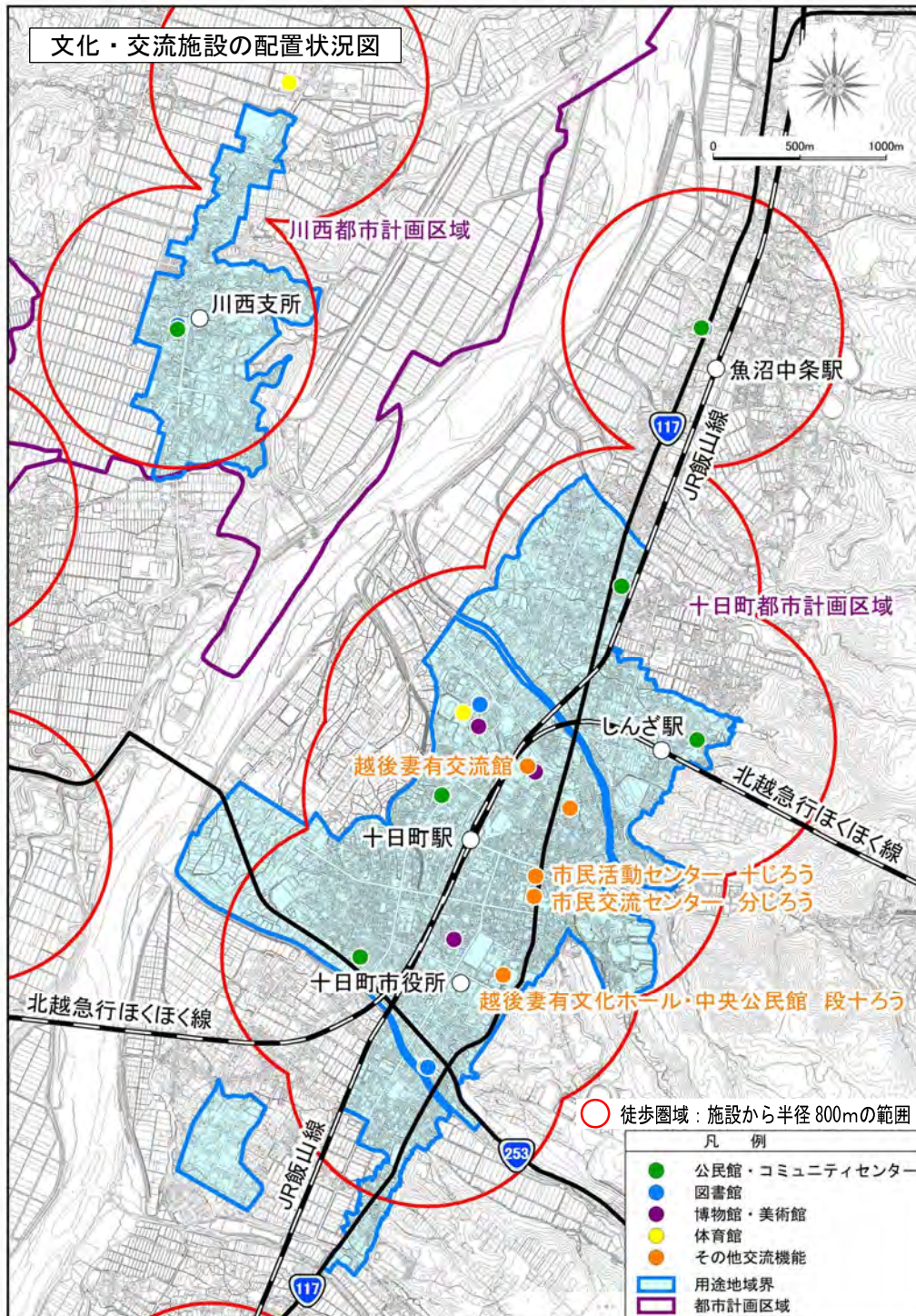
十日町都市計画区域の用途地域内には、数多くの銀行、J A・郵便局が立地しています。また、川西の用途地域内にも、銀行、J A・郵便局が立地しています。



資料：Mapion 電話帳の情報をもとに作成
図 金融機関の配置状況（用途地域周辺）

7) 文化・交流施設の配置状況

十日町都市計画区域の用途地域内には、公民館・コミュニティセンター、図書館、博物館、体育館、その他交流機能など、様々な文化・交流施設が立地しています。また、川西の用途地域内には、公民館・コミュニティセンター、図書館が立地しています。

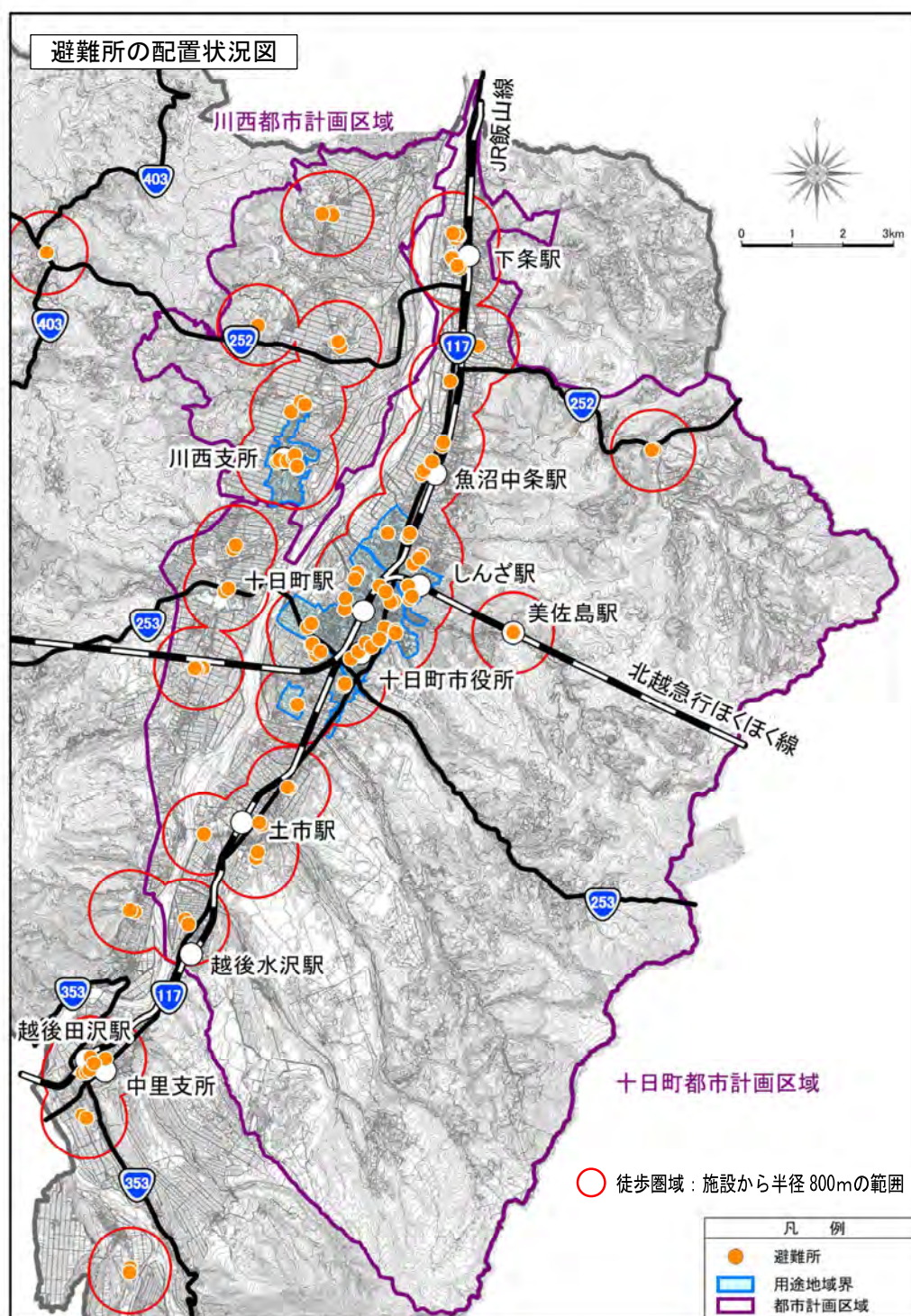


資料：Mapion 電話帳の情報、十日町市観光協会ホームページをもとに作成
図 文化・交流施設の配置状況（用途地域周辺）

11. 参考資料

8) 避難所の配置状況

避難所は、都市計画区域内に分散して立地しています。



資料：十日町市ハザードマップに基づき作成
図 避難所の配置状況（都市計画区域周辺）

(5) 災害

本市の主な災害における被害状況を見ると、「平成 16 年 新潟県中越大震災」のほか、下表に示す家屋や人的な被害を伴った地震、豪雪、豪雨が発生しています。

表 主な災害における被害状況

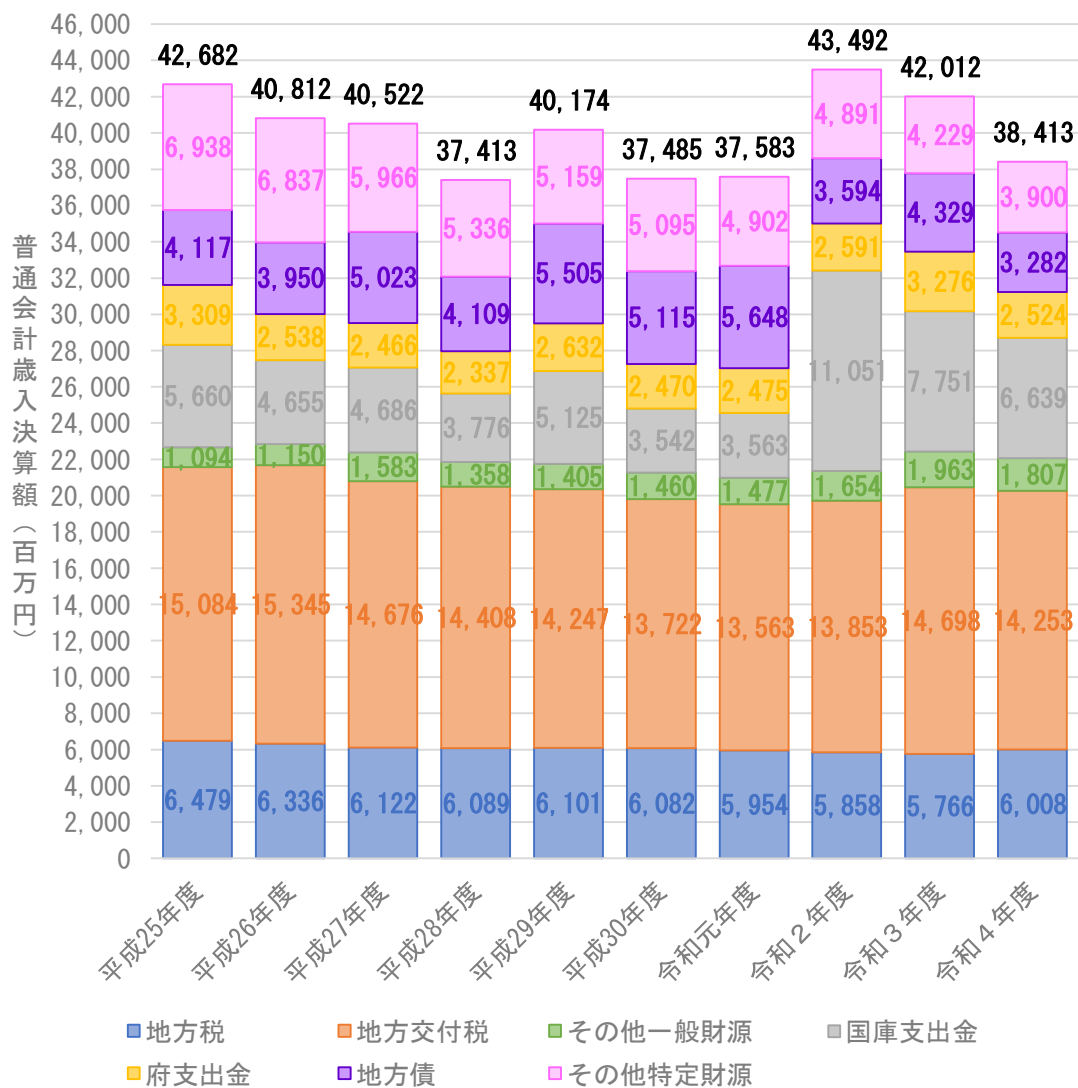
災害名	被害状況	
	家屋（住家）	人的被害
新潟県中越大震災 平成 16 年 10 月 23 日 最大震度 震度 6 強 (M6.8)	全壊 107 棟 大規模半壊 156 棟 半壊 962 棟 一部損壊 13,733 棟	死者 9 人 重傷者 70 人 軽傷者 522 人
平成 18 年豪雪 最大積雪深 485 cm (平成 18 年 2 月 5 日 塩ノ又主観測所)	一部損壊 9 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 8 棟	死者 5 人 重傷者 15 人 軽傷者 26 人
新潟県中越沖地震 平成 19 年 7 月 16 日 最大震度 震度 5 強 (M6.8)	全壊 1 棟 半壊 14 棟 一部損壊 202 棟	軽傷者 8 人
平成 23 年豪雪 最大積雪深 405 cm (平成 23 年 1 月 31 日 枯木又補助観測所)	半壊 1 棟 一部損壊 6 棟 床下浸水 6 棟	死者 2 人 重傷者 26 人 軽傷者 13 人
長野県北部地震 平成 23 年 3 月 12 日 最大震度 震度 6 弱 (M6.7)	全壊 31 棟 半壊 193 棟 一部破損 1,100 棟	軽傷者 9 人
平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨 平成 23 年 7 月 27 日～7 月 30 日 市内最大雨量 565 mm 1 時間当たり最大雨量 121 mm	全壊 9 棟 大規模半壊 4 棟 半壊 37 棟 一部損壊 363 棟 床上浸水（家屋のみ）120 棟 床下浸水（非家屋床上・下含む）720 棟 避難勧告 153 世帯 443 人	死者 1 人 行方不明者 1 人 軽傷者 3 人
平成 24 年豪雪 最大積雪深 417 cm (平成 24 年 2 月 11 日 松之山主観測所)	一部損壊 5 棟 床下浸水 1 棟	死者 4 人 重傷者 5 人 軽傷者 31 人
平成 25 年豪雪 最大積雪深 400 cm (平成 25 年 2 月 25 日 枯木又補助観測所、 平成 25 年 2 月 26 日 塩ノ又補助観測所)	半壊 1 棟	死者 1 人 重傷者 8 人 軽傷者 17 人
平成 27 年豪雪 最大積雪深 440 cm (平成 27 年 2 月 15 日 塩ノ又補助観測所)	—	死者 3 人 重傷者 24 人 軽傷者 11 人
平成 30 年豪雪 最大積雪深 335 cm (平成 30 年 2 月 19 日 枯木又補助観測所)	—	死者 4 人 重傷者 7 人 軽傷者 91 人
令和 3 年豪雪 最大積雪深 374 cm (令和 3 年 2 月 19 日 塩ノ又補助観測所)	一部損壊 25 棟 床上浸水 2 棟 床下浸水 2 棟	死者 1 人 重傷者 10 人 軽傷者 29 人

資料：十日町市地域防災計画、十日町市建設課（積雪深）

11. 参考資料

(6) 財政

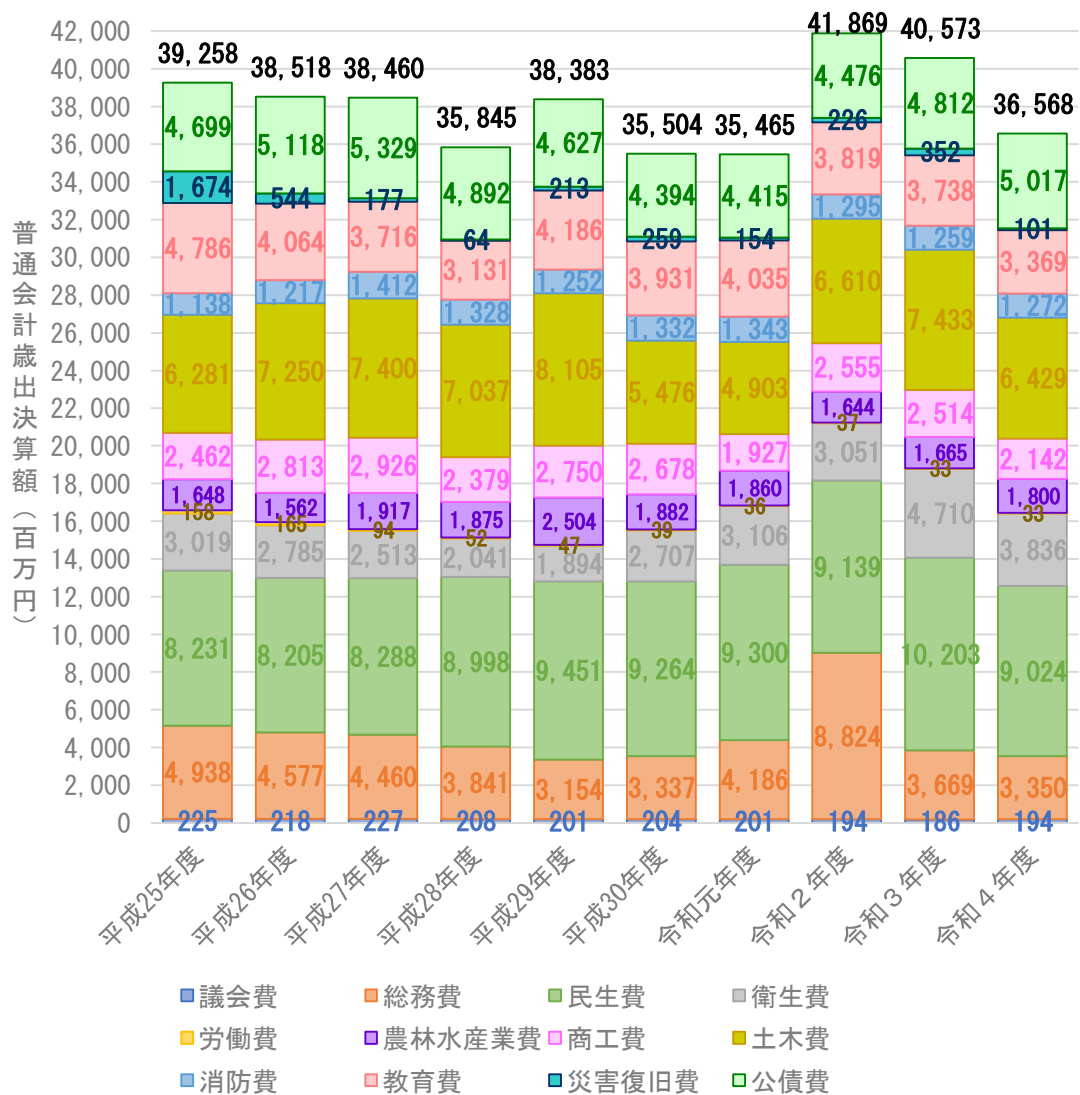
歳入・歳出決算額の推移について、普通会計歳入決算額の内訳を見ると、地方交付税が最も多く、13,500 百万円～15,400 百万円の間で推移しており、次いで地方税が高く（令和元年度まで）、5,700 百万円～6,500 百万円の間で推移しています。令和2年度から令和4年度は、地方交付税に次いで国庫支出金が高くなっています。



資料：総務省「地方財政状況調査関係資料・決算カード」

図 普通会計歳入決算額の内訳

また、普通会計歳出決算額の内訳を見ると、民生費が最も高く、8,200 百万円～10,300 百万円の間で推移しており、次いで土木費が高く（令和2年度を除く）、4,900 百万円～8,200 百万円の間で推移しています。令和2年度は、民生費に次いで総務費が高くなっています。



資料：総務省「地方財政状況調査関係資料・決算カード」

図 普通会計歳出決算額の内訳

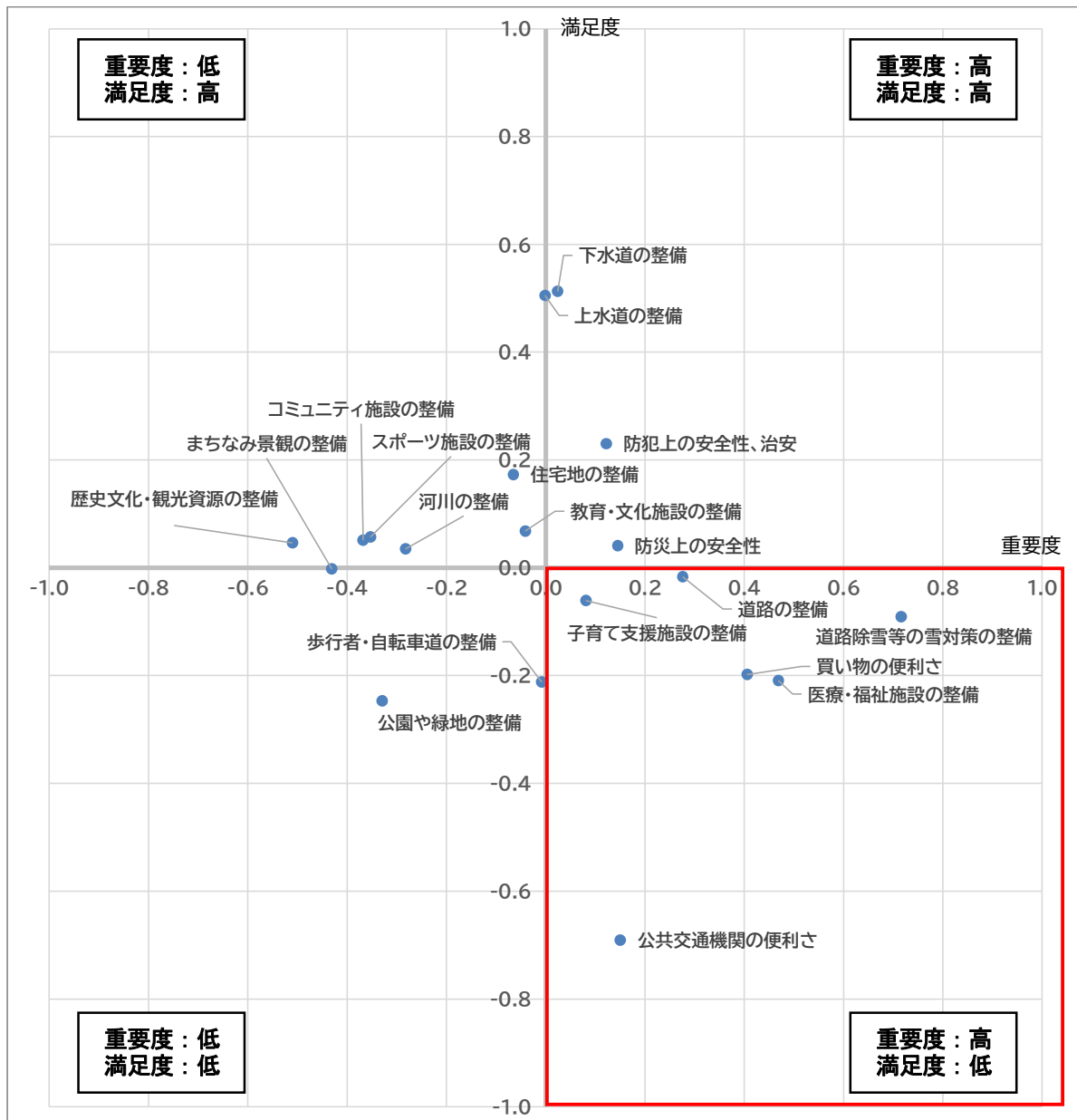
11. 参考資料

(7) 十日町市のまちづくりに関する市民アンケート調査の結果概要

1) お住まいの地域の生活環境についてどのように感じているか

■クロス集計 問2（満足度）×（重要度）

生活環境の満足度と重要度のクロス集計では、優先的に改善すべき項目（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」（満足度：-0.691、重要度：0.150、以下同様）、「医療・福祉施設の整備」（-0.209、0.469）、「買い物の便利さ」（-0.198、0.406）、「道路除雪等の雪対策の整備」（-0.091、0.716）、「子育て支援施設の整備」（-0.061、0.081）、「道路の整備」（-0.017、0.276）が該当しています。



※満足・重要：+2、やや満足・やや重要：+1、普通：0、やや不満・あまり重要でない：-1、不満・重要でない：-2として全体および各項目の平均値を算出し、その平均値の差分をプロットしたもの

図. 生活環境の満足度・重要度について（クロス）

2) お住まいの地域の生活環境についてどのように感じているか（道路除雪等の雪対策の整備）について

生活環境の満足度（満足とやや満足の合計）は、「下水道の整備」（36.8%）、「上水道の整備」（36.2%）、「道路除雪等の雪対策の整備」（30.5%）が高くなっています。

一方、不満度（不満とやや不満の合計）は、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」（59.9%）、「買い物の便利さ」（44.3%）、「道路除雪等の雪対策の整備」（39.5%）が高くなっています。

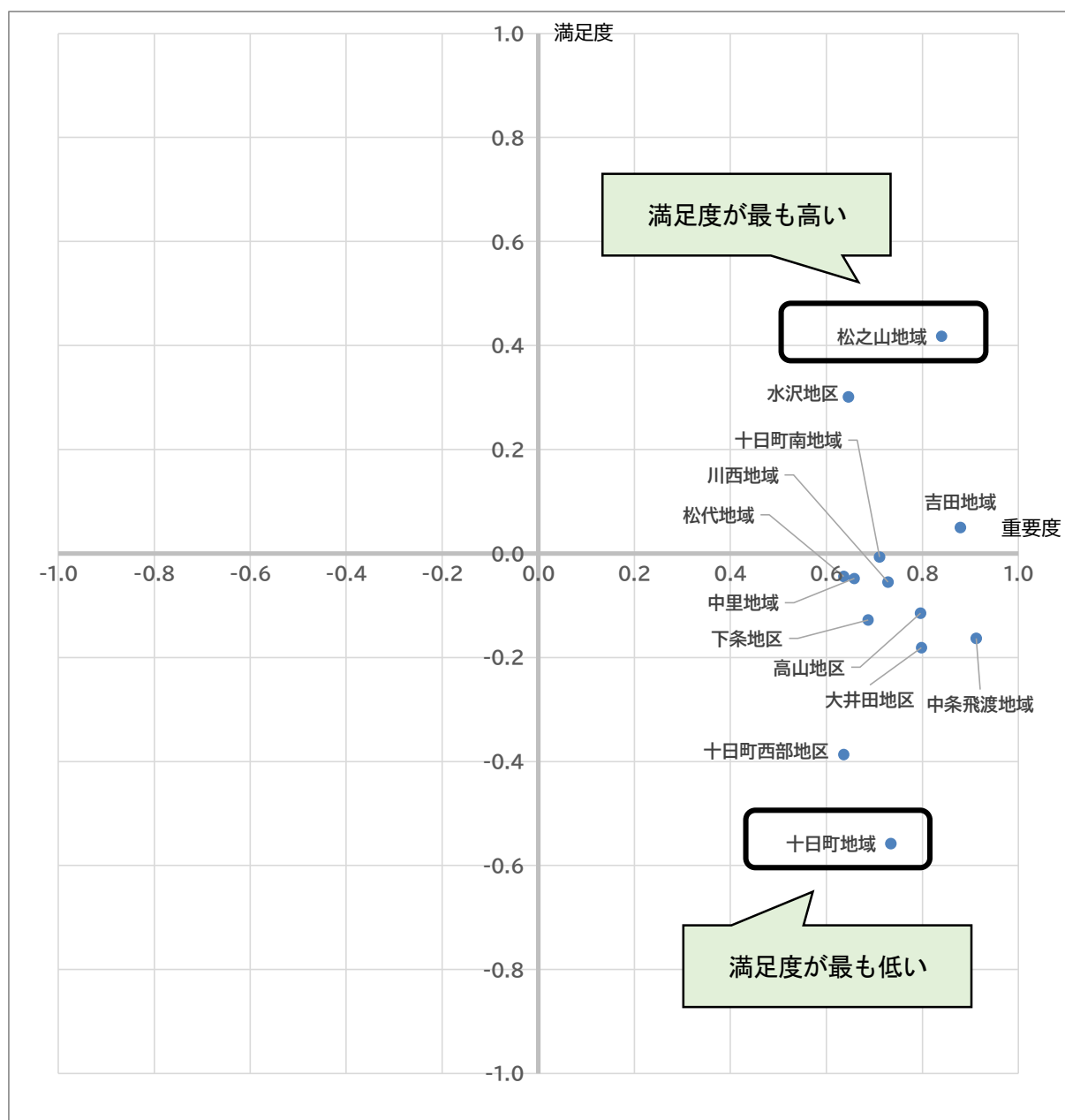


「道路除雪等の雪対策の整備」に関する満足度・不満足度がともに高い。地域別にみると松之山地域の満足度が最も高く、十日町地域の満足度が最も低い。中心市街地の雪対策の強化に向けた検討が必要。

図. 生活環境の満足度について

11. 参考資料

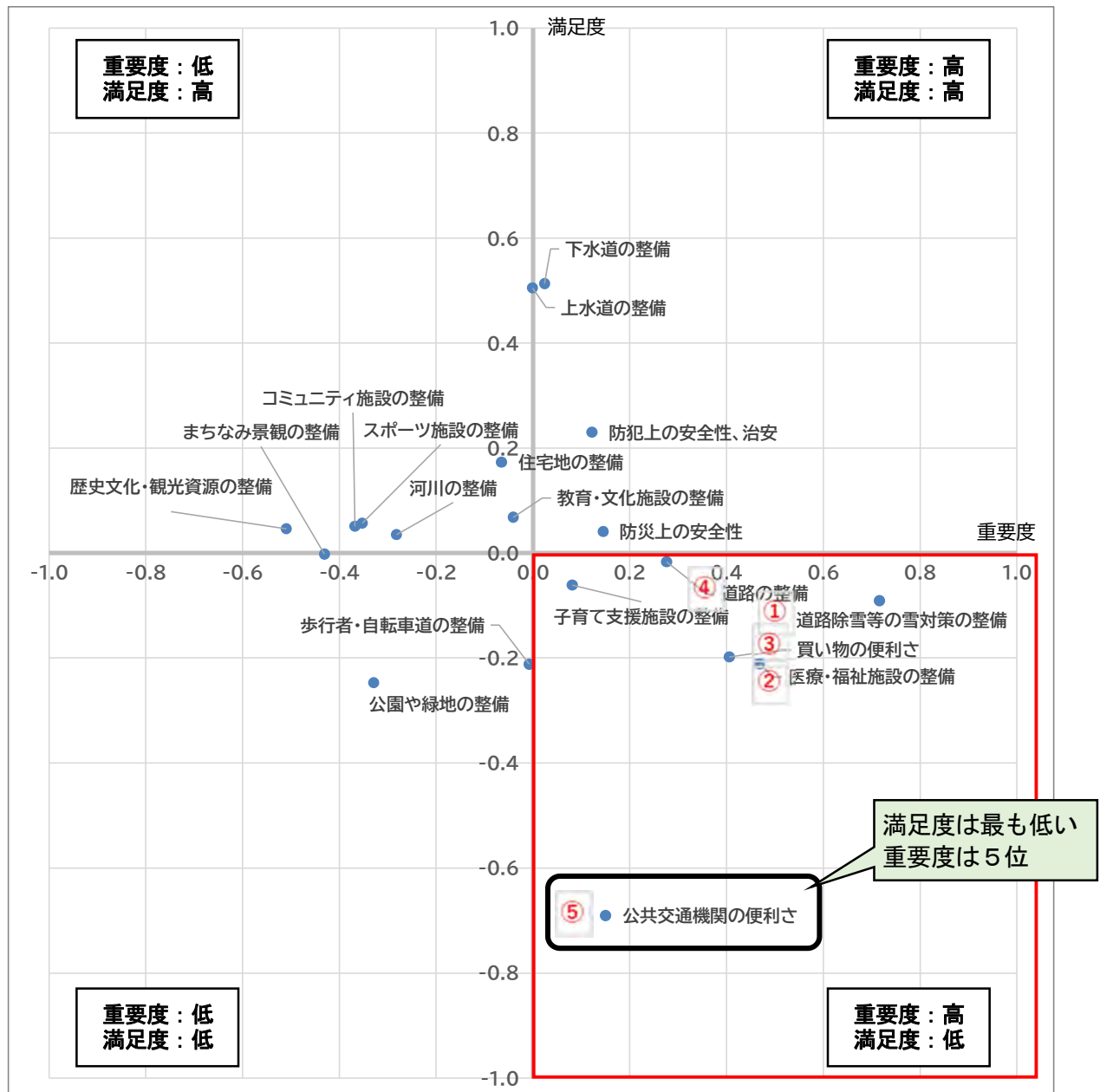
3) お住まいの地域の生活環境についてどのように感じているか（道路除雪等の雪対策の整備）地区別の満足度・重要度について



4) お住まいの地域の生活環境についてどのように感じているか』(公共交通機関の便利さ)について

■クロス集計 問2 生活環境の満足度について(満足度) × (重要度)

生活環境の満足度と重要度のクロス集計では、優先的に改善すべき項目(満足度が低く、重要度が高い)として、「公共交通機関の便利さ」(満足度: -0.691、重要度: 0.150、以下同様)、「医療・福祉施設の整備」(-0.209、0.469)、「買い物の便利さ」(-0.198、0.406)、「道路除雪等の雪対策の整備」(-0.091、0.716)、「子育て支援施設の整備」(-0.061、0.081)、「道路の整備」(-0.017、0.276)が該当しています。



※満足・重要: +2、やや満足・やや重要: +1、普通: 0、やや不満・あまり重要でない: -1、不満・重要でない: -2として全体および各項目の平均値を算出し、その平均値の差分をプロットしたもの

図. 生活環境の満足度・重要度について(クロス)

11. 参考資料

5) 将来の十日町市について、どのようなまちになって欲しいか

■クロス集計 問4 将来の十日町市について×年齢

年齢	・20代以外では、「医療・福祉環境が充実したまち」が5割を超え、特に60代、70歳以上では7割を超えている。 ・20代、30代では、「子育て環境が充実したまち」が5割を超えている。
----	---

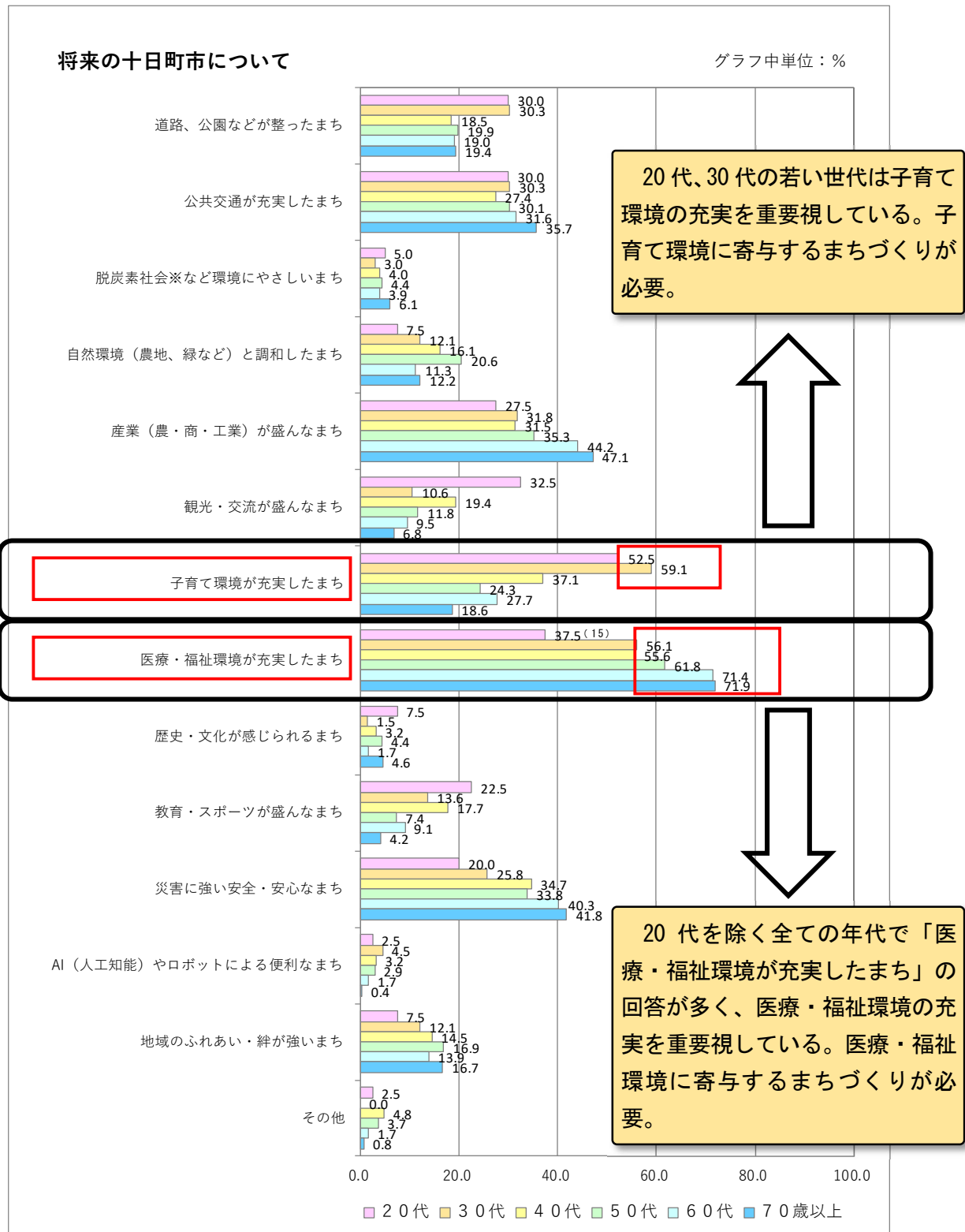


図. 将来の十日町市について（クロス）

6) 商業の活性化についてどのような取組が重要か

商業地については、「空き地・空き店舗の活用」が 44.7%と最も高く、次いで「既存商店街への活性化支援」が 36.8%、「大型商業施設の誘致」、「起業者への財政的な支援」がともに 23.8%となっています。

「空き地・空き店舗の活用」や「既存商店街への活性化支援」の回答が多く、郊外型・ロードサイド型の大規模な商業機能の充実よりも、既存商業地の活性化に対する取組が求められている。

表. 商業地について

No	回答の内容	回答数	回答率
1	既存商店街への活性化支援	319	36.8%
2	新たな商業地の整備	150	17.3%
3	大型商業施設の誘致	206	23.8%
4	コンビニやスーパー、飲食店の立地誘導	175	20.2%
5	起業者への財政的な支援	206	23.8%
6	空き地・空き店舗の活用	387	44.7%
7	現状のままでよい	51	5.9%
8	その他	18	2.1%
	無回答	24	2.8%

※回答率（%）は、回答者数の合計 866 人を分母とし算出。

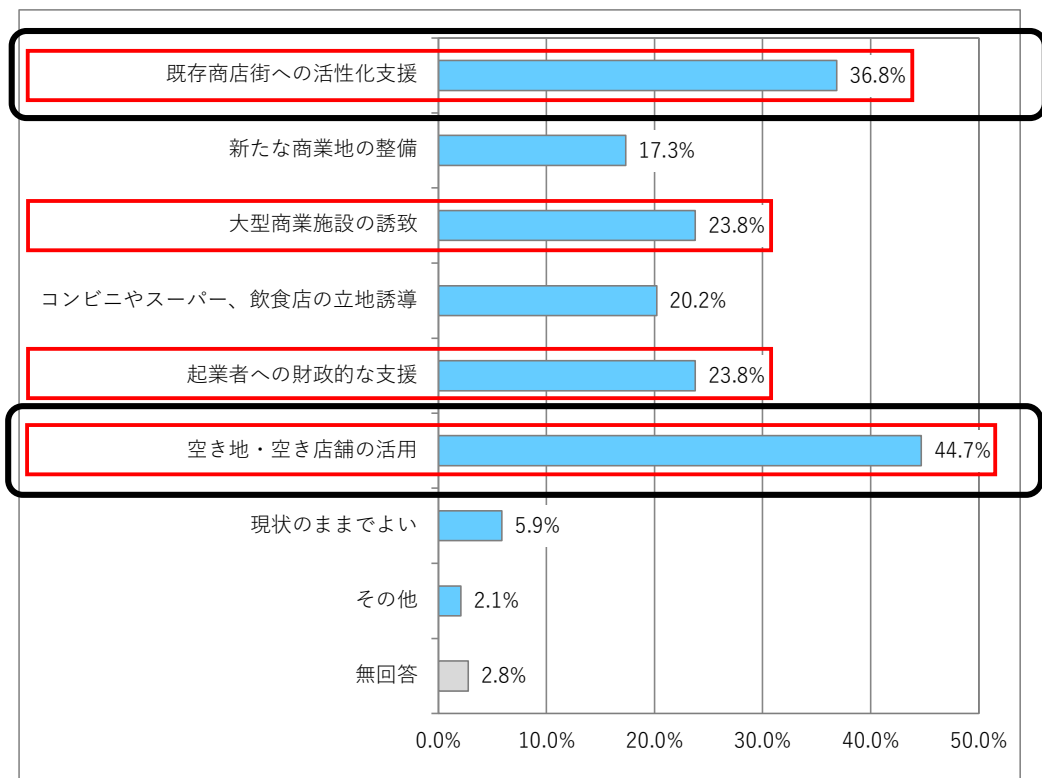


図. 商業地について

11. 参考資料

7) コンパクトなまちづくりを推進していくためには、どのような取組が重要か

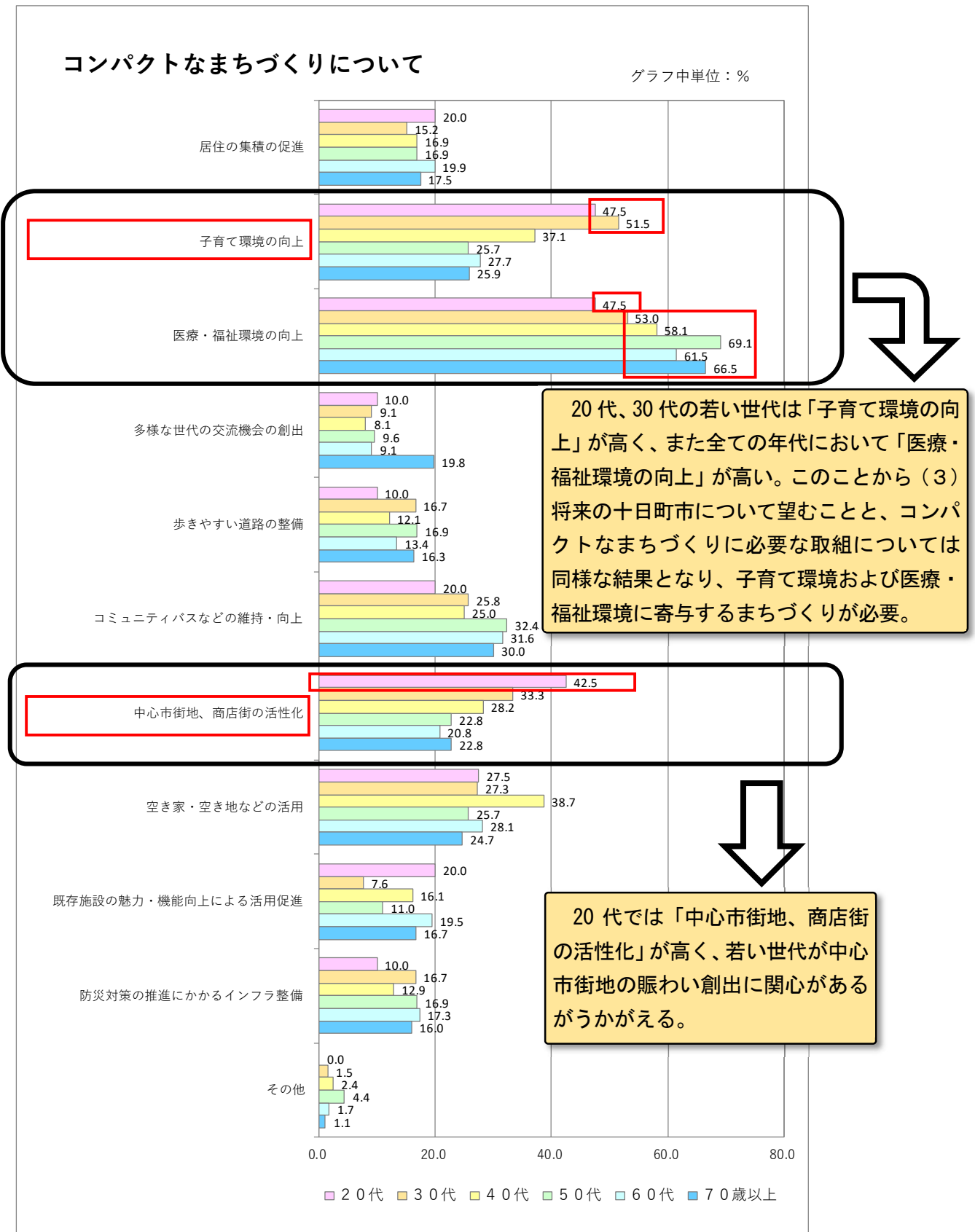


図. コンパクトなまちづくりについて（クロス・年齢）

8) 中心市街地の賑わいについて、どのように感じているか

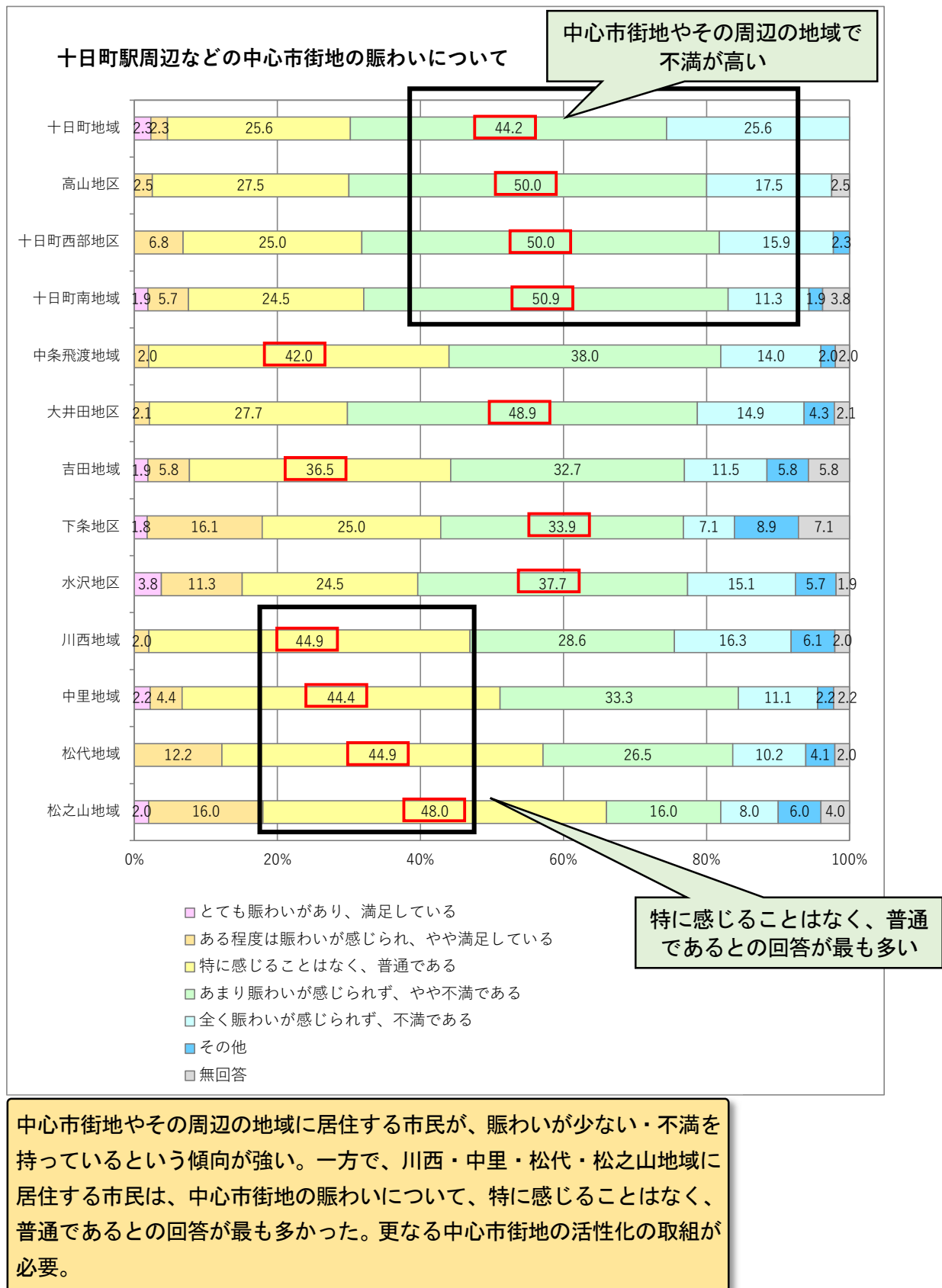


図. 十日町駅周辺などの中心市街地の賑わいについて（クロス・居住地区）

11. 参考資料

9) 現在の場所で住み続けたい理由について

表. 現在の場所で住み続けたい理由について（クロス・居住地区）

単位: %	n	やすいから	行政サービスや公共施設が利用し	通勤・通学や買い物が便利だから	子育てや教育環境が良いから	保健・医療・福祉の環境が整っているから	文化・スポーツの環境が整っているから	市内に働ける場所があるから	生活環境や下水道が整備されており、	防災機能が充実しており、安全に
合計	492	8.5	18.9	4.9	7.3	1.2	13.2	14.2	2.0	-
居住地区（地域自治組織）	十日町地域	21	19.0	38.1	4.8	-	-	9.5	9.5	-
	高山地区	32	15.6	53.1	3.1	21.9	-	6.3	28.1	6.3
	十日町西部地区	27	3.7	48.1	14.8	22.2	11.1	11.1	22.2	-
	十日町南地域	30	20.0	40.0	3.3	3.3	-	23.3	30.0	-
	中条飛渡地域	24	-	-	4.2	-	-	4.2	8.3	-
	大井田地区	30	-	20.0	3.3	6.7	-	26.7	23.3	3.3
	吉田地域	26	-	7.7	11.5	3.8	-	7.7	7.7	-
	下条地区	32	3.1	-	-	6.3	-	9.4	18.8	-
	水沢地区	32	3.1	9.4	6.3	3.1	-	9.4	18.8	-
	川西地域	22	4.5	13.6	-	-	4.5	22.7	4.5	-
	中里地域	21	-	9.5	9.5	-	9.5	23.8	4.8	4.8
	松代地域	27	7.4	11.1	3.7	14.8	-	11.1	14.8	3.7
	松之山地域	28	3.6	10.7	3.6	-	-	17.9	7.1	3.6

単位：％		n	除雪・雪対策が充実しているから	自然が豊富でまちなみの景観が良いから	公共交通（バス、鉄道）が便利だから	親戚・知人など昔から知っているから	家や土地、農地を持っているから	特に理由はない	その他
	合計	492	11.4	13.4	3.9	39.0	65.4	11.8	6.1
居住地区（地域自治組織）	十日町地域	21	19.0	4.8	-	42.9	38.1	19.0	4.8
	高山地区	32	15.6	3.1	-	21.9	50.0	3.1	3.1
	十日町西部地区	27	14.8	7.4	18.5	25.9	44.4	-	3.7
	十日町南地域	30	10.0	13.3	3.3	33.3	46.7	10.0	-
	中条飛渡地域	24	12.5	16.7	-	33.3	79.2	20.8	4.2
	大井田地区	30	13.3	10.0	3.3	43.3	70.0	6.7	3.3
	吉田地域	26	3.8	42.3	-	34.6	92.3	7.7	19.2
	下条地区	32	9.4	12.5	6.3	43.8	78.1	9.4	9.4
	水沢地区	32	3.1	25.0	-	43.8	81.3	9.4	12.5
	川西地域	22	9.1	22.7	-	31.8	72.7	18.2	13.6
	中里地域	21	4.8	4.8	-	57.1	81.0	9.5	4.8
	松代地域	27	18.5	18.5	3.7	55.6	59.3	7.4	7.4
松之山地域	28	17.9	25.0	3.6	25.0	64.3	28.6	3.6	

高山地区等のまちなかでは“通勤・通学・買い物が便利だから”、その他の地域では、“家・土地・農地を持っているから”との回答が多かった。今後これらの傾向を参考に各計画の検討が必要。

10) 十日町周辺にどのような機能が集積していると賑わい創出・生活利便性の向上につながるか

表. 十日町駅周辺などの中心市街地の都市機能について（クロス・居住地区）

単位：%		n	（スーパー等） 食料品・日用品店 ドラッグストア	コンビニエンスストア	大型ショッピングセンター・デパート	電気製品・家具や趣味用品等の専門店	飲食店	総合病院	診療所（クリニック）	保健センター	認定こども園	市役所	公民館等集会施設
居住地区（地域自治組織）	合計	866	28.1	7.6	33.3	7.6	22.3	14.5	17.1	0.9	4.3	7.6	2.8
	十日町地域	43	32.6	9.3	27.0	4.7	14.0	14.0	25.6	2.3	4.7	2.3	2.3
	高山地区	40	20.0	7.5	32.5	10.0	40.0	10.0	15.0	2.5	2.5	10.0	-
	十日町西部地区	44	36.4	15.9	29.5	11.4	25.0	13.6	15.9	-	6.8	11.4	2.3
	十日町南地域	53	32.1	3.8	45.3	11.3	30.2	22.6	13.2	-	1.9	7.5	-
	中条飛渡地域	50	22.0	6.0	46.0	6.0	18.0	26.0	12.0	-	-	12.0	2.0
	大井田地区	47	36.2	14.9	40.4	2.1	25.5	21.2	10.0	-	-	-	-
	吉田地域	52	19.2	9.6	34.6	15.4	23.1	21.2	10.0	-	-	-	-
	下条地区	56	26.8	3.6	37.5	7.1	23.2	23.2	10.0	-	-	-	-
	水沢地区	53	30.2	1.9	45.3	7.5	32.1	5.7	14.3	-	-	-	-
	川西地域	49	22.4	12.2	42.9	10.2	25.3	10.2	14.3	-	-	-	-
	中里地域	45	22.2	6.7	24.4	2.2	26.7	15.6	28.9	-	8.9	4.4	4.4
	松代地域	49	24.5	2.0	36.7	4.1	18.4	26.5	22.4	-	6.1	12.2	6.1
松之山地域	50	30.0	4.0	28.0	10.0	24.0	30.0	20.0	6.0	4.0	2.0	4.0	

中心市街地に居住する住民は日常的に利用する施設を求める傾向が強い

中心市街地以外に居住する住民は大型ショッピングセンター・デパートを求める傾向が強い

単位：%	n	交流施設	図書館	文化ホール	スポーツ運動場等（体育館）	高齢者福祉施設	銀行・郵便局等	公園・広場等	育小・施設・中学校等の義務教	等高校、専門機関、学校、大学	その他
居住地区（地域自治組織）											
十日町地域	43	11.6	7.0	4.7	16.3	11.6	7.0	18.6	7.0	20.9	9.3
高山地区	40	10.0	5.0	2.5	2.5	10.0	12.5	25.0	2.5	17.5	7.5
十日町西部地区	44	18.2	6.8	-	-	4.5	13.6	9.1	4.5	11.4	4.5
十日町南地域	53	13.2	7.5	1.9	1.9	5.7	9.4	18.9	3.8	15.1	5.7
中条飛渡地域	50	10.0	4.0	4.0	4.0	2.0	10.0	12.0	2.0	26.0	10.0
大井田地区	47	2.1	4.3	10.6	6.4	10.6	17.0	19.1	4.3	14.9	6.4
吉田地域	52	3.8	3.8	3.8	1.9	3.8	15.4	13.5	1.9	17.3	7.7
下条地区	56	7.1	3.6	5.4	7.1	3.6	8.9	26.8	7.1	23.2	8.9
水沢地区	53	17.0	3.8	15.1	5.7	5.7	9.4	13.2	5.7	15.1	17.0
川西地域	49	12.2	4.1	6.1	4.1	12.2	18.4	6.1	10.2	20.4	6.1
中里地域	45	11.1	4.4	6.7	8.9	6.7	11.1	8.9	11.1	15.6	6.7
松代地域	49	12.2	2.0	2.0	-	4.1	10.2	14.3	6.1	14.3	14.3
松之山地域	50	8.0	-	2.0	4.0	4.0	8.0	-	2.0	4.0	8.0

中心市街地の機能については、中心市街地以外に居住する住民は、大型ショッピングセンター・デパートを求める傾向が強い。一方、中心市街地に実際に居住する住民は、日用品や飲食店といった、日常的に利用する施設を求める傾向が強い。

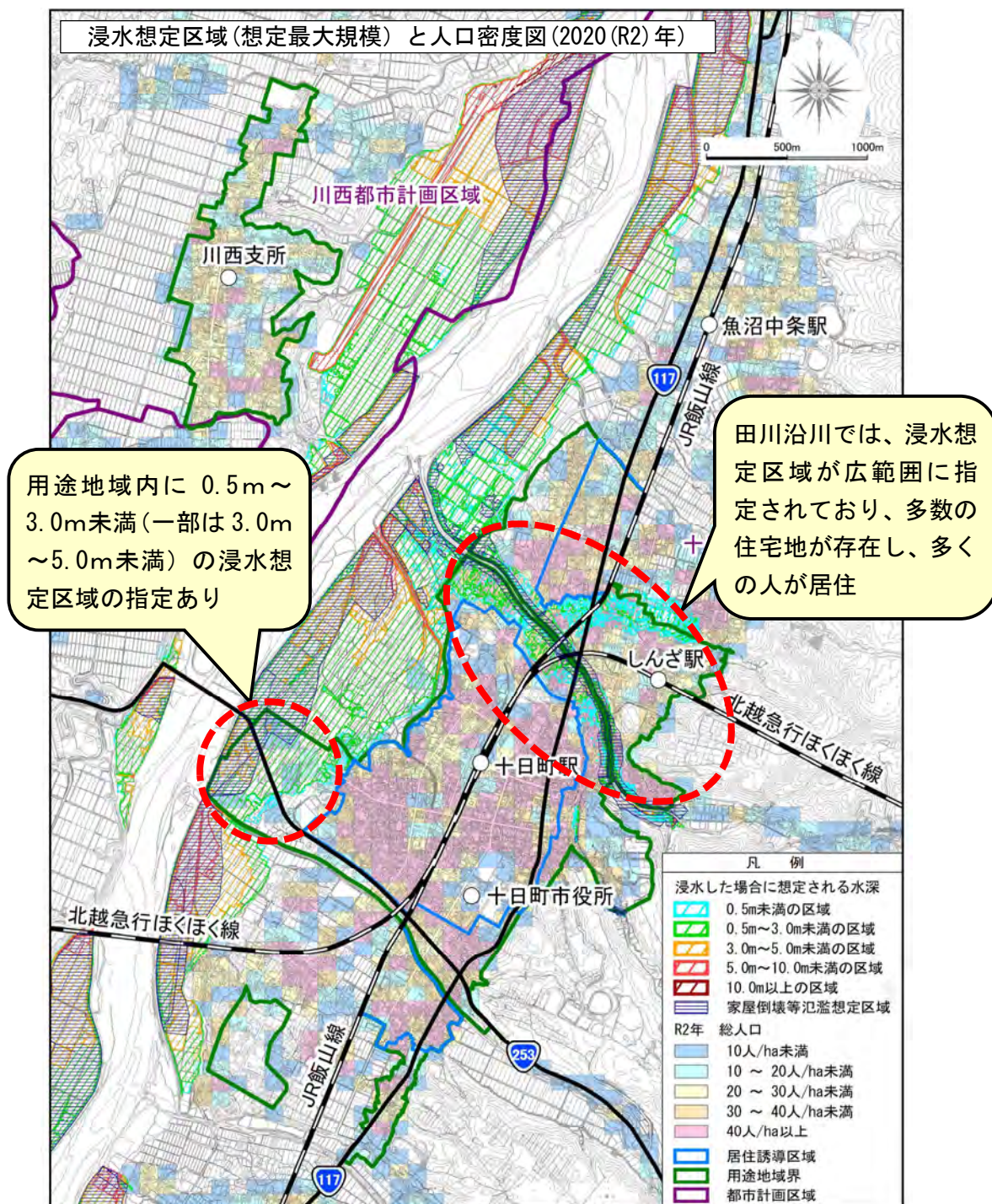
11. 参考資料

11-3 防災指針関連

(1) 浸水想定区域

■ 浸水想定区域（想定最大規模）と人口密度

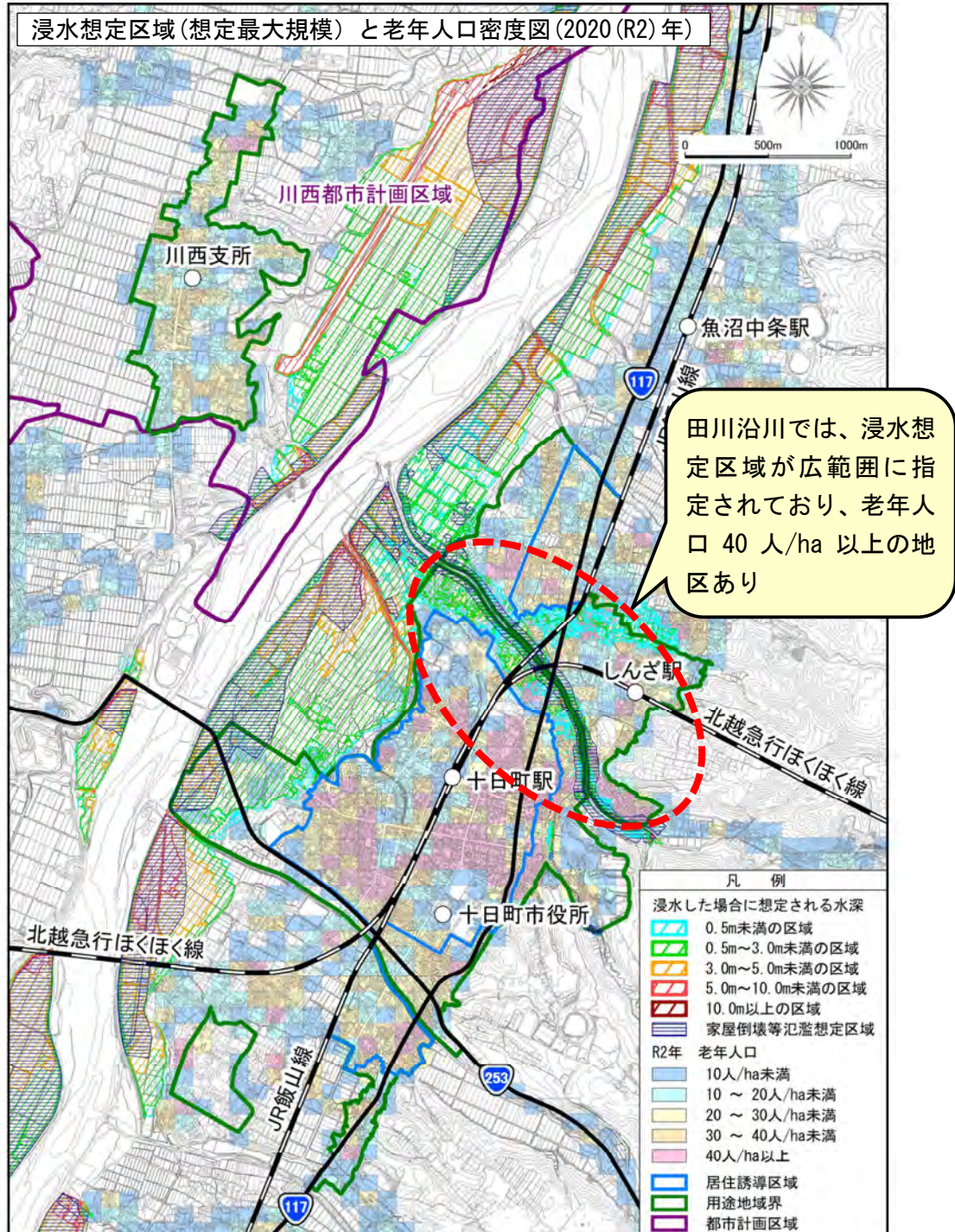
十日町地域の用途地域西側では、0.5m～3.0m未満の浸水想定区域に指定された地区（一部は3.0m～5.0m未満）が見られます。また、田川沿川では、浸水想定区域が広範囲に指定されており、それらの範囲には多数の住宅地が存在し、多くの人が居住しています（浸水想定区域（計画規模）では指定なし）。



資料：GIS 浸水ハザードマップ情報、国土数値情報に基づき作成
図 浸水想定区域（想定最大規模）と人口密度

■ 浸水想定区域（想定最大規模）と老年人口密度

田川沿川では、浸水想定区域が広範囲に指定されており、一部には老年人口 40 人/ha 以上の地区も見られます。

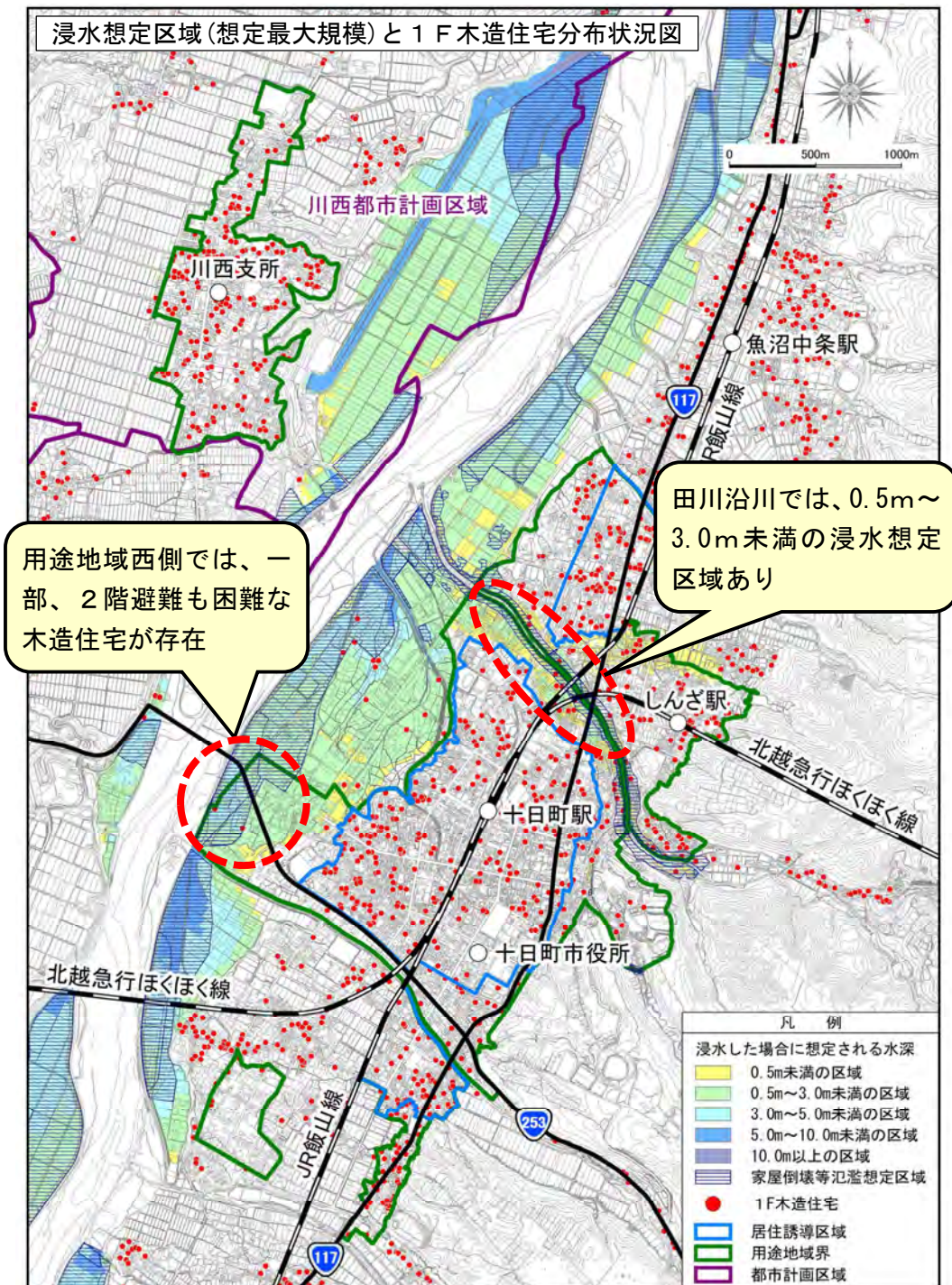


資料：GIS 浸水ハザードマップ情報、国土数値情報に基づき作成
図 浸水想定区域（想定最大規模）と老年人口密度

11. 参考資料

■ 浸水想定区域（想定最大規模）と1階木造住宅分布状況

十日町地域の用途地域西側や田川沿川では、0.5m～3.0m未満の浸水想定区域の指定範囲があるとともに、用途地域西側の一部には3.0m～5.0m未満の指定範囲もあり、2階避難も困難な木造住宅が存在しています。

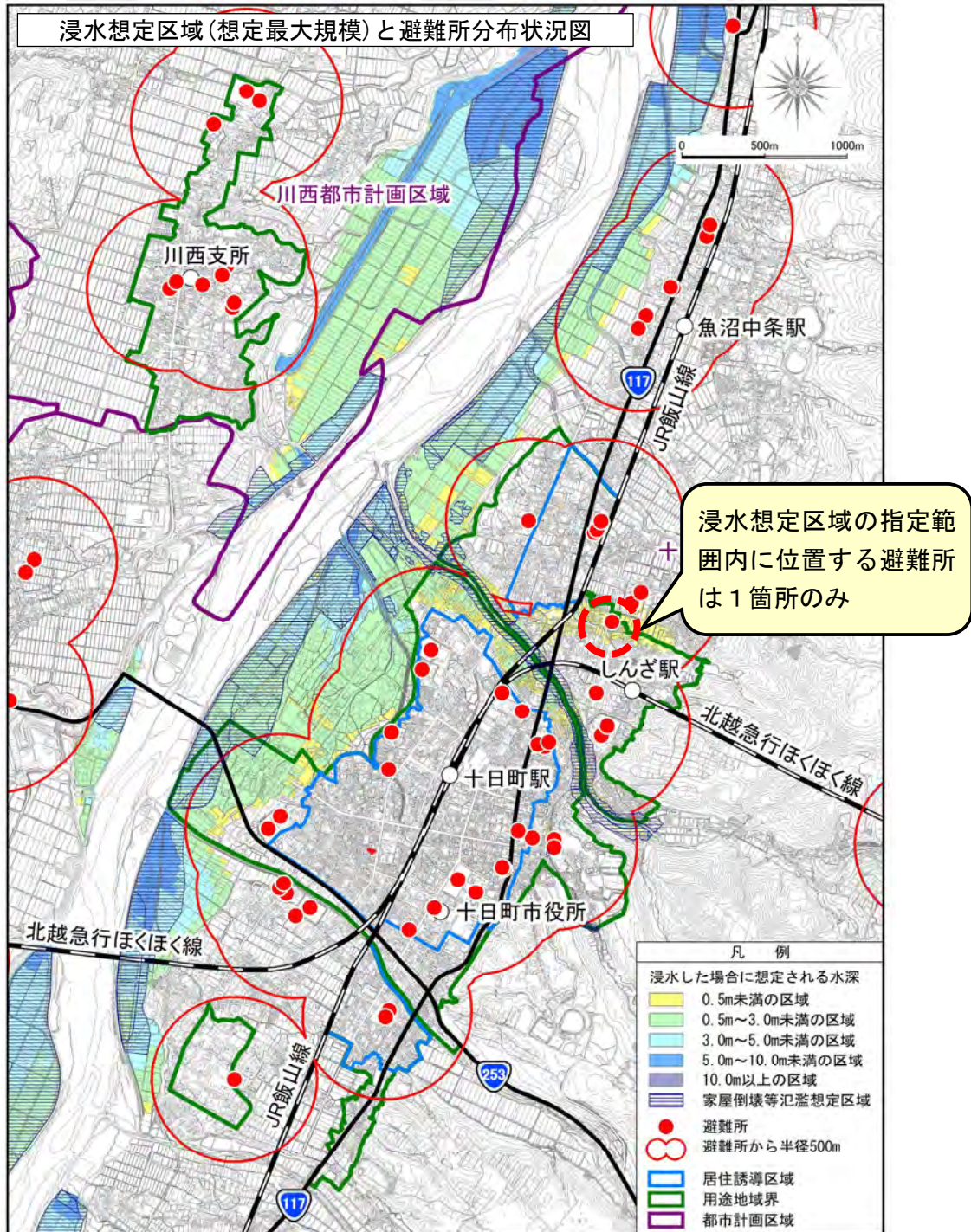


資料：GIS 浸水ハザードマップ情報、GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成

図 浸水想定区域（想定最大規模）と1階木造住宅分布状況

■ 浸水想定区域（想定最大規模）と避難所分布状況

避難所は、しんざ駅周辺の1箇所を除き、浸水想定区域の指定範囲外に位置しています。

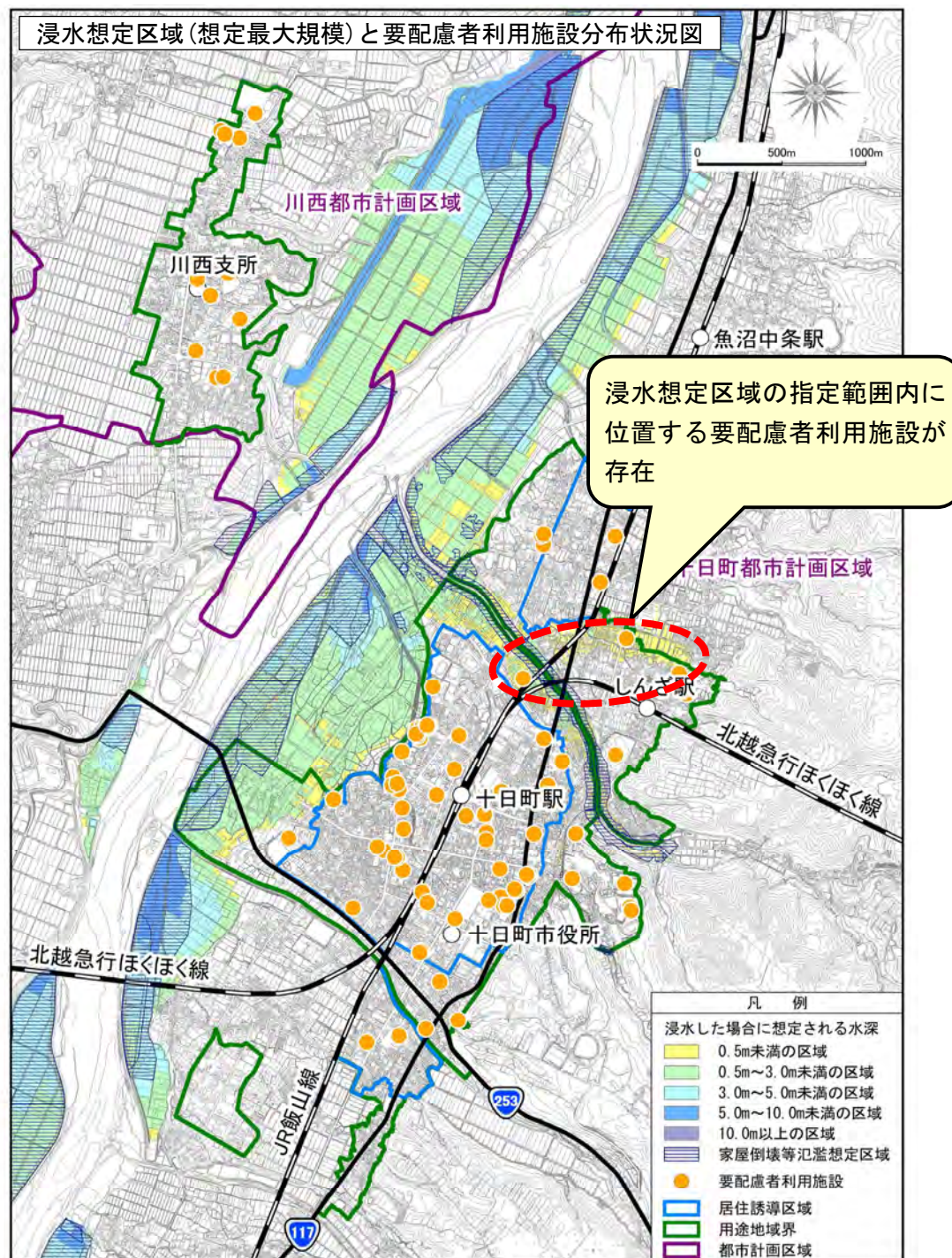


資料：GIS 浸水ハザードマップ情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 浸水想定区域（想定最大規模）と避難所分布状況

11. 参考資料

■ 浸水想定区域（想定最大規模）と要配慮者利用施設分布状況

要配慮者利用施設については、しんご駅周辺や田川沿川において、0.5m未満や0.5m～3.0m未満の浸水想定区域の指定範囲内に位置した施設が存在しています。



資料：GIS 浸水ハザードマップ情報、十日町市ハザードマップ等に基づき作成

図 浸水想定区域（想定最大規模）と要配慮者利用施設分布状況

11-4 目標値・効果関連

(1) 目標値の評価方法

本計画で掲げたまちづくりの方針・誘導方針を実現するため設定した、誘導方針に関する評価指標について、以下のような作業方法によって評価を行います。

《 誘導方針に関する評価指標 》

指 標	誘導方針	現状値	目標値
居住誘導区域の人口密度	誘導方針 1、2	39.4 人/ha (令和 2 年度)	25 人/ha (令和 27 年度)
【評価作業の方法】 ・ 令和 27 年国勢調査の小地域人口を住居系建物件数で按分した積み上げ値により、居住誘導区域内人口を算出し、これを居住誘導区域面積で除することにより、居住誘導区域の人口密度を算出します。			

指 標	誘導方針	現状値	目標値
居住誘導区域の除雪の満足度	誘導方針 2	40% (令和 5 年度)	43% (令和 11 年度)
【評価作業の方法】 ・ 市では、「第二次十日町市総合計画」の評価と市民ニーズを把握するため、隔年でアンケート調査を実施しており、このアンケート調査結果から、まちなか（十日町・高山・西部・川治六箇・大井田地区）の除雪満足度を把握します。調査年度は、令和 7・9・11 年の 3 か年の平均値とします。			

指 標	誘導方針	現状値	目標値
市民の公共交通に関する満足度	誘導方針 3	19% (令和 5 年度)	25% (令和 9 年度)
【評価作業の方法】 ・ 本指標は、「十日町市地域公共交通計画」の評価指標と共通しており、「十日町市地域公共交通計画」見直しに際して実施する（予定）、利用者アンケート調査結果から、公共交通に関する満足度を把握します。			

11. 参考資料

11-5 策定経緯

【策定までの経緯】

日付	名称	検討内容
令和4年3月30日	令和3年度 第1回都市計画審議会	立地適正化計画の策定について
令和4年10月27日～ 11月11日	市民アンケート調査	十日町市の今後のまちづくりの 方向性について
令和4年11月7日～ 12月9日	地域自治組織意見交換会	十日町市の今後のまちづくりの 方向性について
令和4年12月14日	令和4年度 第1回都市計画審議会	立地適正化計画策定業務の 進捗状況について
令和5年3月3日	令和4年度 第2回都市計画審議会	立地適正化計画の策定状況について
令和5年7月21日	令和5年度 第1回都市計画審議会	立地適正化計画の策定状況について
令和6年2月9日	令和5年度 第2回都市計画審議会	立地適正化計画の策定内容について
令和6年11月21日	令和6年度 第2回都市計画審議会	立地適正化計画素案について
令和7年1月10日～31日	パブリックコメント	立地適正化計画案について
令和7年2月25日	令和6年度 第3回都市計画審議会	立地適正化計画案について 諮問・答申

※十日町市都市計画審議会は、市議会議員3名、学識経験者5名、関係行政機関の職員2名、市の住民8名で構成している。

十日町市立地適正化計画

令和7年3月

■発行 十日町市

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

Tel : 025-757-3111 Fax : 025-752-4635

URL : <https://www.city.tokamachi.lg.jp/>
